

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月24日
【計算期間】	第21期（自 平成27年10月1日 至 平成28年3月31日）
【発行者名】	積水ハウス・S I レジデンシャル投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 南 修
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山三丁目1番31号
【事務連絡者氏名】	積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社 管理部長 磯 浩一
【連絡場所】	東京都港区南青山三丁目1番31号
【電話番号】	03-5770-8973（代表）
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【投資法人の概況】

##### (1)【主要な経営指標等の推移】

##### ① 主要な経営指標等の推移

期 決算年月	単位	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
		平成23年9月	平成24年3月	平成24年9月	平成25年3月	平成25年9月
営業収益 (注1)	百万円	3,533	3,705	3,567	4,038	4,688
(うち賃貸事業収入)	百万円	(3,533)	(3,645)	(3,562)	(4,032)	(4,683)
営業費用	百万円	1,911	2,104	1,903	2,130	2,508
(うち賃貸事業費用)	百万円	(1,564)	(1,550)	(1,528)	(1,745)	(2,066)
営業利益	百万円	1,622	1,600	1,663	1,908	2,179
経常利益	百万円	1,156	1,165	1,193	1,435	1,684
当期純利益 (a)	百万円	1,155	1,164	1,191	1,433	1,681
総資産額 (b)	百万円	109,664	112,800	114,174	133,843	148,871
純資産額 (c)	百万円	51,679	51,687	51,714	59,188	69,976
出資総額	百万円	50,523	50,523	50,523	57,755	68,294
発行済投資口の総口数 (d)	口	115,070	115,070	115,070	137,070	159,605
1口当たり純資産額 (c)/(d)	円	449,112	449,183	449,417	431,813	(注6) 87,686
分配総額 (e)	百万円	1,155	1,164	1,191	1,433	1,681
1口当たり当期純利益 (注2)	円	10,045	10,117	10,350	10,475	(注6) 2,144
1口当たり分配金額 (e)/(d)	円	10,045	10,117	10,351	10,459	10,537
(うち1口当たり利益分配金)	円	(10,045)	(10,117)	(10,351)	(10,459)	(10,537)
(うち1口当たり利益超過分配金)	円	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
総資産経常利益率 (注3)	%	1.1(2.1)	1.0(2.1)	1.1(2.1)	1.2(2.3)	1.2(2.4)
自己資本利益率 (注3)	%	2.2(4.5)	2.3(4.5)	2.3(4.6)	2.6(5.2)	2.6(5.2)
自己資本比率 (c)/(b)	%	47.1	45.8	45.3	44.2	47.0
配当性向 (注4)	%	100.0	100.0	100.0	100.0	99.9

##### [その他参考情報]

投資物件数 (注5)	件	58	60	66	77	89
総賃貸可能面積	m <sup>2</sup>	276,314.61	237,289.73	259,178.31	295,116.85	301,179.47
期末稼働率 (注5)	%	97.3	98.3	97.7	97.7	97.1
当期減価償却費	百万円	672	695	727	853	1,018
当期資本的支出額	百万円	49	30	51	23	17
賃貸NOI (Net Operating Income) (注3)	百万円	2,641	2,789	2,761	3,141	3,636
FFO (Funds from Operation) (注3)	百万円	1,828	1,986	1,918	2,288	2,709
1口当たりFFO (注3)	円	15,890	17,265	16,674	16,692	16,978
有利子負債総額 (注3)	百万円	54,032	58,073	59,503	71,434	75,975
LTV (Loan to Value) (注3)	%	49.3	51.5	52.1	53.4	51.0
有利子負債比率 (注3)	%	51.7	53.5	54.1	55.3	52.7
DSCR (Debt Service Coverage Ratio) (注3)	倍	4.5	4.7	5.4	6.1	6.8

期 決算年月	単位	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
		平成26年3月	平成26年9月	平成27年3月	平成27年9月	平成28年3月
営業収益 (注1)	百万円	4,952	5,591	6,286	6,411	6,543
(うち賃貸事業収入)	百万円	(4,917)	(5,591)	(6,134)	(6,330)	(6,332)
営業費用	百万円	2,710	3,127	3,472	3,667	3,801
(うち賃貸事業費用)	百万円	(2,233)	(2,560)	(2,835)	(2,975)	(3,065)
営業利益	百万円	2,242	2,463	2,814	2,743	2,741
経常利益	百万円	1,767	1,952	2,305	2,211	2,214
当期純利益 (a)	百万円	1,765	1,950	2,302	2,209	2,210
総資産額 (b)	百万円	156,878	176,892	194,035	195,280	198,290
純資産額 (c)	百万円	70,059	81,010	91,227	91,213	91,263
出資総額	百万円	68,294	79,059	88,925	88,925	88,925
発行済投資口の総口数 (d)	口	159,605	915,240	1,018,110	1,018,110	1,018,110
1口当たり純資産額 (c)/(d)	円	(注6) 87,791	(注6) 88,512	(注6) 89,605	(注6) 89,590	(注6) 89,639
分配総額 (e)	百万円	1,765	1,950	2,224	2,160	2,163
1口当たり当期純利益 (注2)	円	(注6) 2,212	(注6) 2,163	(注6) 2,289	(注6) 2,170	(注6) 2,171
1口当たり分配金額 (e)/(d)	円	11,062	2,131	2,185	2,122	2,125
(うち1口当たり利益分配金)	円	(11,062)	(2,131)	(2,185)	(2,122)	(2,125)
(うち1口当たり利益超過分配金)	円	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
総資産経常利益率 (注3)	%	1.2(2.3)	1.2(2.3)	1.2(2.5)	1.1(2.3)	1.1(2.2)
自己資本利益率 (注3)	%	2.5(5.1)	2.6(5.2)	2.7(5.4)	2.4(4.8)	2.4(4.8)
自己資本比率 (c)/(b)	%	44.7	45.8	47.0	46.7	46.0
配当性向 (注4)	%	100.0	99.9	96.6	97.7	97.8

[その他参考情報]

投資物件数 (注5)	件	95	99	107	110	108
総賃貸可能面積	m <sup>2</sup>	318,602.26	357,494.91	399,249.82	400,210.45	368,622.60
期末稼働率 (注5)	%	97.5	97.1	97.4	96.7	97.2
当期減価償却費	百万円	1,073	1,252	1,369	1,431	1,468
当期資本的支出額	百万円	86	68	153	97	293
賃貸NOI (Net Operating Income) (注3)	百万円	3,757	4,283	4,669	4,786	4,735
F F O (Funds from Operation) (注3)	百万円	2,804	3,204	3,520	3,560	3,468
1口当たりF F O (注3)	円	17,571	3,500	3,458	3,496	3,406
有利子負債総額 (注3)	百万円	83,768	92,459	99,109	100,609	103,709
L T V (Loan to Value) (注3)	%	53.4	52.3	51.1	51.5	52.3
有利子負債比率 (注3)	%	55.1	53.9	52.7	53.1	53.8
D S C R (Debt Service Coverage Ratio) (注3)	倍	7.8	8.3	9.6	9.2	9.4

(注1) 営業収益等には、消費税等は含まれていません。

(注2) 1口当たり当期純利益は、当期純利益を日数による加重平均投資口数で除することにより算定しています。

(注3) 記載した指標は以下の方法により算定しています。また、運用日数により年換算した数値を( )内に併記しています。

総資産経常利益率	経常利益／平均総資産額 平均総資産額＝(期首総資産額＋期末総資産額)÷2
自己資本利益率	当期純利益／平均純資産額 平均純資産額＝(期首純資産額＋期末純資産額)÷2
賃貸NOI	当期賃貸事業利益(賃貸事業収入－賃貸事業費用)＋当期減価償却費
FFO	当期純利益－不動産等売却益＋不動産等売却損＋当期減価償却費
1口当たりFFO	(当期純利益－不動産等売却益＋不動産等売却損＋当期減価償却費)／発行済投資口の総口数
有利子負債総額	借入金＋投資法人債＋有利子の敷金及び保証金
LTV	期末有利子負債総額／期末総資産額
有利子負債比率	期末有利子負債総額／(期末有利子負債総額＋出資総額)
DSCR	(当期純利益＋有利子負債にかかる当期元金分割返済額＋支払利息(投資法人債利息を含む)＋当期減価償却費)／(有利子負債にかかる当期元金分割返済額＋支払利息(投資法人債利息を含む))

(注4) 配当性向については、以下の方法により算定しており、記載未滿の桁数を切捨てにより表示しています。

第12期～第14期、 第17期、 第20期～第21期	1口当たり分配金額(利益超過分配金は含まない)／1口当たり当期純利益
第15期～第16期、 第18期～第19期	分配総額／当期純利益

(注5) 投資物件数は、社会通念上、一体と認められる単位で記載しています。また、期末稼働率は決算日時点における総賃貸可能面積に占める賃貸面積の割合を記載しています。

(注6) 平成26年3月31日を分割の基準日とし、平成26年4月1日を効力発生日として、投資口1口につき5口の割合による投資口の分割を行いました。1口当たり純資産額及び1口当たり当期純利益については、第16期期首に当該投資口の分割が行われたと仮定して算定しています。

## ② 運用状況

### (イ) 当期の概況

#### A. 投資法人の運用の基本方針

積水ハウス・S I レジデンシャル投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、住宅産業のリーディングカンパニーである積水ハウス株式会社（以下「積水ハウス」といいます。）をメインスポンサーとする投資法人です。

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）に基づき、平成17年4月20日に設立され、同年7月28日に株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）不動産投資信託証券市場（J-R E I T市場）に上場（銘柄コード8973）しました。その後、平成22年3月に本投資法人の新たなスポンサーとして積水ハウス及び株式会社スプリング・インベストメント（以下「スプリング・インベストメント」といい、積水ハウスと併せ、以下「スポンサー」と総称します。）が選定され、両社を本投資法人の共同スポンサーとする協働体制が確立されました。

その後、本投資法人は平成26年6月11日に、これまで補完的投資対象と位置付けていた「商業施設等」を投資対象から除外し、主たる用途（注1）が「住居」である不動産関連資産（注2）のみを投資対象とするべく本投資法人の規約（以下「規約」といいます。）の一部変更を行うとともに、当該投資対象の変更を強く訴求するため、本投資法人の商号を「積水ハウス・S I レジデンシャル投資法人」に変更しました。

本投資法人は、積水ハウスグループ（注3）が開発する高品質な賃貸住宅を基軸とした、安定性の高いポートフォリオを構築し、財務基盤の強化も図ることにより、投資主利益の最大化に努め、住宅系リーディングカンパニーを目指しています。

（注1）「主たる用途」とは、当該不動産関連資産（注2）の総専有面積のうち過半を占める用途をいいます。以下同じです。

（注2）「不動産関連資産」とは、不動産等、不動産同等物及び不動産対応証券を総称したものです。詳細については、後記「2 投資方針（2）投資対象 ① 投資対象とする資産の種類・内容等」をご参照下さい。

（注3）「積水ハウスグループ」とは、積水ハウスとその子会社205社及び関連会社23社で構成される企業集団をいいます（平成28年1月末日現在）。以下同じです。

また、当期末後の平成28年6月10日に開催された第7回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）において、投資対象の追加を含む規約の一部変更を行い、またこれを受け、本投資法人が資産の運用を委託する積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）の社内規程である運用ガイドラインの一部変更も実施しています。変更後における運用ガイドラインの主な変更内容は、以下のとおりです（当該変更内容を含む本投資法人のポートフォリオ構築方針の詳細については、後記「2 投資方針（1）投資方針 ② ポートフォリオ構築方針」をご参照下さい。）。

#### (i) 投資対象

投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含み、以下「投信法施行令」といいます。）の改正により、特定資産（投信法施行令第3条に定めるものをいいます。）の範囲に再生可能エネルギー発電設備が含まれることとなったため、投資対象に再生可能エネルギー発電設備を加えるべく、投資対象の記載を変更するものです。

#### (ii) 投資地域

本投資法人は、本投資法人の事業価値・投資主利益の最大化を目指し、メインスポンサーである積水ハウスの知名度・実績・ノウハウ及び積水ハウスの100%子会社であり、地域ごとの営業戦略をもってそれぞれ全国各地で事業を展開する積和不動産各社（注4）（全7社）の全国的な不動産賃貸ネットワークを最大限活用可能なポートフォリオの構築を推進しています。

（注4）「積和不動産各社」とは、積水ハウスが100%出資し、全国に展開する積水ハウスグループの不動産部門の中核企業である積和不動産株式会社、積和不動産関東株式会社、積和不動産東北株式会社、積和不動産中部株式会社、積和不動産関西株式会社、積和不動産中国株式会社及び積和不動産九州株式会社（以下、それぞれ「積和不動産」、「積和不動産関東」、「積和不動産東北」、「積和不動産中部」、「積和不動産関西」、「積和不動産中国」及び「積和不動産九州」といいます。）の7社をいいます。以下同じです。

具体的には、「東京圏（東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県をいいます。）」を、地域特性により「東京圏主要都市部」及び「東京圏その他都市部」の2つの投資対象エリアに分類し、中でも賃貸市場規模が大きく、かつ将来にわたり需給関係が良好と見込まれる「東京圏主要都市部」を重点投資エリア及びポートフォリオの中核を担うエリアと位置付ける一方、地域別分散投資の観点から、積水ハウスグループの全国ネットワークの活用効果が「東京圏」と同様に期待できる「全国主要都市」も、「主要大都市圏」及び「その他全国主要都市」の2つの投資対象エリアに分類して、投資を行うこととしています。

今般、本投資法人は、前述の各投資対象エリアに対する基本的な投資姿勢を維持した上で、運用ガイドラインの一部の変更により、東京圏主要都市部以外の投資エリアへの投資につきより柔軟な対応を可能とすべく、「東京圏その他都市部」と「全国主要都市」の組入比率を合わせて30%程度としました。なお、重点投資エリアかつポートフォリオの中核を担うエリアである「東京圏主要都市部」の組入比率は変更せず、従来どおり70%程度としています。

なお、当該変更の詳細は以下のとおりです。変更箇所は下線を付して表示しています。

投資不動産の地域区分（変更前）

投資エリア区分		具体的なエリア	組入比率（注3） （取得価格ベース）
東京圏	東京圏主要都市部 （重点投資エリア）	①東京都：23区、 武蔵野市、三鷹市、小金井市 ②神奈川県：横浜市、川崎市	70%程度
	東京圏その他都市部	①上記以外の東京都全域（但し、島しょ部を除く。）及び神奈川県 ②千葉県、埼玉県	<u>東京圏主要都市部と合わせて80%程度</u>
全国主要都市	主要大都市圏	①札幌市、仙台市、名古屋市、京都市、 大阪市、神戸市、広島市、福岡市 ②上記①の通勤圏（注1）	20%程度
	その他の全国主要都市	上記以外の政令指定都市等（注2）	（その他の全国主要都市は <u>おおよそ10%まで</u> ）

（注1）通勤圏とは、札幌市、仙台市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、福岡市の中心部から概ね30分程度の所要時間にて通勤可能な周辺部をいう。

（注2）上記以外の政令指定都市等とは、東京圏以外の都市で、主要大都市圏以外の政令指定都市、中核市、特例市及び県庁所在地のいずれかに該当するものをいう。

（注3）組入比率における「程度」とは、±10%をいう。

（注4）既存商業施設については、上記組入比率の計算から除外する。

投資不動産の地域区分（変更後）

投資エリア区分		具体的なエリア	組入比率（注3） （取得価格ベース）
東京圏	東京圏主要都市部 （重点投資エリア）	①東京都： <u>東京23区</u> 、 武蔵野市、三鷹市、小金井市 ②神奈川県：横浜市、川崎市	70%程度
	東京圏その他都市部	①上記以外の東京都全域（但し、島しょ部を除く。）及び神奈川県 ②千葉県、埼玉県	30%程度
全国主要都市	主要大都市圏	①札幌市、仙台市、名古屋市、京都市、 大阪市、神戸市、広島市、福岡市 ②上記①の通勤圏（注1）	（その他の全国主要都市は <u>10%以下</u> ）
	その他の全国主要都市	上記以外の政令指定都市等（注2）	

（注1）通勤圏とは、札幌市、仙台市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、福岡市の中心部から概ね30分程度の所要時間にて通勤可能な周辺部をいう。

（注2）「上記以外の政令指定都市等」とは、東京圏以外の都市で、主要大都市圏以外の政令指定都市、中核市、施行時特例市及び県庁所在地のいずれかに該当するものをいう。

（注3）組入比率における「程度」とは±10%をいう。

（注4）既存商業施設については、上記組入比率の計算から除外する。

## B. 運用環境

当期における日本の景気は、新興国経済の減速の影響により輸出や生産面に一部弱さがみられたものの、雇用・所得環境の着実な改善を背景に、緩やかな回復基調が続いています。

こうした環境のなか、当期における東証REIT指数は、長期金利が低位で推移したことや公募増資の動きが一段落して需給面で改善がみられたこと、また日本銀行の追加緩和補完措置にて、REITの買入れ限度額が発行済投資口の「5%以内」から「10%以内」に変更されたこと等を受け、平成27年の年末にかけて1,750ポイント至近で堅調に推移しました。平成28年1月には中国の景気減速懸念や原油安等の外部要因を受け、1,600ポイント台前半にまで急落しましたが、同年1月29日の日本銀行の「マイナス金利導入」の公表を契機に長期金利が低下したことを受け、1,800ポイント台にまで大幅反発しました。その後も世界的なリスク回避姿勢が高まるなか、堅調に推移しています。

地価動向については、平成28年1月1日時点の地価公示によると、全国平均では、全用途平均で8年ぶりに上昇に転じ、住宅地はわずかに下落したものの下落幅の縮小が継続しており、商業地は横ばいから上昇に転じています。これは雇用情勢の改善や住宅ローン減税等の施策による住宅需要の下支えに加え、外国人観光客の増加などによる店舗、ホテル需要の高まり等を反映した結果と考えられます。圏域別で見ると、三大都市圏（東京圏・大阪圏・名古屋圏）平均では、住宅地はほぼ前年並の小幅な上昇を示し、商業地は上昇幅が拡大しています。また、地方圏においては、地方中枢都市（札幌市、仙台市、広島市、福岡市）では住宅地、商業地共に三大都市圏を上回る上昇に転じました。地方圏のその他の地域においても下落幅は縮小しています。

賃貸住宅の需要動向については、東京圏や政令指定都市などの一部の大都市において、他地域からの人口流入により若年者を中核とした単身世帯が増加しているとともに、マイホーム離れといったマインドの変化や生活スタイルの多様化が進んだことにより、引き続き若年層を中心とした持家志向が低下しているなかで、賃貸住宅への潜在需要は底堅く、立地や品質に優れた賃貸マンションは安定した稼働がみられます。

他方、賃貸住宅の供給動向については、国土交通省の建築着工統計調査報告（平成28年4月分）によると、平成28年4月の貸家着工戸数は、前年同月比で6か月連続の増加となっていますが、依然低位で推移していることから、賃貸住宅市場における需給関係は引き続き概ね良好な状況にあると考えられます。

また、日本銀行の経済・物価情勢の展望（平成28年4月）によると、個人消費は、一部に弱めの動きもみられますが、雇用・所得環境の着実な改善を背景に、底堅く推移しています。また、訪日外国人数が過去最高を記録するなかで、出店需要は旺盛であり、新たな開発計画の発表や再始動も多く、全体感として店舗市況は堅調に推移しています。それに伴い店舗賃料の上昇トレンドは継続していますが、銀座、新宿等の一部のエリアではやや落ち着きをみせています。



C. 運用実績

(i) 投資主利益の最大化に向けた諸施策

a. 資産規模の推移

当期は、平成27年9月期末に保有していた110物件、取得価格（但し、取得諸経費、固定資産税、都市計画税、消費税及び地方消費税を除きます。以下同じです。）の合計191,020百万円で運用を開始しました。平成27年10月、平成28年1月及び同年3月にそれぞれ住居1物件（取得価格の合計11,260百万円）を取得しました。その一方で、平成27年11月に既存商業施設（注）4物件、平成28年1月に住居1物件（取得価格の合計8,390百万円）を譲渡しました。その結果、当期末における本投資法人の保有資産は108物件（住居106物件、商業施設2物件）、取得価格の合計は193,890百万円（住居188,539百万円、商業施設5,350百万円）となりました。

（注）「既存商業施設」とは、本投資法人が保有を継続している主として商業施設の用に供される不動産関連資産をいいます。以下同じです。

なお、当期中に取得又は譲渡した物件は、以下のとおりです。

<新規取得物件>

物件番号	物件名称	所在地	取得価格 (百万円)	取得日
住居-111	マストライフ日野	東京都日野市新町	1,290	平成27年10月1日
住居-112	プライムメゾン横濱日本大通	神奈川県横浜市中区本町 他	4,270	平成28年1月29日
住居-113	神戸女子学生会館	兵庫県神戸市東灘区向洋町中	5,700	平成28年3月1日

<譲渡物件>

物件番号	物件名称	所在地	譲渡価格 (百万円)	譲渡日
住居-13	エスティメゾン今池	愛知県名古屋市中千種区今池	300	平成28年1月28日
商業-3	りんくう羽倉崎プラザ	大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺	8,500 (注)	平成27年11月30日
商業-5	コジマ×ビックカメラ上福岡店	埼玉県ふじみ野市上福岡		平成27年11月30日
商業-8	ジョイスクエア湯河原	神奈川県足柄下郡湯河原町中央		平成27年11月30日
商業-9	バルプラザショッピングセンター	長野県上田市丸中丸子		平成27年11月30日

（注）譲渡先より開示についての承諾が得られていないため、個々の譲渡価格については非開示としています。

b. 積水ハウスグループとの物件パイプラインを基軸とした住居ポートフォリオの充実

本投資法人は、平成27年11月に既存商業施設4物件、平成28年1月には、築年数が古く将来的に修繕費等のコスト負担増が見込まれる住居1物件を譲渡しました。

また、当期中において積水ハウスグループの物件パイプラインを活用し、平成27年10月に積和不動産から「マスト」シリーズ1物件、平成28年1月には積水ハウスから「プライムメゾン」シリーズ1物件を取得する一方、平成28年3月には初めての住宅系アセットとして学生寮を資産運用会社の独自ルートを活用し、取得しました。

なお、当期末後となる平成28年4月には、積水ハウスから「プライムメゾン」シリーズ2物件を取得するとともに、初めて積和不動産関西から当社がその価値を認めて保有していた住居2物件を取得しました。その結果、本書の日付現在において、本投資法人のポートフォリオの資産規模は、取得価格の合計で2,000億円に到達しました。本投資法人は、これらの積水ハウスグループとの物件パイプラインを基軸とした住居ポートフォリオの充実により、将来における運用リスクの低減を図り、ポートフォリオの収益基盤の安定性の更なる強化を推進することができたと考えています。

c. ポートフォリオの状況

平成28年3月末日（第21期末）現在及び本書の日付現在の保有資産の用途別の投資比率、地域別及び築年数別のポートフォリオ分散状況の概要は、以下のとおりです。なお、取得価格については、百万円未満を切り捨てており、投資比率については、小数第二位を四捨五入しています。したがって、以下に記載の各投資比率の合計が100%とならない場合があります。

<用途別投資比率>

用途区分	平成28年3月末日 (第21期末) 現在		本書の日付現在	
	取得価格 (百万円)	投資比率 (%)	取得価格 (百万円)	投資比率 (%)
住居	188,539	97.2	195,349	97.3
その他信託不動産（商業施設）	5,350	2.8	5,350	2.7
ポートフォリオ合計	193,890	100.0	200,700	100.0

<地域別分散状況（住居のみ）>

投資エリア区分 (注1)	平成28年3月末日 (第21期末) 現在		本書の日付現在	
	取得価格 (百万円)	投資比率 (%)	取得価格 (百万円)	投資比率 (%)
東京圏主要都市部 (重点投資エリア)	126,727	67.2	131,617	67.4
東京圏その他都市部	7,430	3.9	7,430	3.8
全国主要都市	54,382	28.8	56,302	28.8
ポートフォリオ合計	188,539	100.0	195,349	100.0

(注1) 「投資エリア区分」欄に記載されている「東京圏主要都市部（重点投資エリア）」とは、東京23区、武蔵野市、三鷹市、小金井市、神奈川県横浜市及び川崎市を、「東京圏その他都市部」とは、上記以外の東京都全域（但し、島しょ部を除きます。）、神奈川県、千葉県及び埼玉県を、「全国主要都市」とは、札幌市、仙台市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、福岡市並びにその通勤圏（中心部から概ね30分程度の所要時間にて通勤可能な周辺部）及び上記以外の政令指定都市等（政令指定都市、中核市、特例市（現：施行時特例市）及び県庁所在地のいずれかに該当するもの）をいいます。

(注2) ポートフォリオ全体では、東京圏主要都市部（重点投資エリア）、東京圏その他都市部及び全国主要都市への投資比率は、平成28年3月末日（第21期末）現在において、それぞれ66.1%、3.8%及び30.0%、本書の日付現在においては、それぞれ66.3%、3.7%及び30.0%となっています。

<築年数別分散状況>

築年数区分	平成28年3月末日 (第21期末) 現在		本書の日付現在	
	取得価格 (百万円)	投資比率 (%)	取得価格 (百万円)	投資比率 (%)
5年未満	15,335	7.9	20,225	10.1
5年以上10年未満	105,845	54.6	104,075	51.9
10年以上	72,710	37.5	76,400	38.1
ポートフォリオ合計	193,890	100.0	200,700	100.0

<用途別平均築年数>

用途区分	平成28年3月末日 (第21期末) 現在	本書の日付現在
住居	9.1年	9.1年
その他信託不動産(商業施設)	13.8年	14.1年
ポートフォリオ全体	9.2年	9.3年

(注) 平均築年数は取得価格に基づき算出される投資比率で加重平均して算出し、小数第二位以下を切り捨てて記載しています。

(ii) リーシング活動の展開及び物件価値向上諸施策の実施

当期において本投資法人は、住居について、不動産の立地、住居タイプ及びテナントの分類に応じた周辺賃貸市場動向に留意しつつリーシング活動を行うとともに、物件競争力の強化を目指した諸施策を実施しました。具体的には、長期空室の住戸に対しては適切な募集条件への見直し等、機動的な対処により早期の収益化を図りました。また、より競争力の高い物件及び住戸においては、テナント入れ替え時及び更新契約時に積極的な賃料引き上げを実施しました。これに加え、空駐車場のリーシングにも注力したことが奏功し、ポートフォリオの収益性が向上しました。資産価値の維持・向上を目的とした施策としては、劣化診断調査等の結果を踏まえた計画的な大規模修繕工事を2物件で実施したほか、エントランスロビーの改修工事を1物件で実施し、保有物件の訴求力の向上に努めました。また、環境に配慮しつつ物件の運用コスト削減にも寄与する施策として、これまで進めてきた共用部照明のLED化を継続して実施したことに加え、専有部においてもLED照明及び省エネ性能の高いエアコンの導入を順次進め、テナント満足度の向上に寄与する施策を実施しました。その結果として住居全体の稼働率は当期末現在97.0%となりました。

当期末時点において保有する既存商業施設2物件については、期初から稼働が安定しており、当期末現在の稼働率は100%となっています。

その結果、ポートフォリオ全体の稼働率は当期末現在97.2%となっています。

(iii) CSR・サステナブル社会実現への取組み

本投資法人は、平成27年3月期(第19期)に環境に関する基本方針並びにサステナブル・ポリシー及び目標を制定しました。その上で、当該方針に基づき、住宅業界初の「エコ・ファースト企業」として環境省から認定を受けた積水ハウスとの協働により、保有する物件の省エネルギー対応や環境配慮型の物件取得等を通じ、時代のニーズに即した省エネルギー・環境配慮への対応を推進してきました。

当期においては、環境に配慮した施策として、これまでも適宜実施してきた省エネルギーエアコンの導入及びLED照明の導入を実施しました。また、これまで取得してきた外部評価機関による環境認証や評価をサステナブル社会の実現に向けて改めて分析し、その内容を踏まえテナントへの省エネルギー啓発活動などテナントとのパートナーシップの構築を企図した新たな取組みの検討を進めました。

本投資法人は、今後も引き続き環境負荷軽減策をはじめとするサステナブル社会の実現に向けた取組みをより一層推進し、本投資法人の基本理念である「J-REITを通じた高品質な住まいの提供」及び「豊かで充実した暮らしの創造」の実現を目指します。

#### D. 資金調達の詳細

当期において本投資法人は、物件取得資金に充当するため、平成27年10月に短期借入金1,200百万円（借入期間：約11か月）、平成28年1月に長期借入金4,100百万円（借入期間：約7年7か月）、同年3月に短期借入金6,000百万円（借入期間：約6か月）を新規に借入れました。その一方で、既存商業施設の譲渡による譲渡代金を活用し、平成27年12月に借入金の期限前返済（合計8,200百万円）を行いました。

これらの結果、当期末の本投資法人の有利子負債残高は103,709百万円（短期借入金7,200百万円、長期借入金82,009百万円（うち1年内返済予定の長期借入金12,300百万円）及び投資法人債14,500百万円）となっています。また、本投資法人は、このような取組みの結果として構築された安定的な財務基盤を背景に、本書の日付現在において、以下の信用格付を取得しています。

信用格付業者	発行体格付
株式会社日本格付研究所 (JCR)	長期発行体格付 AA- (安定的)
株式会社格付投資情報センター (R&I)	発行体格付 A+ (安定的)

#### E. 業績及び分配の詳細

上記のような運用の結果、当期の実績として、営業収益は6,543百万円、管理業務費、水道光熱費、資産運用報酬等の営業費用を控除した営業利益は2,741百万円となり、経常利益は2,214百万円、当期純利益は2,210百万円を計上しました。

なお、当期は「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例」（租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）（以下「租税特別措置法」といいます。）第66条の2）の適用により、平成27年11月に譲渡した既存商業施設4物件及び平成28年1月に譲渡した住居1物件の譲渡益の一部を圧縮積立金として内部留保することとしました。かかる方針により、分配金については、税制の特例（租税特別措置法第67条の15）の適用により、利益分配金の最大額が損金算入されることを企図して、当期末処分利益から租税特別措置法第66条の2が適用される範囲内である47百万円を圧縮積立金繰入額として控除した金額の全額を分配することとしています。

この結果、投資口1口当たりの分配金は2,125円となりました。

## (ロ) 次期の見通し

### A. 投資環境

日本銀行の経済・物価情勢の展望(平成28年4月)によると、日本経済の先行きについては、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されます。家計、企業の両部門において所得から支出への前向きな循環メカニズムが持続するもとの、国内需要が増加基調をたどるとともに、輸出は、当面鈍さが残るとみられますが、新興国経済が減速した状態から脱していくことなどを背景に、緩やかに増加していくと考えられます。但し、中国を始めとするアジア新興国や資源国等の景気の下振れが、国内景気を下押しするリスクについては引き続き注意が必要と考えられます。

資金調達環境については、日本銀行が平成28年1月に導入を公表したマイナス金利政策により、長期金利は超低位若しくはマイナス領域で推移しています。J-R E I T市場にとっては、ファイナンスコストの削減余地の拡大や国債利回りが低下したことによりマイナス金利政策下で運用難に陥った投資資金が流入してくることが期待されます。

不動産取引市場においては、良好な資金調達環境を背景として、投資家の投資意欲は依然として高く、取得競争の過熱感は継続しています。期待利回りの水準は金融危機前の最低水準に既に到達しており、低下余地は小さくなっているものの、マイナス金利導入によるリスクフリーレートの低下、投資対象としての不動産の優位性の上昇から、投資資金が更に流入することが想定され、不動産価格は緩やかな上昇又は高止まりで推移していくと考えられます。本投資法人としては、資産運用の環境について、マイナス金利環境の今後の影響も含め景気、需給バランス及び国内外投資家の動向を慎重に見極めながら資産の取得・運用を行います。

### B. 今後の運用方針及び対処すべき課題

#### (i) 外部成長戦略

本投資法人は、メインスポンサーである積水ハウスを中核企業とする積水ハウスグループが企画・開発する高品質な賃貸住宅を基軸としたポートフォリオを構築し、投資主利益の最大化を目指します。

その中で本投資法人は、「東京圏主要都市部」を重点的な投資エリア、かつ、ポートフォリオの中核を担うエリアと位置付けるとともに、地域経済リスク・地震リスク等のポートフォリオの一極集中リスクを軽減するため、積水ハウスグループの全国ネットワークの活用効果が「東京圏」と同様に期待できる「東京圏その他都市部」と「主要大都市圏」を含む「全国主要都市」に所在する物件についても、安定的な賃貸需要が見込める物件の取得を検討し、一定の分散投資を図ります。投資対象とする住居タイプについては、相対的に高い賃貸需要と収益性が見込まれるシングル・コンパクトタイプを主な住居タイプとする物件に加え、エリア特性を勘案し、安定的な収益性が見込まれるファミリータイプを主な住居タイプとする物件を主たる投資対象とします。また、ラージタイプを主な住居タイプとする物件については、立地環境等を慎重に分析の上、厳選して投資を行います。また、学生寮、社宅、サービス付き高齢者向け住宅についても、総合的かつ慎重に分析の上、投資を行います。

更に、物件取得ルートについては、積水ハウスグループの物件供給力の活用を基軸とし、共同スポンサーであるスプリング・インベストメントからの物件情報の活用及び資産運用会社独自の物件情報収集による外部からの物件取得にも努めます。不動産マーケットが高騰している中でも、エリアや物件特性を踏まえ、本投資法人の収益性向上に寄与すると判断した物件について、適正な利回り目線を保ちつつ取得を行うことで、着実に良質な賃貸住宅を中心とした資産規模の拡大を目指していきます。

また、既存商業施設については、積水ハウスの協力も得ながら安定運用に努めつつ、原則として売却することを検討します。また、保有する住居物件のうち、低利回りの物件や、築年数が古く将来的に修繕費等のコスト負担増が見込まれる物件については、ポートフォリオの質的向上を図るべく入替えを検討していきます。




#### (ii) 内部成長戦略

本投資法人は、保有物件のキャッシュ・フローを向上させるための諸施策を引き続き実施します。住居物件においては、物件毎の築年数や特性を踏まえ、共用部の大規模修繕工事を計画的に実施する方針です。併せて必要に応じ専有部のバリューアップ工事を継続するとともに運営・管理水準を向上させ、テナント満足度を高めることで運用物件のブランディングを図っていきます。また、電力小売自由化に伴い、環境にも配慮した電気事業者への切替えを実施し、併せて共用部照明のLED化を継続的に推進することで運用コストの削減を図っていきます。更に、プロパティ・マネジメント会社との業務連携を深化することで、稼働率の向上並びに新規契約時の賃料増額及び礼金取得に注力し、併せて契約更新率の維持・向上、更新時の賃料増額を図り、収益性の向上を目指します。

本投資法人が積水ハウスグループより取得する物件については、積水ハウスグループとのシナジーにより、稼働率の向上及び運営・管理の効率化を図るべく、原則として、当該物件の所在地を営業地域とする積和不動産グループ（注）にプロパティ・マネジメント業務を委託します。また、これまで既存の住居物件に係るプロパティ・マネジメント会社についても、順次、積和不動産グループに集約してきたことで、全国で約56.5万室の賃貸管理実績（平成28年1月末日現在）に裏付けられたプロパティ・マネジメント業務のノウハウ、全国ネットワークを活用したテナント募集及び効率的な管理が実現されていると本投資法人は判断しています。今後かかる方針を維持することで、中長期的なパフォーマンスの維持・向上を目指します。更に、本投資法人では、原則として積水ハウスグループ以外から取得した住居物件について、物件名称のブランドを「エステイメゾン」に統一し、ブランドの確立を図るとともに、積水ハウスの賃貸住宅ブランド「プライムメゾン」及び積和不動産グループの賃貸住宅ブランド「マスト」シリーズと併せて本投資法人の総合的なブランド戦略を推進し、その品質性を訴求していきます。

（注）「積和不動産グループ」とは、積水ハウスが100%出資し、全国に展開する積和不動産各社が中核となり、その子会社及び関連会社で構成される企業集団をいいます。

[本投資法人の主要ブランド説明]

ブランド名	Prime Maison (プライムメゾン)	Esty Maison (エステイメゾン)	MASTシリーズ (マスト)
ロゴタイプ			
ブランド説明	積水ハウスブランド 積水ハウスがそのノウハウを活用して企画・開発又はその価値を認めて投資する高品質な都市型賃貸マンション	本投資法人独自ブランド 原則として、本投資法人が積水ハウスグループ以外から取得した高品質な都市型賃貸マンション	積和不動産グループブランド 原則として、積水ハウスグループである積和不動産各社が企画・開発又はその価値を認めて保有する高品質な賃貸住宅

一方、既存商業施設については、競争力の維持・向上を目的として建物及び設備の運営状況、周辺競合環境並びに消費トレンドの変化等をいち早く察知するため、日常からのテナントとのコミュニケーションを通して適切な施設改善を図り、積極的に施設の魅力度及び収益性の向上の実現を図ります。

(iii) 財務戦略等

本投資法人が保有する資産総額に対して借入金、投資法人債並びに有利子の敷金及び保証金の残高が占める割合（以下「ローン・トゥー・バリュー比率」といいます。）については、資産運用会社の運用ガイドラインにおける上限は60%となっておりますが、従前の方針のとおり、当面の間、50%台前半を上限の目処とした保守的な水準を維持することを基本とします。今後の借入については、これまでと同じく、長期・固定・分散を意識した資金調達を基本としつつも、固定・変動金利の最適なバランスに十分留意し、調達コストの削減を意識した取組みを継続していきます。

C. 決算後に生じた重要な事実

該当事項はありません。

(参考情報)

(i) 資産の取得

平成28年4月1日付で、「プライムメゾン渋谷」、「プライムメゾン初台」、「エスティメゾン上町台」及び「エスティメゾン神戸三宮」の4物件を取得しました。

なお、後記「5 運用状況 (2) 投資資産 ③ その他投資資産の主要なもの (へ) 個別信託不動産の概要」記載の基準に準じて記載しています。

[住居-114] 物件名称：プライムメゾン渋谷

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都渋谷区渋谷三丁目10番4号 (地番) 東京都渋谷区渋谷三丁目10番9 他2筆				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	431.80		延床面積 (㎡)	2,238.04
	容積率 (用途地域指定)	500%		構造・階数	RC、13F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成26年7月4日
取得価格 (百万円)	2,190				
前所有者	積水ハウス	前々所有者	-		
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産		
賃借人	積和不動産	賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型		
特記事項					
1. 信託不動産に係る土地の容積率は本来500%ですが、前面道路の幅員規制により487.02%となっています。 2. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
地域・物件特性					
本物件は、JR線「渋谷」駅まで徒歩約4分、東京メトロ・東急東横線「渋谷」駅まで徒歩約5分及び京王井の頭線「渋谷」駅まで徒歩約8分の距離に位置するシングル・コンパクトタイプの賃貸マンションです。「渋谷」駅は複数路線が利用可能なターミナル駅であり、都内各所へのアクセスは良好であることから交通利便性に優れています。「渋谷」駅周辺には、渋谷ヒカリエや東急百貨店等の大型商業施設が所在し、各種小売店舗が多数建ち並ぶ日本有数の繁華街がある他、IT企業を中心とした事務所が集積しビジネス街が形成されています。本物件の周辺は、繁華街から徒歩圏内の落ち着いた場所にある場所に存し、スーパーマーケットやコンビニエンスストア、郵便局等の生活施設が徒歩圏内にあり生活環境に優れています。また、本物件はエントランスのオートロックシステム、防犯カメラ、TVモニター付インターホン等の防犯設備や、共用部に24時間対応のゴミ置き場、宅配ボックス、各住戸に浴室換気乾燥機、断熱性の高いペアガラスが備えられており安全性と快適性に優れています。これらのことから、主な需要層としては、都心接近性、交通利便性及び良好な生活環境を志向する単身者及びDINKS等が考えられます。					

[住居-115] 物件名称：プライムメゾン初台

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都渋谷区初台一丁目45番2号 (地番) 東京都渋谷区初台一丁目45番8 他1筆				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	商業地域、準住居地域、 第一種住居地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	644.33		延床面積 (㎡)	3,761.80
	容積率 (用途地域指定)	商業地域：500% 準住居地域：400% 第一種住居地域：300%		構造・階数	RC、14F／B1F
	建蔽率 (用途地域指定)	商業地域：80% 準住居地域：60% 第一種住居地域：60%		建築時期	平成26年12月11日
取得価格 (百万円)	2,700				
前所有者	積水ハウス	前々所有者		-	
信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	PM会社		積和不動産	
賃借人	積和不動産	賃貸方式		マスターリース契約・ パススルー型	
特記事項					
1. 信託不動産に係る土地の容積率及び建蔽率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均を算出すると、それぞれ477.90%及び75.84%となります。 2. 信託不動産の北西側道路は、建築基準法第42条第2項及び渋谷区狭あい道路の拡幅整備に関する条例に基づき、道路境界線が後退しています。現所有者は、当該後退部分 (5.53㎡) につき、渋谷区が無償使用することを承諾しています。また、当該後退部分の面積は、建蔽率及び容積率の計算上の敷地面積には算入されません。					
地域・物件特性					
本物件は、京王電鉄京王新線「初台」駅徒歩約3分の距離に位置するシングル・コンパクトタイプの賃貸マンションです。最寄駅への接近性に優れ、「初台」駅からターミナル駅である「新宿」駅まで約1分と交通利便性に優れています。「初台」駅周辺にはコンサートホール、アートギャラリー、飲食店、スーパーマーケット、各種店舗等を備えた複合文化施設である東京オペラシティが存する他、各種飲食店やコンビニエンスストアも多数存することから生活利便性は良好です。また、本物件はエントランスのオートロックシステム、防犯カメラ、TVモニター付インターホン等の防犯設備や、共用部に24時間対応のゴミ置き場、宅配ボックス、各住戸に浴室換気乾燥機、断熱性の高いペアガラスが備えられており安全性と快適性に優れ、さらに高級感のある内廊下仕様となっています。これらのことから、主な需要層としては、最寄駅や勤務地への接近性及び生活利便性を志向する単身者及びDINKS等が考えられます。					



特定資産（信託受益権）の概要			
所在地	(住所) 大阪府大阪市中央区上本町西一丁目1番16 (地番) 大阪府大阪市中央区上本町西一丁目16番1 他2筆		
土地	所有形態	所有権	建物
	用途地域	商業地域	
	面積 (㎡)	407.96	
	容積率 (用途地域指定)	600%	
	建蔽率 (用途地域指定)	80%	
	所有形態	所有権	
	用途	共同住宅	
	延床面積 (㎡)	2,609.61	
	構造・階数	SRC、12F/B1F	
	建築時期	平成17年8月17日	
取得価格 (百万円)	950		
前所有者	積和不動産関西	前々所有者	— (注)
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産関西
賃借人	積和不動産関西	賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型
特記事項			
1. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。 2. 西側及び南側道路は建築基準法附則第5項及び建築基準法第42条第1項第5号に定める道路となっており、約15㎡の私道負担があります。 3. 東側道路には都市計画道路が存在しており、信託不動産に係る土地の一部が計画幅員内に含まれています。今後、当該都市計画道路が供用開始を受けた後については、信託不動産に係る建物が既存不適格建築物となる可能性があります。			
地域・物件特性			
本物件は、大阪市営地下鉄長堀鶴見緑地線・谷町線「谷町六丁目」駅徒歩約4分の距離に位置するDINKS及びファミリー向けの賃貸マンションです。「谷町六丁目」駅から「東梅田」駅まで約8分と大阪都心部に近接しており、交通利便性は良好です。「谷町六丁目」駅周辺は、中高層マンションや店舗兼事務所ビル等が建ち並ぶ商住混在地域であり、飲食店が多数所在する他、スーパーマーケットやコンビニエンスストア、クリニック等の生活施設が整っており生活利便性は良好です。また、本物件はエントランスのオートロックシステム、防犯カメラ、TVモニター付インターホン等の防犯設備や、共用部に24時間対応のゴミ置き場、宅配ボックス、各住戸に浴室換気乾燥機、床暖房が備えられており安全性と快適性に優れています。これらのことから、主な需要層としては、大阪都心部への接近性及び生活利便性を志向するDINKS及びファミリー等が考えられます。			

(注) 前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

特定資産（信託受益権）の概要			
所在地	(住所) 兵庫県神戸市中央区小野柄通三丁目2番27 (地番) 兵庫県神戸市中央区小野柄通三丁目319番1		
土地	所有形態	所有権	建物
	用途地域	商業地域	
	面積 (㎡)	446.71	
	容積率 (用途地域指定)	700%/600%	
	建蔽率 (用途地域指定)	80%	
取得価格 (百万円)	970		
前所有者	積和不動産関西	前々所有者	— (注)
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産関西
賃借人	積和不動産関西	賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型
特記事項			
<p>1. 信託不動産に係る土地の容積率は、北側国道2号道路境界線より30m以内の範囲（商業地域）は本来700%であるところ、前面道路の幅員規制により674.05%となっており、北側国道2号道路境界線より30m超の範囲（商業地域）は600%と異なっておりますが、その対象面積による加重平均を算出すると、660.00%となります。</p> <p>2. 信託不動産に係る土地の建蔽率は、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。</p>			
地域・物件特性			
<p>本物件は、阪神本線「神戸三宮」駅徒歩約7分、JR東海道本線「三ノ宮」駅徒歩約9分及び阪急神戸線「神戸三宮」駅徒歩約10分、その他各線が徒歩圏内の距離に位置するシングル・コンパクトタイプの賃貸マンションです。「三ノ宮」駅は複数路線が利用可能なターミナル駅であり、大阪方面や神戸空港、山陽新幹線「新神戸」駅方面へのアクセスは良好であることから交通利便性に優れています。「三ノ宮」駅周辺は金融機関や各種企業の支店、大型商業施設、行政機関等が立地する神戸市の政治・経済の中核を担う地域であり、大型商業施設や各種小売店舗が所在する商店街が形成され、生活利便性に優れています。また、本物件はエントランスのオートロックシステム、防犯カメラ、TVモニター付インターホン等の防犯設備や、共用部に24時間対応のゴミ置き場、宅配ボックス、各住戸に浴室換気乾燥機が備えられており安全性と快適性に優れています。これらのことから、主な需要層としては、商業施設、オフィス街及び官庁街への接近性、交通利便性及び生活利便性を志向する単身者及びDINKS等が考えられます。</p>			

(注) 前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

## (ii) 資金の借入れ

不動産信託受益権の取得資金等に充当するため、以下のとおり資金の借入れを行いました。

借入先	借入日	借入金額 (百万円)	利率	固定/ 変動	返済期限	返済 方法	使途	摘要
株式会社あおぞら銀行	平成28年 4月1日	200	0.45955% (注)	変動	平成36年 2月29日	期限 一括	不動産 信託受益権 取得資金等	無担保 無保証
農林中央金庫		300						
株式会社みずほ銀行		1,100						
みずほ信託銀行株式会社		500						
株式会社三井住友銀行		1,100						
三井住友信託銀行株式会社		450						
株式会社三菱東京UFJ銀行		700						
株式会社山口銀行		100						
株式会社りそな銀行		300						
合 計		4,750						

(注) 利率については、平成28年5月31日から平成28年6月30日までの期間に適用される利率を記載しています。

借入先	借入日	借入金額 (百万円)	利率	固定/ 変動	返済期限	返済 方法	使途	摘要
株式会社池田泉州銀行	平成28年 4月1日	100	0.50500%	固定	平成36年 2月29日	期限 一括	不動産 信託受益権 取得資金等	無担保 無保証
株式会社静岡銀行		100						
株式会社七十七銀行		100						
信金中央金庫		100						
株式会社日本政策投資銀行		600						
株式会社広島銀行		100						
株式会社福岡銀行		200						
三菱UFJ信託銀行株式会社		450						
合 計		1,750						

(2) 【投資法人の目的及び基本的性格】

① 投資法人の目的及び基本的性格

本投資法人は、中長期的な観点から、安定した収益の確保と着実な運用資産の成長を目指し、資産の運用を行うことを基本方針としています（規約第26条）。

本投資法人は、その資産の運用を資産運用会社に全て委託しています。本投資法人と資産運用会社との間で平成17年4月21日に締結された資産運用委託契約（その後の変更契約を含み、以下「資産運用委託契約」といいます。）の規定に従い、資産運用会社は、本投資法人の運用資産にかかる運用の方針につき、その社内規程として運用ガイドラインを制定しています。

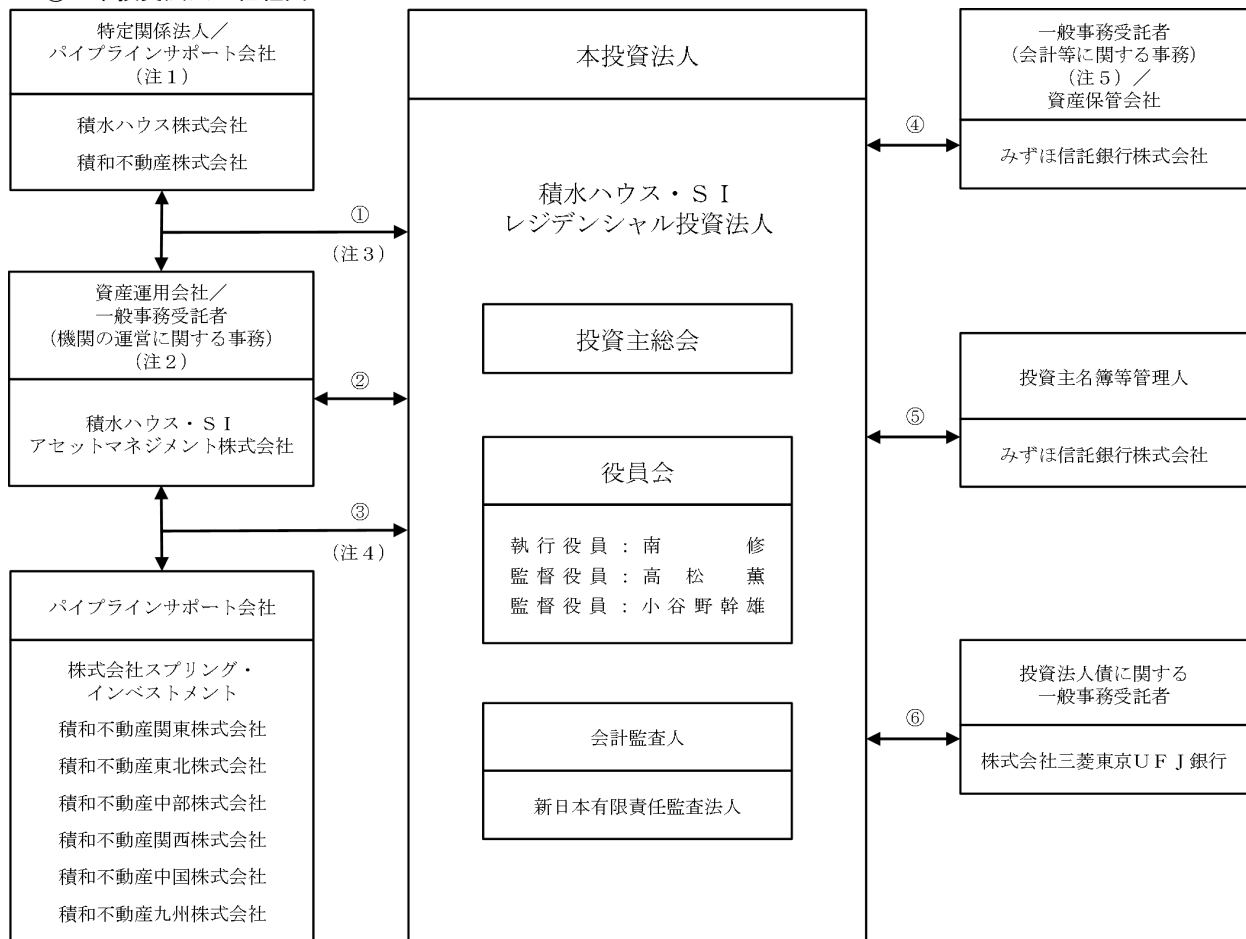
② 投資法人の特色

本投資法人は、投信法に基づき、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的とします。本投資法人は、投資主の請求による払戻しが認められないクローズド・エンド型です。

(3) 【投資法人の仕組み】

本書の日付現在における本投資法人の仕組みは以下のとおりです。

① 本投資法人の仕組み図



番号	契約名
①	優先交渉権等に関する契約 (注3)
②	資産運用委託契約/機関運営事務委託契約
③	物件情報優先提供に関する契約/優先交渉権等に関する契約/優先交渉権に関する契約 (注4)
④	一般事務委託契約/資産保管業務委託契約
⑤	事務委託契約 (投資口事務受託契約)
⑥	財務代理契約

(注1) 本投資法人の特定関係法人 (特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 (平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含みます。)) 第12条第3項に定める特定関係法人をいいます。) は、積水ハウス及び積和不動産です。積水ハウスは、資産運用会社の親会社 (財務諸表等の用語、様式及び作成に関する規則 (昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含みます。)) 第8条第3項に規定する親会社をいいます。) です。なお、積水ハウスとの間の取引の概要については、後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限 (4) 利害関係人等との取引状況」をご参照下さい。積和不動産は、資産運用会社の利害関係人等 (投信法第201条第1項に規定する利害関係人等をいいます。) であって、金融商品取引法施行令 (昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)) 第29条の3第3項第4号に該当する取引を行っている法人であり、平成28年3月末日 (第21期末) 現在において、本投資法人の保有資産50物件に係るプロパティ・マネジメント会社兼マスターリース会社です。なお、詳細については、後記「5 運用状況 (2) 投資資産 ③ その他投資資産の主要なもの (ニ) 賃貸借状況の概要」及び「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限 (4) 利害関係人等との取引状況」をご参照下さい。

(注2) 機関の運営に関する事務とは、本投資法人の投資主総会の運営に関する事務 (投資主総会招集通知、決議通知及びこれらに付随する投資主総会参考書類等の送付、議決権行使書 (又は委任状) の作成等の投資主名簿等管理人に委託された事務を除きます。)、本投資法人の役員会の運営に関する事務及びこれらに準ずる事務又は付随する業務をいいます。

- (注3) 本投資法人及び資産運用会社は、積水ハウス及び積和不動産との間でそれぞれ「優先交渉権等に関する契約」を締結し、(i)積水ハウス又は積和不動産が保有又は開発する不動産のうち一定のものを売却しようとする場合、原則として、当該売却関連の情報を第三者への提供に優先して資産運用会社に提供すること及び当該不動産等の売却について資産運用会社に優先交渉権を付与すること、並びに、(ii)売主等が保有し又は開発・保有を予定している一定の不動産等を売却しようとする旨の情報を当該売主等又はその関係者等より入手し、当該不動産等について本投資法人の投資基準に適合するものと積水ハウス又は積和不動産が判断する場合、原則として、当該売却関連情報を第三者への提供に優先して資産運用会社に提供しよう努めることに合意しています。
- (注4) 本投資法人及び資産運用会社は、スプリング・インベストメントとの間で「物件情報優先提供に関する契約」を、積和不動産関東との間で「優先交渉権等に関する契約」を、積和不動産東北、積和不動産中部、積和不動産関西、積和不動産中国及び積和不動産九州との間でそれぞれ「優先交渉権に関する契約」を締結しています。これらの契約の内容その他詳細については、後記「2 投資方針(1) 投資方針 ② ポートフォリオ構築方針 (ハ) 積水ハウス、スプリング・インベストメント及び積和不動産各社とのパイプラインサポート契約について」をご参照下さい。
- (注5) 会計等に関する事務とは、計算に関する事務、会計帳簿の作成に関する事務、納税に関する事務及びこれらに準ずる事務又は付随する業務をいいます。

② 本投資法人及び本投資法人の関係法人の名称、運営上の役割及び関係業務の内容

運営上の役割	名称	関係業務の内容
投資法人	積水ハウス・S I レジデンシャル投資法人	規約に基づき、投資主より募集した資金等を運用資産に投資することにより、中長期的な観点から、安定した収益の確保と着実な運用資産の成長を目指して運用を行います。
資産運用会社／一般事務受託者（機関の運営に関する事務）	積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社	<p>資産運用会社は、平成17年4月21日付で本投資法人との間で資産運用委託契約を締結しており、同契約に基づき、本投資法人の定める規約及び資産運用会社の社内規程である運用ガイドライン等に従い、資産の運用にかかる業務を行います。資産運用会社に委託された業務は（1）運用資産の運用にかかる業務、（2）本投資法人が行う資金調達にかかる業務、（3）運用資産の状況についての本投資法人への報告業務、（4）運用資産にかかる運営計画の策定業務及び⑤その他本投資法人が随時委託する上記（1）ないし（4）に付随し又は関連する業務です。</p> <p>また、一般事務受託者（機関の運営に関する事務）は、平成21年10月1日を効力発生日として、平成21年9月28日付で本投資法人との間で、機関運営事務委託契約書を締結し、同契約に基づき、（1）本投資法人の機関の運営に関する事務（投信法第117条第4号に規定する事務のうち、本投資法人が投資主名簿等管理人との間で締結した事務委託契約書（投資口事務受託契約書）において投資主名簿等管理人に委託された事務以外のもの。）及び（2）その他上記（1）に準ずる業務又は付随する業務で、機関運営事務細則に定めるものを行います。</p>
一般事務受託者（会計等に関する事務）／資産保管会社	みずほ信託銀行株式会社	<p>一般事務受託者／資産保管会社は、平成17年4月21日付で本投資法人との間で一般事務委託契約及び資産保管業務委託契約（その後の変更契約を含み、以下「一般事務委託契約」及び「資産保管業務委託契約」といいます。）をそれぞれ締結しています。</p> <p>上記一般事務委託契約に基づき、投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第5号及び第6号）として、（1）計算に関する事務、（2）会計帳簿の作成に関する事務、（3）納税に関する事務及び（4）その他上記（1）ないし（3）に準ずる業務又は付随する業務で、別途定めるものを行います。また、上記資産保管業務委託契約に基づき、投信法上の資産保管会社（投信法第208条）として、（1）投信法第208条第1項に基づく資産保管業務並びに（2）資産保管業務に付随する（イ）本投資法人名義の預金口座からの振込、（ロ）本投資法人名義の預金口座の開設及び解約並びに（ハ）その他上記（イ）及び（ロ）に準ずる業務を行います。</p>

運営上の役割	名称	関係業務の内容
投資主名簿等管理人	みずほ信託銀行株式会社	<p>平成20年12月30日付で、本投資法人との間で事務委託契約(投資口事務委託契約)を締結しています。上記事務委託契約(投資口事務委託契約)に基づき、投資主名簿等管理人は、事務委託契約(投資口事務委託契約)に基づき、投信法上の一般事務受託者(投信法第117条第2号及び第3号)として、(1)投資主名簿等に関する事務、(2)募集投資口の発行に関する事務、(3)投資口の併合又は分割に関する事務、(4)投資主総会の招集通知、決議通知及びこれらに付随する投資主総会参考書類等の送付、議決権行使書(又は委任状)の作成、並びに投資主総会受付事務補助に関する事務、(5)投資主に対して分配する金銭の計算及び支払に関する事務、(6)投資口に関する照会への応答、各種証明書の発行及び事故届出の受理に関する事務、(7)委託事務を処理するために使用した本投資法人に帰属する書類及び未達郵便物の整理・保管に関する事務、(8)法令、自主規制機関(金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)(以下「金融商品取引法」といいます。))に規定される金融商品取引所及び金融商品取引業協会を含みます。)の規則又は事務委託契約により本投資法人が必要とする投資口にかかる統計資料の作成に関する事務、(9)投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出の受付に関する事務、(10)総投資主通知等の受理に関する事務、(11)投資主名簿等管理人が管理する本投資法人の発行済投資口の総口数と振替機関(社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、その後の改正を含みます。)(以下「振替法」といいます。))第2条第2項に定める振替機関をいいます。以下同じです。)より通知を受けた本投資法人の振替投資口等の総数の照合、(12)本投資法人の情報提供請求権(振替法第277条に定める請求をいいます。)行使にかかる取次ぎに関する事務、(13)振替機関からの個別投資主通知(振替法第228条第1項で準用する同法第154条第3項に定める通知をいいます。)の本投資法人への取次ぎに関する事務、(14)その他振替機関との情報の授受に関する事務、(15)上記(1)ないし(14)に掲げる委託事務にかかる印紙税等の代理納付、(16)上記(1)ないし(15)に掲げる委託事務に付随する事務、(17)上記(1)ないし(16)に掲げる事務のほか、本投資法人と投資主名簿等管理人が協議のうえ定める事務、(18)本投資法人の投資主等から個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、その後の改正を含みます。)(以下「番号法」といいます。))第7条第1項又は第2項規定により個人を識別するために指定される番号)、法人番号(番号法第58条)(以下、個人番号と法人番号を総称して「個人番号等」といいます。)を収集する事務、(19)本投資法人の投資主等から収集した個人番号等の保管に関する事務、(20)本投資法人の投資主等の個人番号等を振替機関に請求し通知を受ける事務、(21)行政機関等に対して個人番号等を記載した支払調書の提供を行う事務、(22)保管している本投資法人の投資主等の個人番号等を廃棄又は削除する事務、(23)その他、番号法に基づき上記(18)ないし(22)に付随関連する事務を行います。</p>



運営上の役割	名称	関係業務の内容
投資法人債に関する一般事務受託者	株式会社三菱東京UFJ銀行	平成25年2月22日付で第1回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）及び第2回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）に関し、平成26年2月18日付で第3回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）及び第4回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）に関し、平成26年8月8日付で第5回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）に関し、財務代理契約を本投資法人との間でそれぞれ締結しました。投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第2号、第3号及び第6号のうち、投資法人債に関する事務。）として、同契約に基づき、第1回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）、第2回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）、第3回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）、第4回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）及び第5回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）に関し、（1）発行代理人事務、（2）支払代理人事務、（3）投資法人債原簿関係事務、（4）投資法人債権者の権利行使に関する請求その他の投資法人債権者からの申出の受付に関する事務を行います。
特定関係法人／パイプラインサポート会社	積水ハウス株式会社 積和不動産株式会社	積水ハウス及び積和不動産は、それぞれ、平成22年3月8日及び平成24年1月11日付で本投資法人及び資産運用会社との間で優先交渉権等に関する契約を締結し、（i）積水ハウス又は積和不動産が保有又は開発する不動産等のうち一定のものを売却しようとする場合、原則として、当該売却関連の情報を第三者への提供に優先して資産運用会社に提供すること及び当該不動産等の売却について資産運用会社に優先交渉権を付与すること、並びに、（ii）売主等が保有し又は開発・保有を予定している一定の不動産等を売却しようとする旨の情報を当該売主等又はその関係者等より入手し、当該不動産等について本投資法人の投資基準に適合するものと積水ハウス又は積和不動産が判断する場合、原則として、当該売却関連情報を第三者への提供に優先して資産運用会社に提供するよう努めることに合意しています。 これらの詳細については、後記「2 投資方針（1）投資方針 ②ポートフォリオ構築方針（ハ）積水ハウス、スプリング・インベストメント及び積和不動産各社とのパイプラインサポート契約について」をご参照下さい。

運営上の役割	名称	関係業務の内容
パイプラインサポート 会社	株式会社スプリング・ インベストメント  積和不動産関東 株式会社  積和不動産東北 株式会社  積和不動産中部 株式会社  積和不動産関西 株式会社  積和不動産中国 株式会社  積和不動産九州 株式会社	<p>スプリング・インベストメントは、平成22年3月8日付で本投資法人及び資産運用会社との間で物件情報優先提供に関する契約を締結し、(i)スプリング・インベストメントが投資一任業務又は投資助言業務を受託し又は受託しようとしている顧客の物件のうち一定のものを、当該顧客のために売却しようとする場合、原則として、第三者に通知する前に、当該売却関連の情報を資産運用会社に提供すること、及び、(ii)売主等が運用若しくは保有し又は開発・保有を予定している一定の不動産等を売却しようとする旨の情報を当該売主等又はその関係者等より入手し、当該不動産等について本投資法人の投資基準に適合するものとスプリング・インベストメントが判断する場合、原則として、第三者に通知する前に当該売却関連情報を資産運用会社に提供しよう努めることに合意しています。</p> <p>積和不動産関東は、平成25年8月1日付で本投資法人及び資産運用会社との間で優先交渉権等に関する契約を締結し、(i)積和不動産関東が保有又は開発する不動産等のうち一定のものを売却しようとする場合、原則として、当該売却関連の情報を第三者への提供に優先して資産運用会社に提供すること及び当該不動産等の売却について資産運用会社に優先交渉権を付与すること、並びに、(ii)売主等が保有し又は開発・保有を予定している一定の不動産等を売却しようとする旨の情報を当該売主等又はその関係者等より入手し、当該不動産等について本投資法人の投資基準に適合するものと積和不動産関東が判断する場合、原則として、当該売却関連情報を第三者への提供に優先して資産運用会社に提供しよう努めることに合意しています。</p> <p>積和不動産中部、積和不動産関西及び積和不動産九州は、それぞれ平成24年1月11日付で、積和不動産東北及び積和不動産中国は、それぞれ平成26年7月31日付で本投資法人及び資産運用会社との間で優先交渉権に関する契約を締結し、積和不動産東北、積和不動産中部、積和不動産関西、積和不動産中国又は積和不動産九州が保有又は開発する不動産等のうち一定のものを売却しようとする場合、原則として、当該売却関連の情報を第三者への提供に優先して資産運用会社に提供すること及び当該不動産等の売却について資産運用会社に優先交渉権を付与することに合意しています。</p> <p>これらの詳細については、後記「2 投資方針(1) 投資方針 ② ポートフォリオ構築方針 (ハ) 積水ハウス、スプリング・インベストメント及び積和不動産各社とのパイプラインサポート契約について」をご参照下さい。</p>

#### (4) 【投資法人の機構】

##### ① 投資法人の統治に関する事項

###### (イ) 投資法人の機関の内容

本書の日付現在、本投資法人の執行役員は1名以上、監督役員は2名以上（但し、執行役員の数に1を加えた数以上とします。）とされています（規約第16条）。

本書の日付現在、本投資法人の機関は、投資主により構成される投資主総会に加えて、執行役員1名、監督役員2名及びすべての執行役員、監督役員を構成員とする役員会並びに会計監査人により構成されています。本投資法人の会計監査人は新日本有限責任監査法人です。

###### A. 投資主総会

(i) 本投資法人の投資主総会は、東京都23区内において開催されます（規約第9条第2項）。なお、本投資法人の投資主総会は、平成28年6月10日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年毎の6月10日及び同日以後遅滞なく招集し、また、必要があるときは随時招集できることとされています（規約第9条第3項）。

(ii) 投信法又は規約により定められる本投資法人に関する一定の事項は、投資主により構成される投資主総会において決定されます。本投資法人の投資主総会の決議は、法令又は規約に別段の定めがある場合を除き、出席した投資主の議決権の過半数をもって決議されます（規約第11条第1項）が、規約の変更（投信法第140条、第93条の2第2項第3号）等一定の重要事項については、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上にあたる多数による決議（特別決議）を経なければなりません。但し、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなされます（投信法第93条第1項、規約第14条第1項）。

本投資法人の資産運用の対象及び方針は、規約に定められており（規約第7章）、かかる規約中に定められた資産運用の対象及び方針を変更する場合には、上記のとおり投資主総会の特別決議が必要となります。

(iii) また、本投資法人は、資産運用会社との間で資産運用委託契約を締結し、本投資法人の資産の運用にかかる業務を委託しています。資産運用会社が資産運用委託契約を解約するためには本投資法人の同意を得なければならず、執行役員はかかる同意を与えるために原則として投資主総会の承認を得ることが必要になります（投信法第205条）。また、本投資法人が資産運用委託契約を解約する場合にも原則として投資主総会の決議が必要です（投信法第206条）。

###### B. 執行役員、監督役員及び役員会

(i) 執行役員は、本投資法人の業務を執行するとともに、本投資法人を代表して本投資法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有しています（投信法第109条第1項、同条第5項、会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。）（以下「会社法」といいます。）第349条第4項）。但し、資産運用会社からの資産運用委託契約の解約への同意、投資主総会の招集、一般事務受託者への事務委託、資産運用委託契約又は資産保管業務委託契約の締結その他投信法に定められた一定の職務執行については、役員会の承認を得なければなりません（投信法第109条第2項）。監督役員は、執行役員の職務の執行を監督する権限を有しています（投信法第111条第1項）。また、役員会は、一定の職務執行に関する上記の承認権限を有する（投信法第109条第2項）ほか、投信法及び規約に定める権限並びに執行役員の職務執行を監督する権限を有しています（投信法第114条第1項）。

(ii) 役員会の決議は、法令又は規約に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる構成員たる執行役員及び監督役員の過半数が出席の上、出席者の過半数の議決によって行われます（投信法第115条第1項、会社法第369条第1項、規約第21条第1項）。

(iii) 投信法の規定（投信法第115条第1項、会社法第369条第2項）及び本投資法人の役員会規則において、決議について特別の利害関係を有する執行役員及び監督役員は議決に加わることができないことが定められています。

###### C. 会計監査人

(i) 会計監査人は、投資主総会の決議によって選任されます（投信法第96条、第72条、規約第23条）。

(ii) 本投資法人は、新日本有限責任監査法人を会計監査人に選任しています。会計監査人は、本投資法人の計算書類等の監査を行うとともに、執行役員の職務の執行に関して不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合における監督役員への報告その他法令で定める職務を行います（投信法第115条の2第1項、第115条の3第1項等）。

(iii) 会計監査人の任期は、就任後1年経過後に最初に迎える決算期後に開催される最初の投資主総会の終結の時までとします。会計監査人は、投資主総会において別段の決議がなされなかったときは、その投資主総会において再任されたものとみなされます（投信法第103条、規約第24条第1項及び第2項）。

(ロ) 内部管理及び監督役員による監督の組織、人員及び手続

本投資法人の役員会は、すべての執行役員及び監督役員により構成され、3ヶ月に1回以上開催します。本投資法人の役員会においては、投信法及び規約に定める承認・決議事項に加え、月次での業務の執行の状況が報告されます。また、必要に応じて資産運用会社や一般事務受託者から業務の執行の状況の詳細について報告されます。

監督役員は、役員会における承認等の手続を通じ、本投資法人の業務及び財産の状況を把握し、必要であれば、執行役員、一般事務受託者、資産運用会社及び資産保管会社に対して報告を求め、又は必要な調査を実施し、執行役員の職務の執行を監督しています。

本書の日付現在、監督役員には、外部の専門性を有した有識者として弁護士1名、公認会計士1名の計2名が選任されており、各監督役員は、これまでの実務経験を活かした専門的見地から監督を行っています。

(ハ) 内部管理、監督役員による監督及び会計監査の相互連携

各監督役員は、前記「(ロ) 内部管理及び監督役員による監督の組織、人員及び手続」に記載の手続を通して、執行役員の職務の執行を監督します。また、監督役員は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができます。

一方、会計監査人は、計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書（資産運用報告及びその附属明細書については、会計に関する部分に限ります。）の監査を行います。監査を受けた計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書は、執行役員により役員会に提出又は、提供され、役員会での承認を受けますが、原則として当該役員会に先立ち開催される監査報告会において、監査の手続、内容及び結果について監督役員に対し報告がなされます。

また、会計監査人は、その職務を行うに際して執行役員の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監督役員に報告しなければなりません。

## ② 投資法人による関係法人に対する管理体制の整備の状況

(イ) 資産運用会社に対する管理体制

本投資法人と資産運用会社との間で締結された資産運用委託契約においては、資産運用会社は、本投資法人の定める規約及び資産運用会社の社内規程である運用ガイドライン等に従い、資産の運用にかかる業務を行うこととされています。また、同契約上、資産運用会社は、投信法に従い、委託業務に関して定期的に報告書を作成し本投資法人に対し交付することとされているほか、利害関係者（(a) 投信法で定義される利害関係人等、(b) 資産運用会社の株主、(c) 上記(a)若しくは(b)が投資一任契約を締結している特別目的会社等又は(d)上記(a)及び(b)の出資の合計が過半となる特別目的会社等を意味します。以下同じです。）との取引については、後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限 (2) 本投資法人の資産運用にかかる自主ルール（利益相反対策ルール）」に記載の自主ルールに従って取引を行っています。

(ロ) 資産保管会社に対する管理体制

本投資法人と資産保管会社との間で締結された資産保管業務委託契約においては、投信法第209条、同法第209条の2に定める義務及び同法第210条に定める責任に加えて、資産保管会社の固有財産等との分別保管や委託業務の処理状況について、本投資法人へ報告することなど資産保管会社が委託事務を遂行するにあたって負う一定の義務や賠償責任を定めており、かつ、その業務執行状況を監視するための体制を維持しています。

また、本投資法人からの各種指図等について、すべての指図結果を本投資法人へフィードバックすることにより、指図の結果確認を実施しています。

(ハ) 一般事務受託者に対する管理体制

本投資法人と一般事務受託者との間で締結された一般事務委託契約においては、投信法第118条に定める義務及び同法第119条に定める責任に加えて、一般事務受託会社が委託事務を遂行するにあたって負う一定の報告義務や賠償責任を定めており、かつ、その業務執行状況を監視するための体制を維持しています。

特に、会計に関する事務については、毎月次において、前月までの会計帳簿を資産運用会社を通して本投資法人へフィードバックすることにより、本投資法人の運用結果が正しく反映されているか確認を実施しています。

### ③ 投資法人の運用体制

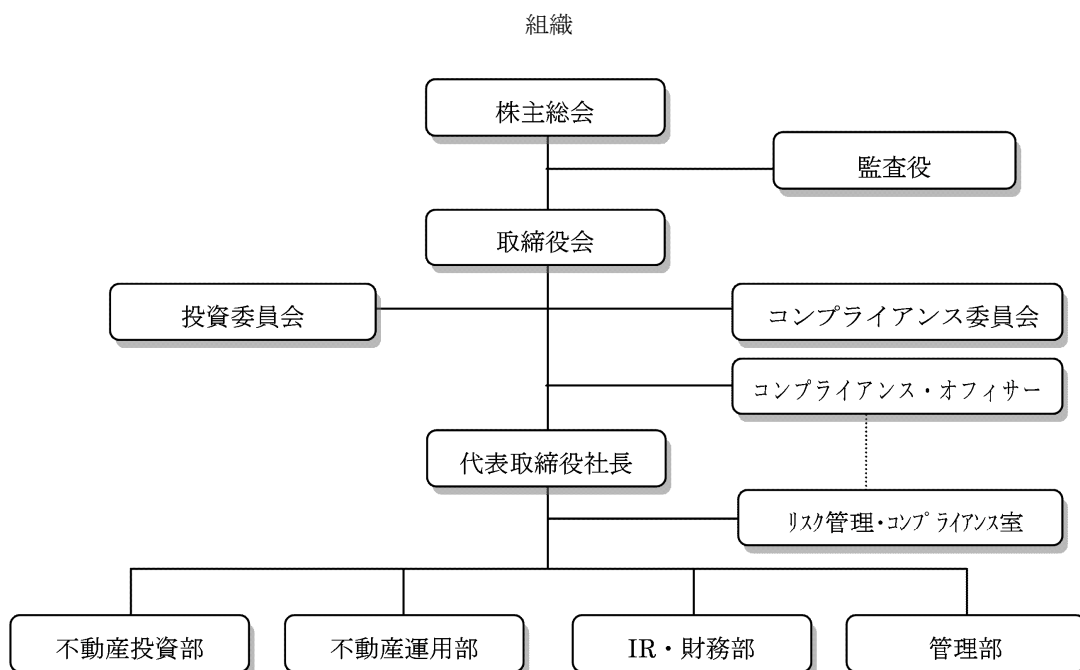
前記のとおり、本投資法人の資産運用は、資産運用会社に委託されています。資産運用会社は、本投資法人との間の資産運用委託契約に基づき、本投資法人の資産の運用を行います。

#### (イ) 資産運用会社の組織

資産運用会社の組織は、以下に記載のとおりです。

資産運用会社は、かかる組織体制において、本投資法人より委託を受けた資産運用業務を行います。資産運用会社は、取締役会からの権限委譲を受けて規約に定める投資方針の具体化、資金調達及び分配政策、運用資産の取得及び売却並びに運用資産の運用管理方針を審議するための合議体として投資委員会を設置しています。また、コンプライアンス（法令遵守）を担当する機関としてコンプライアンス・オフィサー及びリスク管理・コンプライアンス室を設置し、また、コンプライアンス・オフィサーを委員長としてコンプライアンスにかかる基本的事項及び重要事項につき審議、決定するコンプライアンス委員会を設置しています。資産運用業務は、内部検査機関としてのリスク管理・コンプライアンス室による管理のもと、不動産投資部、不動産運用部、IR・財務部及び管理部の分掌によって実施されています。

なお、資産運用会社において新たな組織単位が必要となったときは、取締役会の承認によってこれを設置することとしています。



(ロ) 資産運用会社の各組織の業務の概要

組織名称	各組織の業務の概要
不動産投資部	(1) 投資方針及び投資計画の策定（各営業期・中長期）に関する業務 (2) 物件調査に関する業務 (3) 運用資産の取得の実行及び諸契約締結に関する業務 (4) 運用資産の売却方針及び計画の策定に関する業務 (5) 運用資産の売却の実行及び諸契約締結に関する業務
不動産運用部	(1) 運用方針及び運用計画の策定（各営業期・中長期）に関する業務 (2) 運用資産の価値維持・向上に関する業務 (3) 物件調査に関する業務 (4) 不動産の管理状況の把握に関する業務 (5) プロパティ・マネジメント業務受託者の指示・監督に関する業務 (6) 運用資産にかかる諸契約締結に関する業務 (7) 不動産の賃借人からの苦情・クレーム処理に関する業務
I R・財務部	(1) ファイナンス方針及び計画の策定（各営業期・中長期）に関する業務 (2) 余資の運用方針及び計画の策定及び実行に関する業務 (3) 投資口発行に関する業務 (4) 投資法人債（短期投資法人債を含みます。）の発行及び償還に関する業務 (5) 借入金の借入れ及び返済に関する業務 (6) 本投資法人の情報開示（I R）・ディスクロージャーに関する業務 (7) 投資主等からの苦情・クレーム処理及び一般的事項に関する照会等に関する業務 (8) 経済全般、市場の動向の調査及び分析に関する業務 (9) 配当方針及び計画の策定及び実行に関する業務
管理部	(1) 資産運用会社の年度経理方針・予算策定に関する業務 (2) 資産運用会社の経理及び出納に関する業務 (3) 資産運用会社の人事方針・計画の策定に関する業務 (4) 資産運用会社の人事に関する業務 (5) 資産運用会社の広報に関する業務 (6) 資産運用会社の株主総会・取締役会運営に関する業務 (7) 本投資法人の機関運営（投資主総会等）に関する業務 (8) 本投資法人の運用資産に関する会計、税務及び資金管理に関する業務 (9) 行政機関への定例報告及び届出に関する業務 (10) 資産運用会社の規程の改廃に関する業務 (11) 情報システム機器の運用、保全及び管理に関する業務 (12) 行政機関及び業界諸団体等対応に関する業務
リスク管理・コンプライアンス室	(1) リスク管理に関する業務 (2) 法令・諸規則（以下に定義します。以下同じです。）遵守状況のモニタリング (3) 内部管理に関する業務 (4) 内部検査の実施 (5) 本投資法人の資産取得・売却時における鑑定評価手続きの管理 (6) 投資委員会等付議案件の事前審査 (7) 不動産の賃借人及び投資主等その他からの苦情・クレーム処理に関する業務 (8) 資産運用会社の法務に関する業務 (9) 本投資法人の法務に関する業務

## (ハ) 委員会

資産運用会社には、本書の日付現在、投資委員会及びコンプライアンス委員会が設置されており、その概要は以下のとおりです。

### A. 投資委員会

#### (i) 構成員

投資委員会は、代表取締役社長、常勤取締役、管理部長、不動産投資部長、不動産運用部長、IR・財務部長及びコンプライアンス・オフィサーで構成されます。但し、コンプライアンス・オフィサーは議決権を有しません。また、代表取締役社長が投資委員会の委員長となります。

#### (ii) 審議方法等

投資委員会は委員長の招集により原則として3ヶ月に1回開催されますが、その他必要に応じて随時開催されます。投資委員会は、委員の全員の出席により成立し、その決定は、対象となる議案について議決権を有する全ての委員の議決権の過半数の賛成により決せられます。

#### (iii) 決定事項

- a. 運用資産等の運用にかかる投資方針の策定及び改定
- b. 本投資法人の資金調達及び分配政策にかかる基本方針の策定及び改定
- c. 本投資法人による新規資産の取得及び保有資産の売却等についての案件の選定及び条件の決定
- d. 運用資産等にかかる運用管理方針の策定及び改定
- e. その他の投資方針にかかる重要事項

### B. コンプライアンス委員会

#### (i) 構成員

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス・オフィサー、代表取締役社長及びコンプライアンス委員会の委員長が選任したコンプライアンスに精通した社外専門家又は社外弁護士で構成されます。また、コンプライアンス・オフィサーがコンプライアンス委員会の委員長となります。

#### (ii) 審議方法等

コンプライアンス委員会は委員長の招集により原則として3ヶ月に1回開催されますが、その他必要に応じて随時開催されます。コンプライアンス委員会は、委員の全員の出席により成立し、その決定は、コンプライアンス・オフィサー及び社外専門家又は社外弁護士が賛成し、かつ、対象となる議案について議決権を有する全ての委員の議決権の過半数の賛成により決せられます。

#### (iii) 決定事項

- a. コンプライアンス規程の策定及び改定。但し、コンプライアンス規程の策定及び改定には取締役会の決議も必要となります。
- b. コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラムの策定及び改定
- c. 内部検査規程の策定及び改定。但し、内部検査規程の策定及び改定には取締役会の決議も必要となります。
- d. 投資委員会による審議の経過及び投資判断におけるコンプライアンス上の問題の有無に関する判断
- e. 投資委員会による審議に際して、その審議の経緯における法令・諸規則の遵守状況その他コンプライアンス上の重大な問題の有無に関する判断
- f. コンプライアンス上不適切な行為及び不適切であるとの疑義がある行為に対する改善措置又は将来における防止措置等の必要な措置
- g. 上記 a. ないし f. に準ずる重要な事項

## (ニ) コンプライアンス・オフィサー

### A. 選任方法

コンプライアンス・オフィサーの選任及び解任については、資産運用会社の取締役会の決議及び本投資法人の役員会の承認によりなされるものとします。コンプライアンス・オフィサーには、法令・規範の遵守のための十分な審査・監督能力を有する人材が選任されます。また、リスク管理の重要性の観点からリスク管理・コンプライアンス室長も兼任することとしています。

## B. 業務

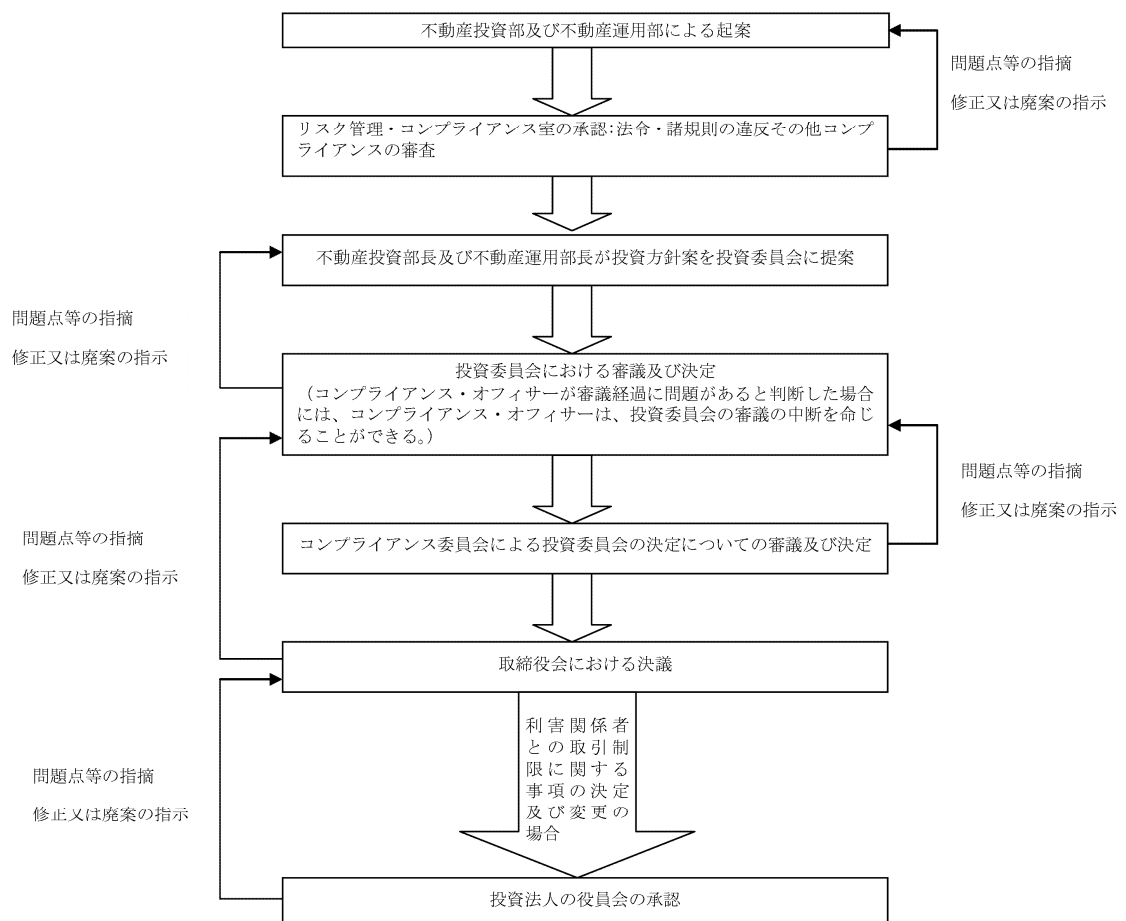
コンプライアンス・オフィサーは、資産運用会社におけるコンプライアンスにかかる責任者として、社内のコンプライアンス体制を確立するとともに、法令その他のルールを遵守する社内の規範意識を醸成することに努めるものとします。このため、コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンス委員会を通じてコンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラムを制定するとともに、資産運用会社による本投資法人のための資産運用における業務執行が、法令、規約及びその他の諸規則等に基づいていることを常に監視し、日常の業務執行においてもコンプライアンス遵守状況の監視監督を行います。

### (ホ) 資産運用会社の意思決定手続

#### A. 投資方針の決定プロセス

資産運用会社は、規約に従って、本投資法人のための資産の運用についての基本的な投資方針等を定める運用ガイドライン、資産管理計画及びその他の資産運用の計画を作成します。これらの運用ガイドライン等の投資方針の決定については、以下に詳細を記載するとおり、担当部により起案がなされ、その後、資産運用会社の投資委員会において内容を審議した後、資産運用会社の取締役会において最終的に審議の上、決定されます。

本投資法人の資産の運用にかかる投資方針の策定及び改定にかかる意思決定に関する手続きの流れは以下のとおりです。



#### 不動産投資部及び不動産運用部による起案から不動産投資部長及び不動産運用部長による投資委員会への提案まで

まず、不動産投資部及び不動産運用部が、両部内で詳細な検討を行い、両部間相互に調整を経た後に、運用ガイドライン等の投資方針案を起案します。

不動産投資部及び不動産運用部は、当該投資方針案及びそれに付随関連する資料をリスク管理・コンプライアンス室に提出し、当該投資方針案に関する法令・諸規則（資産運用会社が業務を遂行するに際して遵守すべき法律、政省令、地方公共団体の定める条例、その他の命令、一般社団法人投資信託協会（以下「投資信託協会」といいます。）の諸規則、資産運用会社と資産運用委託契約を締結する投資法人が上場する金融商品取引所の諸規則、資産運用会社と資産運用委託契約を締結する投資法人の規約、資産運用会社の定款及び社内諸規程並びにこれらに基づき資産運用会社が締結した諸契約（資産運用委託契約を含みま



す。)等をいいます。以下同じです。)の遵守状況その他コンプライアンス上の問題の有無に関する確認を受けます。リスク管理・コンプライアンス室は、当該投資方針案に法令・諸規則への違反又は抵触が認められず、かつ、その他コンプライアンス上の問題がないと判断した場合には、当該投資方針案を承認し、その旨を当該起案をなした不動産投資部及び不動産運用部の担当者に対して連絡します。

不動産投資部及び不動産運用部の担当者は、リスク管理・コンプライアンス室の承認を受けた当該投資方針案を不動産投資部長及び不動産運用部長に提出します。不動産投資部長及び不動産運用部長は、当該提出を受けた投資方針案を投資委員会に議案として提案します。なお、投資委員会の概要は前記「(ハ)委員会 A. 投資委員会」の項目に記載のとおりです。

これに対して、リスク管理・コンプライアンス室が当該投資方針案について法令・諸規則への違反若しくは抵触が認められる又はその他コンプライアンス上の問題が存在すると判断した場合には、起案した不動産投資部及び不動産運用部の担当者に対して当該投資方針案の廃案又は修正を命じます。廃案の命令を受けた投資方針案については、不動産投資部長及び不動産運用部長は、投資委員会に提案することができず、修正の命令を受けた投資方針案については、修正後に再度、リスク管理・コンプライアンス室による法令・諸規則の遵守状況その他コンプライアンス上の問題の有無に関する確認を受け、その承認を得た後でなければ、不動産投資部長及び不動産運用部長は、投資委員会に提案することができないものとします。

#### **投資委員会での審議及び決定**

投資委員会は、不動産投資部長及び不動産運用部長により提案された投資方針案について、規約との整合性、その時の不動産市場の動向、その時の本投資法人のポートフォリオの内容等の本投資法人の資産運用における投資戦略等の観点から、投資方針案の内容を検討し、投資方針案の採否につき決定します。投資委員会の承認が得られない場合は、投資委員会は不動産投資部長及び不動産運用部長に問題点を指摘し、投資方針案の修正及び再提出又は廃案の指示を出します。投資委員会の承認が得られた場合、投資委員会の委員長は、当該投資方針案に関する書類をコンプライアンス委員会に提案します。

#### **コンプライアンス委員会での審議及び決定**

コンプライアンス委員会は、投資委員会の委員長により提案を受けた投資方針案に、法令・諸規則への違反又は抵触がないか、その他コンプライアンス上の問題がないかについて審議し、投資方針案についてのコンプライアンス上の問題の有無について決定をします。コンプライアンス委員会の概要は前記「(ハ)委員会 B. コンプライアンス委員会」の項目に記載のとおりです。

コンプライアンス委員会において、コンプライアンス上の問題がないと決定された場合には、コンプライアンス委員会の委員長は、投資委員会の委員長に対してその旨を伝達します。かかる伝達を受けた投資委員会の委員長は、当該投資方針案を取締役に付議します。

これに対して、コンプライアンス委員会が当該投資方針案について法令・諸規則への違反若しくは抵触が認められる又はその他コンプライアンス上の問題が存在すると判断した場合には、投資委員会の委員長に対して当該投資方針案の廃案又は修正を命じます。廃案の命令を受けた投資方針案については、投資委員会の委員長は、取締役に付議することができず、修正の命令を受けた投資方針案については、修正後に再度、コンプライアンス委員会による法令・諸規則の遵守状況その他コンプライアンス上の問題の有無に関する確認を受け、その決定を得た後でなければ、投資委員会の委員長は、取締役に付議することができないものとします。

#### **取締役会での審議及び決議**

取締役会は、不動産市場の動向、本投資法人の投資戦略及び法令・諸規則の遵守状況等を総合的に勘案し、当該投資方針案を承認するか否かを決議します。取締役会での承認が得られない場合、取締役会は投資委員会に問題点を指摘し、当該投資方針案の修正及び再提出又は廃案等の指示を出します。再提出の場合、再び上記と同様に投資委員会において審議をした上で取締役会に対して付議されることが必要となります。取締役会の承認が得られたことをもって、当該投資方針案が資産運用会社で決定されたこととなります。

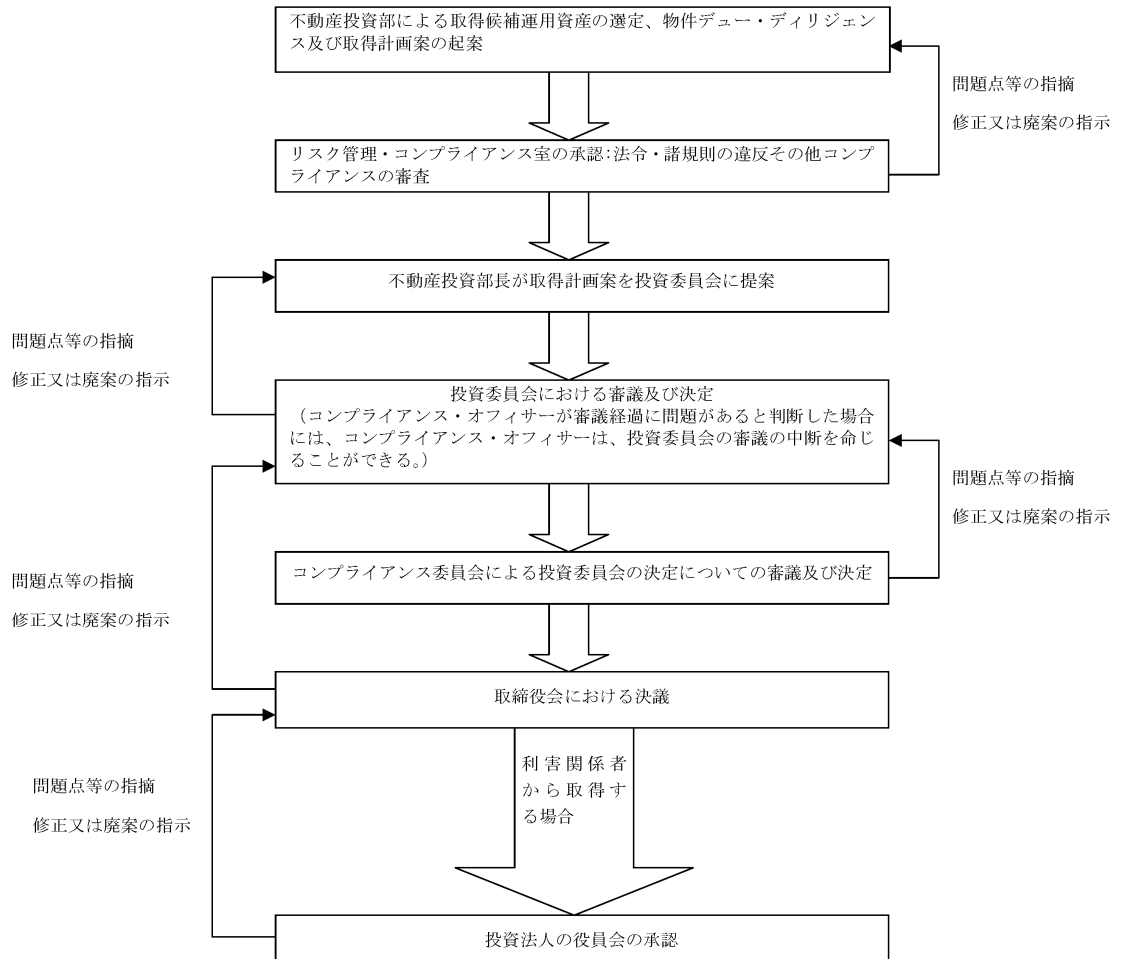
#### **投資法人役員会での審議及び承認**

利害関係者との取引制限に関する投資方針の策定又は改定の場合には、代表取締役社長は、取締役会の決議の後に当該投資方針案を本投資法人の役員会の審議に付議すべく必要な手続をとらなければならないものとし、役員会が当該投資方針案を承認するか否かを決議します。本投資法人の役員会が承認した場合、資産運用会社は本投資法人の執行役員から当該投資方針案に同意する旨の書面を受領した上で、投資方針の策定又は改定を行います。本投資法人の役員会での承認が得られない場合、役員会は取締役会に問

題点等を指摘し、当該投資方針案の修正及び再提出又は廃案等の指示を出します。再提出の場合、再び上記と同様に取締役会において審議をした上で本投資法人の役員会に対して付議されることが必要となります。本投資法人の役員会が承認した場合、資産運用会社は本投資法人の執行役員から当該投資方針案に同意する旨の書面を受領した上で、投資方針の策定又は改定を行います。

## B. 運用資産の取得に関する決定プロセス

運用資産の取得に関する手続きの流れは、以下のとおりです。



### 不動産投資部による取得候補の選定、取得計画案の起案から不動産投資部長による投資委員会への付議まで

不動産投資部は、取得候補の運用資産を選定し、当該運用資産に関する詳細な物件デュー・ディリジェンス（鑑定価格調査、建物診断調査、地震リスク調査、法務調査等）を行い、その結果を踏まえた運用資産の取得計画案を策定し、リスク管理・コンプライアンス室に提出します。リスク管理・コンプライアンス室は、当該取得計画案における法令・諸規則の遵守状況その他コンプライアンス上の問題の有無について確認します。リスク管理・コンプライアンス室は、当該案件が本投資法人の資産運用の基本方針に基づいていない場合その他問題を確認した場合、当該取得計画案の修正及び再提出又は廃案を指示することができます。リスク管理・コンプライアンス室が当該取得計画を承認した場合は、不動産投資部長は、当該取得計画案を投資委員会に提案します。

### 投資委員会での審議及び決定

投資委員会では、当該運用資産が本投資法人の投資方針に適合していることを確認するとともに、デュー・ディリジェンスの結果を踏まえた適正な取得価格の審議を行い、当該運用資産に関する取得の実行及び取得価格の承認を含めた決定を行います。投資委員会は、当該取得計画案の修正及び再提出又は廃案を不動産投資部長に指示することができます。投資委員会の承認が得られた場合、投資委員会の委員長は、当該取得計画案に関する書類をコンプライアンス委員会に提案します。

当該運用資産の売主が利害関係者である場合には、鑑定評価額又は調査価額（以下「不動産鑑定評価額等」といいます。）を取得価格（消費税及び固定資産税の精算金等を除きます。）の上限とします。

#### **コンプライアンス委員会での審議及び決定**

コンプライアンス委員会は、投資委員会の委員長により提案を受けた取得計画案に、法令・諸規則への違反又は抵触がないか、その他コンプライアンス上の問題がないかについて審議し、取得計画案についてのコンプライアンス上の問題の有無について決定をします。コンプライアンス委員会の概要は前記「(ハ) 委員会 B. コンプライアンス委員会」の項目に記載のとおりです。

コンプライアンス委員会において、コンプライアンス上の問題がないと決定された場合には、コンプライアンス委員会の委員長は、投資委員会の委員長に対してその旨を伝達します。かかる伝達を受けた投資委員会の委員長は、当該取得計画案を取締役に付議します。

これに対して、コンプライアンス委員会が当該取得計画案について法令・諸規則への違反若しくは抵触が認められる又はその他コンプライアンス上の問題が存在すると判断した場合には、投資委員会の委員長に対して当該取得計画案の廃案又は修正を命じます。廃案の命令を受けた取得計画案については、投資委員会の委員長は、取締役会に付議することができず、修正の命令を受けた取得計画案については、修正後に再度、コンプライアンス委員会による法令・諸規則の遵守状況その他コンプライアンス上の問題の有無に関する確認を受け、その決定を得た後でなければ、投資委員会の委員長は、取締役会に付議することができないものとします。

#### **取締役会での審議及び決議**

取締役会は、付議された取得計画案を承認するか否かを決議します。取締役会が当該取得計画案の承認を決議しない場合、取締役会は、当該取得計画案の修正及び再提出又は廃案を投資委員会に指示することができます。利害関係者から物件を取得する場合を除き、取締役会の承認が得られたことをもって、当該取得計画案が資産運用会社の取得計画となることとなります。

#### **投資法人役員会での審議及び承認**

利害関係者から物件を取得する場合には、代表取締役社長は、当該取得計画案を本投資法人の役員会の審議に付議すべく必要な手続をとらなければならないものとし、役員会が当該取得計画案を承認するか否かを決議します。本投資法人の役員会での承認が得られない場合、役員会は取締役会に問題点等を指摘し、当該取得計画案の修正及び再提出又は廃案の指示を出します。再提出の場合、再び上記と同様に取締役会において審議をした上で本投資法人の役員会に対して付議されることが必要となります。

#### **取得計画の実行**

当該取得計画案が取締役会において承認された場合（利害関係者から取得する場合には、本投資法人の役員会が承認し、資産運用会社が本投資法人の執行役員から当該取得計画案に同意する旨の書面を受領した場合）、当該運用資産の取得にかかる取締役会（又は役員会）の決議内容に従って、不動産投資部は、当該運用資産の取得業務を行います。

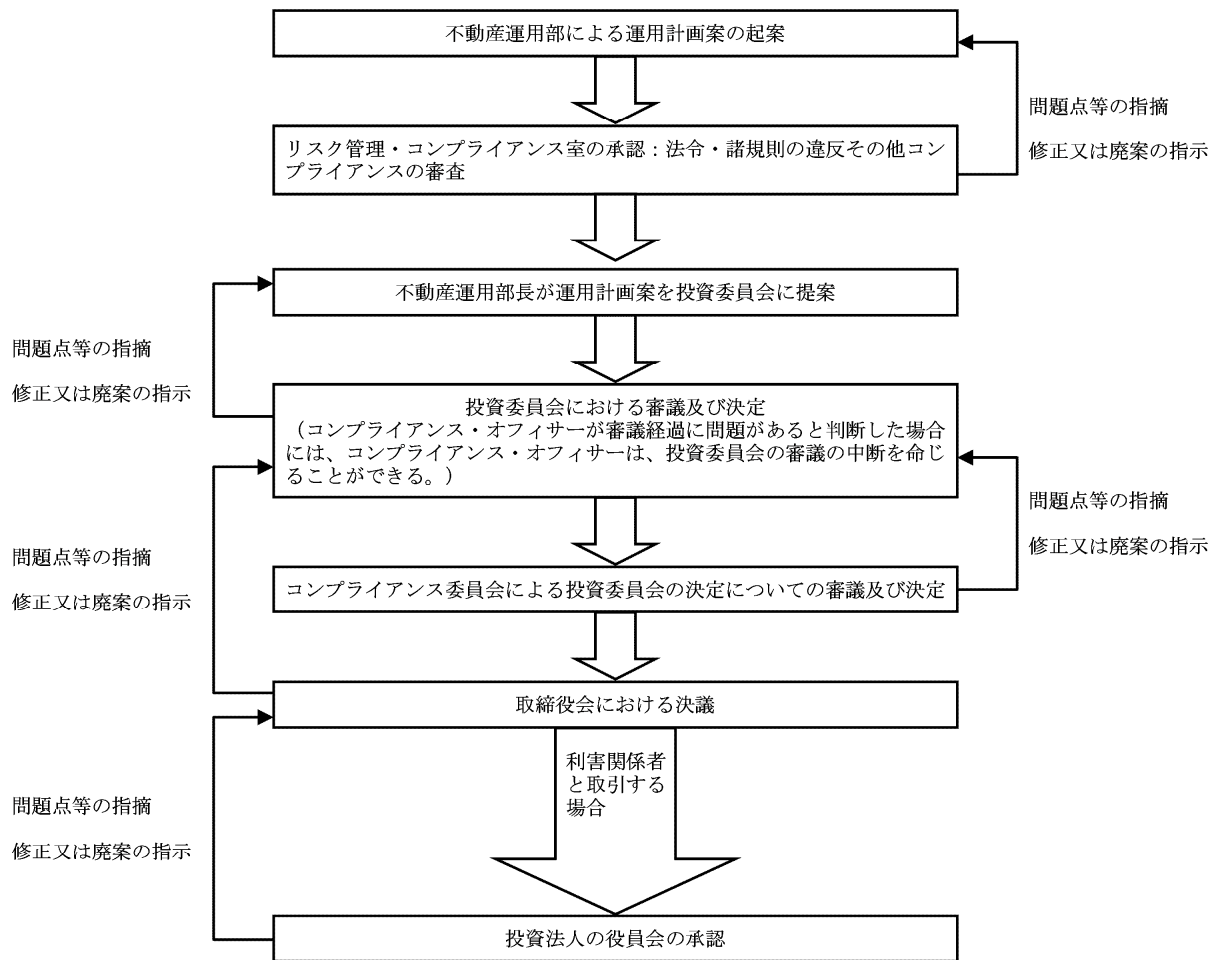
不動産投資部は、取引の実行にあたり、取引価格その他、取引コスト等を総合的に勘案して、最も本投資法人の利益に資する取引形態を選択します。

### **C. 運用資産の売却に関する決定プロセス**

運用資産の売却に関する業務についても、運用資産の取得と全く同様の決定プロセスで決定されます。

#### D. 運用資産の運営管理に関する決定プロセス

運用資産の運営管理に関する手続きの流れは、以下のとおりです。



#### 不動産運用部による運用計画書の起案から不動産運用部長による投資委員会への付議まで

不動産運用部は、運用資産の運用計画書を策定し、リスク管理・コンプライアンス室に提出します。リスク管理・コンプライアンス室は、当該運用計画書における法令・諸規則の遵守状況その他コンプライアンス上の問題の有無について確認します。リスク管理・コンプライアンス室は、当該案件が本投資法人の資産運用の基本方針に基づいていない場合その他問題を確認した場合、当該運用計画書の修正及び再提出又は廃案を指示することができます。リスク管理・コンプライアンス室が当該運用計画書を承認した場合は、不動産運用部長は、当該運用計画書を投資委員会に提案します。

#### 投資委員会での審議及び決定

投資委員会では、当該運用計画書が本投資法人の投資方針に適合していることを確認するとともに、審議を行い、当該運用計画書の承認の決定を行います。投資委員会は、当該運用計画書の修正及び再提出又は廃案を不動産運用部長に指示することができます。投資委員会の承認が得られた場合、投資委員会の委員長は、当該運用計画書に関する書類をコンプライアンス委員会に提案します。

#### コンプライアンス委員会での審議及び決定

コンプライアンス委員会は、投資委員会の委員長により提案を受けた運用計画書に、法令・諸規則への違反又は抵触がないか、その他コンプライアンス上の問題がないかについて審議し、運用計画書についてのコンプライアンス上の問題の有無について決定をします。

コンプライアンス委員会において、コンプライアンス上の問題がないと決定された場合には、コンプライアンス委員会の委員長は、投資委員会の委員長に対してその旨を伝達します。かかる伝達を受けた投資委員会の委員長は、当該運用計画書を取締役に付議します。

これに対して、コンプライアンス委員会が当該運用計画書について法令・諸規則への違反若しくは抵触が認められる又はその他コンプライアンス上の問題が存在すると判断した場合には、投資委員会の委員長

に対して当該運用計画案の廃案又は修正を命じます。廃案の命令を受けた運用計画案については、投資委員会の委員長は、取締役会に付議することができず、修正の命令を受けた運用計画案については、修正後に再度、コンプライアンス委員会による法令・諸規則の遵守状況その他コンプライアンス上の問題の有無に関する確認を受け、その決定を得た後でなければ、投資委員会の委員長は、取締役会に付議することができないものとします。

#### 取締役会での審議及び決議

取締役会は、付議された運用計画案を承認するか否かを決議します。取締役会が当該運用計画案の承認を決議しない場合、取締役会は、当該運用計画案の修正及び再提出又は廃案を投資委員会に指示することができます。利害関係者との取引によって物件の運用を行う場合を除き、取締役会の承認が得られたことをもって、当該運用計画案が資産運用会社の運用計画となることとなります。

#### 投資法人役員会での審議及び承認

利害関係者との取引によって物件の運用を行う場合には、代表取締役社長は、当該運用計画案を本投資法人の役員会の審議に付議すべく必要な手続をとらなければならないものとし、役員会が当該運用計画案を承認するか否かを決議します。本投資法人の役員会での承認が得られない場合、役員会は取締役会に問題点等を指摘し、当該運用計画案の修正及び再提出又は廃案の指示を出します。再提出の場合、再び上記と同様に取締役会において審議をした上で本投資法人の役員会に対して付議されることが必要となります。

#### 運用計画の実行

当該運用計画案が取締役会において承認された場合（利害関係者との取引によって運用を行う場合には、役員会が承認し、資産運用会社が本投資法人の執行役員から当該運用計画案に同意する旨の書面を受領した場合）、当該運用資産の運用にかかる取締役会（又は役員会）の決議内容に従って、不動産運用部は、当該運用資産の運用業務を行います。

不動産運用部は、資産の運用にあたり、稼働率及び賃料の上昇、運営管理コストの圧縮等運用資産の価値向上につながる施策を総合的に勘案して、最も本投資法人の利益に資する運用方法を選択します。

#### E. 資金調達に関する決定プロセス

運用資産取得のための資金調達については、その計画案がIR・財務部において起案されますが、それ以外の運用体制については、運用資産の取得と全く同様です。

#### (へ) コンプライアンス体制

##### A. 体制

資産運用会社は、資産運用会社としての社会的責任と使命を十分に認識し、本投資法人の資産の運用業務を適正かつ公正に遂行するため、コンプライアンスの徹底を経営の基本原則として位置づけ、コンプライアンス規程等の社内規程を定め、コンプライアンス（法令遵守）を担当する機関としてコンプライアンス・オフィサー（その詳細については、前記「(ニ) コンプライアンス・オフィサー」をご参照下さい。）及びリスク管理・コンプライアンス室（その詳細については、前記「(ロ) 資産運用会社の各組織の業務の概要」をご参照下さい。）を、また、コンプライアンスにかかる基本的事項及び重要事項等を審議・決定するコンプライアンス委員会（その詳細については、前記「(ハ) 委員会 B. コンプライアンス委員会」をご参照下さい。）を設置しています。

##### B. 社内規程体系

コンプライアンスのために実践すべきコンプライアンス活動の基本的な内容についてはコンプライアンス規程に定められ、その細目については、役職員に対するコンプライアンスの手引書としてのコンプライアンス・マニュアルに定められます。また、コンプライアンス委員会は、コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画として、コンプライアンス・プログラムを策定します。

### C. 投資判断におけるコンプライアンス

前記「(ホ) 資産運用会社の意思決定手続」に記載のとおり、投資方針の決定プロセス、運用資産の取得・売却に関する決定プロセス、運用資産の運営管理及び資金調達に関する決定プロセス等の重要な意思決定手続において、リスク管理・コンプライアンス室、コンプライアンス・オフィサー及びコンプライアンス委員会が関与して、法令・諸規則の違反その他のコンプライアンス上の問題の有無の確認をします。コンプライアンス上の問題が確認された場合には当該問題の指摘がなされ、当該投資方針案や個別物件の取得・売却案等について、修正及び再提出又は廃案が求められます。

### D. 内部検査の方法

#### (i) 主体

内部検査は、コンプライアンス・オフィサーが統括し、リスク管理・コンプライアンス室が担当します。なお、コンプライアンス・オフィサー及びリスク管理・コンプライアンス室が被検査対象となる場合は、管理部長が統括し、管理部が担当します。コンプライアンス・オフィサーは、非検査対象部の部長の了承を得て、当該部の担当者に検査の補助を行わせることができます。但し、当該担当者が過去1年以内に所属していた部内の業務の検査の補助は行わせません。

#### (ii) 内部検査の内容

内部検査の対象は、資産運用会社の全ての組織及び職種とし、その内容は以下のとおりとします。

- a. 各組織の業務及び運営が法令・諸規則に従って、適正かつ効率的に行われているか否かの検査
- b. 会計上記録されている諸取引が事実に基づくものであるか否か、正当な証拠書類によって適正に表示され、帳票が法令・諸規則に従って記載されているか否か等の会計に関する検査
- c. その他必要な事項の検査

内部検査は、原則としてコンプライアンス・プログラムに基づいて定期的に行われることとしますが、代表取締役社長が特別に命じた場合にも実施します（特別検査）。

内部検査の実施にあたって検査対象部は、検査担当者の求める書類・帳簿等を提示して説明を行い、検査の円滑な実施に積極的に協力しなければならないものとされています。

#### (iii) 内部検査の結果に基づく是正措置

- a. コンプライアンス・オフィサー及びリスク管理・コンプライアンス室は、検査結果について検査対象部に通知するとともに、改善勧告を行うことができます。また、改善計画及び改善状況についての報告を当該検査対象部に求めることができます。
- b. コンプライアンス・オフィサー及びリスク管理・コンプライアンス室は、改善勧告への対応状況のフォローアップ（モニタリング）を以下の手順にて行い、原則として、3ヶ月毎にモニタリング結果を取締役に報告します。
  - ①検査対象部より改善計画案の受領（コンプライアンス・オフィサーが不十分であると判断した場合は差し戻し）
  - ②改善計画に基づく進捗状況の確認（モニタリング）
  - ③検査対象部より是正完了報告の受領

#### (ト) 投資運用に関するリスク管理体制の整備の状況

後記「3 投資リスク (2) 投資リスクに対する管理体制」をご参照下さい。

## (5) 【投資法人の出資総額】

(本書の日付現在)

出資総額	88,925,149,945円
発行可能投資口総口数	10,000,000口
発行済投資口の総口数	1,018,110口

最近5年間における出資総額及び発行済投資口の総口数の増減は、以下のとおりです。

年月日	摘要	出資総額		発行済投資口の総口数		備考
		増減	残高	増減	残高	
平成24年10月1日	公募増資	6,725,549千円	57,248,891千円	20,460口	135,530口	(注1)
平成24年10月26日	第三者割当増資	506,224千円	57,755,115千円	1,540口	137,070口	(注2)
平成25年4月22日	公募増資	10,022,318千円	67,777,433千円	21,430口	158,500口	(注3)
平成25年5月23日	第三者割当増資	516,783千円	68,294,216千円	1,105口	159,605口	(注4)
平成26年4月1日	投資口の分割	—	68,294,216千円	638,420口	798,025口	(注5)
平成26年4月21日	公募増資	10,249,790千円	78,544,007千円	111,600口	909,625口	(注6)
平成26年5月22日	第三者割当増資	515,704千円	79,059,711千円	5,615口	915,240口	(注7)
平成26年10月22日	公募増資	9,395,518千円	88,455,230千円	97,970口	1,013,210口	(注8)
平成26年11月18日	第三者割当増資	469,919千円	88,925,149千円	4,900口	1,018,110口	(注9)

(注1) 1口当たり発行価格340,957円(引受価額328,717円)にて、新規物件の取得資金及び取得に付随する諸費用の一部等に充当することを目的として、公募により投資口を追加発行しました。

(注2) 平成24年10月1日に行われた公募増資に伴い、1口当たり発行価額328,717円にて、みずほ証券株式会社に対して投資口の割当を行いました。

(注3) 1口当たり発行価格484,575円(引受価額467,677円)にて、新規物件の購入資金に充当することを目的として公募により投資口を追加発行しました。

(注4) 平成25年4月22日に行われた公募増資に伴い、1口当たり発行価額467,677円にて、みずほ証券株式会社に対して投資口の割当を行いました。

(注5) 平成26年3月31日を基準日として同日の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主の所有する本投資法人の投資口を、平成26年4月1日を効力発生日として1口につき5口の割合をもって分割しました。

(注6) 1口当たり発行価格95,062円(引受価額91,844円)にて、新規物件の取得資金及び取得に付随する諸費用の一部等に充当することを目的として、公募により投資口を追加発行しました。

(注7) 平成26年4月21日に行われた公募増資に伴い、1口当たり発行価額91,844円にて、みずほ証券株式会社に対して投資口の割当を行いました。

(注8) 1口当たり発行価格99,157円(引受価額95,902円)にて、新規物件の取得資金及び取得に付随する諸費用の一部等に充当することを目的として、公募により投資口を追加発行しました。

(注9) 平成26年10月22日に行われた公募増資に伴い、1口当たり発行価額95,902円にて、みずほ証券株式会社に対して投資口の割当を行いました。

(6) 【主要な投資主の状況】

平成28年3月末日（第21期末）現在における主要な投資主の状況及び所有者別状況は以下のとおりです。

① 主要な投資主の状況

氏名又は名称	住所	所有 投資口数 (口)	発行済投資口 の総口数に対 する所有投資 口数の比率 (%) (注1)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	258,594	25.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	64,467	6.33
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーZ棟	54,221	5.32
積水ハウス株式会社	大阪府大阪市北区大淀中一丁目1番88号	39,000	3.83
野村信託銀行株式会社 (投信口)	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	35,145	3.45
ノムラバンクルクセンブルグエスエー	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	24,647	2.42
富士火災海上保険株式会社	大阪府大阪市中央区南船場一丁目18番11号	20,630	2.02
ドイチェ バンク アーゲー ロンドン ピービー ノントリティー クライアーツ 613	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 (常任代理人 ドイツ証券株式会社)	20,156	1.97
株式会社八十二銀行	長野県長野市中御所字岡田178番地8	19,754	1.94
株式会社北陸銀行	富山県富山市堤町通り一丁目2番26号	16,049	1.57
合 計		552,663	54.28

(注1) 発行済投資口の総口数に対する所有投資口数の比率は、小数第三位を切り捨てて記載しています。

(注2) 平成28年4月1日以降平成28年6月17日までに提出された大量保有報告書(変更報告書を含みます。)による大量保有の状況は以下のとおりです。



提出日	提出者名	提出者及び共同保有者	保有株券等の数 (総数) (口) (注3)	株券等保有割合 (%) (注3)
平成28年4月4日	株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グループ	三菱UFJ信託銀行 株式会社	13,823	1.36
		三菱UFJ国際投信 株式会社	11,525	1.13
		三菱UFJモルガン・ スタンレー証券株式会社	1,035	0.10
		三菱UFJアセット・ マネジメント(UK)	1,812	0.18
平成28年4月22日	みずほ信託銀行 株式会社	みずほ信託銀行 株式会社	3,941	0.39
		みずほ投信投資顧問 株式会社	18,027	1.77
		新光投信株式会社	40,446	3.97
平成28年6月3日	DIAMアセット マネジメント株式会社	DIAMアセット マネジメント株式会社	54,728	5.38
平成28年6月13日	三井住友信託銀行 株式会社	三井住友信託銀行 株式会社	3,533	0.35
		三井住友トラスト・アセット マネジメント株式会社	79,680	7.83
		日興アセットマネジメント 株式会社	21,519	2.11

(注3) 保有株券等の数(総数)及び株券等保有割合とは、共同保有者が連名により報告書を提出した場合は、その合計の保有株券等の数及び株券等保有割合をいいます。

(参考) 所有者別状況

(平成28年3月31日現在)

区分	投資口の状況				
	金融機関 (証券会社を含む)	その他の 国内法人	外国法人等	個人その他	計
投資主数(人)	136	227	147	11,448	11,958
投資主数の割合(%)	1.14	1.90	1.23	95.74	100.00
所有投資口数(口)	651,771	92,283	152,950	121,106	1,018,110
所有投資口数の割合(%)	64.02	9.06	15.02	11.90	100.00

(注) 割合については、小数第三位を四捨五入して記載しています。

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### ① 基本方針

本投資法人は、本投資法人の規約に従い、中長期的な観点から、安定した収益の確保と着実な運用資産の成長を目指した資産の運用を行うことを基本方針として、主として特定資産のうち不動産等（後記「(2) 投資対象 ① 投資対象とする資産の種類・内容等」に定義します。以下同じです。）に投資します。

資産運用会社は、規約及び本投資法人との資産運用委託契約に基づき、規約に定める基本方針を踏まえ、資産運用会社の社内規程として運用ガイドラインを制定し、本投資法人の運用資産にかかる運用及び管理の方針を、以下のとおり定めています。なお、運用ガイドラインは、一般的経済情勢の他、不動産市場、資本市場及び金融市場の現況及び推移等を総合的に考慮して定められた社内規程であり、今後これらの状況の変化に即して、規約及び本投資法人との資産運用委託契約の規定を踏まえつつ、資産運用会社の判断により機動的に改定を行うこととします。

#### ② ポートフォリオ構築方針

本投資法人は、中長期的な観点から、安定した収益の確保と着実な運用資産の成長を目指した資産の運用を行うことを基本方針とします（規約第26条）。

本投資法人は、以下の方針により最適なポートフォリオの構築を目指します。

##### (イ) 投資対象

住居は、生活の根幹をなす居住を目的とした不動産のため、商業施設やオフィスビルに比べて経済情勢の変動等の影響を受けにくく、安定したテナント需要が見込まれ、賃料相場も相対的に安定していると考えられます。特に全国の主要都市部においては安定的に高いテナント需要が期待でき、テナント確保が比較的容易であると考えられるため、本投資法人の収益安定性への寄与が見込まれます。また、商業施設やオフィスビルに比べて資産規模が小さい不動産への投資も容易であり、より高いリスク分散効果が得られると考えられます。

本投資法人は、このような住居の特性に着目し、安定的需要に基づく収益の確保及びリスク分散効果を高める観点から、主たる用途が住居である不動産関連資産を本投資法人の資産運用の対象として位置付けます。

なお、住居には学生寮、社宅、サービス付高齢者向け住宅を含むものとします。

(注) 上記にかかわらず、既存商業施設については、当面安定的な運用に努めるものとしますが、時機を見て売却の判断を行うことを検討します。

住居への投資に当たっては、本投資法人の事業価値、投資主価値の最大化を図るべく、メインスポンサーである積水ハウスを中核企業とする積水ハウスグループからの運用資産の取得を本投資法人の成長戦略の基軸としたポートフォリオの構築を目指します。また、同じくスポンサーであるスプリング・インベストメントからの物件情報の活用及び継続的に実施する独自の物件情報収集により、外部からの物件取得にも努めます。

投資する不動産関連資産の選定にあたっては、経済情勢及び不動産市場動向等のマクロ的要因、不動産の立地する地域の周辺環境、都市計画の状況及びその将来動向等の地域的要因並びに不動産の土地及び建物の規模、形状及び接道条件等の個別的要因を総合的に考慮し、長期にわたり優位性を持つと考えられるものについて、その不動産の生み出すキャッシュフローの予測及びそれに基づく収益価格等を検討及び判断して選定します。

##### (ロ) 投資地域

本投資法人は、その規約により、主として東京圏（東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県をいいます。）及び政令指定都市をはじめとする全国の主要都市並びにそれらの周辺通勤圏をその投資対象地域とします。本投資法人は、かかる規約のもと、その投資対象地域のうち、主な投資対象地域として東京圏主要都市部を設定し、安定した収益の確保を目指します。これは、現状、東京圏主要都市部における賃貸市場規模が大きく、かつ将来にわたり需給関係が良好と見込まれることによります。

また、地域経済リスク・地震リスク等のポートフォリオの一極集中リスクを軽減するため、東京圏主要都市部以外のエリアにも分散投資を図る観点から、積水ハウスグループの全国ネットワークを最大限活用できる、東京圏その他都市部と主要大都市圏をはじめとする全国主要都市にも投資を行います。

<各投資対象エリアの特性及び位置付け>

- ・東京圏主要都市部 : 東京都区部及びその近郊主要都市部の豊富な賃貸需要と優良な物件供給が期待できるエリア。重点的な投資エリアであり、かつ、ポートフォリオの中核を担うエリアと位置付け、物件の資産価値と稼働状況・収益性の調和を総合的に判断し取得を行います。
- ・東京圏その他都市部 : 東京圏主要都市部周辺の多種多様な賃貸需要が期待できるエリア。東京圏の住居ポートフォリオのリスク分散効果をもたらす投資エリアとして位置付け、物件の資産価値と稼働状況・収益性の調和を総合的に判断し取得を行います。
- ・主要大都市圏 : 全国主要都市の中でも、周辺地域の行政・経済の中心を担い、比較的安定した賃貸需要が期待できるエリア。住居ポートフォリオのリスク分散効果をもたらす投資エリアとして位置付け、物件の資産価値と稼働状況・収益性の調和を総合的に判断し取得を行います。
- ・その他の全国主要都市 : 全国主要都市のうち、上記「主要大都市圏」以外の中心的役割を担い、様々な賃貸需要が期待できるエリア。住居ポートフォリオのリスク分散効果をもたらす投資エリアとして位置付け、物件の資産価値、稼働状況、収益性及び地域の将来性等を総合的に判断し取得を行います。

上記の観点から、中長期的に安定した収益の確保を目的として、運用資産として組入れた住居の用に供する不動産等の投資エリアの割合につき、以下の表に記載の比率を目処として資産運用を行います。

但し、中長期的に安定収益の確保に資すると同時に、ポートフォリオ構築上必要な不動産関連資産を取得する場合には、その過程において一時的に以下の表の比率から乖離する場合があります。

<投資不動産の地域区分>

投資エリア区分		具体的なエリア	組入比率（注3） （取得価格ベース）
東京圏	東京圏主要都市部 （重点投資エリア）	①東京都：東京23区、 武蔵野市、三鷹市、小金井市 ②神奈川県：横浜市、川崎市	70%程度
	東京圏その他都市部	①上記以外の東京都全域（但し、島しょ部を除く。）及び神奈川県 ②千葉県、埼玉県	30%程度  （その他の全国主要都市は 10%以下）
全国主要都市	主要大都市圏	①札幌市、仙台市、名古屋市、京都市、 大阪市、神戸市、広島市、福岡市 ②上記①の通勤圏（注1）	
	その他の全国主要都市	上記以外の政令指定都市等（注2）	

（注1）「通勤圏」とは、札幌市、仙台市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、福岡市の中心部から概ね30分程度の所要時間にて通勤可能な周辺部をいいます。

（注2）「上記以外の政令指定都市等」とは、東京圏以外の都市で、主要大都市圏以外の政令指定都市、中核市、施行時特例市及び県庁所在地のいずれかに該当するものをいいます。

（注3）組入比率における「程度」とは、±10%をいいます。

（注4）既存商業施設については上記の組入比率の計算から除外します。

(ハ) 積水ハウス、スプリング・インベストメント及び積和不動産各社とのパイプラインサポート契約について  
本投資法人及び資産運用会社は、以下のパイプラインサポート契約を締結しており、これにより、運用ガイドラインに定める投資方針及び投資基準に合致する住居物件の安定的な取得機会をより広く確保することに努めています。

A. 積水ハウス、積和不動産及び積和不動産関東（優先交渉権等に関する契約）

本投資法人及び資産運用会社は、積水ハウス、積和不動産及び積和不動産関東との間でそれぞれ、各社が(i)保有又は開発する主として住宅の用に供される不動産（土地の賃借権及び地上権を含みます。）及び不動産を主たる信託財産とする信託の受益権（不動産と併せて以下本（ハ）において「不動産等」といい、開発・建築工事中の不動産等を含みます。）のうち、本投資法人の投資基準に適合するものと各社が判断する不動産等を売却しようとする場合、第三者との共有又は共同発注にかかる不動産等であり、当該第三者の同意を得ることが困難な場合など一定の場合を除き、当該売却関連の情報を第三者への提供に優先して資産運用会社に提供すること、及び当該不動産等について、資産運用会社が購入の申込みをした場合、各社は売買の条件について資産運用会社と誠実に協議し、当該情報提供日から20営業日の間は、第三者との間で当該不動産等の売却に関する交渉を行わないこと、(ii)主として住宅の用に供される不動産等を保有し又は開発・保有を予定する第三者が当該不動産等を売却しようとする旨の情報を当該第三者又はその関係者等より入手し、当該不動産等について本投資法人の投資基準に適合するものと各社が判断する場合、売却先について、指定又はその範囲を限定されている場合など一定の場合を除き、当該売却関連情報を他者への提供に優先して資産運用会社に提供しよう努めることを内容とする「優先交渉権等に関する契約書」を締結しています。また、優先交渉権等に関する契約においては、上記(i)及び(ii)に基づく物件に関する情報提供については報酬の授受は行われないうこと、但し、(ii)に基づく各社からの情報提供により本投資法人が不動産等を取得する場合における仲介手数料については、通常の商慣習に基づき、当事者間の協議によりこれを定めること等が定められています。

B. スプリング・インベストメント（物件情報優先提供に関する契約）

本投資法人及び資産運用会社は、スプリング・インベストメントとの間で、同社が(i)投資一任業務又は投資助言業務を受託している顧客（以下本（ハ）において「スプリング・インベストメント顧客」といいます。）の物件で専ら住宅の用に供される不動産等のうち、本投資法人の投資基準に適合するものとスプリング・インベストメントが判断する不動産等をスプリング・インベストメント顧客のために売却しようとする場合、第三者との共有又は共同発注にかかる不動産等であり、当該第三者の同意を得ることが困難な場合など一定の場合を除き、当該売却関連の情報を第三者への提供に優先して資産運用会社に提供すること、及び(ii)専ら住宅の用に供される不動産等を運用若しくは保有し又は開発・保有を予定する第三者が当該不動産等を売却しようとする旨の情報を当該第三者又はその関係者等より入手し、当該不動産等について本投資法人の投資基準に適合するものとスプリング・インベストメントが判断した場合、売却先について、指定又はその範囲を限定されている場合など一定の場合を除き、当該売却関連情報を他者への提供に優先して資産運用会社に提供しよう努めることを内容とする「物件情報優先提供に関する契約書」を締結しています。また、物件情報優先提供に関する契約においては、上記(i)及び(ii)に基づく物件に関する情報提供については報酬の授受は行われないうこと、但し、(ii)に基づくスプリング・インベストメントからの情報提供により本投資法人が不動産等を取得する場合における仲介手数料については、通常の商慣習に基づき、当事者間の協議によりこれを定めること等が定められています。

C. 積和不動産東北、積和不動産中部、積和不動産関西、積和不動産中国及び積和不動産九州（優先交渉権に関する契約）

本投資法人及び資産運用会社は、積和不動産東北、積和不動産中部、積和不動産関西、積和不動産中国及び積和不動産九州との間でそれぞれ、各社が保有又は開発する主として住宅の用に供される不動産等のうち、本投資法人の投資基準に適合するものと各社が判断する不動産等を売却しようとする場合、第三者との共有又は共同発注にかかる不動産等であり、当該第三者の同意を得ることが困難な場合など一定の場合を除き、当該売却関連の情報を第三者への提供に優先して資産運用会社に提供すること、及び当該不動産等について、資産運用会社が購入の申込みをした場合、各社は売買の条件について資産運用会社と誠実に協議し、当該情報提供日から20営業日の間は、第三者との間で当該不動産等の売却に関する交渉を行わないことを内容とする「優先交渉権に関する契約書」を締結しています。また、優先交渉権に関する契約においては、上記に基づく物件に関する情報提供については報酬の授受は行われないうことが定められています。

### ③ 投資態度

本投資法人が取得する特定不動産（本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産の所有権、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいいます。以下同じです。）の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合が100分の75以上とするよう運用します（規約第27条第5項）。

### ④ 運用方針

資産運用会社は、上記の基本方針、ポートフォリオ構築方針及び投資態度に基づき、安定した収益の確保と着実な運用資産の成長を目指し、以下の運用方針により、本投資法人の資産の運用を行います。

#### （イ）保有期間

原則として、中長期保有を目的とした不動産関連資産の取得を行うこととし、短期売買を目的とした不動産関連資産の取得は行わないこととします。

なお、定期的なポートフォリオの見直しを実施し、中長期的な不動産市況、収益予測、資産価値の上昇・下落の見通し、立地地域の将来性、劣化に対応する資本的支出の見込み等、当該不動産関連資産の競争優位性を考慮した上で、当該不動産関連資産の売却を検討します。

また、取得した不動産関連資産について投資方針を満たさない事態が生じ、解消できない場合、ポートフォリオへの影響を考慮の上、売却を検討します。

#### （ロ）取得基準

本投資法人の投資対象である不動産関連資産に投資を行う場合、以下の取得基準により投資を行うこととします。

##### A. 構造

建物に投資を行う場合、その構造は、主たる部分において、原則として鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造とします。

##### B. 築年数

建物に投資を行う場合、原則として、新耐震基準が採用された昭和56年6月以降に建築された建物を投資対象とします。但し、新耐震基準と同等水準以上の性能（注）が確保されたと認められる建物については投資対象に加える場合があります。

（注）新耐震基準と同等水準以上の性能とは、構造耐震指標「I s 値」が0.6以上であることをいいます。

##### C. 耐震性能

建物に投資する場合、原則として新耐震基準に適合し、予想最大損失率（PML）（注）が20%以下の物件とします。但し、予想最大損失率（PML）が20%を超える場合でも、総合的に判断し、地震保険を付保することにより投資を行う場合があります。

（注）予想最大損失率（PML）については、後記「5 運用状況 (2) 投資資産 ③ その他投資資産の主要なもの (ロ) 信託不動産の概要 C. 建物エンジニアングレポート（建物状況評価）等の概要」をご参照下さい。

##### D. 売主の属性

売主の信用力を業績の推移等の情報を基に確認すると共に、反社会的勢力との関連の有無を調査の上取引を行います。

売主が特別目的会社等の場合は、その出資者等の属性についても確認します。

## E. 投資基準

ポートフォリオの構築において、安定した収益を確保するため、物件の数及び規模並びにテナント数において分散投資が図られ、かつ、テナント確保が比較的容易な住居用不動産関連資産への投資を行います。

投資対象となる賃貸住宅のタイプについては、居住者の多様なニーズに対応するために、幅広いタイプの賃貸住宅に投資を行うこととするが、立地、物件規模及び権利関係の他、テナントの需要動向、賃料相場、周辺物件の稼働率、建物のグレード、賃貸条件等について、総合的かつ慎重に分析の上投資を行います。

投資対象となる住居のうち、学生寮、社宅、サービス付高齢者向け住宅については、運営会社の適格性(注)、テナントの需要動向、立地、物件規模、権利関係、テナントとの賃貸条件及び商圈の動向の他、建物の仕様・設備・グレード等について、総合的かつ慎重に分析の上、投資を行います。

(注) 運営会社の適格性については、運営実績、業歴、財務内容、営業成績、業種の成長性を慎重に調査し、資産運用会社が信用力のあるものと判断した運営会社の運営する不動産に投資を行います。

### (i) 立地

原則として最寄駅からの距離が徒歩10分以内に立地する不動産等を投資対象とします。

### (ii) 住居タイプ

本投資法人は、以下の住居タイプの物件を投資対象とします。中でも、相対的に高い賃貸需要と収益性が見込まれるシングル・コンパクトタイプを主な住居タイプとする物件に加え、エリア特性を勘案し、安定的な収益性が見込まれるファミリータイプを主な住居タイプとする物件を主たる投資対象とします。

また、ラージタイプを主な住居タイプとする物件については、立地環境等を慎重に分析の上、厳選して投資を行います。

本投資法人が投資対象とする住居タイプの詳細は、以下のとおりです。

#### <住居タイプの区分>

住居タイプ 区分	投資基準・分類方法	
	主たるテナント	望ましい立地環境
シングル	単身生活者 会社都合による単身生活者	交通利便性、商業利便性が高い周辺住環境
コンパクト	子供のいない共働きの夫婦 所得水準の高い単身生活者 会社都合による単身生活者及び夫婦 子供が独立した高齢の夫婦 自宅を仕事場とする独立事業者(SOHO)	交通利便性、商業利便性が高く、文化施設至近の周辺住環境
ファミリー	家族数2から4名程度の一般的家族 所得水準の高い単身生活者 会社都合による単身生活者、夫婦及び家族	職場への通勤利便性、教育施設への通学利便性が高く、かつ閑静で治安良好な周辺住環境
ラージ	企業経営者、個人事業主、外国人駐在員等の富裕層	東京圏主要都市部においても厳選した立地にあり、職場への通勤利便性が著しく高く、かつ閑静で治安良好な周辺住環境

### (iii) 物件規模

いずれの住居タイプについても原則として、建物の延床面積が約660㎡(約200坪)以上の物件を投資対象とします。

### (iv) 権利関係

住居を投資対象とする不動産等は、原則として完全所有物件としますが、区分所有物件・共有物件にも投資を行う場合があります。なお、区分所有物件に投資を行う場合には、原則として本投資法人の持分比率が75%以上となる物件とします。共有物件についてはポートフォリオの質的向上に大きく寄与する物件を厳選して投資を行います。

なお、借地物件は、借地契約の内容を精査し、収益性、権利の安定性、経済性(承諾料等)等において、資産運用会社が投資を妥当と判断した場合、投資を行います。

## F. 建物状況

資産運用会社は、利害関係を有しない独立した外部の専門業者による建物診断を実施し、その結果を確認した上で、建物に投資を行います。

## G. 投資金額

### (i) 1物件あたりの最低投資金額

物件管理コスト等を勘案し、原則として3億円（税金を含む必要経費を除きます。）以上とします。但し、区分所有物件の持分を買い増す場合、資産対応証券を対象とする場合、又は、不動産等を裏付けとする投資信託に投資を行う場合にはその限りではありません。

### (ii) 1物件あたりの最高投資額

ポートフォリオの分散を確保するため、各不動産関連資産又は資産対応証券等の取得価格（税金を含む必要経費を除きます。）のポートフォリオ全体に対する割合は、原則として40%以内とします。

### (iii) 取得価格の制限

- a. 原則として市場価格とし、資産運用会社は、利害関係のない不動産鑑定士の不動産鑑定評価額等を参考に、投資採算を重視し総合的に投資判断を行うこととします。
- b. 利害関係者から不動産等の取得を行う場合は、当該不動産等の取得価格（不動産等そのものの取得金額とし、不動産鑑定評価額の対象となっていない税金及び取得費用等の他、信託勘定内の積立金、信託収益、固定資産税等の期間按分の精算額を含まないものとします。）は、取得に際して採用した不動産鑑定評価額等以下とします。
- c. 利害関係者以外の第三者から不動産等を取得する場合、投資採算・物件のポテンシャル・当該不動産等の立地・当該不動産等の将来の価値の維持・向上等を総合的に勘案し、資産運用会社が適切な価格であると判断した場合には、不動産鑑定評価額等を上回って取得する場合があります。
- d. 余剰資金の運用の一環として、不動産関連資産以外の特定資産に対して、安全性及び換金性等を勘案して投資を行う場合、原則として、市場価格がある場合には当該市場価格により、また、市場価格がない場合には公正な第三者によって提示された適正な価格により取得します。

## H. 開発物件に対する投資

建設中の不動産については、竣工後のテナントの確保が十分可能と判断され、かつ完工・引渡しリスクが低い場合、建物竣工後の取得及び当該不動産にかかるデュー・ディリジェンスの結果に問題がないことを条件として、当該建設中の不動産等にかかる不動産関連資産の取得に関する契約を締結できるものとします。

## I. フォワード・コミットメント等

### (i) フォワード・コミットメント等の定義

フォワード・コミットメント等とは、先日付での売買契約であって、契約締結から1ヶ月以上を経過した後に決済・物件引渡しを行うこととしているものその他これに類する契約（取引への実質的な拘束力を持つ買付け意向表明及び予約契約等を含みます。）をいいます。なお、ここでいう取引への実質的な拘束力の有無は、物件の売却又は購入義務の、本投資法人に対する法的な拘束力の有無により判断するものとします。

### (ii) フォワード・コミットメント等の制限

本投資法人がフォワード・コミットメント等を行う際には以下の事項を遵守するものとします。

- a. フォワード・コミットメント等に違約した際の損害賠償額の上限を必ず定めること。
- b. フォワード・コミットメント等の違約の際に、損害賠償の支払いに充てることが可能な資金及び投資主に対する配当原資に比して、過大な損害賠償額の支払いを義務づけられるようなフォワード・コミットメント等を行わないこと。

J. 契約締結時の開示

- (i) 本投資法人が物件の購入・売却等の契約行為を行った際には、東京証券取引所の定める適時開示に関する規則を踏まえ、適切に公表します。
- (ii) 本投資法人が行った物件の購入・売却等の契約行為が、前記「I. フォワード・コミットメント等」に定めるフォワード・コミットメント等に該当する場合には、下記項目について適切に公表します。
  - a. 売買契約違約時の損害賠償額の上限の定め。
  - b. 売買契約上、物件購入代金その他売買に要する費用の資金調達ができることが売買の実行の前提条件として定められているか否か。
  - c. その他、本投資法人の財務内容に影響を与える解約条件。

(ハ) 投資不動産のデュー・ディリジェンス

資産運用会社は、本投資法人のために投資する個々の不動産等を選定するにあたり、弁護士、公認会計士、不動産鑑定士、エンジニア、マーケットリサーチャー等によって作成された不動産鑑定評価書等(注)及び各種デュー・ディリジェンスレポート等を精査し、当該不動産等の法令適合性、予想収益、立地エリアの将来性、建築仕様、耐震性能、権利関係、入居テナント、建物管理状況、環境・地質等について、下記の基準に従って十分な調査を実施することにより、中長期的に安定した収益を確保し得る不動産等であるか否かの確認を行うものとします。

(注) 不動産鑑定評価書等とは、不動産鑑定評価書及び不動産価格調査書のことをいいます。

A. 運用不動産等の経済的調査、物理的調査及び法的調査等の詳細な調査を以下の点を主として実施します。

<主な調査事項>

調査区分	評価項目	調査事項
経済的調査	テナント調査	①テナントの信用状況 ②テナントの賃料支払状況等 ③テナントの業種、テナント数、賃借目的、契約内容、世帯状況（住宅の場合）及び用途等 ④現在及び過去の稼働率、平均入居期間、賃料推移及び将来の見通し ⑤各建物における各テナントの占有割合及び分布割合等 ⑥連帯保証人の有無とその保証能力
	市場調査	①市場賃料及び稼働率 ②競合物件の有無及び競合状況 ③テナント需要動向等 ④周辺の開発計画の動向 ⑤商圈分析：商圈人口、世帯数及び商業指標等
	収益関係	①テナント誘致・物件の処分性等の競争力調査 ②レントロールの確認 ③賃貸借契約水準、賃貸借契約体系及び更新の可能性 ④費用水準、費用関連の契約体系及び更新の可能性 ⑤適正賃料水準、適正費用水準の調査及び将来予想される費用負担の可能性 ⑥修繕履歴及び修繕計画との比較における実際の修繕積立状況 ⑦公租公課



調査区分	評価項目	調査事項
物理的調査	立地要因	①鉄道等主要交通機関からの利便性及び主要交通機関の乗降客数 ②街路の状況 ③利便施設、経済施設、教育施設、官公署、娯楽施設等の配置及び近接性 ④周辺土地の利用状況及び将来の動向 ⑤都市計画及び地域計画 ⑥日照、眺望、景観及び騒音等を含む環境状況 ⑦公共サービス・インフラ整備状況 ⑧地域の知名度及び評判等の状況
	建築・設備・仕様概要	①意匠、主要構造、築年数及び設計・施工業者等 ②内外装の部材の状況 ＜住宅部分＞ 戸数、住居タイプ、間取り、天井高、空調設備、防犯設備、放送受信設備、インターネット配備状況、給排水設備、昇降機設備、駐車場、駐輪場、エントランス仕様等その他共用設備の状況等 ＜商業施設・オフィス等の部分＞ 前面道路との位置関係及び前面道路からの視認性、周辺環境の繁華性、開口又は奥行等の形状と広さ、分割対応の可否、テナント数、階数、天井高、空調方式、電気容量、営業可能業種、駐車場その他共有施設の利用状況、フリーアクセスフロア及び床荷重等
	耐震性能診断	①新耐震基準（昭和56年に改正・施行された建築基準法施行令（昭和25年政令第338号、その後の改正を含みます。）に基づく建物等の耐震基準を指します。）又はそれと同等水準以上の性能の確保 ②地震リスク分析及び耐震診断実施
	建物・管理診断	①関係法規（建築基準法（昭和25年法律第201号、その後の改正を含みます。）（以下「建築基準法」といいます。）、消防法（昭和23年法律第186号、その後の改正を含みます。）（以下「消防法」といいます。）、都市計画法（昭和43年法律第100号、その後の改正を含みます。）（以下「都市計画法」といいます。）その他建築関連法規及び自治体による指導要綱等）の遵守状況等 ②建物状況評価報告書における将来（10～12年程度）の修繕費見込み ③建物管理状況の良否、管理規約の有無・内容及び管理会社へのヒアリング結果 ④施工業者からの保証及びアフターサービス内容 ⑤近隣住民との協定書の有無
	環境・土壌等	①アスベスト・フロン・PCB等の有害物質の使用・管理状況 ②地質状況、土地利用履歴及び土壌等の環境調査結果
法的調査	権利関係	共有物件、区分所有物件及び借地物件等、本投資法人が完全な所有権を有しない場合、以下の点の適切性を確認します。 ①長期修繕計画に対する積立金の状況 ②敷金の保全状況 ③区分所有物件の場合、管理規約・協定書等の内容 ④共有持分分割請求及び共有持分分割等に関する措置 ⑤借地の場合、借地権に対する対抗要件具備の状況
	権利の付着	抵当権、地役権及び通行権等の権利の付着の有無
	契約関係	①信託契約等の第三者との契約内容の確認 ②賃貸借契約の内容の確認
	境界調査	境界確定の状況及び越境物の有無とその状況

B. 個別の不動産等の調査・投資適格性の判断に関しては、デュー・ディリジェンスにおける調査をもとに、取引にあたって留意すべき事項を十分に把握、認識した上で投資適格性を判断します。

C. 専門性・客観性・透明性の観点から、建物調査（耐震判断を含みます。）、環境調査及び鑑定評価等を実施する際には利害関係を有しない独立した外部の専門業者を選定し、それぞれ資産運用会社が独自に定めた基準に基づき調査を委託します。但し、本投資法人が既に保有する不動産等の増築等の場合は、必要と認められる範囲においてこれらの調査委託を行います。

(二) 物件の管理運営方針

A. 基本方針

資産運用会社は、運用対象不動産の管理について、中長期にわたる稼働率の維持・向上及び費用の低減により、安定した収益の確保及び資産価値の維持・向上を図ることを基本方針とします。具体的には、以下の方針によることとします。

B. リーシング方針

(i) 住居の用に供される部分

資産運用会社は、賃料収入を長期的かつ安定的に高めるため、不動産の立地、住居タイプ及びテナントの分類に応じた周辺の賃貸マーケットの動向並びにテナントの需要動向に留意しつつ、リーシングを行います。

(ii) 商業施設・オフィス等の用に供される部分

資産運用会社は、賃料収入を長期的かつ安定的に高めるため、テナントの分類に応じた周辺の賃貸マーケットの動向、テナントの需要動向及び競合物件等の動向に留意しつつ、リーシングを行います。

(iii) テナントの審査基準

資産運用会社は、入居が見込まれるテナントについては、プロパティ・マネジメント会社の協力のもとで以下の項目について審査を行い、社会的属性及び信用力の良好なテナントとの賃貸借契約の締結に努め、社会的属性として反社会的勢力に属すると認められる者と賃貸借契約を締結しません。

< 審査項目 >

審査区分	法人テナント	個人テナント
属性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業種</li> <li>・業歴</li> <li>・企業規模</li> <li>・上場／非上場の別</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 勤続年数</li> <li>－ 勤務先の業種</li> <li>－ 勤務先の規模</li> <li>－ 勤務先の上場／非上場の別</li> </ul> </li> <li>・年齢</li> <li>・入居家族構成</li> </ul>
業績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務状況</li> <li>・株価動向</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得水準</li> </ul>
信用力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業信用調査会社の評価内容</li> <li>・格付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資産状況（補完的項目）</li> </ul>
契約内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用目的</li> <li>・賃料・敷金・保証金</li> <li>・賃貸借期間</li> <li>・連帯保証人の有無及び状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用目的</li> <li>・賃料・敷金・保証金</li> <li>・賃貸借期間</li> <li>・連帯保証人の状況</li> </ul>

## C. テナント管理方針

### (i) テナント管理

資産運用会社は、プロパティ・マネジメント会社の協力のもとでテナントとの良好な関係を構築し、テナントの意見・不満・要望等を取り入れた運営管理を行います。また、テナントのクレームに対しては、プロパティ・マネジメント会社と協働して誠実に対応します。これらを通じて、テナントの満足度の向上に努めます。

### (ii) 賃料保全策

資産運用会社は、賃貸借契約締結の際、テナントが保証会社の倒産リスク等を負うことをプロパティ・マネジメント会社を通じ事前に書面で伝えた上で、テナントに、連帯保証人による保証、又は、保証会社による賃料保証を選択させます。

### (iii) 賃料回収手続

万一賃料の延滞が発生した場合には、プロパティ・マネジメント会社を通じ、テナント若しくは連帯保証人に対する催告又は保証会社への賃料督促及び賃料回収の代行の依頼を行い、一定期間内に回収できない賃料については、連帯保証人又は保証会社に代位弁済を求めます。賃料の遅延が長期化し、その解消が見込めないと資産運用会社が判断した場合は、賃貸人をして、賃貸借契約を解除させ、当該テナントの早期退去を求めるとともに、敷金の清算及び未収金の回収を行わせます。

## D. 建物管理方針

### (i) 日常の建物管理

資産運用会社は、プロパティ・マネジメント会社の協力のもとに不動産関連資産の共用部分及び専有部分の各種設備の管理状態を定期的を確認します。点検の結果、不具合が発見された場合には、速やかに修繕を行い、不動産関連資産の価値の維持又は向上に努めます。

### (ii) 修繕計画

資産運用会社は、プロパティ・マネジメント会社の協力のもとに年度修繕計画及び中長期修繕計画を作成し、これに基づき修繕のための予算を計上します。

## E. プロパティ・マネジメント会社を通じた管理運営

### (i) プロパティ・マネジメント会社の利用

資産運用会社は、本投資法人のポートフォリオ管理における運用対象不動産の賃貸管理、建物管理等に関する種々の施策の実施や提案に関する業務遂行を、プロパティ・マネジメント会社に委託することができます。

### (ii) プロパティ・マネジメント会社の選定基準

資産運用会社は、安定的な収益の確保を図るため、以下の点を考慮し、プロパティ・マネジメント会社を業務委託先として選定します。

- a. 業歴
- b. 財務体質
- c. 組織体制
- d. 当該物件所在地域の不動産市場に関する知識・経験
- e. 当該不動産関連資産に関する精通度合い及びテナントとの関係
- f. 新規テナントの募集能力
- g. 当該不動産関連資産に関するレポーティング能力
- h. 報酬及び手数料の水準
- i. 社会的属性として反社会的勢力に属さないこと、又は反社会的勢力と関係を有しないこと

(iii) 物件の管理運営状況の把握

資産運用会社は、プロパティ・マネジメント会社から原則として毎月以下の事項について報告を受けることにより、物件の管理運営状況を把握し、運用対象不動産の運営計画と実績について差異分析を行うとともに、プロパティ・マネジメント会社に必要な指図を行い、安定した収益の確保を目指します。

- a. テナントからの入金状況
- b. 経費等の支出状況
- c. テナントの入退居の状況
- d. 運用対象不動産関連資産の建物管理の状況（躯体・設備の維持・管理状況、修繕工事の実施状況と翌月以降の実施計画等）
- e. テナントからの要望・クレームとそれに対する対応状況等
- f. 当該不動産近隣地域の賃貸市場動向

(iv) プロパティ・マネジメント会社の評価

資産運用会社は、日々の資産運用を行う過程でプロパティ・マネジメント会社のプロパティ・マネジメント業務の遂行状況についてモニタリングを行います。また、資産運用会社は、定期的（原則として1年毎）に、プロパティ・マネジメント会社の運営実績に関し、利害関係を有しない独立した外部の評価機関による評価等を行い委託先としての適正性を検証します。その結果が、一定水準に達しない場合、当該プロパティ・マネジメント会社に対して、業務内容の変更及び改善の指示を行い、相応の改善期間が経過した後も改善の傾向が見られない場合には、資産運用会社の判断で当該プロパティ・マネジメント会社の変更を行います。

なお、上記の外部評価機関による評価については、株式会社都市未来総合研究所に委託し、これを実施しています。

F. マスターリース会社を利用した運営

(i) マスターリース会社の利用

資産運用会社は、本投資法人の運用対象不動産の運営・管理上必要と判断する場合には、エンドテナントとの賃貸借契約に関する柔軟な対応その他の目的のため、マスターリース会社の利用を検討します。

マスターリース会社については、原則、以下に定める選定基準を満たす、当該不動産のプロパティ・マネジメント会社をマスターリース会社として選定しますが、当該選定基準を満たす第三者を選定することもできるものとします。

(ii) マスターリース会社の選定基準

資産運用会社は、以下の点を考慮し、マスターリース会社を選定します。

- a. 不動産運営・管理の経験や能力
- b. マスターリース会社としての実績
- c. 運用計画に沿った業務遂行の実現性
- d. コスト水準
- e. 事業の継続性
- f. 社会的属性として反社会的勢力に属さないこと、又は反社会的勢力と関係を有しないこと

(ホ) 付保の方針

A. 損害保険の付保に関しては、火災等の災害や事故により生じる建物の損失又は対人対物事故を原因とする第三者からの損害賠償請求による損害等に対応するため、個別の物件の特性に応じ、適切と判断される付保内容の火災保険や包括賠償責任保険等の損害保険の付保を行います。

B. 地震保険の付保に関しては、大規模地震等の発生によりポートフォリオへの影響が大きいと判断される場合には、損害の可能性及び程度、付保の内容並びに保険料負担を総合的に判断し、地震保険の付保を行います。但し、本投資法人が保有する不動産関連資産において、予想最大損失率（PML）が20%を超える建物には、当該建物について、個別に地震保険の付保を行います。

(ヘ) 売却方針

本投資法人は、中長期的に安定した収益の確保と着実な運用資産の成長を目指すことを運用の基本方針としていますが、資産運用会社による定期的なポートフォリオの見直し等により投資対象不動産の売却を

行う場合には、以下の点を考慮の上、個別不動産の売却の判断を行います。なお、物件売却を行うにあたり、フォワード・コミットメント等を行う場合には、運用ガイドラインに定める規定を遵守します。

- A. 中長期的な不動産市況
- B. 将来における収益予測
- C. 資産価値の上昇・下落の見通し
- D. 所在立地地域の将来性
- E. 劣化又は陳腐化に対応する資本的支出の見込み
- F. 売却先の属性（信用力、反社会的勢力に属さないこと等）
- G. 継続評価額と本投資法人の帳簿価額との乖離状況及び今後の見込み
- H. 本投資法人の投資方針との適合状況及び適合していない場合は解消の見込み

#### (ト) 投資計画

資産運用会社は、本投資法人の各営業期間毎に「投資計画」を策定し、当該計画に基づいた外部成長を図ります。

##### A. 投資計画の策定

本投資法人のポートフォリオ運営管理に関し、各営業期間毎に取得計画、売却計画を策定し、個別物件及びポートフォリオ全体の管理を行います。

##### B. 投資計画の承認

投資計画は、原則として、各営業期間の開始時までには投資委員会の審議を経て承認を受けます。

##### C. 投資計画のモニタリング

資産運用会社は、投資計画の進捗状況に関し、逐次、本投資法人の運用状況・翌期以降の配当政策等を勘案し、関連各部と協議しつつ、投資計画の検証を行います。期中に公募増資を実施することが決定される等、投資計画の修正を必要とする事象が生じた場合には、修正投資計画を策定します。

#### (チ) 運用計画

資産運用会社は、本投資法人の各営業期間毎に「運用計画」を策定し、当該計画に基づいた資産運用を行います。

##### A. 運用計画の策定

本投資法人のポートフォリオ運営管理に関し、各営業期間毎に修繕計画、リーシング計画を策定し、個別物件及びポートフォリオ全体の収支予算を策定します。

##### B. 運用計画の承認

運用計画は、原則として、各営業期間の開始時までには投資委員会の審議を経て承認を受けます。

##### C. 運用計画のモニタリング

資産運用会社は、運用計画の進捗状況に関し、毎月次収支実績との対比を行うことにより、実績の検証を行います。月次において運用計画と実績の乖離が生じた場合には、その原因を分析します。期中において公募増資の実施により運用計画に著しい変更が生じる場合には、修正運用計画を策定します。

### ⑤ 財務方針

本投資法人は、運用資産の着実な成長並びに効率的な運用及び運用の安定性に資するため、資産の取得、修繕費若しくは分配金の支払い、本投資法人の運営に要する資金、若しくは債務の返済（敷金・保証金並びに借入金及び投資法人債の債務の返済を含みます。）等の資金の手当てを目的として、投資口の追加発行並びに借入れ及び投資法人債の発行を機動的に行うものとします。

これらの資金調達にあたっては、財務活動の機動性と資金繰りの安定性及び収益の向上の諸点に留意しながら、最適な資金調達手段並びに資本及び負債の構成を選択・実現し、本投資法人の安定的成長を図ります。

#### (イ) エクイティ・ファイナンス（新投資口の発行）

投資口の追加発行に際しては、中長期的な観点から、本投資法人の運用資産の着実な成長を目指し、金融環境を的確に把握するとともに、投資口の希薄化に配慮しつつ実施するものとします。

#### (ロ) 借入れ及び投資法人債の発行

A. 借入金と投資法人債（短期投資法人債を含みます。以下、本「2 投資方針」及び後記「3 投資リスク」において同じです。）の限度額はそれぞれ1兆円とし、かつ、その合計額は1兆円を超えないものとします。

B. 資金を借り入れる場合、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家（但し、租税特別措置法第67条の15第1項第1号ロ(2)に規定する機関投資家で、かつ、地方税法施行令(昭和25年政令第245号、その後の改正を含みます。)（以下「地方税法施行令」といいます。）附則第7条第7項第3号に規定する適格機関投資家のうち総務省令で定めるものに該当するものに限ります。）からの借入れに限るものとします。

C. 借入れ又は投資法人債の発行に際しては、資本市場及び金利の動向、本投資法人の資本構成又は既存投資主への影響等を総合的に考慮し、将来にわたる経済・社会情勢の変化を予測の上、借入期間、固定・変動の金利形態、担保提供の要否及び手数料等の条件といった借入条件を検討します。

D. 本投資法人は、運用資産の新規購入、敷金等のテナント預り金の返還又は運転資金等への機動的な対応を目的として、特定融資枠設定契約、コミットメントライン契約等の事前の融資枠設定又は随時の借入れの予約契約を締結することがあります。

E. 借入れ及び投資法人債の発行に際して、本投資法人は運用資産を担保として提供することがあります。

F. ローン・トゥー・バリュー比率の上限については、60%を目途としますが、資産の取得及び評価額の変動等に伴い、一時的に上記数値を超えることがあります。

#### (ハ) デリバティブ取引

本投資法人は、負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的として、デリバティブ取引を行うことがあります。

#### (ニ) キャッシュ・マネジメント

A. 本投資法人は、運営にあたって想定される資金需要（運用資産の取得資金、賃貸を行う投資対象不動産にかかる工事代金、分配金の支払、費用・小口債務の支払及び運転資金、敷金、保証金の返還等）に対応するため、妥当と考えられる金額の現預金を常時保有します。

B. 余剰資金の運用は、安全性、換金性等を考慮し、金利環境及び資金繰りを十分に鑑み余資の運用に関するガイドラインに則って慎重に行います。

C. テナントから預かった敷金・保証金を資金として活用することがあります。

### ⑥ 開示方針

(イ) 本投資法人は、常に投資家の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示を行うことを開示の方針とします。

(ロ) 資産運用に関する情報その他上記(イ)に記載の開示方針に基づき投資家に対して開示すべき情報につき、迅速、正確かつ公平な情報開示を行うことができるよう、情報の集約体制を整え、これを維持することに努めます。

(ハ) 上記(ロ)に従って集約された情報については、適宜外部の専門家等に意見を求め、これを十分斟酌する等した上で、開示の要否、内容及び時期について速やかに検討し、開示について決定します。

(ニ) 投信法、金融商品取引法、東京証券取引所、投資信託協会等がそれぞれ要請する開示情報につき、それぞれ所定の様式に従って開示を行います。

(ホ) 自主的に投資判断上重要と考える情報を積極的に開示することに努めるとともに、投資家にとって分かりやすい情報の提供に努めます。

(2) 【投資対象】

① 投資対象とする資産の種類・内容等

以下、本投資法人による投資対象（規約第28条）を示します。

(イ) 主たる投資対象

本投資法人はその規約で、主として不動産等（不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権をいいます。以下同じです。）に投資するものとしています。

(ロ) その他

本投資法人は、不動産等のほか、次に掲げる特定資産に投資します。

- A. 不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と併せて信託する包括信託の受益権を含みます。但し、不動産等に該当するものを除きます。）
- B. 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権
- C. 当事者の一方が相手方の行う不動産等又は上記A. 及びB. に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約にかかる出資の持分（以下「不動産に関する匿名組合出資持分」といいます。）
- D. 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（A. ないしD. を併せて「不動産同等物」といいます。以下同じです。）
- E. 優先出資（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号、その後の改正を含みます。）（以下「資産流動化法」といいます。）に定めるものをいいます。）（但し、裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等又は不動産同等物に投資することを目的とするものに限りします。）
- F. 投資信託にかかる信託契約に基づく受益権（投信法に定めるものをいいます。）（但し、裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等又は不動産同等物に投資することを目的とするものに限りします。）
- G. 投資口（投信法に定めるものをいいます。）（但し、裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等又は不動産同等物に投資することを目的とするものに限りします。）
- H. 特定目的信託にかかる信託契約に基づく信託の受益権（資産流動化法に定めるもの（上記A.、B. 又はD. に掲げる資産に該当するものを除きます。）をいいます。）（但し、裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等又は不動産同等物に投資することを目的とするものに限りします。）（E. ないしH. を併せて「不動産対応証券」といいます。以下同じです。）
- I. 預金
- J. 国債証券（金融商品取引法に定めるものをいいます。）
- K. 有価証券（投信法に定めるものをいいます。但し、上記（イ）及び本（ロ）に明記されたもののうち有価証券に該当するものを除きます。以下同じです。）
- L. 譲渡性預金
- M. 金銭債権（投信法施行令に定めるものをいいます。）
- N. 信託財産を主として上記I. ないしM. に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権
- O. 再生可能エネルギー発電設備（投信法施行令に定めるものをいいます。）
- P. デリバティブ取引にかかる権利（投信法施行令に定めるものをいいます。）

(ハ) 本投資法人は、次に掲げる資産に投資することがあります。但し、資産運用の基本方針のために必要若しくは有用と認められる場合又は本投資法人の組織運営に必要若しくは有用と認められる場合に投資するものとしています。

- A. 商標法（昭和34年法律第127号、その後の改正を含みます。）に基づく商標権等（商標権又はその専用使用权若しくは通常使用权をいいます。）
- B. 温泉法（昭和23年法律第125号、その後の改正を含みます。）において定める温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備
- C. 民法（明治29年法律第89号、その後の改正を含みます。）（以下「民法」といいます。）上の動産（但し、上記（ロ）その他 O. を除きます。）
- D. 民法上の組合の出資持分（但し、不動産、不動産の賃借権又は地上権を出資することにより設立され、その賃貸・運営・管理を目的としたものに限りします。）
- E. 民法上の地役権
- F. 信託財産として上記A. ないしE. を信託する信託の受益権

- G. 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号、その後の改正を含みます。）に定める算定割当量その他これに類似するもの又は排出権（温室効果ガスに関する排出権を含みます。）
- H. その他、金融商品取引所等の規則上取得可能なものであり、本投資法人の保有に係る不動産関連資産の運用上必要又は有益と認められるもの

(二) 金融商品取引法第2条第2項に定める有価証券表示権利について、当該権利を表示する有価証券が発行されていない場合においては、当該権利を当該有価証券とみなして、上記（イ）ないし（ハ）を適用します。

**② 投資基準及び種類別、地域別、用途別等による投資割合**

(イ) 投資基準については、前記「(1) 投資方針 ④ 運用方針」をご参照下さい。

(ロ) 種類別、地域別、用途別等による投資割合については、前記「(1) 投資方針 ② ポートフォリオ構築方針」をご参照下さい。

(ハ) 海外不動産保有法人の株式等  
該当事項はありません。



(3) 【分配方針】

本投資法人は、毎決算期最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者に対して、原則として以下の方針に従って金銭の分配を行うものとします。

① 利益の分配

(イ) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益（本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額等の合計額を控除して算出した金額をいいます。以下同じです。）の金額は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って計算されるものとします（規約第34条第1項第1号）。

(ロ) 利益の金額を限度として分配を行う場合、分配金額は租税特別措置法に規定される本投資法人の配当可能利益の額（以下「配当可能利益の額」といいます。）の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とします。なお、本投資法人は資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積み立て、又は留保その他の処理を行うことができるものとします（規約第34条第1項第2号）。

(ハ) 利益の金額のうち、分配金に充当せず留保したものについては、本投資法人の資産運用の対象及び方針に基づき運用を行うものとします（規約第34条第1項第3号）。

② 利益を超えた金銭の分配

経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により役員会において適切と判断した場合、又は本投資法人における法人税等の課税負担を軽減することができる場合、投信法の規定に従い、投資信託協会の規則に定められる金額を限度として、投資主に対し、役員会の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、利益を超えて金銭の分配をすることができるものとします（規約第34条第1項第4号）。

③ 分配金の分配方法

分配金は、金銭により分配するものとし、決算期における最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者を対象に、原則として決算期から3ヶ月以内に投資口の所有口数又は登録投資口質権の対象たる投資口の口数に応じて分配します（規約第34条第1項第5号）。

④ 金銭の分配の時効等

分配金は、その支払開始の日から満3年を経過したときは、本投資法人はその支払いの義務を免れるものとします。なお、未払分配金には利息は付さないものとします（規約第34条第2項）。

⑤ 投資信託協会規則

上記の他、本投資法人は、金銭の分配にあたっては、投資信託協会が定める「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」、同協会が定めるその他諸規則に従うものとします（規約第34条第1項第6号）。

#### (4) 【投資制限】

##### ① 規約に基づく投資制限

規約に基づく投資制限は以下のとおりです。

(イ) 前記「(2) 投資対象 ① 投資対象とする資産の種類・内容等 (ロ) その他」 I. ないし N. に掲げる有価証券及び金銭債権等は、積極的に投資を行うものではなく、安全性及び換金性又は「(2) 投資対象 ① 投資対象とする資産の種類・内容等 (イ) 主たる投資対象」並びに「(2) 投資対象 ① 投資対象とする資産の種類・内容等 (ロ) その他」 A. ないし H. 及び O. に掲げる特定資産との関連性を勘案した運用を図るものとします(規約第29条第1項)。

(ロ) 前記「(2) 投資対象 ① 投資対象とする資産の種類・内容等 (ロ) その他」 P. に掲げるデリバティブ取引に係る権利は、本投資法人にかかる負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとします(規約第29条第2項)。

(ハ) 本投資法人は、運用資産の着実な成長並びに効率的な運用及び運用の安定性に資するため、資産の取得、修繕費若しくは分配金の支払い、本投資法人の運営に要する資金、若しくは債務の返済(敷金・保証金並びに借入金及び投資法人債の債務(短期投資法人債を含みます。以下同じです。))の返済を含みます。)等の資金の手当てを目的として、資金を借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)又は投資法人債を発行することができます。なお、資金を借入れる場合は、金融商品取引法に規定する適格機関投資家(但し、租税特別措置法に規定する機関投資家で、かつ、地方税法施行令附則に規定する適格機関投資家のうち総務省令で定めるものに限られます。)からの借入れに限るものとします(規約第35条第1項)。その場合、本投資法人は運用資産を担保として提供することができます(規約第35条第2項)。借入金及び投資法人債発行の限度額は、それぞれ1兆円とし、その合計額が1兆円を超えないものとします(規約第35条第3項)。

##### ② 金融商品取引法及び投信法による制限

本投資法人は金融商品取引法及び投信法による投資制限に従います。主なものは次のとおりです。

###### (イ) 資産運用会社による運用制限

登録を行った投資法人は、資産運用会社はその資産の運用にかかる業務の委託をしなければなりません。資産運用会社は、当該投資法人の資産の運用にかかる業務に関して一定の行為を行うことが禁止されており、結果的に、投資法人が一定の投資制限に服することになります。かかる禁止行為のうち、主なものは次のとおりです。

###### A. 自己取引等

資産運用会社が自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(金融商品取引法第42条の2第1号)。但し、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号、その後の改正を含みます。)(以下「業府令」といいます。)第128条で定めるものを除きます。

###### B. 運用財産相互間の取引

資産運用会社が運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(金融商品取引法第42条の2第2号)。但し、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして業府令第129条で定めるものを除きます。

###### C. 第三者の利益を図る取引

資産運用会社が特定の金融商品、金融指標又はオプションに関し、取引に基づく価格、指数、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は投資法人以外の第三者の利益を図る目的をもって、正当な根拠を有しない取引を行うこと(金融商品取引法第42条の2第3号)。

###### D. 投資法人の利益を害する取引

資産運用会社が通常取引の条件と異なる条件で、かつ、当該条件での取引が投資法人の利益を害することとなる条件での取引を行うことを内容とした運用を行うこと(金融商品取引法第42条の2第4号)。

E. 分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止

資産運用会社が、以下の権利又は有価証券について、これに関して出資され又は拠出された金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含まず。）が、当該金銭を充てて行われる事業を行う者の固有財産その他当該者の行う他の事業にかかる財産と分別して管理することが当該権利又は有価証券にかかる契約その他の法律行為において確保されているものとして内閣府令で定めるものでない場合に、当該権利についての取引（金融商品取引法第2条第8項第1号、第2号又は第7号から第9号までに掲げる行為をいいます。）を行うこと（金融商品取引法第40条の3）。

- (i) 金融商品取引法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利
- (ii) 金融商品取引法第2条第1項第21号に掲げる有価証券（政令で定めるものに限りず。）
- (iii) 金融商品取引法第2条第2項第7号に掲げる権利（政令で定めるものに限りず。）

F. その他業府令で定める取引

上記のほか、資産運用会社が行う行為のうち、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるものとして業府令で定める以下の行為（金融商品取引法第42条の2第7号、業府令第130条）。

- (i) 資産運用会社が自己の監査役、役員に類する役職にある者又は使用人との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（業府令第128条各号に掲げる行為を除きます。）（業府令第130条第1項第1号）。
- (ii) 資産運用会社が自己又は第三者の利益を図るため、投資法人の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした運用を行うこと（同項第2号）。
- (iii) 第三者（資産運用会社の親法人等及び子法人等を含みます。）の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額又は市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと（同項第3号）。
- (iv) 他人から不当な取引の制限その他の拘束を受けて運用財産の運用を行うこと（同項第4号）。
- (v) 有価証券の売買その他の取引等について、不当に取引高を増加させ、又は作為的な値付けをすることを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと（同項第5号）。
- (vi) 第三者の代理人となって当該第三者との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（但し、資産運用会社が予め個別の取引ごとにすべての権利者に当該取引の内容及び当該取引を行おうとする理由を説明し、当該権利者の同意を得て行うものを除きます。）（同項第6号）。
- (vii) その他業府令に定める内容の運用を行うこと。

(ロ) 同一株式の取得制限

登録を行った投資法人は、同一の法人の発行する株式につき、当該投資法人の保有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数の100分の50を超えることとなる場合には、原則として当該株式を取得することができません（投信法第194条第1項、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号、その後の改正を含みます。）（以下「投信法施行規則」といいます。）第221条）。但し、国外の特定資産について、当該特定資産が所在する国の法令の規定その他の制限により、不動産の取得若しくは譲渡、貸借又は管理の委託に係る取引を行うことができないものとして投信法施行令に定める場合において、専らこれらの取引を行うことを目的とする法人の発行する株式を取得する場合はこの限りではありません（投信法第194条第2項、投信法施行令第116条の2）。

(ハ) 自己投資口の取得及び質受けの制限

投資法人は、自らが発行した投資口を取得し、又は質権の目的として受けることができません。但し、次に掲げる場合において自らが発行した投資口を取得するときは、この限りではありません（投信法第80条第1項）。

- A. その資産を主として投信法施行令に定める特定資産に対する投資として運用することを目的とする投資法人が、投資主との合意により当該投資法人の投資口を有償で取得することができる旨を規約で定めた場合。
- B. 合併後消滅する投資法人から当該投資口を承継する場合。
- C. 投信法の規定により当該投資口の買取りをする場合。
- D. その他投信法施行規則で定める場合。

上記A. からD. に掲げる場合においては、当該投資法人は、相当の時期にその投資口の処分又は消却をしなければなりません（投信法第80条第2項）。なお、本投資法人は、規約第5条第2項において投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができる旨を定めています。

(二) 子法人による親法人投資口の取得制限

他の投資法人（子法人）の発行済投資口の総口数の過半数にあたる投資口を有する投資法人（親法人）の投資口については、次に掲げる場合を除く他、当該子法人は、取得することができません（投信法第81条第1項、第2項）。なお、他の投資法人の発行済投資口の過半数の投資口を、親法人及び子法人又は子法人が有するときは、当該他の投資法人はその親法人の子法人とみなされます（投信法第81条第4項）。

- A. 合併後消滅する投資法人から親法人投資口を承継する場合。
- B. その他投信法施行規則で定める場合。

③ その他の投資制限

(イ) 有価証券の引受け及び信用取引

本投資法人は有価証券の引受け及び信用取引は行いません。

(ロ) 集中投資

集中投資について法令上制限はありません。なお、不動産の用途・所在地域による分散投資に関する方針について、前記「(1) 投資方針 ② ポートフォリオ構築方針」をご参照下さい。

(ハ) 他のファンドへの投資

他のファンド（投資証券及び投資信託の受益証券）への投資について、規約上の制限はありません。

### 3【投資リスク】

#### (1) リスク要因

以下には、本投資法人が発行する投資証券（以下「本投資証券」といいます。）又は本投資法人が発行する投資法人債券（以下「本投資法人債券」といいます。）への投資に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しています。但し、以下は本投資証券又は本投資法人債券への投資に関する全てのリスクを網羅したものではなく、記載されたリスク以外のリスクも存在します。また、本投資法人が取得している又は取得を予定している個別の信託受益権の信託財産である不動産（以下、信託受益権に係る信託財産である不動産を「信託不動産」といいます。）特有のリスクについては、後記「5 運用状況（2）投資資産 ③ その他投資資産の主要なもの（へ）個別信託不動産の概要」を併せてご参照下さい。

本投資法人は、可能な限りこれらリスクの発生の回避及びリスクが発生した場合の対応に努める方針ですが、回避及び対応が結果的に十分であるとの保証はありません。

以下に記載するリスクが現実化した場合、本投資証券又は本投資法人債券の市場価格は下落すると考えられ、その結果、元本の欠損が生じる可能性があります。また、本投資法人の純資産額の低下その他財務状況の悪化により、分配率の低下が生じる可能性があります。

各投資家は、自らの責任において、本「3 投資リスク」を含む本書の記載事項を慎重に検討した上で本投資証券又は本投資法人債券に関する投資判断を行う必要があります。

なお、本書に記載の事項には、将来に関する事項が含まれますが、別段の記載のない限り、当該事項は本書の日付現在において本投資法人及び資産運用会社の判断又は仮定に基づくものであり、実際の結果と異なる可能性があります。

本「3 投資リスク」に記載されているリスク項目は、以下のとおりです。

#### ① 一般的なリスク

- (イ) 投資証券の商品性に関するリスク
- (ロ) 本投資証券の払戻しがないことに関するリスク
- (ハ) 本投資証券の市場性に関するリスク
- (ニ) 本投資証券又は本投資法人債券の価格変動に関するリスク
- (ホ) 投資口の希薄化に関するリスク
- (ヘ) 金銭の分配に関するリスク
- (ト) ローン・トゥー・バリュース比率に関するリスク
- (チ) 投資法人の法律上、税制上、その他諸制度上の取扱いに関するリスク
- (リ) 本投資法人の登録が取消されるリスク
- (ヌ) 本投資法人債券の償還・利払に関するリスク

#### ② 商品設計及び関係者に関するリスク

- (イ) 収入及び費用、キャッシュ・フローの変動に関するリスク
- (ロ) 借入れ及び投資法人債に関するリスク
- (ハ) 本投資法人以外の関係者への依存に関するリスク
- (ニ) プロパティ・マネジメント会社に関するリスク
- (ホ) 賃料保証会社に関するリスク
- (ヘ) 役員の職務遂行に係るリスク
- (ト) 本投資法人の運営に関与する法人の利益相反等に関するリスク
- (チ) スポンサー及びその他のパイプラインサポート会社に依存するリスク
- (リ) 敷金・保証金の利用に関するリスク
- (ヌ) 本投資法人の投資方針の変更に関するリスク
- (ル) 投資対象を住居用の不動産としていることによるリスク

#### ③ 不動産関連資産－不動産に関するリスク

- (イ) 不動産の流動性、取引コスト等に関するリスク
- (ロ) 物件取得の競争に関するリスク
- (ハ) テナントの獲得競争に関するリスク
- (ニ) 不動産の物的及び法的な欠陥・瑕疵に関するリスク
- (ホ) 土地の境界紛争等に関するリスク
- (ヘ) 不動産に係る法規制等に関するリスク
- (ト) 区分所有物件に関するリスク
- (チ) 共有物件に関するリスク

- (リ) 借地物件に関するリスク
- (ス) 底地物件に関するリスク
- (ル) 鑑定評価額及び調査評価額に関するリスク
- (ヲ) 賃貸借契約に関するリスク
- (ワ) 賃料の減額に関するリスク
- (カ) 不動産の運用費用の増加に関するリスク
- (ヨ) 入居者の建物使用態様に関するリスク
- (タ) 不動産の毀損等に関するリスク
- (レ) 災害等による建物の毀損、滅失及び劣化のリスク
- (ソ) 不動産に係る所有者責任に関するリスク
- (ツ) 転貸に関するリスク
- (ネ) マスターリースに関するリスク
- (ナ) 有害物質に係るリスク
- (ラ) 投資対象とする不動産の偏在に関するリスク
- (ム) テナントの支払能力に関するリスク
- (ウ) テナントの集中に関するリスク
- (キ) テナントの業種の偏りに関するリスク
- (ノ) 売主等の倒産等の影響を受けるリスク
- (オ) 開発物件に関するリスク
- (ク) フォワード・コミットメント等に関するリスク

**④ 不動産関連資産－信託受益権特有のリスク**

- (イ) 信託受益者として負うリスク
- (ロ) 信託の受益権の流動性に係るリスク
- (ハ) 信託受託者に係るリスク

**⑤ 税制に関するリスク**

- (イ) 導管性要件に関するリスク
- (ロ) 税務調査等による更正処分のため、導管性要件が事後的に満たされなくなるリスク
- (ハ) 不動産の取得に伴う軽減措置の適用が受けられないリスク
- (ニ) 一般的な税制の変更に関するリスク

**⑥ その他**

- (イ) 不動産の売却に伴う責任に関するリスク
- (ロ) 減損会計の適用に関するリスク
- (ハ) 一部の投資主から本投資法人の解散請求がなされ、本投資法人が解散するリスク
- (ニ) 匿名組合出資持分への投資に関するリスク
- (ホ) 取得予定資産を取得することができないリスク
- (ヘ) その他オペレーショナル・アセットを含む資産への投資に関するリスク

## ① 一般的なリスク

### (イ) 投資証券の商品性に関するリスク

投資証券は、株式会社における株式に類似する性質（いわゆるエクイティ証券としての性質）を持ち、投資金額の回収や利回りは本投資法人の業務又は財産の状況に影響され、また、譲渡による換価時に投資金額以上の回収を図ることができることの保証はありません。また、本投資法人にかかる清算又は倒産手続においては、エクイティ証券として最劣後の地位となり、元本すなわち投資額の全部又は一部の支払いが行われないう可能性がります。

また、本投資法人は、破産法（平成16年法律第75号、その後の改正を含みます。）（以下「破産法」といいます。）上の破産手続、民事再生法（平成11年法律第225号、その後の改正を含みます。）（以下「民事再生法」といいます。）上の再生手続及び投信法上の特別清算手続（投信法第164条）に服する可能性があります。

### (ロ) 本投資証券の払戻しができないことに関するリスク

本投資証券は、投資主からの請求による投資口の払戻しを行わないクローズド・エンド型です。従って、投資主が本投資証券を換価する手段は、投資主総会での決議に基づき本投資法人が解散し清算された場合の残余財産分配請求権等を除き、第三者に対する売却に限られます。本投資証券の売却が困難となった場合、特に本投資証券が金融商品取引所に上場されなくなった場合には、本投資証券を希望する時期及び条件で換価することが困難となります。

### (ハ) 本投資証券の市場性に関するリスク

本投資証券は、本投資法人の資産総額の減少、投資口の売買高の減少その他により、東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」に規定される上場廃止基準に抵触する場合には、本投資証券の上場が廃止されます。

本投資証券の上場が廃止された場合、又はその他の理由で本投資証券の上場市場における売却が困難又は不可能となった場合には、投資主は、本投資証券を希望する時期又は条件で換価できないか、全く換価できない可能性があり、これにより損害を被る可能性があります。

### (ニ) 本投資証券又は本投資法人債券の価格変動に関するリスク

本投資証券又は本投資法人債券の市場価格は、金融商品取引所における需給関係や、不動産関連資産への投資の動向、他の資産への投資との比較、エクイティ市場の状況、金利情勢、経済情勢等、市場を取り巻く様々な要因の影響を受け、大幅に変動する可能性があります。

本投資証券又は本投資法人債券が金融商品取引所において一時的に大量に売却される場合、本投資証券又は本投資法人債券の市場価格が大幅に下落する可能性があります。

### (ホ) 投資口の希薄化に関するリスク

本投資法人は、資産の取得若しくは修繕等、本投資法人の運営に要する資金、又は債務の返済（敷金・保証金の返還を含みます。）等のための資金を随時必要とします。かかる資金の調達手段の一つとして投資口を随時追加発行することがあり、既存の投資主が有する投資口の本投資法人の発行済投資口の総口数に対する割合が希薄化する可能性があります。

また、期中において追加発行された投資口に対して、その期の投資口保有期間が異なるにもかかわらず、既存の投資口と同額の金銭の分配を行うこととなるため、既存の投資口への分配額に影響を与える可能性があります。更に、追加発行の結果、本投資法人の投資口1口当たりの純資産額や市場における需給バランスが影響を受けることがあります。

### (ヘ) 金銭の分配に関するリスク

本投資法人は前記「2 投資方針（3）分配方針」に記載の分配方針に従って、投資主に対して金銭の分配を行う予定ですが、分配の有無、金額及びその支払いは、如何なる場合においても保証されるものではありません。

### (ト) ローン・トゥー・バリュース比率に関するリスク

本投資法人のローン・トゥー・バリュース比率の上限は、資産運用会社の運用ガイドラインにより60%を目処としますが、資産の取得等に伴い一時的に60%を超えることがあります。ローン・トゥー・バリュース比率の値が高まれば高まるほど、一般的に、分配可能金額が金利変動の影響を受け易くなり、その結果投資主への分配金額が減少するおそれがあります。

(チ) 投資法人の法律上、税制上、その他諸制度上の取扱いに関するリスク

投資法人に関する法律上、税制上その他諸制度上の取扱い若しくは解釈が大幅に変更され、又は新たな法律が制定される可能性があり、それに伴い、本投資法人の現在の運用方針、運営形態等の変更が必要となる可能性があります。その結果、本投資法人の存続、収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(リ) 本投資法人の登録が取消されるリスク

本投資法人は、投信法のもとで投資法人としての登録を受けており、将来にわたりこれを維持する方針ですが、一定の事由が発生した場合、登録を取消される可能性があります。その場合、本投資証券の上場が廃止されるとともに、本投資法人は解散し、清算されることとなります。

(ヌ) 投資法人債券の償還・利払に関するリスク

本投資法人の信用状況の悪化その他の事由により、本投資法人債券について元本や利子の支払が滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。

## ② 商品設計及び関係者に関するリスク

(イ) 収入及び費用、キャッシュ・フローの変動に関するリスク

本投資法人の収益は、主として本投資法人が取得する不動産関連資産又はその裏付けとなる不動産からの賃料収入に依存しています。かかる賃料収入は、物件の稼働率の低下、賃料水準の低下等により、大きく減少する可能性があります。また、テナントの支払能力又は信用状態によっては、当該テナントから賃料が回収できない場合もあります。本投資法人は、資産運用会社を通じて、支払能力及び信用力の高いテナントを確保すべく努力しますが、その目的が達成されるとは限りません。

また、収入の減少だけでなく、退去するテナントへの敷金・保証金の返還、多額の資本的支出、未稼働の物件に係る不動産関連資産の取得等は、キャッシュ・フローを減ずる効果をもたらし、投資主への分配金額に悪影響を及ぼす可能性があります。

更に、不動産関連資産に関しては、減価償却費、公租公課、保険料、管理組合費、水道光熱費、不動産管理費用、清掃衛生業務、保安警備業務及び設備管理業務等の建物管理業務に係る費用、維持修繕費用、借地借家料並びにテナント誘致費用（媒介手数料、広告料等）等の費用負担があります。かかる費用の額は状況により増大する可能性があります。

これらの要因により、投資主への分配金額の減少その他の悪影響を及ぼす可能性があります。

(ロ) 借入れ及び投資法人債に関するリスク

本投資法人は、本書記載の投資方針に従い、継続的に金融商品取引法に規定する適格機関投資家（但し、租税特別措置法第67条の15第1項第1号ロ（2）に規定する機関投資家で、かつ、地方税法施行令附則第7条第7項第3号に規定する適格機関投資家のうち総務省令で定めるものに該当するものに限ります。）からの借入れ及び投資法人債の発行による資金調達を行います。

借入れ及び投資法人債の発行の可能性及び条件並びにその後の金利負担は、金利情勢その他の要因による影響を受けるため、本投資法人の希望する時期及び条件で借入れ及び投資法人債の発行を行うことができるという保証はなく、また、変動金利により調達した場合には、その後の金利変動により利払額が増加する可能性があります。加えて、金利、担保提供、財務制限条項等の点でより不利な条件での借入れを余儀なくされる可能性があります。

更に、本投資法人が借入れ又は投資法人債の発行に際し、当該借入れ又は投資法人債の発行の条件として、資産・負債等に基づく一定の財務指標上の数値の維持、本投資法人の信用状態に関する評価の一定水準の維持、投資主への金銭の分配や担保権の設定等の制約等の義務を課す財務制限条項が設けられる場合があり、かかる制約が本投資法人の運営に支障をもたらす可能性がある他、これらの制約により投資主への金銭の分配が制限され、利益配当等の損金算入要件（詳細は後記「⑤ 税制に関するリスク（イ）導管性要件に関するリスク」をご参照下さい。）を満たせなくなる等、投資主への金銭の分配に重大な悪影響を及ぼす場合があります。

本投資法人の借入金及び投資法人債については、前記のような一般的な財務制限条項が設けられていますが、本書の日付現在において、当該財務制限条項に抵触する事実又は抵触する恐れがある事実は生じていません。

また、本投資法人の借入れ又は投資法人債に関し、本書の日付現在において担保が設定されている不動産関連資産はありませんが、今後、不動産関連資産に担保を設定した場合、担保の解除手続その他の事情により、本投資法人が希望する時期、価格及び条件で当該不動産関連資産を売却できない可能性があります。また、不動産関連資産の評価額が引き下げられた場合等、一定の条件のもとに不動産関連資産に対して追加担保を設定することを要求される可能性もあります。



更に、借入れ又は投資法人債の返済資金を調達するために、本投資法人の希望しない時期、価格及び条件で不動産関連資産を売却せざるを得ない可能性や希望する時期、価格及び条件で不動産関連資産を売却できずに債務不履行となる可能性もあります。また、本投資法人が借入れ又は投資法人債について債務不履行となった場合、それらの債権者により本投資法人の資産に対して仮差押え等の保全処分や差押え等の強制執行が行われることがあり、本投資法人に対して破産等の倒産手続の申立が行われる可能性もあります。

#### (ハ) 本投資法人以外の関係者への依存に関するリスク

本投資法人は、投信法に基づき、資産の運用を資産運用会社に、資産の保管を資産保管会社に、一般事務を一般事務受託者及び資産運用会社に委託しています。本投資法人の円滑な業務遂行の実現は、これらの関係者の能力、経験及びノウハウによるところが大きいと考えられますが、これらの関係者が業務遂行に必要な人的・財政的基礎等を維持できるとの保証はありません。資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者は、委託を受けた業務の執行につき金融商品取引法及び投信法上の善良な管理者としての注意義務（以下「善管注意義務」といいます。）を負い、また、法令、規約及び投資主総会の決議を遵守し投資法人のため忠実に職務を遂行する義務（以下「忠実義務」といいます。）を負っていますが、これらの者による業務の懈怠その他義務違反があった場合には本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、一定の場合には、資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者との委託契約が解約又は解除されることがあります。投信法上、資産の運用、資産の保管及び一般事務に関しては第三者への委託を要するものとされているため、委託契約が解約又は解除された場合には、本投資法人は新たな資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者を選任する必要があります。また、資産運用会社、資産保管会社又は一般事務受託会社が、破産等により金融商品取引法における登録又は業務遂行能力を喪失する場合には、新たな資産運用会社、資産保管会社又は一般事務受託会社への委託が必要となります。しかしながら、新たな資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者を速やかに選任できるとの保証はなく、速やかに選任できない場合には本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼす可能性がある他、場合によっては本投資証券が上場廃止になる可能性もあります。

また、資産運用会社等の変更は、本投資法人の借入金債務及び投資法人債の期限の利益の喪失事由となる可能性があります。

#### (ニ) プロパティ・マネジメント会社に関するリスク

本投資法人は、個別の不動産毎にプロパティ・マネジメント会社を選定しています。建物の保守管理並びにテナントの募集及び管理を含めたプロパティ・マネジメント業務全般の成否は、プロパティ・マネジメント会社の能力、経験、ノウハウに大きく依存することになりますが、プロパティ・マネジメント会社においてかかる業務遂行に必要な人的・財政的基礎が維持される保証はありません。また、プロパティ・マネジメント会社が、破産及びその他の法的倒産手続等により業務遂行能力を喪失する場合には、本投資法人の業務遂行に影響を及ぼす可能性があります。

#### (ホ) 賃料保証会社に関するリスク

本投資法人は、保有物件のうち住居物件については、原則として信託受託者とプロパティ・マネジメント会社との間で、マスターリース契約（賃貸借契約）を締結しており、そのうち一部のエンドテナントについて賃料保証会社の滞納賃料保証システムを導入しています。当該保証システムは、プロパティ・マネジメント会社、エンドテナント及びエンドテナントの賃料債務等にかかる保証人たる賃料保証会社の3者間の保証契約に基づくものであり、当該保証契約上、エンドテナントにおいて賃料の滞納が発生した場合、プロパティ・マネジメント会社が賃料保証会社に代位弁済を請求することが可能ですが、賃料保証会社が破産及びその他の法的倒産手続等に入った場合、プロパティ・マネジメント会社が同社から当該代位弁済の履行を受けることができなくなる可能性や、エンドテナントが賃料相当額を賃料保証会社に支払っている場合には、その回収が困難となる可能性があります。エンドテナントによる賃料の支払いが円滑になされている限りにおいては重大な影響を受けないものの、エンドテナントの賃料の滞納や不払いが発生した際には、本投資法人の収益に影響を及ぼす可能性があります。

#### (ヘ) 役員職務遂行に係るリスク

投信法上、投資法人を代表しその業務執行を行う執行役員及び執行役員の職務の監督等を行う監督役員は、投資法人からの受任者として善管注意義務及び忠実義務を負っていますが、本投資法人の執行役員又は監督役員が、職務遂行上、善管注意義務又は忠実義務に反する行為を行った場合、結果として投資主又は投資法人債権者が損害を受ける可能性があります。

なお、本投資法人においては執行役員が資産運用会社の代表取締役社長を兼任しています。

(ト) 本投資法人の運営に関する法人の利益相反等に関するリスク

金融商品取引法上、資産運用会社は、本投資法人の資産の運用に係る業務を遂行するに際して善管注意義務及び忠実義務を負う他、資産運用会社の利害関係人等の利益を図るため本投資法人の利益を害することとなる取引を行うことが明示的に禁止されています。

更に金融商品取引法において業務遂行に関して資産運用会社の行為準則が詳細に規定され、加えて運用ガイドラインに基づく自主的なルールも定められています。

資産運用会社の株主は資産運用会社を介して本投資法人が行う取引について、それぞれの立場において自己又は第三者の利益を図ることが可能な立場にあります。そのため、資産運用会社が、自己の株主の利益を図り、自己の株主に有利な条件で本投資法人に資産を取得させるおそれがあり、また、本投資法人とかかる株主が資産の取得若しくは処分又はその賃貸借若しくは管理委託等に関して競合する場合、資産運用会社が株主又はその顧客等の利益を優先し、その結果本投資法人の利益を害することとなるおそれがあります。

スプリング・インベストメントは、豪州証券取引所に上場されているアストロ・ジャパン・プロパティ・トラストが投資する日本国内の不動産・不動産信託受益権の運用業務等を主な業務としていることから、これらの事業と本投資法人との取引又は競合において利益相反が起こる可能性があります。また、積水ハウスは、自ら又は同社の関連会社により不動産に関連する様々な業務（積水ハウスの完全子会社である積水ハウス投資顧問株式会社による積水ハウス・リート投資法人の資産の運用を含みます。）を行っており、本投資法人又は資産運用会社と積水ハウス又は同社の関連会社とが資産の取得若しくは処分、賃貸借又は管理運営等に関し競合する可能性は否定できず、かかる競合の結果、本投資法人に不利益が生じ、結果として本投資法人の投資主又は投資法人債権者の利益が害される可能性があります。

金融商品取引法及び投信法は、損害が生じた場合に資産運用会社の責任を追及できるよう、資産運用会社や投資法人の帳簿等が公正な手続で作成され、証拠として蓄積されるような体制を充実させるよう定めています。更に、資産運用会社は、一定の資産取得の場合に特定資産の価格等の調査を一定の専門家に行わせることで、価格の公正さを確保し、投資判断の決定プロセス等に客観性・公明性を持たせる体制をとっています。

しかしながら、資産運用会社が上記の行為準則に反し、あるいは、法定の措置を適正にとらない場合には、投資主又は投資法人債権者に損害が発生する可能性があります。

(チ) スポンサー及びその他のパイプラインサポート会社に依存するリスク

本投資法人及び資産運用会社は、スポンサー及び積和不動産各社との間で物件情報等の提供等を目的とするパイプラインサポート契約を締結しています。しかしながら、これらの契約に基づく物件取得機会が実際に本投資法人の外部成長につながる保証はありません。パイプラインサポート契約の概要については、前記「2 投資方針（1）投資方針 ② ポートフォリオ構築方針（ハ）積水ハウス、スプリング・インベストメント及び積和不動産各社とのパイプラインサポート契約について」をご参照下さい。

また、本投資法人による安定した収益の確保と成長にあたってはスポンサーとの強固な関係が不可欠であり、本投資法人は上記のパイプラインサポート契約の締結等によりそのような関係を構築していく意向ですが、スポンサーからのサポート体制が十分でない等の理由により、本投資法人の成長戦略が実現できる保証はなく、本投資法人に悪影響が及ぶ可能性があります。

(リ) 敷金・保証金の利用に関するリスク

本投資法人は、不動産の賃借人が賃借人に対し無利息又は低利で預託した敷金又は保証金を投資資金として利用する場合があります。しかし、そのような場合において、賃貸借契約の中途解約により想定外の時期に予想外の金額の敷金又は保証金の返還義務が生じた場合には、本投資法人は、敷金又は保証金の返還資金をそれらの投資利回りよりも高い調達コストによる借入れ等により調達せざるを得なくなることもあります。また、敷金又は保証金の投資運用が失敗に終わり損失が生じる可能性もあります。

(ヌ) 本投資法人の投資方針の変更に関するリスク

規約に記載されている資産運用の対象及び方針等の基本的な事項の変更には、投資主総会の承認が必要ですが、本投資法人の役員会及び資産運用会社の取締役会が規約に定める資産運用の対象及び方針等を具体化するために定めたより詳細な投資方針、運用ガイドライン等については、投資主総会の承認を得ることなく変更することが可能です。そのため、本投資法人の投資主の意思が反映されないまま、かかる詳細な投資方針等が変更される可能性があります。

(ル) 投資対象を住居用の不動産としていることによるリスク

本投資法人は、規約において、投資対象を主たる用途が「住居」である不動産関連資産のみと定めています。本投資法人は本書の日付現在も商業施設を保有していますが、ポートフォリオに占める割合は低く、保有物件の用途の分散によるリスク分散効果は期待できない状況にあります。したがって、本投資法人の収益

が人口動態による賃貸住宅の需要や賃料の動向に大きく影響を受けることとなり、かかる需要や賃料の動向によっては本投資法人の収益に悪影響が生じる可能性があります。

### ③ 不動産関連資産－不動産に関するリスク

本投資法人の主たる運用資産は、本投資法人規約第27条第2項に定めるとおり不動産関連資産です。不動産信託受益権その他不動産を裏付けとする資産の所有者は、その信託財産である不動産又は裏付けとなる不動産を直接所有する場合と、経済的には、ほぼ同様の利益状況に置かれます。従って、以下に記載する不動産に関するリスクは、不動産信託受益権その他不動産を裏付けとする資産についても、ほぼ同様にあてはまります。

なお、信託の受益権特有のリスクについては、後記「④ 不動産関連資産－信託受益権特有のリスク」をご参照下さい。

#### (イ) 不動産の流動性、取引コスト等に関するリスク

一般に、不動産の有する特徴として、不動性（非移動性）、永続性（不変性）、個別性（非同質性、非代替性）等が挙げられます。また、上記の特徴の他に、取引当事者の属性や取引動機等の取引事情等によってもその価格が影響される等の特性もあります。これらの特性のため、不動産は、一般的に流動性が相対的に低い資産と考えられています。

経済環境や不動産需給関係の影響や個別性の高い不動産の調査に要する費用及び時間によっては、取得を希望する物件を希望どおりの時期・条件で取得できず、又は売却を希望する物件を希望どおりの時期・条件で売却できない可能性もあります。さらに、本投資法人が不動産の取得又は譲渡を決定し、相手方と合意した場合であっても、相手方との間で締結した売買契約上の前提条件が満たされない等の場合には、本投資法人が希望する時期に取引を実行できず、又は取引を中止せざるを得ないこととなる可能性があります。これらの結果、本投資法人はその投資方針に従った運用ができず、本投資法人の収益等が悪影響を受ける可能性があります。

#### (ロ) 物件取得の競争に関するリスク

本投資法人は、その規約において、不動産関連資産を主たる投資対象として、中長期的な観点から、安定した収益の確保と着実な運用資産の成長を目指して運用を行うことをその投資の基本方針としています。しかしながら、不動産投資信託その他のファンド、大小の投資家等による不動産投資が活発化し、物件取得の競争が激化する場合があります。このような状況下にあっては、希望した条件での物件取得ができない等の事情により、本投資法人が利回りの向上や収益の安定化等のために最適と考える資産ポートフォリオを実現できない可能性があります。

#### (ハ) テナントの獲得競争に関するリスク

通常、不動産関連資産は、他の不動産とのテナント獲得競争にさらされているため、競合する不動産の新築、リニューアル、募集賃料の引下げ等の競争条件の変化により、賃料引下げや稼働率の低下を余儀なくされ、本投資法人の収益が悪化する場合があります。

また、高級賃貸用住宅は、相対的に需要（入居者）が限定されていて市場が小さく、このような住居が他から新規供給された場合、市場への影響が少なくないことがあります。加えて、既存テナントが退去した場合、代替テナントが入居するまでの空室期間が長期化し、不動産の稼働率が大きく低下する場合もあり、時として代替テナント確保のために賃料水準の引下げが必要となることもあります。また、そのような賃貸用住宅は、海外から派遣される赴任者等を主な入居者として想定していることが多いため、経済情勢、国際情勢の変化等により需要が大きく減少し、そのために不動産の稼働率が大きく低下したり、代替テナント確保のために賃料水準引下げを余儀なくされる可能性があり、そのような場合、賃料収入が大きな影響を受ける可能性もあります。

商業施設については、賃貸住宅に比べて相対的に需要が限定されており、また、その商圈ないし地域も限定されていることから、テナント獲得競争が相対的に激しい傾向にあります。特に周辺商圈において他の商業施設が新設された場合などには、他の商業施設との競合によって、本投資法人の保有する物件のテナント獲得にかかる競争力が相対的に低下し、その結果賃料減額を余儀なくされ、あるいは既存テナントが退去するおそれがあり、また、周辺商業施設に入居するテナントとの競合により本投資法人の保有する商業施設のテナントの業績が悪化し、賃料支払の遅延又は不払いが生ずるおそれがあります。また、既存テナントが退去した場合には、代替テナント入居までの空室期間は、これら不動産の賃貸需要が相対的に低いことや、各テナント毎の物件の内装等の仕様が一般的に異なることから、長期化する傾向にあり、その間不動産の稼働率が大きく低下する可能性があり、各テナントからの賃料が賃貸住宅に比べて相対的に高いこととあいま

て、本投資法人の賃料収入を大幅に低下させる可能性があります。また、企業をテナントとすることから、経済情勢の変化等により需要が大きく減少し、稼働率の低下や賃料水準の低下を招くおそれがあります。

また、新規テナントの募集に際し、内装工事等に多額の費用負担が生じるケースがあります。

## (二) 不動産の物的及び法的な欠陥・瑕疵に関するリスク

一般に、不動産には地盤・地質、土壌、構造、材質及び施工等に関して欠陥、瑕疵、不具合等（隠れたるものを含みますが、これに限定されません。）が存在している可能性があります。また、適用される法令上の規制の不遵守や、周辺の土地利用状況等が瑕疵や欠陥となる可能性もあります。そこで、資産運用会社が不動産関連資産の選定・取得の判断を行うにあたっては、対象となる不動産について利害関係のない第三者の専門業者に一定の調査を依頼することとしています。しかしながら、建物エンジニアリング・レポート等の調査には、提供される資料の内容やその調査範囲及び時間的な制約等から一定の限界があり、不動産に関する欠陥・瑕疵について完全に報告がなされる保証はありません。更に、このような調査の報告書において指摘されなかった事項であり、建築基準法等の行政法規が求める所定の手続を経た不動産であっても、建築基準関係規定の求める安全性や構造耐力等を有するとの保証はなく、また、不動産に想定しえない隠れた欠陥・瑕疵等が存在し、又は不適正な設計施工等が存在し、それが当該不動産関連資産の取得後に判明する可能性もあります。なお、建物の構造計算書偽装等の事件が発覚した際に保有資産に係る建物全てについて、建物の予想最大損失率（PML）の評価を実施するという一般のプロセスに加え、建物の構造上、建築基準法で定める耐震性能を疑わせる特段の事情がないことにつき、第三者専門機関より確認を得ていますが、かかる第三者専門機関の確認についても、上記のとおり一定の限界があり、完全であるとの保証はありません。

また、本投資法人は、原則として不動産関連資産の売主から売買契約等において譲渡の時点における一定の表明及び保証を取得するとともに、一定の瑕疵担保責任を負担させることとしています。しかしながら、かかる表明及び保証の内容が真実かつ正確であるとは限らず、また、表明及び保証の期間及び責任額は一定範囲に限定されるのが通例であり、また、瑕疵担保責任の期間及び責任の範囲が限定されることもあります（なお、強制競売で購入した物件については、瑕疵担保責任の追及はできません。）。更に、不動産関連資産の売主が表明及び保証を全く行わず、若しくは制限的にしか行わない場合、又は瑕疵担保責任を全く負担せず、若しくは制限的にしか負担しない場合であっても、本投資法人が当該不動産関連資産を取得する可能性があります。本投資法人が特別目的会社から不動産関連資産を取得する場合、当該特別目的会社は、通常、責任財産を限定してのみ瑕疵担保責任を負うこととされます。

不動産に欠陥、瑕疵等が存在する場合、その程度によっては、当該不動産関連資産の資産価値が減少する可能性があります。又は、これを防ぐために、買主である本投資法人が当該欠陥、瑕疵等の補修その他に係る予定外の費用負担を余儀なくされる可能性があります。また、これらに関し売主に対して表明及び保証違反を理由とする損害賠償責任や瑕疵担保責任を追及することが法的には可能であっても、売主が特別目的会社や経済的に破綻した会社である等のため、その資力が十分でない等の事情により、責任追及に実効性がないおそれがあります。

不動産をめぐる権利義務関係も、その特殊性や複雑性のゆえに種々の問題を引き起こす可能性があります。本投資法人は不動産関連資産を取得するにあたって、不動産登記簿を確認する等売主の所有権の帰属に関する調査を行います。不動産登記にいわゆる公信力がない一方で、実際の取引において売主の権利帰属を確実に知る方法が必ずしもあるとはいえないため、本投資法人の取得後に、当初より売主が所有権を取得していなかったことが判明する可能性があります。また、本投資法人が取得した権利が第三者の権利の対象になっていることや第三者の権利を侵害していることが、本投資法人による取得後になって判明する可能性があります。これらの問題が発生した場合、前述した欠陥や瑕疵等と同様、法律上又は契約上の瑕疵担保責任や表明保証責任を追及できることもあります。そのような責任追及には実効性がないおそれもあります。

## (六) 土地の境界紛争等に関するリスク

不動産を取得するまでの時間的制約等から、隣接地権者からの境界確定同意が取得できず又は境界標の確認ができないまま、不動産を取得する事例が一般に少なからず見られ、本投資法人において今後取得する物件についてもその可能性は小さくありません。従って、状況次第では、後日かかる物件を処分するときに事実上の障害が発生し、また、その保有期間中においても、境界に関して紛争が発生して、所有敷地の面積が減少し、又は損害賠償責任の負担を余儀なくされる等、不動産について予定外の費用又は損失を負担する可能性があります。同様に、越境物の存在により、不動産の利用が制限され賃料に悪影響を与える可能性や、越境物の除去等のために追加費用を負担する可能性もあります。

#### (へ) 不動産に係る法規制等に関するリスク

不動産のうち建物は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する基準等を定める建築基準法の規制に服します。その建築確認取得時点においては、建築基準法上及び関連法令上適格であった建物でも、その後の建築基準法等の改正に基づく規制の変更により、変更後の規制のもとでは不適格になることがあります。

その他、不動産は、消防法や都市計画法等の国の法令の他、各地方公共団体の条例や行政規則等による種々の規制に服します。例えば、駐車場の付置義務、住宅の付置義務、福祉施設の付置義務等の他、これらの義務に関連して、建物の新築・増築に際して地方公共団体等と協議する義務等を課されることがあります。また、敷地の一部が道路として指定されることにより敷地として利用可能な面積が減少し、その結果、建蔽率及び容積率にかかる規制との関係で建築可能な建物に影響を及ぼすこともあります。

法規制の変化によりかつて法令に適合していたが後日適合しなくなった建物を「既存不適格」と呼ぶことがあります。既存不適格の建物は、これを改築したり、建替えたりしようとする際に、従前の建物と同等の建蔽率・容積率・高度・設備等を維持できなくなり、追加の設備が必要とされ、又は建替え自体が事実上困難となる可能性があります。このような場合には、不動産の資産価値や譲渡価格が下がる可能性があります。

以上の他、土地収用法(昭和26年法律第219号、その後の改正を含みます。)や土地区画整理法(昭和29年法律第119号、その後の改正を含みます。)のような私有地の収用・制限を定めた法律の改正等により、不動産の利用及び用途等に規制が加えられ、収用、再開発若しくは区画整理等がなされ、又は不動産の保有、管理、処分その他の権利関係等に制限が加えられることがあり、その結果、関連する費用等が増加し又は不動産価値が減殺される可能性があります。更に、環境保護を目的とする現行法令等又は将来制定・施行される新法令等により不動産関連資産について、大気、土壌、地下水等の汚染に係る調査義務、除去義務、損害賠償義務、所有者としての無過失責任等が課され、又は義務が強化される可能性があります。また、エネルギーや温室効果ガス削減を目的とした法令、条例等の制定、運用・改正によっても追加的な費用負担が発生する可能性があります。このように、法令又は条例の制定・改廃等が本投資法人の収益等に悪影響をもたらす可能性があります。

#### (ト) 区分所有物件に関するリスク

区分所有建物とは建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号、その後の改正を含みます。)

(以下「区分所有法」といいます。)の適用を受ける建物で、単独所有の対象となる専有部分(居室等)と共有となる共用部分(建物の躯体、エントランス部分等)から構成されます。不動産が区分所有物件である場合には、その管理及び運営は区分所有法及び区分所有者間で定められる管理規約等に服します。この管理規約等は、原則として区分所有者及びその議決権の各4分の3以上の多数決によらなければ変更できません。なお、建替え決議等においては更に多数決の要件が加重されています。また、区分所有者の議決権数は、必ずしも区分所有割合(専有部分の床面積割合)に比例するわけではありません。本投資法人又は信託受託者が議決権の4分の3を有していない場合はもとより、これを保有している場合においても頭数において劣るため、区分所有物件の管理及び運営について本投資法人の意向を十分に反映させることができない可能性があります。

区分所有者は、自己の専有部分を原則として自由に処分することができ、本投資法人の意向にかかわらず他の区分所有者が変更される可能性があります。この場合、新区分所有者の資力、数、属性等の如何によっては、不動産の価値や収益が減少する可能性があります。これに対し、管理規約等において当該不動産の区分所有権(敷地の共有持分を含みます。)を処分する場合に他の区分所有者の先買権又は優先交渉権、処分における一定の手続の履践義務等が課される場合があります。この場合、本投資法人が区分所有権を処分する際に事前に他の区分所有者と優先的に交渉を行う等の制約を受けます。

また、区分所有者は自己の専有部分を原則として自由に賃貸その他使用収益することができます。その結果、本投資法人の不動産関連資産の価値や収益は、他の区分所有者による使用収益の状況によって影響を受ける可能性があります。

加えて、他の区分所有者が自己の負担すべき公租公課、修繕費、保険料等の支払い又は積立てを履行しない場合、本投資法人が不動産関連資産の劣化を避けるため、その立替払を余儀なくされるおそれがあります。なお、区分所有建物では、敷地利用権を有しない専有部分の所有者が出現する可能性があります。そのような場合には、区分所有建物と敷地の権利関係が複雑になるため、不動産の鑑定評価及び市場での売買価格の決定等において、減価要因が増加する可能性があります。

#### (チ) 共有物件に関するリスク

運用資産である不動産が第三者との共有物件である場合には、その保存・利用・処分等について単独で所有する場合には存在しない種々のリスクがあります。

まず、共有物の管理は、共有者間で別段の定めをした場合を除き、共有者の持分の過半数で行うものとされているため(民法第252条)、持分の過半数を有していない場合には、当該不動産の管理及び運営について本投資法人の意向を反映させることができない可能性があります。また、共有者はその持分の割合に応じて

共有物の全体を利用することができるため（民法第249条）、他の共有者によるこれらの権利行使によって、本投資法人の当該不動産の保有又は利用が妨げられるおそれがあります。

更に、共有の場合、他の共有者からの共有物全体に対する分割請求権行使を受ける可能性（民法第256条）、及び裁判所により共有物全体の競売を命じられる可能性（民法第258条第2項）があり、ある共有者の意図に反して他の共有者からの分割請求権行使によって共有物全体が処分されるリスクがあります。

上記の分割請求権を行使しないという共有者間の特約は有効ですが、この特約は5年を超えては効力を有しません。また、登記済みの不分割特約がある場合でも、特約をした者が倒産等手続の対象となった場合には、管財人等はその換価処分権を確保するために分割請求ができるとされています。但し、共有者は、倒産等手続の対象となった他の共有者の有する共有持分を相当の対価で取得することができます（破産法第52条、会社更生法（平成14年法律第154号、その後の改正を含みます。）第60条、民事再生法第48条）。

他の共有者の共有持分に抵当権が設定された場合には、共有物が分割されると、共有されていた物件全体について当該共有者（抵当権設定者）の持分割合に応じて、当該抵当権の効力が及ぶことになると考えられています。従って、運用資産である共有持分には抵当権が設定されていなくても、他の共有者の共有持分に抵当権が設定された場合には、共有物が分割されると、分割後の運用資産についても、他の共有者の持分割合に応じて、当該抵当権の効力が及ぶこととなるリスクがあります。

共有持分の処分は単独所有物と同様に自由に行えると解されていますが、共有不動産については、共有者間で共有持分の優先的購入権や先買権の合意をすることにより、共有者がその共有持分を第三者に売却しようとする場合に他の共有者が優先的に又は排他的に購入できる機会又は権利を与えるようにする義務を負い、またその他物件の自由な売却その他の処分が制限される場合があります。

不動産の共有者が賃貸人となる場合には、一般的に敷金返還債務は不可分債務になると解されており、また、賃料債権も不可分債権になると解される可能性があり、共有者は他の賃貸人である共有者の信用リスクの影響を受ける可能性があります。

共有不動産については、単独所有の場合と比べて上記のような制限やリスクがあるため、取得及び売却により多くの時間と費用を要したり、価格の低下要因が増す可能性があります。

#### (リ) 借地物件に関するリスク

借地権（土地の賃借権及び地上権）と借地権設定地上の建物については、土地建物ともに所有する場合に比べ、特有のリスクがあります。

まず、借地権は、土地の賃借権の場合も地上権の場合も、永久に存続するものではなく、期限の到来により消滅し、借地権設定者側に正当な事由がある場合には更新を拒絶され、又は借地権者側に地代不払等の債務不履行があれば解除により終了することもあります。借地権が消滅すれば、建物買取請求権が確保されている場合を除き、建物を取り壊して土地を返還しなければなりません。仮に、建物買取請求が認められても本投資法人が希望する価格で買い取られる保証はありません。

更に、敷地が売却され、又は抵当権の実行により処分されることがありますが、この場合に、本投資法人が借地権について民法、建物保護ニ関スル法律（明治42年法律第40号、その後の改正を含みます。）又は借地借家法（平成3年法律第90号、その後の改正を含みます。）（以下「借地借家法」といいます。）等の法令に従い対抗要件を具備しておらず、又は競売等が先順位の対抗要件を具備した担保権の実行によるものである場合、本投資法人は、譲受人又は買受人に自己の借地権を主張できないこととなります。

また、借地権が土地の賃借権である場合には、これを取得し、又は譲渡する場合には、賃貸人の承諾が必要です。かかる承諾が得られる保証はなく、また、得られたとしても承諾料の支払いを要求されることがあります。その結果、本投資法人が希望する時期及び条件で建物を処分することができないおそれがあります。

また、本投資法人が借地権を取得するに際して支払う保証金については、借地を明渡す際に、敷地所有者の資力が保証金返還に足りないときは、保証金の全部又は一部の返還を受けられないおそれがあります。

また、借地契約では、多くの場合、賃料等の借地内容について、定期的に見直しを行うこととされています。賃料等の改定により賃料等が増額された場合、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (ヌ) 底地物件に関するリスク

本投資法人は、第三者が賃借してその上に建物を所有している土地、いわゆる底地を取得することがあります。底地物件の場合は特有のリスクがあります。借地権は、定期借地権の場合は借地契約に定める期限の到来により当然に消滅しますが、普通借地権の場合には期限到来時に本投資法人が更新を拒絶しかつ本投資法人に更新を拒絶する正当事由がある場合に限り消滅します。借地権が消滅する場合、本投資法人は借地権者より時価での建物買取を請求される場合があります（借地借家法第13条、借地法（大正10年法律第49号。その後の改正を含みます。）（以下「借地法」といいます。）第4条）。普通借地権の場合、借地権の期限到来時に更新拒絶につき上記正当事由が認められるか否かを本投資法人の物件取得時に正確に予測すること

は不可能であり、借地権者より時価での建物買取を請求される場合においても、買取価格が本投資法人が希望する価格以下である保証はありません。

#### (ル) 鑑定評価額及び調査価額に関するリスク

不動産の鑑定評価額及び調査価額は、個々の不動産鑑定士による地域分析、個別分析等の分析の結果に基づき、ある一定時点における不動産鑑定士の判断や意見を示したものととどまります。同一物件について鑑定評価又は価格調査を行った場合でも、個々の不動産鑑定士によって、その適用する評価方法又は調査の方法若しくは時期、収集した資料等の範囲等によって鑑定評価額又は調査価額が異なる可能性があります。また、かかる評価の結果が現在及び将来において当該鑑定評価額又は調査価額による売買を保証又は約束するものではなく、不動産が将来売却される場合であっても鑑定評価額又は調査価額をもって売却されるとは限りません。

#### (ロ) 賃貸借契約に関するリスク

不動産に係る賃貸借契約では、契約期間が満了しても、その後別段の意思表示がない限り自動的に更新されるとするものが多く見られますが、契約期間が満了する際、常に契約が更新されるとの保証はありません。商業施設では事業用定期借家契約を締結する場合がありますが、施設の運営方針上、複数のテナントとの事業用定期借家契約の契約満了日を同時期に設定する場合があります。ほぼ同時期にテナントが契約満了を迎え、その多くが更新を拒んだ場合、一度に多数のテナントが退店するため、当初予定していた収益の確保が難しくなり、利益が減少する可能性があります。

また、賃貸借契約が更新されず又は契約期間中に解約された場合、すぐに新たなテナントが入居するとの保証はなく、その結果、賃料収入が減少する可能性があります。賃貸借契約には、契約期間中に賃借人が解約した場合の違約金、かかる違約金に関して敷金・保証金の没収について規定することがありますが、かかる規定は状況によってはその全部又は一部が無効とされ、その結果、本投資法人に予定外の費用負担が発生する可能性があります。商業施設などにおける大口テナントとの契約において、現在かかる規定が置かれているものがあり、当該大口テナントが契約期間中に解約した場合には、これに伴う多額の違約金等の受領又は没収がなされることがありますが、その後当該大口テナントがかかる規定の効力を争う場合には、本投資法人の収益が大幅に変動するおそれがあります。

本投資法人は地域によっては更新料をテナントから徴収しています。更新料はテナントと締結された賃貸借契約を根拠として徴収していますが、消費者契約法等の解釈から更新料を徴収することの根拠が否定される可能性があります。また、過去に遡及して更新料の払い戻しを請求される可能性があり、その場合、当初予定していた利益を確保できない可能性があります。

なお、賃貸人からの賃貸借契約の更新拒絶及び解約は、正当事由の存在が認められる場合を除いて困難であることが多いのが実情です。

#### (ハ) 賃料の減額に関するリスク

不動産のテナントが支払うべき賃料は、賃貸借契約の更新時であるか、契約期間中であるかを問わず、賃貸人とテナントの合意により減額される可能性があります。更に、テナントが賃貸人に対し、借地借家法、借地法又は借家法（大正10年法律第50号、その後の改正を含みます。）に基づく賃料減額請求権を行使する可能性もあります。また、本投資法人が保有する不動産関連資産と競合すると思われる不動産の賃料水準が全般的に低下した場合には、新たに入居するテナントとの間で締結される賃貸借契約における賃料の額が従前の賃料の額と比較して低下するとともに、上記のような賃料減額の可能性もより増大することになり、本投資法人の賃料収入の減少をもたらす可能性があります。

上記に対し、建物賃貸借については、一定の要件を満たすことにより、比較的長期の契約期間中、借地借家法上の賃料増減額請求権に服さない建物賃貸借（以下「定期建物賃貸借」といいます。）が存在します。もっとも、定期建物賃貸借においてテナントが契約期間の定めにかかわらず早期解約した場合、契約上の当然の権利として又は違約金条項に基づく権利として、残期間の賃料全てについて必ずテナントに対して請求できるかどうかは、未だ事例の蓄積が乏しいため定かではありません。なお、契約上、違約金の額が一定期間の賃料に対応する額に限られている場合もあり得ます。また、賃貸人にとって、定期建物賃貸借には、通常の賃貸借に比べ契約期間中の賃料収入の安定が期待できるという有利な面がある一方で、賃料が低く抑えられがちであったり、特約の定め方によっては一般的な賃料水準が上昇する場合でもそれに応じた賃料収入の増加を期待することができない等、不利益な面もあります。

なお、本投資法人又は信託受託者が賃貸している不動産を賃借人が転貸している場合には、転貸条件が必ずしも賃貸条件と同一ではなく、何らかの理由で本投資法人又は信託受託者が転借人と直接の賃貸借契約関係を有することとなったとき、低額の賃料を甘受せざるを得ない可能性があります。



また、本投資法人が保有する住居及び商業施設等のテナントから賃料減額の要望が出た場合、賃貸借契約に基づいた対応をしていますが、当該テナントから賃料の減額訴訟が提起される可能性があり、訴訟の結果によっては大幅な賃料の減額や訴訟に係る費用が発生する可能性があります。

#### (カ) 不動産の運用費用の増加に関するリスク

経済全般のインフレーション、人件費や水道光熱費の高騰、不動産管理や建物管理に係る費用又は備品調達等の管理コストの上昇、建物の経年劣化による修繕費の負担、各種保険料の値上げ、公租公課の増大その他の理由により、不動産の運用に関する費用が増加する可能性があります。一方で、不動産関連資産からの収入がこれに対応して増加するとの保証はありません。

#### (コ) 入居者の建物使用態様に関するリスク

建物そのものが法令や条例等の基準を満たす場合であっても、入居者による建物への変更工事、内装の変更その他入居者による建物の使用方法等により、建築基準法・消防法その他の法令や条例等に違反する状態となり、本投資法人が、その改善のための費用を負担する可能性があります。また、賃貸借契約における規定の如何にかかわらず、入居者による転貸や賃借権の譲渡が本投資法人又は信託受託者の関与なしに行われる可能性があります。その他、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、その後の改正を含みます。）に定める暴力団又はその関係者の入居や、入居者による風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号、その後の改正を含みます。）（以下「風営法」といいます。）に定める風俗営業の開始等入居者の建物使用態様により不動産のテナント属性が悪化し、これに起因して建物全体の賃料水準が低下する可能性があります。

#### (ク) 不動産の毀損等に関するリスク

不動産につき滅失、毀損又は劣化等が生じ、修繕が必要となり、多額の費用を要する場合があります。また、修繕工事の内容やその実施の方法によっては、テナントの使用収益に影響を与えたり、テナントの館内移転が必要となったりするため、賃料収入等が減少し又は少なからぬ付帯費用が発生する場合があります。他方、かかる修繕が困難又は不可能な場合には、将来的に不動産から得られる賃料収入等が減少するおそれがあります。

#### (ケ) 災害等による建物の毀損、滅失及び劣化のリスク

火災、地震、津波、暴風雨、洪水、爆発、落雷、竜巻、風、ひょう、雪災、電氣的事故、機械的事故、戦争、暴動、騒乱、テロ等（以下「災害等」といいます。）により、不動産が滅失、劣化又は毀損し、その価値が消滅、減少する可能性があります。このような場合には、滅失、劣化又は毀損した個所を修復するため一定期間又は修復することが出来ない場合には永久的に不動産の不稼働を余儀なくされることにより、また、不動産自体が滅失、劣化又は毀損しなかった場合においても電気、ガス、水道等の使用の制限やその他の外部的要因により不動産の不稼働を余儀なくされることにより賃料収入が減少することがあります。加えて、災害等の影響で周辺環境が悪化することにより、不動産等の価値が下落する可能性があり、また、賃料水準の下落又は稼働率の低下により賃料収入が減少する可能性もあります。このような不動産等の価値の下落又は賃料収入の減少の結果、投資主又は投資法人債権者に損害を与える可能性があります。また、これらの災害等によりテナントの支払能力等が悪影響を受ける可能性もあります。

また、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震及びそれに伴う津波によって、本投資法人の運用状況に重大な影響を及ぼす被害は生じませんでした。今後、同規模又はそれ以上の地震その他の天災、事故等が発生する可能性を否定できません。その場合には、本投資法人が保有又は取得する物件が滅失、劣化又は毀損するおそれがあるほか、周辺地域及び日本の経済全体が悪影響を受ける可能性があり、それらの結果、本投資法人の収益や本投資法人の保有に係る資産価値等に悪影響が生じるおそれがあります。

本投資法人は、災害等による損害を補填する火災保険や包括賠償責任保険等を付保する方針ですが、不動産の個別事情等により、保険契約が締結されない可能性、保険契約で支払われる上限額を上回る損害が発生する可能性、保険契約でカバーされない災害等（例えば、故意によるもの、戦争やテロ行為等に基づくものは必ずしも全て保険でカバーされるものとは限りません。）が発生する可能性又は保険契約に基づく支払いが保険会社により行われず若しくは遅れる可能性も否定できません。

地震リスクに対応するため、建物を取得する際には全て予想最大損失率（PML）の評価を実施しています。予想最大損失率（PML）は損害の予想復旧費用の再調達価格に対する比率で示されますが、将来地震が発生した場合、予想以上の多額の復旧費用が必要となる可能性があります。また、地震保険については、前記「2 投資方針（1）投資方針 ④ 運用方針（ホ）付保の方針」に記載の方針に従って付保しますが、かかる方針に従い地震保険が付保されている物件は本書の日付現在ありません。また、保険金が支払われた場合でも、行政上の規制その他の理由により事故発生前の状態に回復させることができない可能性があります。



(ソ) 不動産に係る所有者責任に関するリスク

本投資法人又は信託受託者の保有する不動産の瑕疵等を原因として、第三者の生命、身体又は財産その他の利益が侵害された場合に、損害賠償義務が発生し、結果的に本投資法人が予期せぬ損失を被る可能性があります。特に、土地の工作物の所有者は、民法上、占有者に過失がない場合は無過失責任を負うこととされています。

不動産に関しては、取得にあたり施設賠償責任保険等の適切な保険を付保しています。しかし、不動産関連資産の個別事情等により、保険契約が締結されない可能性、保険契約で支払われる上限額を上回る損害が発生する可能性又は保険契約に基づく支払いが保険会社により行われない若しくは遅れる可能性は否定できません。

(ツ) 転貸に関するリスク

A. 転借人に関するリスク

本投資法人又は信託受託者は、その保有する不動産につき、転貸を目的として賃借人に一括して賃貸することがあります。このように、賃借人に投資対象不動産の全部又は一部を転貸させる権限を与えた場合、本投資法人は、投資対象不動産に入居するテナントを自己の意思により選択できなくなったり、退去させられなくなる可能性があります。また、賃借人の賃料が、転借人から賃借人に対する賃料に連動する場合、転借人の信用状態等が、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

B. 敷金等の返還義務に関するリスク

転貸を目的とした賃貸借契約が合意解約された場合には賃借人である本投資法人又は信託受託者が転借人の地位を承継し、転借人の転借人に対する敷金等の返還義務が本投資法人又は信託受託者に承継される可能性があります。

(ネ) マスターリースに関するリスク

投資対象不動産において、プロパティ・マネジメント会社が投資対象不動産の所有者である本投資法人又は信託受託者との間でパス・スルー型のマスターリース契約を締結してマスターリース会社となり、その上でエンドテナントに対して転貸する場合があります。

当該契約を締結した場合、マスターリース会社の財務状態の悪化により、エンドテナントからマスターリース会社に対して賃料が支払われたにもかかわらず、マスターリース会社から賃借人である本投資法人又は信託受託者への賃料の支払が滞る可能性があります。

また、本投資法人では、一部の住居物件においては、エンドテナントが賃料を本投資法人又は信託受託者の口座に直接振り込む方法により賃料を収受しています。しかし、賃料の支払の遅延等の理由でマスターリース会社がエンドテナントから賃料を回収した後、マスターリース会社が財務状態の悪化などに陥った場合は、マスターリース会社から賃借人である本投資法人又は信託受託者への賃料の支払いが滞る可能性があります。また、マスターリース会社が破綻し、かつ、エンドテナントからの賃料の支払が延滞している場合には、当該延滞部分の賃料相当額がマスターリース会社に対する倒産債権となると解釈される可能性があり、かかる解釈が採用された場合、延滞部分の賃料相当額の回収が非常に困難となり、本投資法人の財務状況等に悪影響を及ぼすおそれがあります。

(ナ) 有害物質に係るリスク

土地について産業廃棄物等の有害物質が埋蔵され、又は、地下水が汚染されている場合、当該敷地及び建物の価値に悪影響を及ぼす可能性があります。また、かかる有害物質を除去するために土壌の入替えや洗浄が必要となって予想外の費用や時間が必要となる可能性があります。本投資法人は、取得を検討する物件について、専門家に依頼して環境調査を実施し、土地や地下水の有害物質による汚染の有無については、当該物件の使用歴の調査や土壌や地下水のサンプリング調査等により調査しますが、かかる調査が完全であるとの保証はなく、専門家による調査において汚染の可能性がない、又は低いと報告された場合であっても、後日汚染の存在が判明する可能性は否定できません。

また、建物の建材等にアスベストその他の有害物質を含む建材等が使用されているか、又は使用されている可能性がある場合やPCBが保管されている場合等には、状況によって当該建物及びその敷地の価値に悪影響を及ぼす可能性があります。更に、かかる有害物質を除去するために建材等の全面的又は部分的交換や、保管・撤去費用等が必要となって予想外の費用や時間が必要となる可能性があります。

また、かかる有害物質によって第三者が損害を受けた場合には、不動産の所有者として損害を賠償する義務が発生する可能性があります。

(ラ) 投資対象とする不動産の偏在に関するリスク

本投資法人は、前記「2 投資方針（1）投資方針」に記載された投資方針に基づき資産の運用を行います。が、その投資対象とする不動産が一定の地域に偏在した場合、当該地域における地震その他の災害、市況の

低迷による稼働率の低下、賃料水準の下落等が、本投資法人の収益等又は存続に著しい悪影響を及ぼす可能性があります。

更に、テナント獲得に際し賃貸市場において投資対象とする不動産相互間で競合し、結果として賃料収入が減少し、本投資法人の収益に影響を与える可能性があります。

また、一般に、資産総額に占める個別の投資対象とする不動産の割合は、資産総額の規模が拡大する過程で低下していくと予想されるものの、資産総額に占める割合が大きい不動産に関して、地震その他の災害、稼働率の低下、賃料水準の下落等の事情が発生した場合には、本投資法人の収益等又は存続に著しい悪影響をもたらす可能性があります。

#### (ム) テナントの支払能力に関するリスク

テナントの財務状況が悪化した場合又はテナントが破産手続、会社更生手続、民事再生手続その他の倒産手続の対象となった場合には、賃料等（共益費、水道光熱費他、場合により原状回復費用その他の損害金を含みます。）の支払いが滞り、又は支払がなされない可能性があります。このような延滞された賃料等の合計額が敷金及び保証金で担保される範囲を超えると、投資主又は投資法人債権者に損害を与える可能性があります。また、一部不動産については、敷金無しで賃貸する場合があります。この場合、原則として保証会社による保証等を付すことを条件としますが、テナントの財務状況が悪化した場合において、保証会社等の保証人の財務状況も悪化している場合には、賃料等を回収することができないこととなります。また、代金回収会社に委託して口座振替によりテナントから賃料等を回収することがありますが、この場合において代金回収会社の財務状況が悪化した場合には、代金回収会社からの賃料等の入金滞り又は回収ができなくなるおそれがあります。更に、賃貸人が賃貸借契約上の債務の履行を怠った場合には、テナントは賃料等の不払をもってこれに対抗することができるため、テナントが賃貸人側の何らかの落ち度を理由に意図的な賃料等の不払をもって対抗する可能性もあり、その場合には当該不動産から得られる収入にも影響を及ぼすこととなります。本投資法人は、かかるリスクを低減するために、テナント信用力を勘案したテナント選定及び賃料支払状況等の管理体制の整備を行いますが、かかるリスクが現実化しないという保証はありません。

#### (ウ) テナントの集中に関するリスク

投資対象不動産のテナント数が少なくなる場合、本投資法人の収益等は特定のテナントの退去、支払能力の悪化その他の事情による影響を受けやすくなります。すなわち、賃貸面積の大きなテナントが退去した場合には、稼働率が低くなる上に、他のテナントを探し稼働率を回復させるのが難しくなることがあり、その期間が長期にわたる場合には、本投資法人の収益等に悪影響をもたらす可能性があります。また、全賃料収入のうち特定のテナントからの賃料収入が占める割合が高い場合においては、当該テナントの賃料の支払能力が低下し、又は失われた場合には、総賃料収入に与える影響が大きくなります。本投資法人は、かかるリスクを低減するために、投資対象及びテナントの適切な分散を図りますが、かかるリスクが現実化しないという保証はありません。

#### (キ) テナントの業種の偏りに関するリスク

商業施設の場合、その立地条件や建物の構造により、テナントの業態を大きく変更することは困難であることが多く、投資対象不動産のテナントの業態が、総合スーパーマーケット、百貨店等の特定の業態に偏った場合には、当該業態が、消費性向の変化に伴い小売業としての競争力を失う等により、本投資法人の収益に著しい悪影響を及ぼす可能性があるなど、当該テナントの業種に係る事業上のリスクの影響を受けるおそれがあります。

#### (ノ) 売主等の倒産等の影響を受けるリスク

一般に、不動産又は信託受益権を売却した後に売主が倒産手続に入った場合や、建物の建築請負業者が倒産手続に入った場合、当該不動産又は信託受益権の売買若しくは完成建物の移転又はそれらについての対抗要件具備が当該売主又は建築請負業者の管財人等により否認される可能性があります。また、財産状態が健全でない売主が不動産若しくは信託受益権を売却した場合、又は、財産状態が健全でない建築請負業者が建物の建築を請け負っていた場合、当該不動産又は信託受益権の売買又は当該建物の請負が当該売主又は建築請負業者の債権者により詐害行為を理由に取消される可能性があります。

また、売買取引を担保付融資取引であると法的に性格づけることにより、依然としてその目的物が売主（又は倒産手続における管財人ないし財団）に属すると解される可能性があり、特に担保権の行使に対する制約が、破産手続等に比較して相対的に大きい会社更生手続においては深刻な問題となり得ます。

(オ) 開発物件に関するリスク

本投資法人は、前記「2 投資方針 (1) 投資方針 ④ 運用方針」に記載のとおり、建設中の不動産を取得する場合があります。建設中の物件については、既に完成した物件を取得する場合に比べて、地中障害物や土壌汚染等の発見、工事請負業者の倒産若しくは債務不履行、天変地異、行政上の許認可手続きその他予期せぬ事情により、開発の遅延、変更若しくは中止を余儀なくされ、あるいは、開発コストが当初の計画を大きく上回るといったリスクが加わります。本投資法人は、竣工後のテナントの確保が十分可能と判断され、かつ完工・引渡しのリスクが低く、当該不動産にかかるデュー・ディリジェンスの結果に問題がないと判断される場合、建物竣工後の取得を条件として、当該建設中の不動産等に係る不動産関連資産の取得に関する契約を締結することとしますが、上記のリスクが顕在化した結果、開発物件からの収益等が予想を大きく下回り、あるいは、予定された時期に収益が得られず又は予想外の費用、損害若しくは損失を被るおそれがあります。

(ク) フォワード・コミットメント等に関するリスク

本投資法人は、不動産等を取得するにあたり、フォワード・コミットメント等を行うことがあります。フォワード・コミットメント等を行った場合に、買主が不動産等の売買契約を解約し、又は履行しないときは、買主は、違約金や債務不履行による損害相当額の支払義務を負担します。フォワード・コミットメント等の場合、契約締結後、決済・物件引渡しまでに一定の期間があるため、契約締結後速やかに決済される取引に比べ、市場環境等の変化等により当事者の当初の想定と異なった環境での決済を強いられる可能性が高いといえます。本投資法人は、フォワード・コミットメント等を行う際には、フォワード・コミットメント等を履行できない場合の損害賠償額の上限を必ず定めること、フォワード・コミットメント等の違約の際に損害賠償の支払いに充てることが可能な資金及び投資主に対する配当原資となる利益に比して過大な損害賠償額の支払いを義務づけられるようなフォワード・コミットメント等を行わないこと、その他資産運用会社が定める社内ルールを遵守することとしていますが、フォワード・コミットメント等による売買契約締結後の金融市場・不動産市場の変化等により不動産等の取得資金を調達できなくなった場合には、売買契約を解約せざるを得なくなり、違約金又は損害賠償金の支払義務を負担することにより、本投資法人の財務状態が悪化する可能性があります。

④ 不動産関連資産—信託受益権特有のリスク

(イ) 信託受益者として負うリスク

信託受益者とは信託の利益を享受するものですが、他方で信託受託者が信託事務の処理上発生した信託財産に関する租税、信託受託者の報酬、信託財産に瑕疵があることを原因として第三者が損害を被った場合の賠償費用等の信託費用については、最終的に受益者が負担することになっています。すなわち、信託受託者が信託財産としての不動産を所有し管理するのは受益者のためであり、その経済的利益と損失は、最終的には全て受益者に帰属することになります。従って、本投資法人が不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権を取得する場合には、信託財産に関する十分なデュー・ディリジェンスを実施し、保険金支払能力に優れる保険会社を保険者、信託受託者を被保険者とする損害保険を付保すること等、本投資法人自ら不動産を取得する場合と同等の注意をもって取得する必要がありますし、一旦不動産信託受益権を保有するに至った場合には、信託受託者を介して、原資産が不動産である場合と実質的にほぼ同じリスクを受益者たる本投資法人が負担することになります。

(ロ) 信託の受益権の流動性に係るリスク

本投資法人が信託の受益権を保有運用資産とする場合、信託受託者を通じて信託財産としての不動産を処分するときは、既に述べた不動産の流動性リスクが存在します。また信託の受益権を譲渡しようとする場合には、信託受託者の承諾を契約上要求されるのが通常であり、上場有価証券等に比し流動性は極めて低いといえます。また、信託受託者は原則として瑕疵担保責任を負っての信託不動産の売却を行わないため、本投資法人の意思にかかわらず信託財産である不動産の売却ができなくなる可能性があります。

(ハ) 信託受託者に係るリスク

A. 信託受託者の破産・会社更生等に係るリスク

信託法（平成18年法律第108号、その後の改正を含みます。）（以下「信託法」といいます。）上、信託受託者が破産手続、会社更生手続その他の倒産手続の対象となった場合、信託財産は信託受託者の破産財団又は更生会社の財産その他信託受託者の固有財産に属しないものとされています。また、信託法によれば、信託財産をもって履行すべき債務等に係る債権者以外の債権者による差押えは禁止されています。但し、信託財産であることを破産管財人等の第三者に対抗するためには、信託された不動産に信託設定登記をする必要がありますので、不動産を信託する信託の受益権については、この信託設定登記がなされるも

のみに限り本投資法人は取得する予定です。しかしながら、必ずこのような取扱いがなされるとの保証はありません。

#### B. 信託受託者の債務負担に伴うリスク

信託財産の受託者が、信託目的に反して信託財産である不動産を処分した場合、又は信託財産である不動産を引当てとして、何らかの債務を負うことにより、不動産を信託する信託の受益権を財産とする本投資法人が不測の損害を被る可能性があります。かかるリスクに備え、信託法は信託の本旨に反した信託財産の処分行為の取消権を受益者に認めています。かかる処分行為の相手方が権限に属しない処分であることを知らず、また、知らなかったことについて重大な過失がない場合には取り消すことができません。また、かかる権利の行使により損害を免れることができるとは限りません。

不動産信託受益権を取得するに際しては、十分なデュー・ディリジェンスを実施し、(i) 信託契約上、当該信託の目的が受益者の利益にあることが明確にされていること、(ii) 信託財産の処分や信託財産に属する金銭の運用等についても、信託受託者に厳しい制約を課されていることが満たされているもののみを投資対象とすることで、信託財産が勝手に処分されたり、信託財産が新たに債務を負担して、その結果として本投資法人が不利益を被る可能性は回避されると考えられますが、常にそのようなことを回避できるとの保証はありません。

### ⑤ 税制に関するリスク

#### (イ) 導管性要件に関するリスク

税法上、「投資法人に係る課税の特例規定」により、一定の要件（導管性要件）を満たした投資法人に対しては、投資法人と投資主との間の二重課税を排除するため、利益の配当等を投資法人の損金に算入することが認められています。

投資法人の主な導管性要件	
支払配当要件	配当等の額が配当可能利益の額の90%超であること (利益を超えた金銭の分配を行った場合には、金銭の分配の額が配当可能額の90%超であること)
国内50%超募集要件	投資法人規約において、投資口の発行価額の総額のうち国内において募集される投資口の発行価額の占める割合が50%を超える旨の記載又は記録があること
借入先要件	機関投資家（租税特別措置法第67条の15第1項第1号ロ(2)に規定するものをいう。次の所有先要件において同じ。）以外の者から借入れを行っていないこと
所有先要件	事業年度の終了の時に、発行済投資口が50人以上の者によって所有されていること又は機関投資家のみによって所有されていること
非同族会社要件	事業年度の終了の時に、投資主の1人及びその特殊関係者により発行済投資口の総口数あるいは議決権総数の50%超を保有されている同族会社に該当していないこと
会社支配禁止要件	他の法人の株式又は出資の50%以上を有していないこと（一定の海外子会社を除く）

本投資法人は、導管性要件を満たすよう努める予定ですが、今後、下記に記載した要因又はその他の要因により導管性要件を満たすことができない可能性があります。本投資法人が導管性要件を満たすことができなかった場合、利益の配当等を損金算入できなくなり、本投資法人の税負担が増大する結果、投資主への分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### A. 会計処理と税務処理との不一致によるリスク

会計処理と税務処理との不一致（税会不一致）が生じた場合、会計上発生した費用・損失について、税務上その全部又は一部を損金に算入することができない等の理由により、法人税等の税負担が発生し、配当の原資となる会計上の利益は減少します。支払配当要件における配当可能利益の額（又は配当可能額）は会計上の税引前利益に基づき算定されることから、多額の法人税額が発生した場合には、配当可能利益の額の90%超の配当（又は配当可能額の90%超の金銭分配）ができず、支払配当要件を満たすことが困難となる可能性があります。なお、交際費、寄附金、法人税等を除く税会不一致に対しては、一時差異等調整引当額の増加額に相当する金銭の分配について配当等の額として損金算入が可能になるという手当てが

なされていますが、本投資法人の過去の事業年度に対する更正処分等により多額の追徴税額（過年度法人税等）が発生した場合には、法人税等は一時差異等調整引当額の対象にならないため、支払配当要件を満たすことができない可能性があります。

B. 資金不足により計上された利益の配当等の金額が制限されるリスク

導管性要件に基づく借入先等の制限や資産の処分の遅延等により機動的な資金調達ができない場合には、配当の原資となる資金の不足により支払配当要件を満たせない可能性があります。

C. 借入先要件に関するリスク

本投資法人が何らかの理由により機関投資家以外からの借入れを行わざるを得ない場合又は本投資法人の既存借入金に関する貸付債権が機関投資家以外に譲渡された場合、あるいはこの要件のもとにおける借入金の定義が税法上において明確ではないためテナント等からの預り金等が借入金に該当すると解釈された場合においては、借入先要件を満たせなくなる可能性があります。

D. 投資主の異動について本投資法人のコントロールが及ばないリスク

本投資口が市場で流通することにより、本投資法人のコントロールの及ばないところで、所有先要件あるいは非同族会社要件が満たされなくなる可能性があります。

(ロ) 税務調査等による更正処分のため、導管性要件が事後的に満たされなくなるリスク

本投資法人に対して税務調査が行われ、導管性要件に関する取扱いに関して、税務当局との見解の相違により更正処分を受け、過年度における導管性要件が事後的に満たされなくなる可能性があります。このような場合には、本投資法人が過年度において行った利益の配当等の損金算入が否認される結果、本投資法人の税負担が増大し、投資主への分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ハ) 不動産の取得に伴う軽減措置の適用が受けられないリスク

本投資法人は、規約における投資方針において、特定不動産の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上とすること（規約第27条第5項）としています。本投資法人は、上記内容の投資方針を規約に定めること、及びその他の税法上の要件を充足することを前提として、直接に不動産を取得する場合の不動産流通税（登録免許税及び不動産取得税）の軽減措置の適用を受けることができると考えています。しかし、本投資法人がかかる軽減措置の要件を満たすことができない場合、又は軽減措置の要件が変更された場合には、軽減措置の適用を受けることができない可能性があります。

(二) 一般的な税制の変更に関するリスク

不動産、不動産信託受益権その他本投資法人の運用資産に関する税制若しくは本投資法人に関する税制又はかかる税制に関する解釈・運用・取扱いが変更された場合、公租公課の負担が増大し、その結果本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。また、投資口に係る利益の配当、資本の払戻し、譲渡等に関する税制又はかかる税制に関する解釈・運用・取扱いが変更された場合、本投資口の保有又は売却による投資主の手取金の額が減少し、又は、税務申告等の税務上の手続面での負担が投資主に生じる可能性があります。

## ⑥ その他

(イ) 不動産の売却に伴う責任に関するリスク

本投資法人が運用不動産を売却した場合において、運用不動産に物的又は法的な瑕疵があった場合には、法令に従い、瑕疵担保責任を負担する可能性があります。特に、本投資法人は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号、その後の改正を含みます。）（以下「宅地建物取引業法」といいます。）上のみなし宅地建物取引業者となりますので、買主が宅地建物取引業者でない場合には、本投資法人の瑕疵担保責任に関するリスクを排除できない場合があります。

また、売買契約上の規定に従い、物件の性状その他に関する表明保証責任や瑕疵担保責任を負う可能性があります。

これらの法令上又は契約上の表明保証責任や瑕疵担保責任を負担する場合には、買主から売買契約を解除され、又は、買主が被った損害を補償しなければならず、本投資法人の収益等に悪影響が生じる可能性があります。

更に、賃貸不動産の売却においては、新所有者が賃借人に対する敷金返還債務等を承継するものと解されており、実務もこれにならうのが通常ですが、旧所有者が当該債務を免れることについて賃借人の承諾

を得ていない場合には、旧所有者は新所有者とともに当該債務を負い続けると解される可能性があり、予想外の債務又は義務を負う場合があります。

(ロ) 減損会計の適用に関するリスク

固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日）及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日））が、平成17年4月1日以降開始する事業年度より強制適用されることになったことに伴い、本投資法人においても第1期計算期間より「減損会計」が適用されています。「減損会計」とは、主として土地・建物等の事業用不動産について、収益性の低下により投資額を回収する見込みが立たなくなった場合に、一定の条件のもとで回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理のことをいいます。「減損会計」の適用に伴い、地価の動向及び運用不動産の収益状況等によっては、会計上減損損失が発生し、本投資法人の業績は悪影響を受ける可能性があります。

(ハ) 一部の投資主から本投資法人の解散請求がなされ、本投資法人が解散するリスク

発行済投資口の総口数の100分の3以上の口数の投資口を6ヶ月以前から引き続き所有している投資主は、投資主総会の招集を請求する権利を有します。その投資主から本投資法人の解散の議案が提出された場合、投資主総会においてその議案に対する投資主の意思を確認する必要があります。そこで、その議案が決議された場合は、本投資法人の清算手続きを進める必要があります。本投資法人が清算される場合、投資主は、全ての債権者への弁済（投資法人債の償還を含みます。）後の残余財産による分配からしか投資金額を回収することができません。本投資法人の保有資産の価値が下落し又は出資金に欠損が生じている場合には、借入れ及び投資法人債を弁済した後の残余財産が全く残らないか、又は出資総額を下回ることとなり、投資主は、投資金額の全部又は一部について回収することができない可能性があります。

(ニ) 匿名組合出資持分への投資に関するリスク

本投資法人はその規約に基づき、不動産に関する匿名組合出資持分への投資を行うことがあります。本投資法人が出資するかかる匿名組合では、本投資法人の出資金を営業者が不動産等に投資しますが、当該不動産等に係る収益が悪化した場合や当該不動産等の価値が下落した場合等には、本投資法人が匿名組合員として得られる分配金や元本の償還金額等が減少し、その結果、本投資法人が営業者に出資した金額を回収できない等の損害を被る可能性があります。また、匿名組合出資持分については契約上譲渡が制限されていることがあり、又は、確立された流通市場が存在しないため、その流動性が低く、本投資法人が譲渡を意図しても、適切な時期及び価格で譲渡することが困難となる可能性があります。

(ホ) 取得予定資産を取得することができないリスク

経済環境等が著しく変わった場合、その他相手方の事情等により売買契約において定められた前提条件が成就しない場合等においては、取得予定資産を取得することができない可能性があります。この場合、本投資法人は、代替資産の取得のための努力を行う予定ですが、短期間に投資に適した物件を取得することができる保証はなく、短期間に物件を取得することができず、かつかかる資金を有利に運用することができない場合には、投資主に損害を与える可能性があります。また、取得予定資産の取得はできても、その全部又は一部について予定していた時期に取得することができない可能性があります。取得時期が遅延した場合、予定していた時期に取得できた場合に比して賃料収入等が減少し、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ヘ) その他オペレーショナル・アセットを含む資産への投資に関するリスク

本投資法人は、学生寮等の資産にも投資することがありますが、これらの資産については、必要な運営能力及び信用力を有すると判断するオペレーターを選定し、当該オペレーターを賃借人として建物賃貸借契約を締結し、一括賃貸を行うことを原則としています。しかしながら、当該オペレーターによる運営が本投資法人の期待する水準に満たない場合、賃借人である当該オペレーターの財務状況が悪化し、若しくは破産その他の倒産手続の開始に至った場合、又は賃貸借契約が期間満了、中途解約若しくは解除等により終了し、当該オペレーターによる運営が行われないこととなった場合等、必要な運営能力及び信用力を有するオペレーターが確保できない場合には、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

上記の様々なリスクに鑑み、本投資法人及び資産運用会社は、本投資法人の資産運用に関し、以下のガバナンスを通じ、実効性のあるリスク管理体制を整備し、かつ、かかる管理体制が最大限の効果を発揮するよう努めています。本投資法人及び資産運用会社は、可能な限り、本投資証券及び本投資法人債券への投資に関するリスク

の発生回避及びリスクが発生した場合の損害の極小化等の対応に努める方針ですが、これらの措置が結果的に十分な成果を収める保証はありません。

#### ① 本投資法人の体制

本投資法人は、投信法に基づき設立され、執行役員1名及び監督役員2名により構成される役員会により運営されています。執行役員は、3ヶ月に1回以上の頻度で役員会を開催し、法令で定められた承認事項に加え、本投資法人の運営及び資産運用会社の業務遂行状況の報告を行います。この報告手続きを通じ、資産運用会社又はその利害関係人等から独立した地位にある監督役員は的確に情報を入手し、執行役員の業務執行状況を監視する体制を維持しています。同時に、かかる報告により、本投資法人は資産運用会社の利害関係人等との取引について、利益相反取引のおそれがあるか否かについての確認を行い、利益相反等にかかるリスクの管理に努めています。

本投資法人は、資産運用委託契約上、資産運用会社から各種報告を受ける権利及び資産運用会社の帳簿及び記録その他の資料の調査を行う権利を有しています。かかる権利の行使により、本投資法人は、資産運用会社の業務執行状況を監視できる体制を維持しています。

また、本投資法人は、内部者取引管理規程を定めて、役員によるインサイダー取引の防止に努めています。

#### ② 資産運用会社の体制

資産運用会社は、本投資法人の資産運用会社として、本投資法人の安定的な収益の確保と着実な運用資産の成長を図るため、以下の基本方針に従い、リスク管理体制を構築し安定した運営を行うこととしています。

(イ) 上場投資法人の資産運用会社として資産運用業務に内在する種々のリスクを正確に把握し、これを適切に管理することが財務の健全性の維持、企業の信頼性の確保ひいては投資家保護につながることを認識し、統合的なリスク管理体制を構築しています。

(ロ) 組織的なリスク管理を適切に行うため、代表取締役社長をリスク管理の統括責任者、各部門の部門長をリスク管理部門責任者とし、また、リスク管理推進部門としてリスク管理・コンプライアンス室を設置し、別に定めるリスク管理規程に基づきリスク管理を行っています。

(ハ) 役員及び従業員の各人がリスク管理に積極的に取り組むとともに、リスク管理体制の向上に努めています。

(ニ) リスクの管理に当たっては、事業遂行上発生するリスクの評価・分析を的確に行い、その評価・分析に従いリスク管理を行いリスクの発現を未然に防止するよう努めています。

(ホ) リスク管理手法の有効性評価を定期的を実施し、リスク管理手法の改善を継続的に行いリスク管理体制の向上に努めています。

(ヘ) 万一リスクが顕在化した場合には、損失を最小限にとどめるとともに、再発防止に努めています。

#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

該当事項はありません。

##### (2) 【買戻し手数料】

本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わないため（規約第5条第1項）、該当事項はありません。

但し、本投資法人は、投資主との合意により投資口を有償で取得できるものとしています（規約第5条第2項）。この場合、所定の手数料が課されることがあります。

##### (3) 【管理報酬等】

以下は、本書の日付現在の状況です。

#### ① 役員報酬

本投資法人の執行役員及び監督役員の報酬の支払基準及び支払時期は、次のとおりとします（規約第18条）。

(イ) 執行役員の報酬は、1人あたり月額100万円を上限とし、役員会で決定する金額を、当該月の末日までに執行役員が指定する口座へ振込む方法により支払います。

(ロ) 監督役員の報酬は、1人あたり月額50万円を上限とし、役員会で決定する金額を、当該月の末日までに監督役員が指定する口座へ振込む方法により支払います。

(注) 本投資法人は、執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、役員会の決議をもって、当該執行役員又は監督役員の責任を法令の限度において免除することができるものとしています（投信法第115条の6第3項、第7項、規約第19条）。

#### ② 資産運用会社への支払報酬（注）

(イ) 平成28年9月期（第22期）末日までの資産運用会社への支払報酬

本投資法人は、資産運用会社と締結した資産運用委託契約に従い、資産運用会社に対して委託業務報酬を支払います。当該報酬は、資産運用報酬①及び②並びに取得・売却報酬からなり、その計算方法及び支払いの時期は以下のとおりです。その支払いに際しては、当該報酬にかかる消費税及び地方消費税相当額を別途本投資法人が負担するものとし、本投資法人は、当該支払いにかかる委託業務報酬に、それにかかる消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を、資産運用会社の指定する銀行口座へ振込（振込手数料並びに当該振込手数料金額にかかる消費税及び地方消費税は本投資法人の負担とします。）又は口座振替の方法により支払います。

(注) 本投資法人は、本投資主総会において、投資する不動産関連資産の賃貸事業等における運用実績との連動性を重視した資産運用報酬体系に移行するとともに、特定資産を取得又は譲渡した場合における資産運用報酬の支払に関する基準をより明確にするため、資産運用会社への支払報酬に関する規約第36条を変更しており、当該変更については、平成28年10月1日にその効力が生じるものとする附則が新設されています（以下変更前の規約第36条を「現行規約第36条」といいます。）。

##### A. 資産運用報酬①（現行規約第36条第1号）

本投資法人の各営業期間の直前の営業期間にかかる決算期において本投資法人が保有する不動産等及び不動産対応証券の評価額の合計金額に年率0.4%を乗じた金額（1年を365日とする各営業期間の実日数による日割計算。1円未満は切捨てとします。）を、資産運用報酬①とします。なお、ここで不動産等の評価額とは、各不動産等（不動産以外の場合は、当該不動産等の対象となっている不動産）の直近の当該不動産等にかかる鑑定評価額（直近において鑑定評価額を取得せず、価格調査等による算定価格を取得している場合には、当該算定価格）を意味するものとし、但し、不動産等が前記「2 投資方針（2）投資対象 ① 投資対象とする資産の種類・内容等（イ）主たる投資対象及び（ロ）その他」に掲げる資産の場合は、後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要（1）資産の評価 ② 資産評価の方法」において定める資産評価の方法により算出された価格を意味するものとし、また、不動産対応証券の評価額とは、後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要（1）資産の評価 ② 資産評価の方法」において定める資産評価の方法により算定された価格を意味するものとし、

資産運用報酬①は、各決算期から1ヶ月以内に支払うものとし、



B. 資産運用報酬②（現行規約第36条第2号）

本投資法人の各営業期間毎に算定される資産運用報酬②控除前の分配可能金額の3.0%に相当する金額を、資産運用報酬②とします。なお、「分配可能金額」とは、日本国において一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して計算される税引前当期純利益に、繰越欠損金があるときはその金額を填補した後の金額を意味するものとします。

資産運用報酬②は、当該営業期間にかかる決算の確定後1ヶ月以内に支払うものとします。

C. 取得・売却報酬（現行規約第36条第3号）

本投資法人が特定資産を取得又は売却した場合において、その売買代金額（但し、消費税及び地方消費税並びに取得又は売却に伴う費用を除きます。）に0.8%を乗じた金額（但し、本投資法人が利害関係者から特定資産を取得又は売却した場合は、その売買代金額に0.4%を乗じた金額）を、取得・売却報酬とします。

取得・売却報酬は、本投資法人が当該特定資産を取得又は売却した日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）の属する月の月末から1ヶ月以内に支払うものとします。

(ロ) 平成29年3月期（第23期）以降の資産運用会社への支払報酬

本投資法人は、資産運用会社と締結した資産運用委託契約に従い、資産運用会社に対して委託業務報酬を支払います。当該報酬は、資産運用報酬①、資産運用報酬②、取得報酬、譲渡報酬及び合併報酬からなり、その計算方法及び支払いの時期は以下のとおりです。その支払いに際しては、当該報酬にかかる消費税及び地方消費税相当額を別途本投資法人が負担するものとし、本投資法人は、当該支払いにかかる委託業務報酬に、それにかかる消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を、資産運用会社の指定する銀行口座へ振込（振込手数料並びに当該振込手数料金額にかかる消費税及び地方消費税は本投資法人の負担とします。）又は口座振替の方法により支払います。

A. 資産運用報酬①（規約第36条第1号）

本投資法人の各営業期間の直前決算期における貸借対照表（投信法第131条第2項に基づき、役員会の承認を受けたものに限り。）に記載された総資産額を2,000億円までの部分と2,000億円超の部分に区分し、それぞれの区分について年率0.22%を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じた金額（1年を365日とする各営業期間の実日数による日割計算。1円未満は切捨てとします。）を合計した金額を、資産運用報酬①とします。

資産運用報酬①は、各決算期から1ヶ月以内に支払うものとします。

B. 資産運用報酬②（規約第36条第2号）

本投資法人の各営業期間毎に算定される不動産賃貸事業収益（不動産に関する匿名組合出資持分又は不動産対応証券に係る配当その他これに類する収益の額を含みます。）の合計から不動産賃貸事業費用（減価償却費及び固定資産除却損を除きます。）の合計を控除した金額に、5.0%を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じた金額を、資産運用報酬②とします。

資産運用報酬②は、当該営業期間にかかる計算書類について承認した日から1ヶ月以内に支払うものとします。

C. 取得報酬（規約第36条第3号）

本投資法人が不動産関連資産を取得した場合において、その取得代金（売買による場合は売買代金、交換による場合は当該不動産関連資産の評価額、出資による場合は出資金を意味します。但し、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用を除きます。以下同じです。）に0.8%を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じた金額（但し、本投資法人が①投信法にて定義される利害関係人等、②資産運用会社の株主、③上記①若しくは②が投資一任契約を締結している特別目的会社等又は④上記①及び②の出資の合計が過半となる特別目的会社等（以下「利害関係者」といいます。）を取引相手として不動産関連資産を取得した場合は、その取得代金に0.4%を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じた金額）を、取得報酬とします。

取得報酬は、本投資法人が当該不動産関連資産を取得した日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）の属する月の月末から1ヶ月以内に支払うものとします。

D. 譲渡報酬（規約第36条第4号）

本投資法人が不動産関連資産を譲渡した場合において、その譲渡代金（売買による場合は売買代金、交換による場合は当該不動産関連資産の評価額を意味します。但し、消費税及び地方消費税並びに譲渡に伴う費用を除きます。以下同じです。）に0.8%を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じた金額（但し、本投資法人が利害関係者を取引相手として不動産関連資産を譲渡した場合は、その譲渡代金に0.4%を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じた金額）を、譲渡報酬とします。

譲渡報酬は、本投資法人が当該不動産関連資産を譲渡した日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）の属する月の月末から1ヶ月以内に支払うものとします。

E. 合併報酬（規約第36条第5号）

本投資法人が合併により当該相手方の保有する不動産関連資産を承継した場合において、合併により承継する不動産関連資産の合併時における評価額に0.8%を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じた金額を、合併報酬とします。

合併報酬は、当該合併の効力発生日の属する月の月末から3ヶ月以内に支払うものとします。

③ 一般事務受託者（機関の運営に関する事務）への支払報酬

本投資法人は、一般事務受託者（機関の運営に関する事務）である積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社と締結した機関運営事務委託契約に従い、本投資法人の役員会の運営に関する機関運営事務報酬は、本投資法人の決算期毎に140万円とし、本投資法人は、当該金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を、当該決算期末の翌月の末日までに一般事務受託者（機関の運営に関する事務）の指定する銀行口座へ振込の方法により支払います。なお、振込手数料は本投資法人の負担とします。

また、本投資法人の投資主総会の運営に関する機関運営事務報酬は、投資主総会一開催当たり470万円とし、本投資法人は、当該金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を、当該投資主総会の開催日の翌月の末日までに一般事務受託者（機関の運営に関する事務）の指定する銀行口座へ振込の方法により支払うものとします。なお、振込手数料は本投資法人の負担とします。

④ 一般事務受託者（会計等に関する事務）への支払報酬

本投資法人は、一般事務受託者（会計等に関する事務）であるみずほ信託銀行株式会社（以下、本④において「一般事務受託者」といいます。）に対して以下の業務を委託しています。

（イ）計算に関する事務（投信法第117条第5号に規定する事務）

（ロ）会計帳簿の作成に関する事務（投信法第117条第6号及び投信法施行規則第169条第2項第6号に規定する事務。但し、本投資法人が投信法第117条第2号に規定する事務その他これに関連する事務を委託した投資主名簿等管理人との間で締結した事務委託契約書（投資口事務受託契約書）において投資主名簿等管理人に委託された事務を除きます。）

（ハ）納税に関する事務（投信法第117条第6号及び投信法施行規則第169条第2項第7号に規定する事務）

（ニ）その他上記（イ）ないし（ハ）に準ずる業務又は付随する一定の業務

上記の業務に対して以下のとおり、報酬を支払います。

A. 4月又は10月の各1日からその直後に到来する9月又は3月の各末日までを計算期間として、各計算期間の報酬（以下「一般事務報酬」といいます。）は、本投資法人の保有する資産が、現物不動産、不動産信託の信託受益権又は預金であることを前提に、平成27年10月1日以降について、当該計算期間初日の直前の本投資法人の決算日における貸借対照表上の資産総額（投信法第129条第2項に規定する貸借対照表上の資産の部の合計額をいいます。）に基づき、6ヶ月分の料率を記載した後記基準報酬額表により計算した金額を上限として、当事者間で別途合意した金額とします。また、円未満の端数は切り捨てるものとします。

（基準報酬額表）

資産総額	算定方法（6ヶ月分）
300億円以下の部分について	9,000,000円
300億円超の部分について	資産総額×0.0200%

B. 本投資法人は、各計算期間の一般事務報酬を、各計算期間の終了日の翌月末日までに一般事務受託者の指定する銀行口座へ振込又は口座振替の方法により支払います。支払いに要する振込手数料等の費用は、本投資法人の負担とします。

C. 経済情勢の変動等により一般事務報酬の金額が不適当となったときは、本投資法人及び一般事務受託者は、互いに協議し合意の上、一般事務報酬の金額を変更することができます。

D. 本投資法人の保有する資産に現物不動産、不動産信託の受益権又は預金以外の資産が含まれることとなった場合には、その追加的な業務負担を斟酌するため、本投資法人及び一般事務受託者は、一般事務報酬の金額の変更額について、互いに誠意をもって協議します。

E. 本投資法人は上記A. 及びB. に定める一般事務報酬にかかる消費税及び地方消費税を負担し、一般事務受託者に対する支払の際に上記消費税及び地方消費税等相当額を加算して支払うものとします。

#### ⑤ 投資主名簿等管理人への支払報酬

本投資法人は、投資主名簿等管理人であるみずほ信託銀行株式会社（以下、本⑤において「投資主名簿等管理人」といいます。）に対して以下の業務を委託しています。

(イ) 投資主名簿等に関する事務

A. 投資主名簿及びこれに付属する帳簿並びに法令上本投資法人が作成を義務づけられた帳簿のうち委託事務に関するものの作成、管理及び備置に関する事務

B. 投資主名簿への記録、質権の登録又はその抹消に関する事務

C. 投資主及び登録質権者又はこれらの者の代理人等（以下、本⑤において「投資主等」といいます。）の氏名、住所及び印鑑の登録に関する事務

D. 投資主等の提出する届出の受理に関する事務

(ロ) 募集投資口の発行に関する事務

(ハ) 投資口の併合又は分割に関する事務

(ニ) 投資主総会の招集通知、決議通知及びこれらに付随する投資主総会参考書類等の送付、議決権行使書（又は委任状）の作成、並びに投資主総会受付事務補助に関する事務

(ホ) 投資主に対して分配する金銭の計算及び支払いに関する事務

A. 投信法第137条に定める金銭の分配（以下本⑤において「分配金」といいます。）の計算及びその支払いのための手続に関する事務

B. 分配金支払事務取扱銀行等（ゆうちょ銀行及び郵便局）における支払期間（投資主分配金領収証と引換での払渡し期間）経過後の未払分配金の確定及びその支払いに関する事務

(ヘ) 投資口に関する照会への応答、各種証明書の発行及び事故届出の受理に関する事務

(ト) 委託事務を処理するために使用した本投資法人に帰属する書類及び未達郵便物の整理・保管に関する事務

(チ) 法令、自主規制機関（金融商品取引法に規定される金融商品取引所及び金融商品取引業協会を含みます。）の規則又は事務委託契約により本投資法人が必要とする投資口に係る統計資料の作成に関する事務

(リ) 投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出の受付に関する事務

(ヌ) 総投資主通知等の受理に関する事務

(ル) 投資主名簿等管理人が管理する本投資法人の発行済投資口の総口数と振替機関より通知を受けた本投資法人の振替投資口等の総数の照合

(ヲ) 本投資法人の情報提供請求権（振替法第277条に定める請求をいいます。）行使にかかる取次ぎに関する事務

(ワ) 振替機関からの個別投資主通知（振替法第228条第1項で準用する同法第154条第3項に定める通知をいいます。）の本投資法人への取次ぎに関する事務

(カ) その他振替機関との情報の授受に関する事務

(ヨ) 上記（イ）ないし（カ）に掲げる委託事務にかかる印紙税等の代理納付

- (タ) 上記(イ)ないし(ヨ)に掲げる委託事務に付随する事務
- (レ) 上記(イ)ないし(タ)に掲げる事務のほか、本投資法人与投資主名簿等管理人が協議のうえ定める事務
- (ソ) 本投資法人の投資主等から番号法第7条第1項又は第2項規定により個人番号等を収集する事務
- (ツ) 本投資法人の投資主等から収集した個人番号等の保管に関する事務
- (ネ) 本投資法人の投資主等の個人番号等を振替機関に請求し通知を受ける事務
- (ナ) 行政機関等に対して個人番号等を記載した支払調書の提供を行う事務
- (ラ) 保管している本投資法人の投資主等の個人番号等を廃棄又は削除する事務
- (ム) 上記(ソ)ないし(ラ)に掲げる委託事務に付随する事務

上記の業務に対して以下のとおり、報酬を支払います。

- A. 本投資法人は委託事務代行の対価として、投資主名簿等管理人に対し、下表により計算した金額を上限として別途合意する手数料を支払うものとします。但し、上記(ロ)及び(ハ)に掲げる業務その他本投資法人が臨時に委託する事務については、その都度本投資法人及び投資主名簿等管理人が協議の上その手数料を定めるものとします。

項目	対象事務の内容	計算単位及び計算方法	
		(消費税別)	
基本料	1. 投資主名簿の作成、管理及び備置き 投資主名簿の維持管理 期末投資主の確定 2. 期末統計資料の作成 (所有者別、所有数別、地域別分布状況) 投資主一覧表の作成 (全投資主、大投資主)	1. 毎月の基本料は、各月末現在の投資主数につき下記段階に応じ区分計算したものの合計額の6分の1。但し、月額最低基本料を200,000円とします。 (投資主数) (投資主1名あたりの基本料)	
		投資主数のうち最初の5,000名について	480円
	5,000名超	10,000名以下の部分について	420円
	10,000名超	30,000名以下の部分について	360円
	30,000名超	50,000名以下の部分について	300円
	50,000名超	100,000名以下の部分について	260円
	100,000名を超える部分について		225円
	※資料提供はWebによります。書面での提供は、別途手数料が必要です。		
分配金支払管理料	1. 分配金支払原簿、分配金領収書、指定口座振込票、払込通知書の作成、支払済分配金領収証等による記帳整理、未払分配金確定及び支払調書の作成、印紙税納付の手続き 2. 銀行取扱期間経過後の分配金等の支払及び支払原簿の管理	1. 分配金等を受領する投資主数につき、下記段階に応じ区分計算したものの合計額。但し、1回の対象事務の最低管理料を350,000円とします。 (投資主数) (投資主1名あたりの管理料)	
		投資主数のうち最初の5,000名について	120円
	5,000名超	10,000名以下の部分について	110円
	10,000名超	30,000名以下の部分について	100円
	30,000名超	50,000名以下の部分について	80円
	50,000名超	100,000名以下の部分について	60円
	100,000名を超える部分について		50円
	2. 指定口座振込分については1件につき130円を加算。		
	3. 各支払基準日現在の未払い対象投資主に対する支払1件につき		
			450円

項目	対象事務の内容	計算単位及び計算方法	
		(消費税別)	
諸届管理料	1. 投資主等からの諸届関係等の照会、受付（投資主情報等変更通知の受付含む）	1. 照会、受付1件につき	600円
	2. 投資主等からの依頼に基づく調査、証明	※投資主等の個人番号等を振替機関に請求し通知を受ける場合、通知を受付した数に応じて算出します。但し、同一投資主番号の投資主について2回目以降に通知を受付した分は除きます。 2. 調査、証明1件につき	600円
投資主総会関係手数料	1. 議決権行使書用紙の作成並びに返送議決権行使書の受理、集計	1. 議決権行使書用紙の作成1通につき 議決権行使書用紙の集計1通につき	15円 100円
	2. 投資主総会当日出席投資主の受付、議決権個数集計の記録等の事務	但し、1回の議決権行使書用紙集計の最低管理料を50,000円とします。 2. 派遣者1名につき 但し、電子機器等の取扱支援者は別途料金が必要となります。	20,000円
郵便物関係手数料	1. 投資主総会の招集通知、同決議通知、決算報告書、分配金領収証（又は計算書、振込案内）等投資主総会、決算関係書類の封入・発送事務	1. 封入物3種まで 期末、基準日現在投資主1名につき ハガキ 期末、基準日現在投資主1名につき	35円 23円
	2. 返戻郵便物データの管理	2. 返戻郵便物を登録する都度、郵便1通につき	200円
投資主等データ受付料	振替機関からの総投資主通知の受付、新規記録に伴う受付、通知	データ1件につき	150円

B. 投資主名簿等管理人は前A. の手数料を毎月末に締切り、翌月20日までに本投資法人に請求し、本投資法人はその月末までにこれを支払うものとします。支払日が、銀行休業日の場合、前営業日を支払日とします。

C. 上記A. の手数料は、経済情勢の変動その他相当の事由がある場合は、その都度本投資法人及び投資主名簿等管理人が協議の上、合意によりこれを変更することができるものとします。

#### ⑥ 資産保管会社への支払報酬

本投資法人は、資産保管会社であるみずほ信託銀行株式会社（以下、本⑥において「資産保管会社」といいます。）に対して、本投資法人の資産の保管にかかる業務を委託しています。

上記の業務に対して本投資法人は、資産保管業務委託契約に従い、以下のとおり資産保管会社に報酬を支払います。

(イ) 上記の業務にかかる報酬（以下本⑥において「資産保管業務報酬」といいます。）は、4月又は10月の各1日からその直後に到来する9月又は3月の各末日までを計算期間として、本投資法人の保有する資産が、現物不動産、不動産信託の信託受益権又は預金であることを前提に、平成27年10月1日以降について、当該計算期間初日の直前の本投資法人の決算日における貸借対照表上の資産総額（投信法第129条第2項に規定する貸借対照表上の資産の部の合計額をいいます。）に基づき、6ヶ月分の料率を記載した後記基準報酬額表により計算した金額を上限として、当事者間で別途合意した金額とします。また、円未満の端数は切り捨てるものとします。

(基準報酬額表)

資産総額	算定方法（6ヶ月分）
300億円以下の部分について	4,500,000円
300億円超の部分について	資産総額×0.0100%

(ロ) 本投資法人は、各計算期間の資産保管業務報酬を、各計算期間の終了日の翌月末日までに資産保管会社の指定する銀行口座へ振込又は口座振替の方法により支払います。支払いに要する振込手数料等の費用は、本投資法人の負担とします。

(ハ) 経済情勢の変動等により資産保管業務報酬の金額が不相当となったときは、本投資法人及び資産保管会社は、互いに協議し合意の上、資産保管業務報酬の金額を変更することができます。

(ニ) 本投資法人の保有する資産に、現物不動産、不動産信託の受益権又は預金以外の資産が含まれることとなった場合には、その追加的な業務負担を斟酌するため、本投資法人及び資産保管会社は、資産保管業務報酬の金額の変更額について、互いに誠意をもって協議します。

(ホ) 本投資法人は、上記(イ)に定める資産保管業務報酬に係る消費税及び地方消費税を負担し、資産保管会社に対する当該報酬の支払の際に消費税等相当額を加算して支払うものとします。

#### ⑦ 投資法人債に関する一般事務受託者への支払報酬

本投資法人は、投資法人債に関する一般事務受託者である株式会社三菱東京UFJ銀行に対して、投資法人債にかかる財務代理契約に従い、発行代理人事務、支払代理人事務、投資法人債原簿関係事務、投資法人債権者の権利行使に関する請求その他の投資法人債権者からの申出の受付に関する事務を委託し、その報酬として第1回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）及び第2回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）については、1,170万円に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を平成25年2月28日に、第3回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）及び第4回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）については、1,192万円に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を平成26年2月28日に、第5回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）については、755万円に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を平成26年8月29日に支払っています。

#### ⑧ プロパティ・マネジメント会社への支払報酬

本投資法人は、プロパティ・マネジメント契約に従い、プロパティ・マネジメント会社に対してプロパティ・マネジメント報酬を支払います。契約条件は、個々の物件毎に異なりますが、平成28年3月末日（第21期末）において保有している信託受益権にかかる不動産において、主として以下の報酬体系としています。

##### (イ) 住居

住居にかかるプロパティ・マネジメント報酬は、賃貸管理報酬、建物管理報酬、賃貸手数料及び工事管理業務受託報酬からなり、その計算方法及び支払いの時期は以下のとおりです。その支払いに際しては、当該報酬にかかる消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を、プロパティ・マネジメント会社が預り賃料から控除するか、あるいはプロパティ・マネジメント会社の指定する銀行口座へ振込（振込手数料並びに当該振込手数料金額にかかる消費税及び地方消費税は本投資法人の負担とします。）又は口座振替の方法により支払います。

##### A. 賃貸管理報酬

本投資法人が保有する主な不動産関連資産の受領した賃料等に一定の比率を乗じた金額を、不動産関連資産毎に賃貸管理報酬として支払います。

##### B. 建物管理報酬

建物管理報酬は、清掃委託費、消防点検費用等不動産の保有にかかる費用について、本投資法人が所有する不動産関連資産毎に建物管理報酬を定めます。建物管理報酬は、プロパティ・マネジメント会社の提案する見積りについて、建物管理の方法を確認し、管理人常駐の有無、建物の規模、設備状況及び建物階層等の構造等を勘案し、資産運用会社においてその妥当性を総合的に検討の上、プロパティ・マネジメント会社への支払額を決定します。

##### C. 賃貸手数料

本投資法人が保有する不動産関連資産について、新規に賃貸借契約が締結された場合には、当該賃貸借契約にかかわる賃借料の1ヶ月分を上限として、仲介手数料を支払います。また、賃貸借契約更新時には、賃借人から受領する更新料の2分の1を手数料として支払います。

#### D. 工事管理業務受託報酬

本投資法人が保有する不動産関連資産について、プロパティ・マネジメント会社が計画修繕、補修工事等の工事管理業務を行う場合、工事金額が1件あたり300万円以上の部分につき、その3%を工事管理業務受託報酬として支払います。

#### (ロ) その他信託不動産（商業施設）

商業施設にかかるプロパティ・マネジメント報酬は、当該報酬にかかる消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を、プロパティ・マネジメント会社の指定する銀行口座へ振込（振込手数料並びに当該振込手数料金額にかかる消費税及び地方消費税は本投資法人の負担とします。）又は口座振替の方法により支払います。

##### A. 浜松プラザ

浜松プラザは、浜松プラザイースト及び浜松プラザウエストにエリアが区分された複合型商業施設であり、浜松プラザイーストエリアに所在する5棟の建物（旧イトーヨーカ堂棟、赤ちゃん本舗棟、ゼビオ棟、ハマプラ・フレスポ棟及び管理棟）と浜松プラザウエストエリアに所在する2棟の建物（浜松ウエスト棟及び浜松プラザスポーツ棟（ゼクシス））の合計7棟の建物から構成されています。

本投資法人は、このうち、ハマプラ・フレスポ棟及び浜松プラザスポーツ棟（ゼクシス）の建物以外の不動産に係る信託受益権を、平成17年7月28日に取得し運用を開始しましたが、平成24年3月30日及び平成25年9月30日付でその一部を譲渡しており、浜松プラザイーストの旧イトーヨーカ堂棟及びその敷地を除く部分に係る不動産信託受益権の準共有持分49%のみを保有しています。本投資法人は、以下に記載する報酬額の内、49%相当分を負担します。なお、旧イトーヨーカ堂棟において株式会社イトーヨーカ堂が運営していた店舗は、平成27年1月18日付で閉店しています。

- (i) 当該不動産の管理にあたって必要となる年間計画（予算計画・修繕計画）の作成、テナント管理、建物管理、資金管理及びレポーティング等の業務にかかる報酬として、当該不動産のプロパティ・マネジメント会社である株式会社ザイマックスアルファに対し、年間1,800千円を支払います。
- (ii) 新規テナントの誘致業務にかかる報酬については、当該施設において空き区画が生じた場合は、同社と協議の上、業務範疇・業務報酬を決定いたします。また、普通建物賃貸借契約において契約更新が成立した場合、かつ更新料を受領した場合更新後賃料単価が更新前賃料単価を上回った場合には、更新後新賃料の1ヶ月分の手数料を支払います。
- (iii) 当該不動産について、同社が計画修繕、補修工事等の工事管理業務を行う場合、工事金額が1件あたり50万円以上の場合、工事費総額の一定の金額を上限とする工事管理料を支払います。

##### B. b-town南青山

当該不動産の管理にあたって必要となるテナント管理及びテナント募集等の業務にかかる報酬として、当該不動産のプロパティ・マネジメント会社であるアール・エー・アセット・マネジメント株式会社に対し、その受領した賃料等の2%の金額を支払います。

なお、新規テナントの誘致業務にかかる報酬については、同社が自らテナントを誘致し、新規テナントとの賃貸借契約が成立した場合には、当該賃貸借契約にかかる賃料の1ヶ月分を仲介手数料として支払います。また、既存テナントとの定期建物賃貸借契約の再契約時には、新賃料の1ヶ月分の2分の1を、既存テナントとの賃貸借契約更新時には、受領する更新料の2分の1を手数料として支払います。

また、建物管理等の業務にかかる報酬として、年間2,358千円を支払います。

当該不動産について、プロパティ・マネジメント会社が計画修繕、補修工事等の工事管理業務を行う場合、工事金額が1件あたり300万円を超える部分につき、その3%を工事管理料として支払います。

#### ⑨ 会計監査人報酬

会計監査人の報酬額は、1営業期間につき金1,500万円を上限として役員会で決定する金額とします。その支払いは当該営業期間の決算期から3ヶ月以内に会計監査人が指定する口座へ振込む方法により行います（規約第25条）。

#### ⑩ 手数料等の金額又は料率についての投資者による照会方法

上記手数料等については、以下の照会先までお問い合わせ下さい。

(照会先)

積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社

東京都港区南青山三丁目1番31号

電話番号 03-5770-8973 (代表)

(4) 【その他の手数料等】

上記に加え、本投資法人は、以下に掲げる費用を負担します（規約第38条第2項）。

- ① 有価証券届出書、有価証券報告書及び臨時報告書の作成、印刷及び提出にかかる費用
- ② 目論見書の作成及び交付にかかる費用
- ③ 法令に定める財務諸表、資産運用報告等の作成、印刷及び交付にかかる費用（監督官庁等に提出する場合の提出費用を含みます。）
- ④ 本投資法人の公告にかかる費用及び広告宣伝等に関する費用
- ⑤ 専門家等に対する報酬又は費用（法律顧問、鑑定評価、資産精査、及び司法書士等を含みます。）
- ⑥ 執行役員、監督役員にかかる実費、保険料、立替金等並びに投資主総会及び役員会等の開催に伴う費用
- ⑦ 運用資産の取得又は管理・運営に関する費用（媒介手数料、管理委託費用、損害保険料、維持・修繕費用、水道光熱費等を含みます。）
- ⑧ 借入金及び投資法人債にかかる利息
- ⑨ 本投資法人の運営に要する費用
- ⑩ 株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」といいます。）に対する手数料
- ⑪ その他上記①から⑩までに類する本投資法人が負担すべき費用

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者又は日本法人である投資主及び投資法人に関する課税上の一般的な取扱いは下記のとおりです。なお、税法等の改正、税務当局等による解釈・運用の変更により、以下の内容は変更されることがあります。また、個々の投資主の固有の事情によっては異なる取扱いが行われることがあります。

① 投資主の税務

(イ) 個人投資主の税務

A. 利益の分配に係る税務

個人投資主が上場投資法人である本投資法人から受け取る利益の分配の取扱いは、原則として上場株式の配当の取扱いと同じです。但し、配当控除の適用はありません。

(i) 源泉徴収税率

分配金支払開始日	源泉徴収税率
平成26年1月1日～平成49年12月31日	20.315%（所得税15.315% 住民税5%）
平成50年1月1日～	20%（所得税15% 住民税5%）

※1 平成26年1月1日～平成49年12月31日の所得税率には、復興特別所得税（所得税の額の2.1%相当）を含みます。

※2 配当基準日において発行済投資口の総口数の3%以上を保有する個人（以下「大口個人投資主」といいます。）に対しては、上記税率ではなく、所得税20%（平成26年1月1日～平成49年12月31日は20.42%）の源泉徴収税率が適用されます。

(ii) 確定申告

大口個人投資主を除き、金額にかかわらず、源泉徴収だけで納税を完結させることが可能です（確定申告不要制度）。

ただし、総合課税による累進税率が上記(i)の税率より低くなる場合には申告した方が有利になることがあり、また、上場株式等を金融商品取引業者等（証券会社等）を通じて譲渡したこと等により生じた損失（以下「上場株式等に係る譲渡損失」といいます。）がある場合には申告分離課税による損益通算や繰越控除を行う方が有利になることがあります。

	確定申告をする (下記のいずれか一方を選択)		確定申告をしない (確定申告不要制度) (注1)
	総合課税	申告分離課税	
借入金利子の控除	あり	あり	
税率	累進税率	上記(i)と同じ	
配当控除	なし(注2)	なし	
上場株式等に係る譲渡損失との損益通算	なし	あり	
扶養控除等の判定	合計所得金額に含まれる	合計所得金額に含まれる(注3)	合計所得金額に含まれない

(注1) 大口個人投資主が1回に受け取る配当金額が5万円超（6ヶ月決算換算）の場合には、必ず総合課税による確定申告を行う必要があります。

(注2) 投資法人から受け取る利益の分配については、配当控除の適用はありません。



(注3) 上場株式等に係る譲渡損失との損益通算を行う場合にはその通算後の金額に、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除を行う場合にはその控除前の金額になります。

(iii) 源泉徴収選択口座への受入れ

源泉徴収ありを選択した特定口座（以下「源泉徴収選択口座」といいます。）が開設されている金融商品取引業者等（証券会社等）に対して『源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書』を提出することにより、上場株式等の配当等を源泉徴収選択口座に受け入れることができます。この場合、配当金の受取方法については『株式数比例配分方式』を選択する必要があります。

(iv) 少額投資非課税制度（NISA：ニーサ）

金融商品取引業者等（証券会社等）に開設した非課税口座（以下「NISA口座」といいます。）に設けられた非課税管理勘定で取得した上場株式等に係る配当等で、その非課税管理勘定の開設年の1月1日から5年以内に支払を受けるべきものについては、所得税及び住民税が課されません。なお、非課税の適用を受けるためには、配当金の受取方法について『株式数比例配分方式』を選択し、NISA口座で受け取る必要があります。

年間投資上限額	NISA（満20歳以上）	ジュニアNISA（未成年者）
平成26年～平成27年	100万円	—
平成28年～平成35年	120万円	80万円

B. 一時差異等調整引当額の分配に係る税務

投資法人から受け取る利益を超えた金銭の分配のうち、税会不一致等に起因する課税の解消を目的として行われる一時差異等調整引当額の増加額に相当する額の分配（以下「一時差異等調整引当額の分配」といいます。）は、所得税法上本則配当として扱われ、上記A.における利益の分配と同様の課税関係が適用されず（投資口の譲渡損益は発生しません）。

C. その他の利益超過分配に係る税務

投資法人から受け取る利益を超えた金銭の分配のうち、一時差異等調整引当額の分配以外のものは、投資法人の資本の払戻しに該当し、投資主においては、みなし配当及びみなし譲渡収入から成るものとして取り扱われます。

(i) みなし配当

この金額は本投資法人から通知します。みなし配当には、上記A.における利益の分配と同様の課税関係が適用されます。

(ii) みなし譲渡収入

資本の払戻し額のうちみなし配当以外の部分の金額は、投資口の譲渡に係る収入金額とみなされます。各投資主はこの譲渡収入に対応する譲渡原価（注1）を算定し、投資口の譲渡損益（注2）を計算します。この譲渡損益の取扱いは、下記D.における投資口の譲渡と原則同様になります。また、投資口の取得価額の調整（減額）（注3）を行います。

（注1） 譲渡原価の額＝従前の取得価額×純資産減少割合※

※ 純資産減少割合は、本投資法人から通知します。

（注2） 譲渡損益の額＝みなし譲渡収入金額－譲渡原価の額

（注3） 調整後の取得価額＝従前の取得価額－譲渡原価の額

D. 投資口の譲渡に係る税務

個人投資主が上場投資法人である本投資法人の投資口を譲渡した際の譲渡益は、上場株式等に係る譲渡所得等として、一般株式等に係る譲渡所得等とは別の区分による申告分離課税の対象となります。譲渡損が生じた場合は、他の上場株式等に係る譲渡所得等との相殺を除き、他の所得との損益通算はできません。

(i) 税率

譲渡日	申告分離課税による税率
平成26年1月1日～平成49年12月31日	20.315%（所得税15.315% 住民税5%）
平成50年1月1日～	20%（所得税15% 住民税5%）

※ 平成26年1月1日～平成49年12月31日の所得税率には、復興特別所得税（所得税の額の2.1%相当）を含みます。

(ii) 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除

上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合は、確定申告により、その年に申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額と損益通算することができます。また、損益通算してもなお控除しきれない金額については、翌年以後3年間にわたり、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額から繰越控除することができます。なお、譲渡損失の繰越控除の適用を受けるためには、損失が生じた年に確定申告書を提出するとともに、その後の年において連続して確定申告書を提出する必要があります。

(iii) 源泉徴収選択口座内の譲渡

源泉徴収選択口座内における上場株式等の譲渡による所得は、上記(i)と同じ税率による源泉徴収だけで納税が完結し、確定申告は不要となります。また、上場株式等の配当等を源泉徴収選択口座に受け入れた場合において、その源泉徴収選択口座内における上場株式等に係る譲渡損失の金額があるときは、年末に損益通算が行われ、配当等に係る源泉徴収税額の過納分が翌年の初めに還付されます。

(iv) 少額投資非課税制度(NISA:ニーサ)

NISA口座に設けられた非課税管理勘定で取得した上場株式等を、その非課税管理勘定の開設年の1月1日から5年以内に譲渡した場合には、その譲渡所得等については所得税及び住民税が課されません。なお、非課税口座内で生じた譲渡損失はないものとみなされるため、上記(ii)及び(iii)の損益通算や繰越控除は適用できません。

※ NISAの年間投資上限額については上記A.(iv)をご参照ください。

(ロ) 法人投資主の税務

A. 利益の分配に係る税務

法人投資主が投資法人から受け取る利益の分配については、受取配当等の益金不算入の適用はありません。

上場投資法人である本投資法人から受け取る利益の分配については、下記の税率による源泉徴収が行われますが、源泉徴収された所得税及び復興特別所得税は法人税の前払いとして所得税額控除の対象となります。

分配金支払開始日	源泉徴収税率
平成26年1月1日～平成49年12月31日	15.315% (復興特別所得税0.315%を含む)
平成50年1月1日～	15%

B. 一時差異等調整引当額の分配に係る税務

投資法人から受け取る利益を超えた金銭の分配のうち、一時差異等調整引当額の分配は、法人税法上本則配当として扱われ、上記A.における利益の分配と同様の課税関係が適用されます(投資口の譲渡損益は発生しません)。また、所得税額控除においては、利益の分配と同様に所有期間の按分が必要となります。

C. その他の利益超過分配に係る税務

投資法人から受け取る利益を超えた金銭の分配のうち、一時差異等調整引当額の分配以外のものは、投資法人の資本の払戻しに該当し、投資主においては、みなし配当及びみなし譲渡収入から成るものとして取り扱われます。

(i) みなし配当

この金額は本投資法人から通知します。みなし配当には、上記A.における利益の分配と同様の課税関係が適用されます。なお、所得税額控除においては、所有期間の按分を行いません。

(ii) みなし譲渡収入

資本の払戻し額のうちみなし配当以外の部分の金額は、投資口の譲渡に係る収入金額とみなされます。各投資主はこの譲渡収入に対応する譲渡原価を算定し、投資口の譲渡損益を計算します。また、投資口の取得価額の調整(減額)を行います。

※ 譲渡原価、譲渡損益、取得価額の調整(減額)の計算方法は、個人投資主の場合と同じです。

D. 投資口の譲渡に係る税務

法人投資主が投資口を譲渡した際の譲渡損益は、原則として約定日の属する事業年度に計上します。

## ② 投資法人の税務

### (イ) 利益配当等の損金算入

税法上、「投資法人に係る課税の特例規定」により、一定の要件（導管性要件）を満たした投資法人に対しては、投資法人と投資主との間の二重課税を排除するため、利益の配当等を投資法人の損金に算入することが認められています。

投資法人の主な導管性要件	
支払配当要件	配当等の額が配当可能利益の額の90%超であること (利益を超えた金銭の分配を行った場合には、金銭の分配の額が配当可能額の90%超であること)
国内50%超募集要件	投資法人規約において、投資口の発行価額の総額のうち国内において募集される投資口の発行価額の占める割合が50%を超える旨の記載又は記録があること
借入先要件	機関投資家（租税特別措置法第67条の15第1項第1号ロ(2)に規定するものをいう。次の所有先要件において同じ。）以外の者から借入れを行っていないこと
所有先要件	事業年度の終了の時に於いて、発行済投資口が50人以上の者によって所有されていること又は機関投資家のみによって所有されていること
非同族会社要件	事業年度の終了の時に於いて、投資主の1人及びその特殊関係者により発行済投資口の総口数あるいは議決権総数の50%超を保有されている同族会社に該当していないこと
会社支配禁止要件	他の法人の株式又は出資の50%以上を有していないこと（一定の海外子会社を除く）

### (ロ) 不動産流通税の軽減措置

#### A. 登録免許税

本投資法人が平成29年3月31日までに取得する不動産に対しては、所有権の移転に係る登録免許税の税率が軽減されます。

不動産の所有権の取得日	平成24年4月1日 ～平成29年3月31日	平成29年4月1日～
土地（一般）	1.5%	2.0%（原則）
建物（一般）	2.0%（原則）	
本投資法人が取得する不動産	1.3%	

※ 倉庫及びその敷地は、平成27年4月1日以後取得分から軽減の対象になります。

#### B. 不動産取得税

本投資法人が平成29年3月31日までに取得する一定の不動産に対しては、不動産取得税の課税標準額が5分の2に軽減されます。

※1 共同住宅及びその敷地にあつては、建物のすべての区画が50㎡以上のものに限り適用されます。

※2 倉庫のうち床面積が3,000㎡以上で流通加工用空間が設けられているものとその敷地は、平成27年4月1日以後取得分から軽減の対象になります。

## 5 【運用状況】

### (1) 【投資状況】

本投資法人の平成28年3月末日（第21期末）現在における投資状況の概況は、以下のとおりです。

資産の種類	用途	地域等 (注1)	保有総額 (百万円) (注2)	対総資産比率 (%) (注3)
信託不動産	住居	東京圏主要都市部 (重点投資エリア)	123,368	62.2
		東京圏その他都市部	6,948	3.5
		全国主要都市	53,206	26.8
	住居 計		183,523	92.6
	その他信託不動産 (商業施設)		5,177	2.6
	その他信託不動産 計		5,177	2.6
小 計			188,701	95.2
預金・その他の資産			9,588	4.8
資産総額計			198,290	100.0

	金額 (百万円)	対総資産比率 (%) (注3)
負債総額	107,026	54.0
純資産総額	91,263	46.0

(注1) 「地域等」欄に記載されている「東京圏主要都市部 (重点投資エリア)」とは、東京23区、武蔵野市、三鷹市、小金井市、神奈川県横浜市及び川崎市を、「東京圏その他都市部」とは、上記以外の東京都全域 (但し、島しょ部を除きます。)、神奈川県、千葉県及び埼玉県を、「全国主要都市」とは、札幌市、仙台市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、福岡市及びその通勤圏 (中心部から概ね30分程度の所要時間にて通勤可能な周辺部) 並びに上記以外の政令指定都市等 (東京圏以外の都市で、主要大都市圏以外の政令指定都市、中核市、特例市 (現：施行時特例市) 及び県庁所在地のいずれかに該当するもの) を表します。

(注2) 「保有総額」は、決算日時点の貸借対照表計上額 (信託不動産については、減価償却後の帳簿価額) によっています。

(注3) 「対総資産比率」は、小数第二位を四捨五入して記載しています。

### (2) 【投資資産】

#### ① 【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

不動産信託受益権は、後記「③ その他投資資産の主要なもの」に含めて記載しています。

#### ② 【投資不動産物件】

不動産信託受益権は後記「③ その他投資資産の主要なもの」に含めて記載しています。

なお、後記「③ その他投資資産の主要なもの」に記載の投資資産以外に本投資法人によるその他投資資産の組入れはありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

本投資法人の平成28年3月末日（第21期末）現在において保有する資産は全て不動産を信託財産とする信託受益権です。資産の概要は以下のとおりです。

(イ) 信託不動産の価格及び投資比率

物件番号	物件名称	信託受託者 (注1)	信託期間 満了日 (注2)	取得価格 (百万円)	投資比率 (%) (注3)	貸借対照表 計上額 (百万円)	期末 算定価額 (百万円) (注4)	鑑定機関	取得日	担保 設定の 有無 (注5)
住居-1	エステイメゾン 銀座	みずほ信託 銀行株式会社	平成37年 7月31日	5,290	2.7	4,760	6,090	株式会社 谷澤総合鑑定所	平成17年 8月2日	無
住居-3	エステイメゾン 麻布永坂	みずほ信託 銀行株式会社	平成37年 7月31日	1,730	0.9	1,623	1,690	株式会社 谷澤総合鑑定所	平成17年 8月2日	無
住居-4	エステイメゾン 恵比寿II	みずほ信託 銀行株式会社	平成37年 7月31日	1,960	1.0	1,830	1,890	株式会社 谷澤総合鑑定所	平成17年 8月2日	無
住居-5	エステイメゾン 恵比寿	みずほ信託 銀行株式会社	平成37年 7月31日	700	0.4	643	812	株式会社 谷澤総合鑑定所	平成17年 8月2日	無
住居-6	エステイメゾン 神田	みずほ信託 銀行株式会社	平成37年 7月31日	1,360	0.7	1,233	1,490	株式会社 谷澤総合鑑定所	平成17年 8月2日	無
住居-8	エステイメゾン 北新宿	みずほ信託 銀行株式会社	平成37年 7月31日	1,290	0.7	1,177	1,500	株式会社 谷澤総合鑑定所	平成17年 8月2日	無
住居-10	エステイメゾン 浅草駒形	みずほ信託 銀行株式会社	平成37年 7月31日	1,870	1.0	1,723	2,040	株式会社 谷澤総合鑑定所	平成17年 8月2日	無
住居-11	エステイメゾン 町田	みずほ信託 銀行株式会社	平成37年 7月31日	1,360	0.7	1,096	1,490	株式会社 谷澤総合鑑定所	平成17年 8月2日	無
住居-12	エステイメゾン 川崎	みずほ信託 銀行株式会社	平成37年 7月31日	2,130	1.1	1,844	2,350	株式会社 谷澤総合鑑定所	平成17年 8月2日	無
住居-14	エステイメゾン 新川崎	みずほ信託 銀行株式会社	平成37年 10月31日	1,018	0.5	935	1,210	森井総合鑑定 株式会社	平成17年 11月1日	無
住居-15	エステイメゾン 横浜	みずほ信託 銀行株式会社	平成37年 10月31日	2,090	1.1	1,918	2,000	大和不動産鑑定 株式会社	平成19年 2月28日	無
住居-16	エステイメゾン 亀戸	みずほ信託 銀行株式会社	平成37年 10月31日	1,650	0.9	1,433	1,490	大和不動産鑑定 株式会社	平成18年 1月31日	無
住居-17	エステイメゾン 目黒	みずほ信託 銀行株式会社	平成37年 10月31日	887	0.5	799	1,030	一般財団法人 日本不動産研究所	平成18年 2月1日	無
住居-18	エステイメゾン 八千代緑が丘	みずほ信託 銀行株式会社	平成37年 10月31日	1,348	0.7	1,181	1,150	株式会社 立地評価研究所	平成18年 1月23日	無
住居-19	エステイメゾン 巣鴨	みずほ信託 銀行株式会社	平成37年 10月31日	1,510	0.8	1,462	1,580	森井総合鑑定 株式会社	平成19年 3月9日	無
住居-20	エステイメゾン 京橋	みずほ信託 銀行株式会社	平成37年 10月31日	2,774	1.4	2,335	2,830	株式会社 立地評価研究所	平成18年 4月3日	無
住居-21	エステイメゾン 目黒本町	みずほ信託 銀行株式会社	平成37年 10月31日	1,220	0.6	1,125	1,090	大和不動産鑑定 株式会社	平成18年 3月30日	無
住居-22	エステイメゾン 白楽	みずほ信託 銀行株式会社	平成37年 10月31日	844	0.4	724	879	大和不動産鑑定 株式会社	平成18年 4月3日	無
住居-23	エステイメゾン 南堀江	みずほ信託 銀行株式会社	平成37年 10月31日	1,055	0.5	955	1,020	森井総合鑑定 株式会社	平成19年 3月9日	無
住居-24	エステイメゾン 五反田	みずほ信託 銀行株式会社	平成37年 10月31日	3,043	1.6	2,770	2,890	大和不動産鑑定 株式会社	平成18年 9月14日	無
住居-25	エステイメゾン 大井仙台坂	みずほ信託 銀行株式会社	平成37年 10月31日	2,440	1.3	2,242	2,590	大和不動産鑑定 株式会社	平成18年 9月14日	無
住居-26	エステイメゾン 品川シーサイド	みずほ信託 銀行株式会社	平成37年 10月31日	2,200	1.1	1,994	2,050	森井総合鑑定 株式会社	平成18年 9月14日	無
住居-27	エステイメゾン 南麻布	みずほ信託 銀行株式会社	平成37年 10月31日	1,300	0.7	1,204	1,220	森井総合鑑定 株式会社	平成18年 10月23日	無
住居-28	エステイメゾン 城東	みずほ信託 銀行株式会社	平成37年 10月31日	1,075	0.6	986	957	一般財団法人 日本不動産研究所	平成18年 11月15日	無
住居-29	エステイメゾン 塚本	みずほ信託 銀行株式会社	平成37年 10月31日	1,250	0.6	1,127	1,050	一般財団法人 日本不動産研究所	平成18年 12月1日	無

物件番号	物件名称	信託受託者 (注1)	信託期間 満了日 (注2)	取得価格 (百万円)	投資比率 (%) (注3)	貸借対照表 計上額 (百万円)	期末 算定価額 (百万円) (注4)	鑑定機関	取得日	担保 設定の 有無 (注5)
住居-30	エステイメゾン 川崎Ⅱ	みずほ信託 銀行株式会社	平成37年 10月31日	1,900	1.0	1,738	1,950	森井総合鑑定 株式会社	平成19年 3月28日	無
住居-31	エステイメゾン 麻布十番	みずほ信託 銀行株式会社	平成29年 5月10日	2,700	1.4	2,612	2,660	森井総合鑑定 株式会社	平成19年 5月11日	無
住居-33	エステイメゾン 板橋本町	みずほ信託 銀行株式会社	平成29年 8月20日	1,000	0.5	921	925	森井総合鑑定 株式会社	平成19年 8月21日	無
住居-34	エステイメゾン 大泉学園	みずほ信託 銀行株式会社	平成29年 8月20日	871	0.4	801	776	森井総合鑑定 株式会社	平成19年 8月21日	無
住居-35	エステイメゾン 天神東Ⅰ	三井住友信託 銀行株式会社	平成29年 9月30日	445	0.2	386	394	大和不動産鑑定 株式会社	平成19年 9月28日	無
住居-36	エステイメゾン 天神東Ⅱ	三井住友信託 銀行株式会社	平成29年 9月30日	840	0.4	727	737	大和不動産鑑定 株式会社	平成19年 9月28日	無
住居-37	エステイメゾン 四条西洞院	三井住友信託 銀行株式会社	平成30年 4月24日	1,420	0.7	1,299	1,190	一般財団法人 日本不動産研究所	平成20年 4月25日	無
住居-39	エステイメゾン 東品川	三井住友信託 銀行株式会社	平成30年 6月29日	2,610	1.3	2,462	2,400	大和不動産鑑定 株式会社	平成20年 7月1日	無
住居-40	エステイメゾン 八王子みなみ野	みずほ信託 銀行株式会社	平成37年 10月31日	1,000	0.5	894	865	株式会社 立地評価研究所	平成19年 11月1日	無
住居-41	エステイメゾン 西中島	みずほ信託 銀行株式会社	平成29年 7月30日	2,250	1.2	1,946	1,900	一般財団法人 日本不動産研究所	平成19年 11月1日	無
住居-42	エステイメゾン 板橋区役所前	みずほ信託 銀行株式会社	平成29年 10月31日	2,700	1.4	2,502	2,490	森井総合鑑定 株式会社	平成19年 11月1日	無
住居-43	エステイメゾン 武蔵小山	みずほ信託 銀行株式会社	平成29年 11月29日	1,012	0.5	955	1,070	森井総合鑑定 株式会社	平成19年 11月30日	無
住居-44	エステイメゾン 千駄木	みずほ信託 銀行株式会社	平成30年 2月5日	757	0.4	718	682	森井総合鑑定 株式会社	平成20年 2月6日	無
住居-45	エステイメゾン 四谷坂町	みずほ信託 銀行株式会社	平成30年 4月24日	2,300	1.2	2,207	2,060	森井総合鑑定 株式会社	平成20年 4月25日	無
住居-46	エステイメゾン 博多東	三井住友信託 銀行株式会社	平成30年 3月25日	2,250	1.2	2,049	2,470	株式会社 立地評価研究所	平成20年 3月26日	無
住居-47	エステイメゾン 上呉服	三井住友信託 銀行株式会社	平成30年 4月24日	900	0.5	821	859	株式会社 立地評価研究所	平成20年 4月25日	無
住居-48	エステイメゾン 三軒茶屋	みずほ信託 銀行株式会社	平成30年 12月14日	871	0.4	843	859	株式会社 谷澤総合鑑定所	平成20年 12月15日	無
住居-50	プライムメゾン 武蔵野の杜	三菱UFJ信託 銀行株式会社	平成32年 9月30日	1,560	0.8	1,499	1,890	株式会社 谷澤総合鑑定所	平成22年 10月1日	無
住居-51	プライムメゾン 東桜	みずほ信託 銀行株式会社	平成32年 9月30日	1,140	0.6	1,058	1,440	株式会社 谷澤総合鑑定所	平成22年 10月1日	無
住居-52	プライムメゾン 萱場公園	みずほ信託 銀行株式会社	平成32年 9月30日	640	0.3	605	772	株式会社 谷澤総合鑑定所	平成22年 10月1日	無
住居-53	エステイメゾン 三軒茶屋Ⅱ	三菱UFJ信託 銀行株式会社	平成33年 3月31日	714	0.4	677	826	株式会社 谷澤総合鑑定所	平成23年 3月25日	無
住居-54	エステイメゾン 板橋C6	三井住友信託 銀行株式会社	平成33年 6月10日	2,260	1.2	2,140	2,480	大和不動産鑑定 株式会社	平成23年 6月10日	無
住居-55	マスト博多	三菱UFJ信託 銀行株式会社	平成34年 1月31日	1,920	1.0	1,827	2,440	一般財団法人 日本不動産研究所	平成24年 2月1日	無
住居-56	エステイメゾン 錦糸町	三井住友信託 銀行株式会社	平成34年 1月31日	1,050	0.5	1,046	1,240	株式会社 中央不動産鑑定所	平成24年 2月1日	無
住居-57	エステイメゾン 武蔵小金井	三菱UFJ信託 銀行株式会社	平成34年 3月31日	1,450	0.7	1,462	1,690	株式会社 谷澤総合鑑定所	平成24年 3月2日	無
住居-58	プライムメゾン 御器所	三菱UFJ信託 銀行株式会社	平成34年 3月31日	1,640	0.8	1,561	1,850	株式会社 谷澤総合鑑定所	平成24年 4月2日	無
住居-59	プライムメゾン 夕陽ヶ丘	みずほ信託 銀行株式会社	平成34年 3月31日	810	0.4	771	916	一般財団法人 日本不動産研究所	平成24年 4月2日	無
住居-60	プライムメゾン 北田辺	みずほ信託 銀行株式会社	平成34年 3月31日	540	0.3	513	594	一般財団法人 日本不動産研究所	平成24年 4月2日	無

物件番号	物件名称	信託受託者 (注1)	信託期間 満了日 (注2)	取得価格 (百万円)	投資比率 (%) (注3)	貸借対照表 計上額 (百万円)	期末 算定価額 (百万円) (注4)	鑑定機関	取得日	担保 設定の 有無 (注5)
住居-61	プライムメゾン 百道浜	三菱UFJ信託 銀行株式会社	平成34年 3月31日	1,810	0.9	1,794	1,970	株式会社 谷澤総合鑑定所	平成24年 4月2日	無
住居-62	エステイメゾン 秋葉原	みずほ信託 銀行株式会社	平成34年 6月30日	1,560	0.8	1,517	1,900	株式会社 中央不動産鑑定所	平成24年 6月29日	無
住居-63	エステイメゾン 笹塚	みずほ信託 銀行株式会社	平成34年 9月30日	2,830	1.5	2,798	3,130	大和不動産鑑定 株式会社	平成24年 9月5日	無
住居-64	プライムメゾン 銀座イースト	みずほ信託 銀行株式会社	平成34年 9月30日	5,205	2.7	5,046	5,860	株式会社 中央不動産鑑定所	平成24年 10月1日	無
住居-65	プライムメゾン 高見	三菱UFJ信託 銀行株式会社	平成34年 9月30日	905	0.5	874	987	株式会社 谷澤総合鑑定所	平成24年 10月1日	無
住居-66	プライムメゾン 矢田南	三菱UFJ信託 銀行株式会社	平成34年 9月30日	715	0.4	688	782	株式会社 谷澤総合鑑定所	平成24年 10月1日	無
住居-67	プライムメゾン 照葉	みずほ信託 銀行株式会社	平成34年 9月30日	1,110	0.6	1,069	1,250	大和不動産鑑定 株式会社	平成24年 10月1日	無
住居-68	エステイメゾン 東白壁	三菱UFJ信託 銀行株式会社	平成34年 9月30日	1,350	0.7	1,292	1,490	株式会社 谷澤総合鑑定所	平成24年 10月1日	無
住居-69	エステイメゾン 千石	みずほ信託 銀行株式会社	平成35年 2月28日	1,075	0.6	1,091	1,270	大和不動産鑑定 株式会社	平成25年 2月8日	無
住居-70	エステイメゾン 代沢	みずほ信託 銀行株式会社	平成35年 2月28日	1,870	1.0	1,898	2,120	大和不動産鑑定 株式会社	平成25年 2月8日	無
住居-71	エステイメゾン 戸越	みずほ信託 銀行株式会社	平成35年 2月28日	1,370	0.7	1,381	1,650	株式会社 谷澤総合鑑定所	平成25年 2月8日	無
住居-72	エステイメゾン 瓦町	三菱UFJ信託 銀行株式会社	平成35年 2月28日	1,640	0.8	1,595	1,860	株式会社 谷澤総合鑑定所	平成25年 3月1日	無
住居-73	エステイメゾン 西天満	三井住友信託 銀行株式会社	平成35年 2月28日	1,440	0.7	1,401	1,620	株式会社 谷澤総合鑑定所	平成25年 3月1日	無
住居-74	エステイメゾン 白金台	三井住友信託 銀行株式会社	平成35年 2月28日	1,900	1.0	1,972	2,250	一般財団法人 日本不動産研究所	平成25年 3月1日	無
住居-75	エステイメゾン 東新宿	みずほ信託 銀行株式会社	平成35年 4月30日	1,370	0.7	1,369	1,550	株式会社 谷澤総合鑑定所	平成25年 5月1日	無
住居-76	エステイメゾン 元麻布	みずほ信託 銀行株式会社	平成35年 4月30日	1,170	0.6	1,184	1,470	株式会社 谷澤総合鑑定所	平成25年 5月1日	無
住居-77	エステイメゾン 都立大学	みずほ信託 銀行株式会社	平成35年 4月30日	729	0.4	739	816	株式会社 谷澤総合鑑定所	平成25年 5月1日	無
住居-78	エステイメゾン 武蔵小山II	みずほ信託 銀行株式会社	平成35年 4月30日	844	0.4	849	976	大和不動産鑑定 株式会社	平成25年 5月1日	無
住居-79	エステイメゾン 中野	みずほ信託 銀行株式会社	平成35年 4月30日	1,540	0.8	1,549	1,760	大和不動産鑑定 株式会社	平成25年 5月1日	無
住居-80	エステイメゾン 新中野	みずほ信託 銀行株式会社	平成35年 4月30日	847	0.4	852	951	大和不動産鑑定 株式会社	平成25年 5月1日	無
住居-81	エステイメゾン 中野富士見町	みずほ信託 銀行株式会社	平成35年 4月30日	863	0.4	870	944	株式会社 谷澤総合鑑定所	平成25年 5月1日	無
住居-82	エステイメゾン 哲学堂	みずほ信託 銀行株式会社	平成35年 4月30日	954	0.5	956	1,100	大和不動産鑑定 株式会社	平成25年 5月1日	無
住居-83	エステイメゾン 高円寺	みずほ信託 銀行株式会社	平成35年 4月30日	958	0.5	968	1,100	株式会社 谷澤総合鑑定所	平成25年 5月1日	無
住居-84	エステイメゾン 押上	みずほ信託 銀行株式会社	平成35年 4月30日	1,950	1.0	1,956	2,330	株式会社 谷澤総合鑑定所	平成25年 5月1日	無
住居-85	エステイメゾン 赤羽	みずほ信託 銀行株式会社	平成35年 4月30日	2,730	1.4	2,721	3,100	大和不動産鑑定 株式会社	平成25年 5月1日	無
住居-86	エステイメゾン 王子	みずほ信託 銀行株式会社	平成35年 4月30日	1,380	0.7	1,377	1,550	大和不動産鑑定 株式会社	平成25年 5月1日	無
住居-87	プライムメゾン 早稲田	三菱UFJ信託 銀行株式会社	平成35年 9月30日	1,280	0.7	1,265	1,520	一般財団法人 日本不動産研究所	平成25年 10月1日	無
住居-88	プライムメゾン 八丁堀	三井住友信託 銀行株式会社	平成35年 9月30日	1,160	0.6	1,144	1,390	一般財団法人 日本不動産研究所	平成25年 10月1日	無

物件番号	物件名称	信託受託者 (注1)	信託期間 満了日 (注2)	取得価格 (百万円)	投資比率 (%) (注3)	貸借対照表 計上額 (百万円)	期末 算定価額 (百万円) (注4)	鑑定機関	取得日	担保 設定の 有無 (注5)
住居-89	プライムメゾン 神保町	みずほ信託 銀行株式会社	平成35年 9月30日	1,640	0.8	1,623	1,840	株式会社 中央不動産鑑定所	平成25年 10月1日	無
住居-90	プライムメゾン 御殿山イースト	みずほ信託 銀行株式会社	平成35年 9月30日	2,120	1.1	2,116	2,640	株式会社 中央不動産鑑定所	平成25年 10月1日	無
住居-91	マストライフ 秋葉原	みずほ信託 銀行株式会社	平成36年 1月31日	480	0.2	482	523	大和不動産鑑定 株式会社	平成26年 1月21日	無
住居-92	エスティメゾン 葵	株式会社 りそな銀行	平成36年 1月31日	2,160	1.1	2,139	2,370	株式会社 谷澤総合鑑定所	平成26年 1月31日	無
住居-93	エスティメゾン 薬院	三井住友信託 銀行株式会社	平成36年 3月31日	2,008	1.0	2,071	2,260	株式会社 谷澤総合鑑定所	平成26年 3月28日	無
住居-94	エスティメゾン 錦糸町Ⅱ	みずほ信託 銀行株式会社	平成36年 4月30日	6,720	3.5	6,796	7,910	一般財団法人 日本不動産研究所	平成26年 5月1日	無
住居-95	エスティメゾン 大島	みずほ信託 銀行株式会社	平成36年 4月30日	7,120	3.7	7,197	8,510	一般財団法人 日本不動産研究所	平成26年 5月1日	無
住居-96	プライムメゾン 富士見台	みずほ信託 銀行株式会社	平成36年 4月30日	1,755	0.9	1,783	1,970	大和不動産鑑定 株式会社	平成26年 5月1日	無
住居-97	エスティメゾン 鶴舞	三菱UFJ信託 銀行株式会社	平成36年 4月30日	3,760	1.9	3,869	4,220	大和不動産鑑定 株式会社	平成26年 5月1日	無
住居-98	プライムメゾン 森下	三菱UFJ信託 銀行株式会社	平成36年 11月30日	1,720	0.9	1,765	1,870	株式会社 谷澤総合鑑定所	平成26年 11月4日	無
住居-99	プライムメゾン 品川	三菱UFJ信託 銀行株式会社	平成36年 11月30日	1,680	0.9	1,719	1,850	大和不動産鑑定 株式会社	平成26年 11月4日	無
住居-100	プライムメゾン 大通公園	三井住友信託 銀行株式会社	平成36年 11月30日	2,660	1.4	2,726	3,040	一般財団法人 日本不動産研究所	平成26年 11月4日	無
住居-101	プライムメゾン 南2条	三菱UFJ信託 銀行株式会社	平成36年 11月30日	1,470	0.8	1,518	1,860	一般財団法人 日本不動産研究所	平成26年 11月4日	無
住居-102	プライムメゾン 鴨々川	みずほ信託 銀行株式会社	平成36年 11月30日	970	0.5	1,006	1,190	一般財団法人 日本不動産研究所	平成26年 11月4日	無
住居-103	プライムメゾン セントラルパーク	三菱UFJ信託 銀行株式会社	平成36年 11月30日	2,230	1.2	2,314	2,283	株式会社 立地評価研究所	平成26年 11月4日	無
住居-104	マストライフ 八広	みずほ信託 銀行株式会社	平成36年 11月30日	1,670	0.9	1,718	1,800	大和不動産鑑定 株式会社	平成26年 11月4日	無
住居-105	プライムメゾン 恵比寿	三菱UFJ信託 銀行株式会社	平成37年 1月31日	3,585	1.8	3,660	4,170	一般財団法人 日本不動産研究所	平成27年 1月15日	無
住居-106	エスティメゾン 芝浦	みずほ信託 銀行株式会社	平成37年 3月31日	2,730	1.4	2,896	2,780	株式会社 中央不動産鑑定所	平成27年 3月31日	無
住居-107	グランマスト 金沢西泉	三菱UFJ信託 銀行株式会社	平成37年 3月31日	1,005	0.5	1,059	1,050	大和不動産鑑定 株式会社	平成27年 4月2日	無
住居-108	グランマスト 鶴の森	三菱UFJ信託 銀行株式会社	平成37年 3月31日	745	0.4	780	786	大和不動産鑑定 株式会社	平成27年 4月2日	無
住居-109	エスティメゾン つつじヶ丘	三井住友信託 銀行株式会社	平成37年 5月31日	871	0.4	921	911	株式会社 谷澤総合鑑定所	平成27年 5月14日	無
住居-110	エスティメゾン 港北綱島	三菱UFJ信託 銀行株式会社	平成37年 7月31日	2,680	1.4	2,868	2,731	一般財団法人 日本不動産研究所	平成27年 7月10日	無
住居-111	マストライフ 日野	三井住友信託 銀行株式会社	平成37年 10月31日	1,290	0.7	1,356	1,340	株式会社 立地評価研究所	平成27年 10月1日	無
住居-112	プライムメゾン 横濱日本大通	みずほ信託 銀行株式会社	平成38年 1月31日	4,270	2.2	4,468	4,700	森井総合鑑定 株式会社	平成28年 1月29日	無
住居-113	神戸女子学生会館	三井住友信託 銀行株式会社	平成38年 3月31日	5,700	2.9	6,248	5,720	一般財団法人 日本不動産研究所	平成28年 3月1日	無
住居小計				188,539	97.2	183,523	203,833			



物件番号	物件名称	信託受託者 (注1)	信託期間 満了日 (注2)	取得価格 (百万円)	投資比率 (%) (注3)	貸借対照表 計上額 (百万円)	期末 算定価額 (百万円) (注4)	鑑定機関	取得日	担保 設定の 有無 (注5)
商業-1	浜松プラザ (注6)	三菱UFJ信託 銀行株式会社	平成37年 6月30日	3,820	2.0	3,679	2,562	株式会社 立地評価研究所	平成17年 7月28日	無
商業-4	b-town南青山	みずほ信託 銀行株式会社	平成37年 10月31日	1,530	0.8	1,498	1,170	株式会社 立地評価研究所	平成18年 5月17日	無
その他信託不動産(商業施設) 小計				5,350	2.8	5,177	3,732			
合計				193,890	100.0	188,701	207,565			

(注1) 「信託受託者」欄には、平成28年3月末日現在における信託受託者を記載しています。

(注2) 「信託期間満了日」欄には、平成28年3月末日現在における信託契約に基づく信託期間満了日を記載しています。

(注3) 「投資比率」欄には、上記表のポートフォリオ全体の取得価格の総額に対する各保有資産の取得価格の占める比率を記載しています。  
なお、小数第二位を四捨五入しています。

(注4) 「期末算定価額」欄には、平成28年3月末日を価格時点とする不動産鑑定士による鑑定評価に基づく評価額を記載しています。

(注5) 「担保設定の有無」欄には、平成28年3月末日現在における不動産信託受益権に対する担保設定の有無を記載しています。

(注6) 浜松プラザは、浜松プラザイーストエリアに所在する5棟の建物(旧イトーヨーカ堂棟、赤ちゃん本舗棟、ゼビオ棟、ハマプラ・フレスポ棟及び管理棟)と浜松プラザウエストエリアに所在する2棟の建物(浜松ウエスト棟及び浜松プラザスポーツ棟(ゼクシス))の合計7棟の建物から構成されている複合型商業施設です(以下、浜松プラザイーストエリアに所在する建物等を総称して「浜松プラザイースト」といいます。)。本投資法人は、このうち、ハマプラ・フレスポ棟及び浜松プラザスポーツ棟(ゼクシス)の建物以外の不動産に係る信託受益権を平成17年7月28日に取得し運用を開始しましたが、平成24年3月30日及び平成25年9月30日付でその一部を積水ハウスに譲渡しており、浜松プラザイーストの旧イトーヨーカ堂棟及びその敷地を除く部分(以下「浜松プラザイーストのゼビオ棟その他部分」といいます。)に係る不動産信託受益権の準共有持分49%のみを保有しています。そのため、「取得価格」、「貸借対照表計上額」及び「期末算定価額」欄には、当該譲渡部分は含んでいません。なお、浜松プラザイーストのゼビオ棟その他部分の雨水排水のために旧イトーヨーカ堂棟地下貯水槽等を使用していましたが、当期においてゼビオ棟その他部分の敷地内に雨水排水のための調整池及び排水経路設置工事を行っています。当該費用のうち、資本的支出については、後記「(ハ)運用資産の資本的支出 B. 期中に行った資本的支出について」をご参照下さい。

(注7) 金額については、百万円未満を切り捨てています。

## (ロ) 信託不動産の概要

本投資法人の平成28年3月末日（第21期末）現在の保有資産にかかる信託不動産は、以下のとおりです。

## A. 信託不動産の名称、所在地、用途、敷地面積、延床面積、構造・階数及び建築時期

物件番号	物件名称	所在地 (注1)	用途 (注2)	敷地面積 (㎡) (注1)	延床面積 (㎡) (注1)	構造・階数 (注1) (注3)	建築時期 (注1)
住居-1	エステイメゾン銀座	東京都中央区 銀座	共同住宅、 店舗	636.36	7,836.57	SRC、16F /B1F	平成17年2月7日
住居-3	エステイメゾン麻布永坂	東京都港区 六本木	共同住宅、 店舗	677.45	2,317.87	SRC・RC、 15F/B1F	平成16年1月16日
住居-4	エステイメゾン恵比寿Ⅱ	東京都渋谷区 東	共同住宅	561.58	2,452.69	RC、10F	平成15年6月13日
住居-5	エステイメゾン恵比寿	東京都渋谷区 広尾	共同住宅	169.00	871.90	SRC、10F	平成16年10月20日
住居-6	エステイメゾン神田	東京都千代田 区神田多町	共同住宅	307.69	2,028.19	SRC、12F	平成16年2月20日
住居-8	エステイメゾン北新宿	東京都新宿区 北新宿	共同住宅	504.41	2,204.07	RC、10F	平成16年8月6日
住居-10	エステイメゾン浅草駒形	東京都台東区 駒形	共同住宅	663.54	3,406.10	SRC、13F	平成16年7月28日
住居-11	エステイメゾン町田	東京都町田市 原町田	共同住宅	587.48	4,033.59	SRC、15F	平成16年2月23日
住居-12	エステイメゾン川崎	神奈川県川崎 市川崎区小川 町	共同住宅	683.69	4,656.10	RC、13F	平成16年7月15日
住居-14	エステイメゾン新川崎	神奈川県川崎 市幸区古市場	共同住宅	1,992.09	3,737.47	RC、5F	平成11年3月5日
住居-15	エステイメゾン横浜	神奈川県横浜 市神奈川区鶴 屋町	共同住宅、 店舗	611.41	3,076.45	RC、11F /B1F	平成19年1月23日
住居-16	エステイメゾン亀戸	東京都江東区 亀戸	共同住宅、 店舗	438.43	2,899.67	SRC、11F	平成17年11月30日
住居-17	エステイメゾン目黒	東京都目黒区 三田	共同住宅	578.01	1,283.92	RC、5F	平成17年11月28日
住居-18	エステイメゾン 八千代緑が丘	千葉県八千代 市緑が丘	共同住宅、 事務所、店舗	1,289.14	5,420.53	SRC、13F /B1F	平成10年1月10日
住居-19	エステイメゾン巢鴨	東京都豊島区 巢鴨	共同住宅、 店舗	965.70	2,785.83	RC、8F /B1F	平成19年2月22日
住居-20	エステイメゾン京橋	大阪府大阪市 都島区東野田 町	共同住宅、 店舗	799.68	5,995.82	RC、15F	平成18年3月2日
住居-21	エステイメゾン目黒本町	東京都目黒区 目黒本町	共同住宅	865.22	1,975.84	RC、3F /B1F	平成18年2月22日
住居-22	エステイメゾン白楽	神奈川県横浜 市神奈川区 六角橋	共同住宅	457.54	1,593.68	RC、7F	平成18年2月2日
住居-23	エステイメゾン南堀江	大阪府大阪市 西区南堀江	共同住宅、 店舗	475.06	1,994.14	RC、11F	平成19年2月19日
住居-24	エステイメゾン五反田 (注4)	東京都品川区 西五反田	共同住宅、 事務所	593.32	5,590.34	SRC、14F /B1F	平成18年3月2日
住居-25	エステイメゾン 大井仙台坂	東京都品川区 東大井	共同住宅、 店舗	558.39	3,440.73	SRC、15F	平成18年8月10日
住居-26	エステイメゾン 品川シーサイド	東京都品川区 東品川	共同住宅	1,049.00	3,127.48	I、II RC、7F III RC、9F	平成18年6月23日

物件番号	物件名称	所在地 (注1)	用途 (注2)	敷地面積 (㎡) (注1)	延床面積 (㎡) (注1)	構造・階数 (注1) (注3)	建築時期 (注1)
住居-27	エステイメゾン南麻布	東京都港区 南麻布	共同住宅	487.27	1,479.61	R C、7 F	平成18年8月23日
住居-28	エステイメゾン城東	大阪府大阪市 城東区野江	共同住宅	740.49	2,232.26	R C、9 F	平成18年8月31日
住居-29	エステイメゾン塚本	大阪府大阪市 淀川区塚本	共同住宅	808.54	2,565.66	R C、11 F	平成18年8月10日
住居-30	エステイメゾン川崎Ⅱ	神奈川県川崎 市川崎区小川 町	共同住宅	601.38	3,193.14	R C、14 F	平成19年2月27日
住居-31	エステイメゾン麻布十番	東京都港区 麻布十番	共同住宅、 店舗	380.26	2,097.45	R C、12 F / B 1 F	平成19年2月22日
住居-33	エステイメゾン板橋本町	東京都板橋区 大和町	共同住宅、 診療所	220.85	1,446.78	R C、12 F	平成19年2月27日
住居-34	エステイメゾン大泉学園	東京都練馬区 東大泉	共同住宅	618.00	1,542.16	R C、6 F	平成19年2月22日
住居-35	エステイメゾン天神東Ⅰ	福岡県福岡市 博多区須崎町	共同住宅	239.18	1,158.70	S R C、15 F	平成19年1月31日
住居-36	エステイメゾン天神東Ⅱ	福岡県福岡市 博多区須崎町	共同住宅	514.89	2,108.69	S R C、13 F	平成19年5月23日
住居-37	エステイメゾン 四条西洞院	京都府京都市 下京区西洞院 通四条下る妙 伝寺町	共同住宅	400.59	3,374.74	R C、12 F / B 1 F	平成20年4月8日
住居-39	エステイメゾン東品川	東京都品川区 東品川	共同住宅	1,028.92	3,338.12	R C、8 F	平成20年5月23日
住居-40	エステイメゾン 八王子みなみ野	東京都八王子 市西片倉	共同住宅	1,134.50	2,243.06	R C、5 F	平成19年3月6日
住居-41	エステイメゾン西中島	大阪府大阪市 東淀川区東中 島	共同住宅	969.02	3,947.24	R C、14 F	平成19年4月18日
住居-42	エステイメゾン 板橋区役所前	東京都板橋区 板橋	共同住宅	731.71	4,322.19	R C、14 F	平成19年4月22日
住居-43	エステイメゾン武蔵小山 (注4)	東京都品川区 荏原	共同住宅	512.62	1,616.87	R C、7 F	平成19年11月5日
住居-44	エステイメゾン千駄木 (注4)	東京都文京区 千駄木	共同住宅	250.44	1,239.10	R C・S、 15 F	平成20年1月9日
住居-45	エステイメゾン四谷坂町 (注4)	東京都新宿区 四谷坂町	共同住宅	905.08	3,675.01	R C、7 F	平成20年3月29日
住居-46	エステイメゾン博多東	福岡県福岡市 博多区吉塚	共同住宅	4,590.91	9,465.09	R C、9 F	平成19年11月21日
住居-47	エステイメゾン上呉服	福岡県福岡市 博多区上呉服 町	共同住宅	593.55	2,523.71	R C、14 F	平成20年3月14日
住居-48	エステイメゾン三軒茶屋	東京都世田谷 区三軒茶屋	共同住宅	153.83	954.94	R C、13 F	平成20年1月22日
住居-50	プライムメゾン 武蔵野の杜	東京都小平市 上水本町	共同住宅	5,116.62	4,412.42	R C、3 F	平成19年12月19日
住居-51	プライムメゾン東桜	愛知県名古屋 市東区東桜	共同住宅	846.05	3,517.62	S R C、14 F	平成20年2月15日
住居-52	プライムメゾン 萱場公園	愛知県名古屋 市千種区萱場	共同住宅	1,129.02	2,301.42	R C、10 F	平成18年11月7日
住居-53	エステイメゾン 三軒茶屋Ⅱ	東京都 世田谷区下馬	共同住宅、 店舗	473.85	1,006.89	R C、5 F	平成20年1月28日
住居-54	エステイメゾン板橋C6	東京都板橋区 大山東町	共同住宅、 事務所	773.48	5,249.34	R C、14 F	平成20年3月12日

物件番号	物件名称	所在地 (注1)	用途 (注2)	敷地面積 (㎡) (注1)	延床面積 (㎡) (注1)	構造・階数 (注1) (注3)	建築時期 (注1)
住居-55	マスト博多(注5)	福岡県福岡市 博多区博多駅前	共同住宅	2,457.01	11,621.67	SRC、14F	平成17年1月15日
住居-56	エステイメゾン錦糸町	東京都墨田区 錦糸	共同住宅	338.57	1,718.10	RC、10F	平成18年9月6日
住居-57	エステイメゾン 武蔵小金井	東京都小金井 市本町	共同住宅、 店舗	520.25	2,676.36	SRC・RC、 13F/B1F	平成17年2月2日
住居-58	プライムメゾン御器所	愛知県名古屋 市昭和区阿由 知通	共同住宅	1,429.67	4,691.72	SRC、14F	平成20年10月28日
住居-59	プライムメゾンタ陽ヶ丘	大阪府大阪市 天王寺区上汐	共同住宅	547.15	2,336.49	RC、14F	平成19年2月16日
住居-60	プライムメゾン北田辺	大阪府大阪市 東住吉区 北田辺	共同住宅	640.92	2,112.46	RC、10F	平成18年6月13日
住居-61	プライムメゾン百道浜	福岡県福岡市 早良区百道浜	共同住宅	4,069.42	8,945.61	RC、13F	平成8年2月29日
住居-62	エステイメゾン秋葉原	東京都台東区 上野	共同住宅	458.32	2,821.47	RC、12F /B1F	平成18年2月24日
住居-63	エステイメゾン笹塚	東京都渋谷区 笹塚	共同住宅	909.33	4,263.10	RC、10F	平成16年9月7日
住居-64	プライムメゾン 銀座イースト	東京都中央区 築地	共同住宅、 店舗	969.10	8,724.48	RC、14F /B1F	平成18年2月28日
住居-65	プライムメゾン高見	愛知県名古屋 市千種区高見	共同住宅	1,129.17	2,354.34	RC、12F	平成20年8月27日
住居-66	プライムメゾン矢田南	愛知県名古屋 市東区矢田南	共同住宅	1,148.53	2,430.23	RC・SRC、 12F	平成19年7月18日
住居-67	プライムメゾン照葉	福岡県福岡市 東区香椎照葉	共同住宅	4,130.59	7,953.60	RC、10F	平成17年8月31日
住居-68	エステイメゾン東白壁	愛知県名古屋 市東区芳野	共同住宅	1,959.76	4,232.39	SRC、15F	平成18年2月27日
住居-69	エステイメゾン千石	東京都文京区 千石	共同住宅	1,002.14	2,068.21	RC、5F	平成21年8月6日
住居-70	エステイメゾン代沢	東京都 世田谷区代沢	共同住宅	1,901.36	2,948.98	RC、3F	平成22年2月18日
住居-71	エステイメゾン戸越	東京都品川区 戸越	共同住宅	679.82	2,545.90	RC、7F	平成21年6月25日
住居-72	エステイメゾン瓦町	大阪府大阪市 中央区瓦町	共同住宅、 事務所	655.89	4,580.48	RC、14F	平成18年10月17日
住居-73	エステイメゾン西天満	大阪府大阪市 北区西天満	共同住宅	519.65	4,514.05	RC、23F	平成19年11月30日
住居-74	エステイメゾン白金台	東京都品川区 上大崎	共同住宅	1,279.67	2,797.66	RC、7F /B1F	平成15年9月16日
住居-75	エステイメゾン東新宿	東京都新宿区 新宿	共同住宅	704.82	2,227.87	RC、6F	平成21年4月17日
住居-76	エステイメゾン元麻布	東京都港区 元麻布	共同住宅	755.99	1,699.44	RC、5F	平成21年11月9日
住居-77	エステイメゾン都立大学	東京都目黒区 平町	共同住宅	766.84	1,399.75	RC、3F	平成21年2月23日
住居-78	エステイメゾン 武蔵小山II	東京都品川区 小山	共同住宅	609.81	1,436.58	RC、5F	平成21年5月25日
住居-79	エステイメゾン中野	東京都中野区 中央	共同住宅、 店舗	687.47	2,608.04	RC、10F	平成21年6月24日
住居-80	エステイメゾン新中野	東京都中野区 本町	共同住宅	747.64	1,508.07	RC、4F	平成21年10月22日

物件番号	物件名称	所在地 (注1)	用途 (注2)	敷地面積 (㎡) (注1)	延床面積 (㎡) (注1)	構造・階数 (注1) (注3)	建築時期 (注1)
住居-81	エステイメゾン 中野富士見町	東京都中野区 弥生町	共同住宅	907.66	1,531.56	R C、3 F	平成21年2月16日
住居-82	エステイメゾン哲学堂	東京都中野区 松が丘	共同住宅	686.93	1,858.00	R C、8 F	平成21年10月21日
住居-83	エステイメゾン高円寺	東京都杉並区 高円寺南	共同住宅	1,100.15	1,977.24	R C、3 F	平成21年3月10日
住居-84	エステイメゾン押上	東京都墨田区 業平	共同住宅	1,134.70	4,344.84	R C、7 F	平成22年4月23日
住居-85	エステイメゾン赤羽	東京都北区 赤羽	共同住宅	1,157.02	5,675.18	S R C、13 F	平成21年11月25日
住居-86	エステイメゾン王子	東京都北区 王子	共同住宅	518.87	2,939.76	R C、16 F	平成22年7月6日
住居-87	プライムメゾン早稲田	東京都新宿区 早稲田鶴巻町	共同住宅	358.54	1,914.93	R C、13 F / B 1 F	平成24年11月8日
住居-88	プライムメゾン八丁堀	東京都中央区 八丁堀	共同住宅	302.07	1,901.58	R C、9 F	平成24年11月16日
住居-89	プライムメゾン神保町	東京都千代田 区神田神保町	共同住宅	389.48	2,341.30	R C、14 F	平成25年3月1日
住居-90	プライムメゾン 御殿山イースト	東京都品川区 北品川	共同住宅	2,167.60	3,727.89	R C、4 F / B 1 F	平成23年1月18日
住居-91	マストライフ秋葉原	東京都千代田 区神田佐久間 河岸	共同住宅	151.48	939.79	R C、12 F	平成18年10月3日
住居-92	エステイメゾン葵	愛知県名古屋 市東区葵	共同住宅、 店舗	906.67	5,107.47	R C、14 F	平成19年10月3日
住居-93	エステイメゾン薬院	福岡県福岡市 中央区平尾	共同住宅、 店舗	1,342.00	5,590.13	R C、15 F ; R C、11 F	平成18年2月2日
住居-94	エステイメゾン 錦糸町Ⅱ	東京都墨田区 江東橋	共同住宅、 店舗	1,679.75	11,160.19	R C、15 F	平成20年1月17日
住居-95	エステイメゾン大島	東京都江東区 大島	共同住宅、 店舗	3,003.87	11,940.22	R C、15 F	平成19年9月13日
住居-96	プライムメゾン 富士見台	愛知県名古屋 市千種区富士 見台	共同住宅	4,882.14	6,173.03	R C、4 F	平成19年4月24日
住居-97	エステイメゾン鶴舞	愛知県名古屋 市中区千代田	共同住宅、 店舗	3,470.05	21,577.20	S R C・S、 14 F / B 2 F	平成11年11月27日
住居-98	プライムメゾン森下	東京都江東区 森下	共同住宅	461.60	2,668.30	R C、12 F	平成25年5月14日
住居-99	プライムメゾン品川	東京都品川区 北品川	共同住宅、 店舗	972.94	2,693.31	R C、6 F	平成26年2月18日
住居-100	プライムメゾン大通公園	北海道札幌市 中央区大通西	共同住宅、 店舗	1,007.42	11,090.88	R C、18 F / B 1 F	平成20年12月15日
住居-101	プライムメゾン南2条	北海道札幌市 中央区南2条 西	共同住宅	1,085.66	8,477.68	R C、14 F	平成21年11月30日
住居-102	プライムメゾン鴨々川	北海道札幌市 中央区南七条 西	共同住宅	754.61	6,160.49	R C、13 F	平成21年10月30日
住居-103	プライムメゾン セントラルパーク (注6)	福岡県福岡市 東区香椎照葉	共同住宅	5,000.02	10,249.72	R C、14 F	平成23年2月3日
住居-104	マストライフ八広	東京都墨田区 八広	共同住宅、 店舗	1,296.64	4,012.49	R C、13 F	平成23年1月14日
住居-105	プライムメゾン恵比寿	東京都渋谷区 恵比寿	共同住宅、 店舗	587.16	3,798.12	R C、12 F	平成26年6月5日

物件番号	物件名称	所在地 (注1)	用途 (注2)	敷地面積 (㎡) (注1)	延床面積 (㎡) (注1)	構造・階数 (注1) (注3)	建築時期 (注1)
住居-106	エステイメゾン芝浦	東京都港区 芝浦	共同住宅	1,217.25	4,855.53	SRC、10F	平成8年8月26日
住居-107	グランマスト金沢西泉	石川県金沢市 西泉	共同住宅	1,633.40	5,181.40	RC、14F	平成19年9月14日
住居-108	グランマスト鶴の森	三重県四日市 市鶴の森	共同住宅	790.45	2,444.91	RC、8F	平成21年4月13日
住居-109	エステイメゾン つつじヶ丘	東京都調布市 西つつじヶ丘	共同住宅	1,503.25	2,456.48	RC、5F /B1F	平成14年3月9日
住居-110	エステイメゾン港北綱島 (注7)	神奈川県横浜 市港北区新吉 田東	共同住宅	5,632.35	7,408.15	RC、5F	平成14年3月11日、 平成14年9月19日 及び 平成14年10月23日
住居-111	マストライフ日野	東京都日野市 新町	共同住宅、 店舗	600.20	3,341.96	RC、12F /B1F	平成22年1月13日
住居-112	プライムメゾン 横濱日本大通	神奈川県横浜 市中区本町、 北仲通	共同住宅、 事務所、店舗	887.06	8,196.14	RC、13F /B1F	平成26年6月27日
住居-113	神戸女子学生会館	兵庫県神戸市 東灘区向洋町 中	共同住宅	4,494.55	23,773.26	SRC、19F /B1F	平成14年2月28日
住居小計				122,787.67	438,467.37		
商業-1	浜松プラザ(注8)	静岡県浜松市 東区上西町、 原島町、宮竹 町	店舗、事務所	73,937.28	11,229.79	S、1F; S、2F; S、2F	平成12年11月7日 及び 平成12年11月9日
商業-4	b-town南青山	東京都港区 南青山	店舗、 共同住宅	385.32	797.63	RC、3F /B1F	平成18年2月28日
その他信託不動産(商業施設) 小計				74,322.60	12,027.42		
合計				197,110.27	450,494.79		

(注1) 「所在地」、「敷地面積」、「延床面積」、「構造・階数」及び「建築時期」欄には、いずれも登記簿上の表示に基づき記載しています。

(注2) 「用途」欄には、登記簿上表示されている種類又は地目のうち、本投資法人の取得にかかる部分における主要なものを記載しています。

(注3) 「RC」は鉄筋コンクリート造、「SRC」は鉄骨鉄筋コンクリート造、「S」は鉄骨造、「F」は階数、「B」は地下をそれぞれ意味します。

(注4) エステイメゾン五反田、エステイメゾン武蔵小山、エステイメゾン千駄木及びエステイメゾン四谷坂町にかかる敷地権(所有権の共有持分)の割合はそれぞれ426,933分の387,036、127,609分の117,678、103,842分の89,730及び329,739分の245,317ですが、「敷地面積」は信託不動産にかかる土地全体の面積を記載しています。また、「延床面積」欄には建物全体の面積を記載していますが、本投資法人の取得にかかる専有部分の延床面積はそれぞれ3,637.18㎡、1,148.58㎡、867.27㎡及び2,253.07㎡です。

(注5) マスト博多は、独立行政法人都市再生機構を土地所有者とし、借地期間を平成14年12月1日から50年間とする一般定期借地権が設定されている借地上的物件であり、「敷地面積」欄には当該借地契約に表示されている借地面積を記載しています。

(注6) プライムメゾンセントラルパークの土地の一部(地番23番32)は貸地であり、貸地上的建物は借地人所有となっているため、当該建物(店舗)の面積は、上記表中において「延床面積」に含めておらず、当該建物(店舗)の「構造・階数」及び「建築時期」は記載していません。

(注7) エステイメゾン港北綱島は、合計3棟の建物(イースト(平成14年3月11日に建築)、ウエスト(平成14年10月23日に建築)及びアネックス(平成14年9月19日に建築))から構成されています。3棟の建物の構造・階数は全て同じです。

(注8) 前記「(イ) 信託不動産の価格及び投資比率」の(注6)に記載のとおり、本投資法人は、浜松プラザについて、浜松プラザイーストのゼビオ棟その他部分に係る不動産信託受益権の準共有持分49%のみ保有していますが、「敷地面積」及び「延床面積」については、浜松プラザイーストのゼビオ棟その他部分全体の面積を記載しています。なお、浜松プラザイーストのゼビオ棟その他部分の敷地に存するハマブラ・プレスボ棟については、建物の敷地を賃貸しており、建物は敷地の賃借人所有となっているため、当該建物(店舗)の面積は、上記表中において「延床面積」に含めておらず、当該建物(店舗)の「構造・階数」及び「建築時期」は記載していません。

## B. 不動産鑑定評価の概要

本投資法人は、平成28年3月末日（第21期末）現在の各保有資産について、株式会社谷澤総合鑑定所、森井総合鑑定株式会社、大和不動産鑑定株式会社、一般財団法人日本不動産研究所、株式会社立地評価研究所又は株式会社中央不動産鑑定所から鑑定評価書を取得しています。

期末算定価額は、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号、その後の改正を含みます。）及び不動産鑑定評価基準等に従って鑑定評価を行った不動産鑑定士が、平成28年3月末日の価格時点における評価対象不動産の価格に関する意見を示したものととどまります。同じ不動産について再度鑑定評価を行った場合でも、鑑定評価を行う不動産鑑定士、鑑定評価の方法又は時期によって鑑定評価額が異なる可能性があります。不動産の鑑定評価額は、現在及び将来において当該鑑定評価額による売買の可能性を保証又は約束するものではありません。なお、鑑定評価を行った株式会社谷澤総合鑑定所、森井総合鑑定株式会社、大和不動産鑑定株式会社、一般財団法人日本不動産研究所、株式会社立地評価研究所又は株式会社中央不動産鑑定所と本投資法人との間には、利害関係はありません。

本投資法人が取得している鑑定評価書の概要は以下のとおりです。

物件番号	物件名称	取得価格 (百万円)	概要（単位：百万円／％）					
			期末 算定価額	収益還元法				
				直接還元 価格	直接還元 利回り	D C F 価格	割引率	最終還元 利回り
住居－1	エステイメゾン銀座	5,290	6,090	6,220	4.3	6,040	4.5	4.5
住居－3	エステイメゾン麻布永坂	1,730	1,690	1,720	4.4	1,680	4.5	4.6
住居－4	エステイメゾン恵比寿Ⅱ	1,960	1,890	1,920	4.4	1,880	4.5	4.6
住居－5	エステイメゾン恵比寿	700	812	827	4.3	805	4.4	4.5
住居－6	エステイメゾン神田	1,360	1,490	1,520	4.4	1,480	4.5	4.6
住居－8	エステイメゾン北新宿	1,290	1,500	1,510	4.6	1,490	4.6	4.8
住居－10	エステイメゾン浅草駒形	1,870	2,040	2,050	4.6	2,030	4.6	4.8
住居－11	エステイメゾン町田	1,360	1,490	1,480	5.1	1,490	5.0	5.3
住居－12	エステイメゾン川崎	2,130	2,350	2,380	4.8	2,340	4.8	5.0
住居－14	エステイメゾン新川崎	1,018	1,210	1,230	5.2	1,180	4.0	5.4
住居－15	エステイメゾン横浜	2,090	2,000	2,030	4.8	1,990	4.6	5.0
住居－16	エステイメゾン亀戸	1,650	1,490	1,500	4.8	1,480	4.6	5.0
住居－17	エステイメゾン目黒	887	1,030	1,040	4.4	1,010	4.2	4.6
住居－18	エステイメゾン八千代緑が丘	1,348	1,150	1,160	5.2	1,150	5.1	5.3
住居－19	エステイメゾン巢鴨	1,510	1,580	1,600	4.3	1,550	4.1	4.5
住居－20	エステイメゾン京橋	2,774	2,830	2,860	5.0	2,810	4.9	5.1
住居－21	エステイメゾン目黒本町	1,220	1,090	1,100	4.5	1,080	4.3	4.7
住居－22	エステイメゾン白楽	844	879	887	4.9	875	4.7	5.1
住居－23	エステイメゾン南堀江	1,055	1,020	1,030	4.8	1,000	4.6	5.0
住居－24	エステイメゾン五反田	3,043	2,890	2,900	4.7	2,880	4.4	4.9
住居－25	エステイメゾン大井仙台坂	2,440	2,590	2,630	4.5	2,570	4.3	4.7
住居－26	エステイメゾン 品川シーサイド	2,200	2,050	2,080	4.3	2,010	4.1	4.5
住居－27	エステイメゾン南麻布	1,300	1,220	1,240	4.0	1,190	3.8	4.2
住居－28	エステイメゾン城東	1,075	957	968	5.1	946	4.9	5.3
住居－29	エステイメゾン塚本	1,250	1,050	1,060	5.2	1,040	5.0	5.4
住居－30	エステイメゾン川崎Ⅱ	1,900	1,950	1,980	4.5	1,920	4.3	4.7
住居－31	エステイメゾン麻布十番	2,700	2,660	2,710	4.0	2,610	3.8	4.2
住居－33	エステイメゾン板橋本町	1,000	925	941	4.4	909	4.2	4.6

物件番号	物件名称	取得価格 (百万円)	概要 (単位：百万円/%)					
			期末 算定価額	収益還元法				
				直接還元 価格	直接還元 利回り	D C F 価格	割引率	最終還元 利回り
住居-34	エステイメゾン大泉学園	871	776	788	4.5	764	4.3	4.7
住居-35	エステイメゾン天神東Ⅰ	445	394	397	5.4	393	5.2	5.6
住居-36	エステイメゾン天神東Ⅱ	840	737	742	5.4	735	5.2	5.6
住居-37	エステイメゾン四条西洞院	1,420	1,190	1,200	5.1	1,180	4.9	5.3
住居-39	エステイメゾン東品川	2,610	2,400	2,440	4.6	2,380	4.4	4.8
住居-40	エステイメゾン 八王子みなみ野	1,000	865	874	5.2	861	5.1	5.3
住居-41	エステイメゾン西中島	2,250	1,900	1,920	5.0	1,880	4.8	5.2
住居-42	エステイメゾン板橋区役所前	2,700	2,490	2,530	4.4	2,450	4.2	4.6
住居-43	エステイメゾン武蔵小山	1,012	1,070	1,090	4.4	1,050	4.2	4.6
住居-44	エステイメゾン千駄木	757	682	694	4.4	670	4.2	4.6
住居-45	エステイメゾン四谷坂町	2,300	2,060	2,090	4.3	2,020	4.1	4.5
住居-46	エステイメゾン博多東	2,250	2,470	2,490	5.2	2,460	5.2	5.3
住居-47	エステイメゾン上呉服	900	859	867	5.1	855	5.1	5.2
住居-48	エステイメゾン三軒茶屋	871	859	874	4.4	852	4.5	4.6
住居-50	プライムメゾン武蔵野の杜	1,560	1,890	1,890	5.1	1,890	5.0	5.3
住居-51	プライムメゾン東桜	1,140	1,440	1,430	5.1	1,440	5.0	5.3
住居-52	プライムメゾン萱場公園	640	772	769	5.3	773	5.2	5.5
住居-53	エステイメゾン三軒茶屋Ⅱ	714	826	841	4.5	820	4.6	4.7
住居-54	エステイメゾン板橋C6	2,260	2,480	2,510	4.6	2,460	4.4	4.8
住居-55	マスト博多	1,920	2,440	2,440	5.2	2,440	4.7	5.4
住居-56	エステイメゾン錦糸町	1,050	1,240	1,260	4.5	1,240	4.3	4.7
住居-57	エステイメゾン武蔵小金井	1,450	1,690	1,710	4.8	1,680	4.9	5.0
住居-58	プライムメゾン御器所	1,640	1,850	1,850	5.1	1,850	5.1	5.3
住居-59	プライムメゾンタ陽ヶ丘	810	916	927	4.8	905	4.6	5.0
住居-60	プライムメゾン北田辺	540	594	600	5.2	588	5.0	5.4
住居-61	プライムメゾン百道浜	1,810	1,970	1,970	5.4	1,970	(注1)	5.6
住居-62	エステイメゾン秋葉原	1,560	1,900	1,930	4.5	1,900	4.3	4.7
住居-63	エステイメゾン笹塚	2,830	3,130	3,190	4.5	3,110	4.3	4.7
住居-64	プライムメゾン銀座イースト	5,205	5,860	5,960	4.3	5,860	4.1	4.5
住居-65	プライムメゾン高見	905	987	1,000	4.9	982	5.0	5.1
住居-66	プライムメゾン矢田南	715	782	781	5.3	783	5.2	5.5
住居-67	プライムメゾン照葉	1,110	1,250	1,260	5.5	1,250	5.3	5.7
住居-68	エステイメゾン東白壁	1,350	1,490	1,500	5.3	1,490	(注2)	5.5
住居-69	エステイメゾン千石	1,075	1,270	1,280	4.3	1,260	4.1	4.5
住居-70	エステイメゾン代沢	1,870	2,120	2,150	4.3	2,100	4.1	4.5
住居-71	エステイメゾン戸越	1,370	1,650	1,670	4.4	1,640	4.5	4.6
住居-72	エステイメゾン瓦町	1,640	1,860	1,880	4.9	1,850	5.0	5.1
住居-73	エステイメゾン西天満	1,440	1,620	1,630	4.9	1,610	5.0	5.1
住居-74	エステイメゾン白金台	1,900	2,250	2,280	4.3	2,210	4.1	4.5
住居-75	エステイメゾン東新宿	1,370	1,550	1,570	4.4	1,540	4.5	4.6



物件番号	物件名称	取得価格 (百万円)	概要 (単位：百万円／%)					
			期末 算定価額	収益還元法				
				直接還元 価格	直接還元 利回り	D C F 価格	割引率	最終還元 利回り
住居-76	エステイメゾン元麻布	1,170	1,470	1,490	4.2	1,460	4.3	4.4
住居-77	エステイメゾン都立大学	729	816	831	4.3	810	4.4	4.5
住居-78	エステイメゾン武蔵小山Ⅱ	844	976	993	4.4	969	4.2	4.6
住居-79	エステイメゾン中野	1,540	1,760	1,780	4.4	1,750	4.2	4.6
住居-80	エステイメゾン新中野	847	951	969	4.5	943	4.3	4.7
住居-81	エステイメゾン中野富士見町	863	944	959	4.5	937	4.6	4.7
住居-82	エステイメゾン哲学堂	954	1,100	1,120	4.5	1,090	4.3	4.7
住居-83	エステイメゾン高円寺	958	1,100	1,110	4.4	1,090	4.5	4.6
住居-84	エステイメゾン押上	1,950	2,330	2,350	4.6	2,320	4.6	4.8
住居-85	エステイメゾン赤羽	2,730	3,100	3,130	4.6	3,080	4.4	4.8
住居-86	エステイメゾン王子	1,380	1,550	1,570	4.6	1,540	4.4	4.8
住居-87	プライムメゾン早稲田	1,280	1,520	1,540	4.3	1,500	4.1	4.5
住居-88	プライムメゾン八丁堀	1,160	1,390	1,410	4.3	1,370	4.1	4.5
住居-89	プライムメゾン神保町	1,640	1,840	1,870	4.4	1,840	4.2	4.6
住居-90	プライムメゾン 御殿山イースト	2,120	2,640	2,710	4.2	2,640	4.0	4.4
住居-91	マストライフ秋葉原	480	523	531	4.5	519	4.3	4.7
住居-92	エステイメゾン葵	2,160	2,370	2,380	5.1	2,360	5.1	5.3
住居-93	エステイメゾン薬院	2,008	2,260	2,300	5.0	2,240	5.1	5.2
住居-94	エステイメゾン錦糸町Ⅱ	6,720	7,910	8,020	4.4	7,790	4.2	4.6
住居-95	エステイメゾン大島	7,120	8,510	8,630	4.4	8,380	4.2	4.6
住居-96	プライムメゾン富士見台	1,755	1,970	1,990	5.2	1,960	5.0	5.4
住居-97	エステイメゾン鶴舞	3,760	4,220	4,280	5.3	4,200	5.1	5.5
住居-98	プライムメゾン森下	1,720	1,870	1,880	4.6	1,860	4.6	4.8
住居-99	プライムメゾン品川	1,680	1,850	1,890	4.5	1,830	4.3	4.7
住居-100	プライムメゾン大通公園	2,660	3,040	3,080	5.1	3,000	4.9	5.3
住居-101	プライムメゾン南2条	1,470	1,860	1,890	5.2	1,830	5.0	5.4
住居-102	プライムメゾン鴨々川	970	1,190	1,200	5.2	1,180	5.0	5.4
住居-103	プライムメゾン セントラルパーク (注3)	2,230	2,283	2,293	5.3	2,283	5.1	5.4
住居-104	マストライフ八広	1,670	1,800	1,820	4.8	1,790	4.6	5.0
住居-105	プライムメゾン恵比寿	3,585	4,170	4,230	4.2	4,100	4.0	4.4
住居-106	エステイメゾン芝浦	2,730	2,780	2,900	4.5	2,780	4.3	4.7
住居-107	グランマスト金沢西泉	1,005	1,050	1,070	5.5	1,040	5.3	5.7
住居-108	グランマスト鵜の森	745	786	800	5.5	780	5.3	5.7
住居-109	エステイメゾンつつじヶ丘	871	911	932	4.8	902	4.9	5.0
住居-110	エステイメゾン港北綱島	2,680	2,731	2,758	4.8	2,702	4.6	5.0
住居-111	マストライフ日野	1,290	1,340	1,330	5.0	1,340	4.8	5.1
住居-112	プライムメゾン横濱日本大通	4,270	4,700	4,770	4.5	4,630	4.3	4.7
住居-113	神戸女子学生会館	5,700	5,720	5,770	5.3	5,670	5.1	5.5

物件番号	物件名称	取得価格 (百万円)	概要 (単位: 百万円/%)					
			期末 算定価額	収益還元法				
				直接還元 価格	直接還元 利回り	D C F 価格	割引率	最終還元 利回り
商業-1	浜松プラザ (注4)	3,820	2,562	2,557	6.4	2,567	6.1	6.5
商業-4	b-town南青山	1,530	1,170	1,190	4.2	1,160	4.2	4.3

(注1) 積和不動産九州との間でマスターリース契約・賃料保証型の賃貸借契約を締結しており、平成28年3月期末算定価額の算定上、契約期間満了時までの割引率は5.1%、契約期間満了後の割引率は5.3%となっています。

(注2) 積和不動産中部との間でマスターリース契約・賃料保証型の賃貸借契約を締結しており、平成28年3月期末算定価額の算定上、契約期間満了時までの割引率は5.1%、契約期間満了後の割引率は5.3%となっています。

(注3) プライムメゾンセントラルパークの土地の一部は底地(貸地)であり、直接還元価格及びD C F 価格には、底地のD C F 価格を合算した上で記載しています。なお、底地部分のD C F 法による「割引率」は5.0%となっています。

(注4) 浜松プラザは、前記「(イ) 信託不動産の価格及び投資比率」の(注6)に記載のとおり、本投資法人は、浜松プラザイーストのゼビオ棟その他部分に係る不動産信託受益権の準共有持分49%のみ保有しています。なお、当該商業施設の直接還元価格及びD C F 価格にはハマプラ・フレスポ棟の底地のD C F 価格を合算した上で、持分比率を乗じています。また、底地であるハマプラ・フレスポ棟の収益価格を求める手法はD C F 法となり「直接還元利回り」及び「最終還元利回り」は設定されていません。さらに、上記表に記載の「割引率」はハマプラ・フレスポ棟以外の数値を記載しており、ハマプラ・フレスポ棟の底地部分のD C F 法による「割引率」は5.1%となっています。

(注5) 金額については、百万円未満を切り捨てています。

C. 建物エンジニアリングレポート（建物状況評価）等の概要

本投資法人は、平成28年3月末日（第21期末）現在の保有資産にかかる各信託不動産について、建物検査、建物評価、関連法規の遵守、修繕費評価及び環境アセスメント等に関する建物エンジニアリングレポートを株式会社東京建築検査機構、株式会社ERIソリューション、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社、日本管財株式会社、損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社（注）又は大和不動産鑑定株式会社から取得しています。建物エンジニアリングレポートの記載は報告者の意見を示したものとどまり、本投資法人がその内容の正確性を保証するものではありません。

また、本投資法人は、損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社からポートフォリオ地震PML評価報告書を取得しています。ポートフォリオ地震PML評価報告書の記載は報告者の意見を示したものとどまり、本投資法人がその内容の正確性を保証するものではありません。

本投資法人が取得している建物エンジニアリングレポートの概要及びポートフォリオ地震PML評価報告書記載の予想最大損失率（PML）は以下のとおりです。なお、「予想最大損失率（PML）」とは、地震による予想最大損失率（Probable Maximum Loss）を意味し、個別物件に関するものと、ポートフォリオ全体に関するものがあります。PMLについての統一された厳密な定義はありませんが、本書においては、50年間に想定される最大規模の地震（再現期間475年、50年間に起こる可能性が10%の大地震）によりどの程度の被害を被るかを、損害の予想復旧費用の再調達価格に対する比率（%）で示したものをいいます。

（注）損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社は、平成28年4月1日付で「株式会社全国訪問健康指導協会」及び「損保ジャパン日本興亜ヘルスケアサービス株式会社」と合併し、商号を「SOMPOリスクアマネジメント株式会社」に変更しています。

物件番号	物件名称	建物エンジニアリングレポート（建物状況評価）等の概要					調査会社	調査時点 （注3）	予想 最大損失率 （PML） （%） （注4）
		調査時点における修繕費 （千円）（注1）			建物 再調達 価格 （百万円） （注1） （注2）				
		緊急	1年以内	2～12年間					
住居-1	エステイメゾン銀座	0	0	102,380	1,794	株式会社東京 建築検査機構	平成25年9月	5.33	
住居-3	エステイメゾン麻布永坂	0	30	56,060	600	株式会社ERI ソリューション	平成26年2月	2.92	
住居-4	エステイメゾン恵比寿Ⅱ	0	0	60,100	617	株式会社東京 建築検査機構	平成25年3月	6.11	
住居-5	エステイメゾン恵比寿	0	0	26,070	238	株式会社東京 建築検査機構	平成25年3月	5.54	
住居-6	エステイメゾン神田	0	0	39,965	467	東京海上日動リスク コンサルティング 株式会社	平成25年12月	4.81	
住居-8	エステイメゾン北新宿	0	290	25,550	506	株式会社ERI ソリューション	平成25年3月	5.08	
住居-10	エステイメゾン浅草駒形	0	0	99,991	935	東京海上日動リスク コンサルティング 株式会社	平成25年3月	4.40	
住居-11	エステイメゾン町田	0	0	67,004	848	東京海上日動リスク コンサルティング 株式会社	平成26年3月	2.72	
住居-12	エステイメゾン川崎	0	0	126,830	999	東京海上日動リスク コンサルティング 株式会社	平成25年3月	6.73	
住居-14	エステイメゾン新川崎	0	0	97,693	846	東京海上日動リスク コンサルティング 株式会社	平成25年9月	3.65	
住居-15	エステイメゾン横浜	0	162	104,922	882	大和不動産鑑定 株式会社	平成28年3月	4.57	
住居-16	エステイメゾン亀戸	0	5,860	112,170	734	株式会社ERI ソリューション	平成25年9月	3.95	

物件番号	物件名称	建物エンジニアリングレポート（建物状況評価）等の概要					調査会社	調査時点 （注3）	予想 最大損失率 （PML） （%） （注4）
		調査時点における修繕費 （千円）（注1）			建物 再調達 価格 （百万円） （注1） （注2）				
		緊急	1年以内	2～12年間					
住居-17	エステイメゾン目黒	0	230	44,760	315	株式会社E R I ソリューション	平成25年9月	9.24	
住居-18	エステイメゾン八千代緑が丘	0	0	55,350	1,213	株式会社東京 建築検査機構	平成25年9月	4.18	
住居-19	エステイメゾン巢鴨	0	60	58,942	686	大和不動産鑑定 株式会社	平成28年3月	3.49	
住居-20	エステイメゾン京橋	0	0	73,080	1,286	株式会社東京 建築検査機構	平成26年8月	8.75	
住居-21	エステイメゾン目黒本町	0	0	28,580	454	株式会社東京 建築検査機構	平成26年8月	5.11	
住居-22	エステイメゾン白楽	0	0	40,750	423	株式会社東京 建築検査機構	平成26年8月	12.06	
住居-23	エステイメゾン南堀江	0	0	63,900	494	株式会社東京 建築検査機構	平成27年3月	5.24	
住居-24	エステイメゾン五反田（注5）	0	0	77,940	1,110	株式会社東京 建築検査機構	平成26年8月	6.11	
住居-25	エステイメゾン大井仙台坂	0	0	56,070	856	株式会社東京 建築検査機構	平成26年8月	3.45	
住居-26	エステイメゾン 品川シーサイド	I	0	360	54,190	294	株式会社E R I ソリューション	平成26年8月	5.50
		II	0	360	55,410	295			5.50
		III	0	290	29,340	167			7.32
住居-27	エステイメゾン南麻布	0	9,650	52,930	347	株式会社E R I ソリューション	平成26年8月	7.30	
住居-28	エステイメゾン城東	0	0	44,830	498	株式会社東京 建築検査機構	平成27年3月	8.22	
住居-29	エステイメゾン塚本	0	0	56,280	591	株式会社東京 建築検査機構	平成27年3月	7.29	
住居-30	エステイメゾン川崎II	0	6,690	137,590	857	株式会社E R I ソリューション	平成27年3月	9.41	
住居-31	エステイメゾン麻布十番	0	0	27,160	532	日本管財株式会社	平成19年4月	6.27	
住居-33	エステイメゾン板橋本町	0	0	46,256	387	大和不動産鑑定 株式会社	平成28年3月	6.23	
住居-34	エステイメゾン大泉学園	0	99	54,025	409	大和不動産鑑定 株式会社	平成28年3月	7.52	
住居-35	エステイメゾン天神東I	0	0	13,140	245	日本管財株式会社	平成19年7月	0.98	
住居-36	エステイメゾン天神東II	0	0	26,410	429	日本管財株式会社	平成19年7月	1.01	
住居-37	エステイメゾン四条西洞院	0	0	21,230	670	日本管財株式会社	平成20年4月	2.52	
住居-39	エステイメゾン東品川	0	0	23,270	753	日本管財株式会社	平成20年6月	10.28	
住居-40	エステイメゾン八王子みなみ野	0	390	114,790	592	株式会社E R I ソリューション	平成27年3月	11.07	
住居-41	エステイメゾン西中島	0	0	75,810	907	株式会社東京 建築検査機構	平成27年3月	11.08	
住居-42	エステイメゾン板橋区役所前	0	54	125,393	1,154	大和不動産鑑定 株式会社	平成28年3月	3.70	
住居-43	エステイメゾン武蔵小山（注5）	0	0	4,473	321	日本管財株式会社	平成19年11月	9.11	
住居-44	エステイメゾン千駄木（注5）	0	0	39,523	303	大和不動産鑑定 株式会社	平成28年3月	3.90	
住居-45	エステイメゾン四谷坂町（注5）	0	0	30,012	624	日本管財株式会社	平成20年4月	6.43	
住居-46	エステイメゾン博多東	0	0	38,830	1,529	日本管財株式会社	平成20年2月	1.01	
住居-47	エステイメゾン上呉服	0	0	13,340	536	日本管財株式会社	平成20年3月	3.65	
住居-48	エステイメゾン三軒茶屋	0	0	6,300	275	日本管財株式会社	平成20年8月	9.95	

物件番号	物件名称	建物エンジニアリングレポート（建物状況評価）等の概要					調査会社	調査時点 （注3）	予想 最大損失率 （PML） （%） （注4）
		調査時点における修繕費 （千円）（注1）			建物 再調達 価格 （百万円） （注1） （注2）				
		緊急	1年以内	2～12年間					
住居-50	プライムメゾン武蔵野の杜	0	0	71,442	985	東京海上日動リスク コンサルティング 株式会社	平成22年8月	7.77	
住居-51	プライムメゾン東桜	0	20	55,500	905	株式会社E R I ソリューション	平成22年9月	10.30	
住居-52	プライムメゾン萱場公園	0	610	37,920	529	株式会社E R I ソリューション	平成22年9月	11.11	
住居-53	エスティメゾン三軒茶屋II	10	10	15,100	264	株式会社E R I ソリューション	平成23年2月	8.47	
住居-54	エスティメゾン板橋C6	50	270	67,630	1,245	株式会社E R I ソリューション	平成23年4月	3.97	
住居-55	マスト博多	0	2,640	162,220	1,707	株式会社E R I ソリューション	平成23年12月	3.40	
住居-56	エスティメゾン錦糸町	260	20	29,140	348	株式会社E R I ソリューション	平成24年1月	3.84	
住居-57	エスティメゾン武蔵小金井	0	0	47,020	539	株式会社東京 建築検査機構	平成24年1月	6.45	
住居-58	プライムメゾン御器所	0	5,420	91,050	1,166	株式会社E R I ソリューション	平成24年3月	9.76	
住居-59	プライムメゾンタ陽ヶ丘	0	391	24,861	552	東京海上日動リスク コンサルティング 株式会社	平成24年3月	7.32	
住居-60	プライムメゾン北田辺	0	383	26,124	463	東京海上日動リスク コンサルティング 株式会社	平成24年3月	11.24	
住居-61	プライムメゾン百道浜	0	20	117,580	1,813	株式会社E R I ソリューション	平成24年3月	2.00	
住居-62	エスティメゾン秋葉原	0	30	50,230	696	株式会社E R I ソリューション	平成24年6月	12.17	
住居-63	エスティメゾン笹塚	100	0	37,050	803	株式会社東京 建築検査機構	平成24年8月	6.44	
住居-64	プライムメゾン銀座イースト	0	5,807	75,539	1,799	東京海上日動リスク コンサルティング 株式会社	平成24年8月	3.80	
住居-65	プライムメゾン高見	0	2,630	47,960	580	株式会社E R I ソリューション	平成24年8月	12.12	
住居-66	プライムメゾン矢田南	0	720	38,730	510	株式会社E R I ソリューション	平成24年8月	12.47	
住居-67	プライムメゾン照葉	10	1,160	118,190	1,355	株式会社E R I ソリューション	平成24年8月	1.96	
住居-68	エスティメゾン東白壁	0	0	48,860	900	株式会社東京 建築検査機構	平成24年8月	10.82	
住居-69	エスティメゾン千石	0	0	1,800	446	株式会社東京 建築検査機構	平成25年1月	9.96	
住居-70	エスティメゾン代沢	0	0	2,920	617	株式会社東京 建築検査機構	平成25年1月	8.05	
住居-71	エスティメゾン戸越	0	0	1,940	548	株式会社東京 建築検査機構	平成25年1月	11.03	
住居-72	エスティメゾン瓦町	0	3,380	67,070	1,164	株式会社E R I ソリューション	平成25年2月	7.89	
住居-73	エスティメゾン西天満	0	270	52,950	918	株式会社E R I ソリューション	平成25年2月	2.20	
住居-74	エスティメゾン白金台	0	30	54,200	701	株式会社E R I ソリューション	平成25年2月	10.50	
住居-75	エスティメゾン東新宿	0	1,230	24,130	532	株式会社E R I ソリューション	平成25年2月	10.44	
住居-76	エスティメゾン元麻布	0	1,350	23,440	517	株式会社E R I ソリューション	平成25年2月	10.32	
住居-77	エスティメゾン都立大学	0	600	13,850	300	株式会社E R I ソリューション	平成25年2月	11.61	

物件番号	物件名称	建物エンジニアリングレポート（建物状況評価）等の概要					調査会社	調査時点 （注3）	予想 最大損失率 （PML） （%） （注4）
		調査時点における修繕費 （千円）（注1）			建物 再調達 価格 （百万円） （注1） （注2）				
		緊急	1年以内	2～12年間					
住居-78	エステイメゾン武蔵小山II	0	600	15,920	340	株式会社E R I ソリューション	平成25年2月	7.92	
住居-79	エステイメゾン中野	0	0	2,900	550	株式会社東京 建築検査機構	平成25年2月	6.37	
住居-80	エステイメゾン新中野	0	850	15,850	350	株式会社E R I ソリューション	平成25年2月	11.99	
住居-81	エステイメゾン中野富士見町	0	620	16,630	364	株式会社E R I ソリューション	平成25年2月	9.35	
住居-82	エステイメゾン哲学堂	200	1,040	20,710	453	株式会社E R I ソリューション	平成25年2月	6.95	
住居-83	エステイメゾン高円寺	0	1,000	18,960	416	株式会社E R I ソリューション	平成25年2月	9.68	
住居-84	エステイメゾン押上	0	0	5,290	970	株式会社東京 建築検査機構	平成25年2月	3.37	
住居-85	エステイメゾン赤羽	0	0	5,250	1,220	株式会社東京 建築検査機構	平成25年2月	5.66	
住居-86	エステイメゾン王子	0	0	2,840	649	株式会社東京 建築検査機構	平成25年2月	5.51	
住居-87	プライムメゾン早稲田	0	0	21,496	523	東京海上日動リスク コンサルティング 株式会社	平成25年8月	4.00	
住居-88	プライムメゾン八丁堀	0	0	14,741	429	東京海上日動リスク コンサルティング 株式会社	平成25年8月	5.19	
住居-89	プライムメゾン神保町	0	0	21,260	571	損保ジャパン日本 興亜リスクマネジ メント株式会社	平成25年8月	5.64	
住居-90	プライムメゾン御殿山イースト	0	0	7,260	1,191	株式会社東京 建築検査機構	平成25年8月	9.35	
住居-91	マストライフ秋葉原	0	0	23,460	227	株式会社東京 建築検査機構	平成26年1月	13.70	
住居-92	エステイメゾン葵	0	710	71,650	1,129	株式会社E R I ソリューション	平成26年1月	9.64	
住居-93	エステイメゾン薬院	0	0	77,210	1,171	株式会社東京 建築検査機構	平成26年2月	7.09	
住居-94	エステイメゾン錦糸町II	0	0	112,410	2,455	株式会社東京 建築検査機構	平成26年3月	6.53	
住居-95	エステイメゾン大島	0	0	127,390	2,738	株式会社東京 建築検査機構	平成26年3月	6.49	
住居-96	プライムメゾン富士見台	0	0	82,370	1,683	株式会社東京 建築検査機構	平成26年3月	10.58	
住居-97	エステイメゾン鶴舞	0	0	133,640	3,344	株式会社東京 建築検査機構	平成26年3月	10.23	
住居-98	プライムメゾン森下	0	100	32,160	773	株式会社E R I ソリューション	平成26年9月	7.76	
住居-99	プライムメゾン品川	0	30	26,780	622	株式会社E R I ソリューション	平成26年9月	6.98	
住居-100	プライムメゾン大通公園	0	130	252,180	1,790	株式会社E R I ソリューション	平成26年9月	0.05	
住居-101	プライムメゾン南2条	0	3,980	158,370	1,590	株式会社E R I ソリューション	平成26年9月	0.02	
住居-102	プライムメゾン鴨々川	0	1,240	106,330	1,074	株式会社E R I ソリューション	平成26年9月	0.02	
住居-103	プライムメゾンセントラルパーク	0	1,220	152,620	2,034	損保ジャパン日本 興亜リスクマネジ メント株式会社	平成26年9月	2.84	
住居-104	マストライフ八広	0	0	66,208	923	大和不動産鑑定 株式会社	平成26年9月	5.88	
住居-105	プライムメゾン恵比寿	50	190	38,440	965	株式会社E R I ソリューション	平成26年12月	5.15	

物件番号	物件名称		建物エンジニアリングレポート（建物状況評価）等の概要					調査会社	調査時点 （注3）	予想 最大損失率 （PML） （%） （注4）	
			調査時点における修繕費 （千円）（注1）			建物 再調達 価格 （百万円） （注1） （注2）					
			緊急	1年以内	2～12年間						
住居-106	エステイメゾン芝浦		0	0	115,520	1,040	株式会社東京 建築検査機構	平成27年3月	5.76		
住居-107	グランマスト金沢西泉		0	0	70,535	1,081	大和不動産鑑定 株式会社	平成27年3月	1.13		
住居-108	グランマスト鶴の森		0	0	46,088	509	大和不動産鑑定 株式会社	平成27年3月	13.50		
住居-109	エステイメゾンつつじヶ丘		30	20	67,210	596	株式会社E R I ソリューション	平成27年5月	10.80		
住居-110	エステイメゾン 港北綱島	イースト	0	0	51,030	727	株式会社東京 建築検査機構	平成27年6月	3.48		
		ウエスト	0	0	43,180	551			3.69		
		アネックス	0	0	25,620	286			4.13		
住居-111	マストライフ日野		0	401	49,141	853	大和不動産鑑定 株式会社	平成27年9月	2.93		
住居-112	プライムメゾン横濱日本大通		0	1,650	69,100	2,207	株式会社E R I ソリューション	平成28年1月	4.60		
住居-113	神戸女子学生会館		0	0	376,358	5,192	大和不動産鑑定 株式会社	平成28年2月	3.96		
商業-1	浜松プラザ （注5）	赤ちゃん本舗 棟・ゼビオ棟	50	3,980	182,360	917	株式会社E R I ソリューション	平成23年3月	9.01		
		管理棟	0	0	5,180	24			10.62		
商業-4	b-town南青山		0	0	12,210	257	株式会社東京 建築検査機構	平成26年3月	7.43		
ポートフォリオ全体									2.43		

（注1）「修繕費」及び「建物再調達価格」については、それぞれ千円未満、百万円未満を切り捨てて記載しています。

（注2）「建物再調達価格」については、建物エンジニアリングレポートにおいて、消費税額が記載されている場合、消費税を含まない金額を記載しています。

（注3）「調査時点」については、建物エンジニアリングレポートの作成年月を記載しています。

（注4）「予想最大損失率（PML）」については平成28年3月の調査時点の数値です。

（注5）エステイメゾン五反田、エステイメゾン武蔵小山、エステイメゾン千駄木及びエステイメゾン四谷坂町に関する予想最大損失率（PML）は、建物全体について記載しており、本投資法人が取得した信託受益権にかかる建物の区分所有権のみに関するものではありません。

また、浜松プラザに関する修繕費、建物再調達価格及び予想最大損失率（PML）は建物全体について記載しており、本投資法人が保有している信託受益権の準共有持分のみに関するものではありません。

(ハ) 運用資産の資本的支出

A. 資本的支出の予定について

既存投資物件に関し、本書の日付現在計画されている改修工事等に伴う資本的支出の予定額のうち主要なものは以下のとおりです。なお、工事予定金額には、会計上の費用に区分経理される部分が含まれています。

不動産等の名称 (所在地)	目的	予定期間	工事予定金額 (百万円)		
			総額	当期支払額	既支払総額
エステイメゾン町田 (東京都町田市)	大規模改修工事	自 平成28年5月 至 平成28年9月	75	—	—
エステイメゾン恵比寿Ⅱ (東京都渋谷区)	大規模改修工事	自 平成28年5月 至 平成28年9月	58	—	—
エステイメゾン神田 (東京都千代田区)	大規模改修工事	自 平成28年5月 至 平成28年9月	45	—	—
プライムメゾン大通公園他5物件 (北海道札幌市他)	共用部LED化工事	自 平成28年9月 至 平成28年9月	15	—	—
エステイメゾン鶴舞 (愛知県名古屋市中)	専有部 リノベーション工事	自 平成28年4月 至 平成28年9月	11	—	—

B. 期中に行った資本的支出について

第21期において、本投資法人が信託不動産に対して実施した資本的支出の概要は以下のとおりです。また、当期の資本的支出の総額は293百万円であり、当期費用に区分された修繕費225百万円と合わせて519百万円の工事を実施しています。

不動産等の名称 (所在地)	目的	期間	支払金額 (百万円)
エステイメゾン浅草駒形 (東京都台東区)	大規模改修工事	自 平成27年11月 至 平成28年3月	67
浜松プラザ (静岡県浜松市中)	調整池及び排水経路設置工事	自 平成27年12月 至 平成28年3月	59
エステイメゾン芝浦 (東京都港区)	大規模改修工事	自 平成27年11月 至 平成28年3月	55
プライムメゾン照葉他5物件 (福岡県福岡市中)	共用部LED化工事	自 平成28年2月 至 平成28年3月	22
エステイメゾン鶴舞 (愛知県名古屋市中)	専有部 リノベーション工事	自 平成27年10月 至 平成28年3月	14
その他			74
合 計			293



C. 長期修繕計画のために積立てた金銭（修繕積立金）

本投資法人は、物件毎に策定している長期修繕計画に基づき、期中のキャッシュ・フローの中から、中長期的な将来の大規模修繕等の資金支払に充当することを目的とした修繕積立金を、以下のとおり積み立てています。

（単位：百万円）

営業期間	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
	自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日	自 平成23年10月 1日 至 平成24年 3月 31日	自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日	自 平成24年10月 1日 至 平成25年 3月 31日	自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日
当期首積立金残高	76	150	38	88	70
当期積立額	103	13	65	31	50
当期積立金取崩額	28	126	15	49	44
次期繰越額	150	38	88	70	76

営業期間	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
	自 平成25年10月 1日 至 平成26年 3月 31日	自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月 30日	自 平成26年10月 1日 至 平成27年 3月 31日	自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月 30日	自 平成27年10月 1日 至 平成28年 3月 31日
当期首積立金残高	76	34	101	45	184
当期積立額	15	75	27	170	329
当期積立金取崩額	57	8	83	31	154
次期繰越額	34	101	45	184	359

(二) 賃貸借状況の概要

平成28年3月末日（第21期末）現在の保有資産にかかる賃貸借状況の概要、稼働率の推移及び主要なテナントの概要は以下のとおりです。

A. 賃貸借状況の概要

物件番号	物件名称	テナント数 (注1)	マスターリース会社	住居賃貸可能戸数 (注2)	住居賃貸戸数 (注3)	総賃貸可能面積 (㎡) (注4)	総賃貸面積 (㎡) (注5)	稼働率 (%) (注6)										
								第12期末	第13期末	第14期末	第15期末	第16期末	第17期末	第18期末	第19期末	第20期末	第21期末	
住居-1	エステイメゾン銀座	1	積和不動産	134	128	5,515.43	5,248.76	96.2	99.2	94.5	98.2	96.3	97.0	96.0	100.0	97.6	95.2	
住居-3	エステイメゾン麻布永坂	1	積和不動産	46	42	2,019.10	1,844.71	94.5	96.0	94.2	94.1	96.5	98.7	90.6	85.3	98.0	91.4	
住居-4	エステイメゾン恵比寿II	1	積和不動産	42	41	2,062.10	2,017.65	100.0	92.6	87.6	88.1	91.7	91.3	87.2	95.7	83.8	97.8	
住居-5	エステイメゾン恵比寿	1	積和不動産	27	25	781.02	730.46	96.8	96.1	96.8	92.1	100.0	96.8	92.8	96.1	96.1	93.5	
住居-6	エステイメゾン神田	1	積和不動産	68	67	1,706.54	1,684.51	94.8	98.7	100.0	100.0	100.0	97.4	96.1	100.0	93.2	98.7	
住居-8	エステイメゾン北新宿	1	積和不動産	41	40	1,881.19	1,831.55	100.0	92.7	95.0	97.1	90.0	88.3	98.7	94.2	98.1	97.4	
住居-10	エステイメゾン浅草駒形	1	積和不動産	86	84	2,978.28	2,872.17	100.0	93.6	92.8	94.3	96.9	98.6	97.7	96.5	95.6	96.4	
住居-11	エステイメゾン町田	1	積和不動産	95	91	3,090.89	2,980.56	97.5	94.4	100.0	93.4	94.9	96.3	95.5	95.8	95.8	96.4	
住居-12	エステイメゾン川崎	1	積和不動産	146	145	3,741.01	3,716.26	97.4	97.3	90.1	98.7	95.4	98.7	96.8	98.0	94.0	99.3	
住居-14	エステイメゾン新川崎	1	—	54	54	3,737.47	3,737.47	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
住居-15	エステイメゾン横浜	1	積和不動産	113	113	2,823.73	2,823.73	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	95.8	100.0	100.0	100.0	
住居-16	エステイメゾン亀戸	1	積和不動産	87	83	2,279.21	2,185.53	97.9	98.0	96.9	100.0	99.0	100.0	96.0	98.9	89.6	95.9	
住居-17	エステイメゾン目黒	1	積和不動産	37	36	1,070.13	1,043.24	97.5	100.0	97.5	97.5	90.5	100.0	97.5	91.8	97.5	97.5	
住居-18	エステイメゾン八千代緑が丘	1	株式会社 長谷ライブネット	53	51	4,815.26	4,664.72	96.9	100.0	95.3	95.3	95.1	93.6	95.3	98.4	91.4	96.9	
住居-19	エステイメゾン巢鴨	1	三井不動産住宅リース株式会社（注7）	38	38	2,619.17	2,619.17	95.1	97.3	84.4	95.0	100.0	97.2	97.3	94.7	92.5	100.0	
住居-20	エステイメゾン京橋	1	株式会社 長谷ライブネット	166	159	4,613.04	4,432.67	98.1	98.9	100.0	98.9	96.7	95.4	99.4	97.0	93.9	96.1	
住居-21	エステイメゾン目黒本町	1	積和不動産	30	28	1,656.02	1,546.71	96.9	100.0	93.8	93.8	96.9	96.4	100.0	96.9	89.8	93.4	
住居-22	エステイメゾン白楽	1	積和不動産	57	56	1,285.83	1,263.73	100.0	98.0	100.0	98.2	96.5	94.7	96.5	98.2	92.9	98.3	
住居-23	エステイメゾン南堀江	1	積和不動産関西 (注8)	60	60	1,804.48	1,804.48	97.0	100.0	96.8	96.8	98.4	98.6	97.2	98.6	95.4	100.0	
住居-24	エステイメゾン五反田	1	積和不動産	83	79	3,871.15	3,621.37	95.5	93.2	98.7	98.5	98.4	96.0	94.6	96.0	91.3	93.5	
住居-25	エステイメゾン大井仙台坂	1	積和不動産	83	82	2,979.85	2,940.40	98.4	97.6	94.3	95.5	95.8	97.4	96.1	99.2	99.2	98.7	
住居-26	エステイメゾン品川シーサイド	1	積和不動産	110	106	2,602.30	2,479.74	96.5	99.0	97.1	96.7	93.6	97.2	96.7	98.2	91.1	95.3	
住居-27	エステイメゾン南麻布	1	積和不動産	52	51	1,082.12	1,061.31	100.0	96.2	94.2	100.0	94.2	98.1	96.2	98.1	98.1	98.1	
住居-28	エステイメゾン城東	1	積和不動産関西 (注8)	64	62	2,065.92	2,004.12	95.1	96.8	98.5	100.0	97.0	98.5	90.7	97.0	93.6	97.0	

物件 番号	物件名称	テナ ント 数 (注1)	マスターリース 会社	住居 賃貸 可能 戸数 (注2)	住居 賃貸 戸数 (注3)	総賃貸可能 面積 (㎡) (注4)	総賃貸面積 (㎡) (注5)	稼働率 (%) (注6)										
								第12 期末	第13 期末	第14 期末	第15 期末	第16 期末	第17 期末	第18 期末	第19 期末	第20 期末	第21 期末	
住居-29	エステイメゾン 塚本	1	積和不動産関西 (注8)	96	94	2,321.04	2,272.68	100.0	100.0	99.0	100.0	100.0	100.0	100.0	96.9	88.5	95.8	97.9
住居-30	エステイメゾン 川崎Ⅱ	1	積和不動産	99	98	2,824.86	2,760.56	100.0	97.7	100.0	98.4	97.0	99.2	96.0	96.1	93.5	97.7	
住居-31	エステイメゾン 麻布十番	1	積和不動産	60	58	1,755.31	1,699.19	98.8	94.5	98.7	98.8	94.7	98.7	96.8	100.0	92.6	96.8	
住居-33	エステイメゾン 板橋本町	1	積和不動産	60	57	1,274.49	1,215.54	100.0	100.0	95.3	100.0	90.7	96.9	93.8	95.4	89.2	95.4	
住居-34	エステイメゾン 大泉学園	1	積和不動産	57	56	1,362.36	1,339.14	92.9	100.0	94.6	98.3	92.8	95.9	94.6	91.2	93.2	98.3	
住居-35	エステイメゾン 天神東Ⅰ	1	株式会社三好不動産	42	42	1,058.82	1,058.82	100.0	100.0	100.0	100.0	95.0	100.0	97.8	97.8	93.5	100.0	
住居-36	エステイメゾン 天神東Ⅱ	1	株式会社三好不動産	82	82	1,943.72	1,943.72	91.5	97.6	100.0	98.8	97.5	100.0	96.3	98.8	95.1	100.0	
住居-37	エステイメゾン 四条西洞院	1	株式会社 長谷工ライブネット	87	80	2,261.28	2,081.23	94.3	97.7	97.7	93.3	96.7	97.6	100.0	97.8	95.6	92.0	
住居-39	エステイメゾン 東品川	1	積和不動産	94	84	2,936.72	2,586.86	93.1	99.2	92.5	94.5	96.4	96.4	96.1	97.6	92.3	88.1	
住居-40	エステイメゾン 八王子みなみ野	1	積和不動産	86	83	2,155.16	2,079.98	98.8	87.2	89.5	88.4	93.0	91.9	94.2	98.8	95.3	96.5	
住居-41	エステイメゾン 西中島	1	積和不動産関西 (注8)	120	111	3,643.42	3,394.38	94.4	99.2	95.5	98.5	96.2	96.1	92.9	91.5	93.0	93.2	
住居-42	エステイメゾン 板橋区役所前	1	積和不動産	124	120	3,915.81	3,789.38	100.0	95.2	98.4	96.8	89.5	100.0	91.9	92.8	95.1	96.8	
住居-43	エステイメゾン 武蔵小山	1	株式会社 長谷工ライブネット	50	48	1,176.78	1,134.35	95.8	100.0	96.3	97.4	96.1	94.8	100.0	97.4	96.0	96.4	
住居-44	エステイメゾン 千駄木	1	株式会社 長谷工ライブネット	39	37	897.30	835.52	97.3	97.3	93.1	100.0	93.2	100.0	97.6	97.7	95.8	93.1	
住居-45	エステイメゾン 四谷坂町	1	三井不動産住宅リース 株式会社(注7)	59	56	2,453.17	2,338.70	92.4	96.7	96.3	95.8	94.4	92.8	85.1	98.1	96.7	95.3	
住居-46	エステイメゾン 博多東	1	株式会社三好不動産	160	153	9,106.08	8,703.08	98.2	98.3	97.0	96.7	96.8	97.9	98.4	98.9	94.7	95.6	
住居-47	エステイメゾン 上呉服	1	株式会社 長谷工ライブネット	62	61	2,261.91	2,228.13	95.5	98.5	97.2	100.0	97.3	89.7	97.0	97.0	92.5	98.5	
住居-48	エステイメゾン 三軒茶屋	1	積和不動産	36	36	856.08	856.08	89.0	100.0	100.0	100.0	91.7	88.8	97.3	100.0	100.0	100.0	
住居-50	ブライムメゾン 武蔵野の杜	1	積和不動産	77	74	3,924.58	3,775.84	95.8	94.0	98.7	95.8	91.7	98.7	93.2	97.6	96.4	96.2	
住居-51	ブライムメゾン 東桜	1	積和不動産中部	64	62	3,118.11	3,004.10	93.7	95.6	98.6	100.0	98.7	93.6	95.0	97.3	95.8	96.3	
住居-52	ブライムメゾン 萱場公園	1	積和不動産中部	27	26	2,163.98	2,080.28	85.0	92.4	92.8	96.3	96.3	100.0	100.0	100.0	92.4	96.1	
住居-53	エステイメゾン 三軒茶屋Ⅱ	1	積和不動産	24	23	894.64	868.21	97.0	97.0	95.0	100.0	100.0	97.0	91.1	100.0	91.2	97.0	
住居-54	エステイメゾン 板橋C6	1	積和不動産	120	116	4,036.66	3,898.76	94.7	96.8	94.3	98.2	94.3	93.3	94.5	94.6	91.1	96.6	
住居-55	マスト博多 (注9)	1	積和不動産九州	156	156	9,614.80	9,614.80	—	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
住居-56	エステイメゾン 錦糸町	1	積和不動産	54	54	1,611.54	1,611.54	—	93.1	100.0	97.2	97.3	97.3	95.8	97.3	97.2	100.0	
住居-57	エステイメゾン 武蔵小金井	1	積和不動産	96	92	2,275.24	2,187.04	—	86.3	94.2	97.1	98.1	93.2	90.2	93.2	97.1	96.1	
住居-58	ブライムメゾン 御器所	1	積和不動産中部	58	56	4,427.65	4,281.21	—	—	100.0	96.5	95.2	96.9	98.3	90.7	96.7	96.7	
住居-59	ブライムメゾン 夕陽ヶ丘	1	積和不動産関西 (注8)	26	26	2,040.35	2,040.35	—	—	92.3	84.6	95.9	92.8	87.7	100.0	100.0	100.0	
住居-60	ブライムメゾン 北田辺	1	積和不動産関西 (注8)	26	25	1,798.97	1,717.15	—	—	85.1	100.0	92.0	100.0	92.0	100.0	91.4	95.5	
住居-61	ブライムメゾン 百道浜(注9)	1	積和不動産九州	100	100	7,514.76	7,514.76	—	—	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
住居-62	エステイメゾン 秋葉原	1	積和不動産	79	76	2,324.65	2,236.88	—	—	98.7	100.0	93.7	97.5	95.0	100.0	97.5	96.2	
住居-63	エステイメゾン 笹塚	1	積和不動産	90	87	3,701.70	3,563.18	—	—	92.0	97.5	94.6	99.0	95.7	97.8	88.2	96.3	

物件 番号	物件名称	テナ ント 数 (注1)	マスターリース 会社	住居 賃貸 可能 戸数 (注2)	住居 賃貸 戸数 (注3)	総賃貸可能 面積 (㎡) (注4)	総賃貸面積 (㎡) (注5)	稼働率 (%) (注6)										
								第12 期末	第13 期末	第14 期末	第15 期末	第16 期末	第17 期末	第18 期末	第19 期末	第20 期末	第21 期末	
住居-64	ブライムメゾン 銀座イースト	1	積和不動産	143	136	6,177.20	5,877.58	-	-	-	93.6	92.5	95.0	98.1	97.3	96.3	95.1	
住居-65	ブライムメゾン 高見	1	積和不動産中部	28	25	2,016.79	1,802.51	-	-	-	89.7	96.4	85.9	100.0	92.4	89.3	89.4	
住居-66	ブライムメゾン 矢田南	1	積和不動産中部	26	26	2,168.59	2,168.59	-	-	-	91.9	91.5	92.3	100.0	96.2	95.7	100.0	
住居-67	ブライムメゾン 照葉(注9)	1	積和不動産九州	100	100	6,728.20	6,728.20	-	-	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
住居-68	エステイメゾン 東白壁(注9)	1	積和不動産中部	45	45	4,014.07	4,014.07	-	-	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
住居-69	エステイメゾン 千石	1	パシフィック・ディベ ロップメント アンド マネージメント 株式会社	56	55	1,498.13	1,473.79	-	-	-	100.0	95.1	97.3	94.4	89.7	98.4	98.4	
住居-70	エステイメゾン 代沢	1	パシフィック・ディベ ロップメント アンド マネージメント 株式会社	71	65	2,352.90	2,166.83	-	-	-	93.3	97.8	100.0	97.6	93.4	95.4	92.1	
住居-71	エステイメゾン 戸越	1	パシフィック・ディベ ロップメント アンド マネージメント 株式会社	83	82	1,943.17	1,922.70	-	-	-	97.9	96.8	96.9	100.0	98.9	100.0	98.9	
住居-72	エステイメゾン 瓦町	1	積和不動産関西 (注8)	85	81	3,486.48	3,308.73	-	-	-	95.7	94.2	94.3	95.1	99.0	94.5	94.9	
住居-73	エステイメゾン 西天満	1	積和不動産関西 (注8)	83	79	2,877.90	2,755.76	-	-	-	87.1	92.6	93.9	95.0	93.3	95.5	95.8	
住居-74	エステイメゾン 白金台	1	アール・エー・アセッ ト・マネージメント 株式会社	37	37	2,675.11	2,675.11	-	-	-	86.5	92.3	92.4	90.1	97.9	95.8	100.0	
住居-75	エステイメゾン 東新宿	1	東急住宅リース 株式会社	50	50	1,889.50	1,889.50	-	-	-	-	95.5	96.7	94.0	92.2	97.9	100.0	
住居-76	エステイメゾン 元麻布	1	パシフィック・ディベ ロップメント アンド マネージメント 株式会社	7	7	1,199.86	1,199.86	-	-	-	-	87.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
住居-77	エステイメゾン 都立大学	1	パシフィック・ディベ ロップメント アンド マネージメント 株式会社	20	19	1,035.78	994.00	-	-	-	-	89.6	100.0	92.8	93.5	87.1	96.0	
住居-78	エステイメゾン 武蔵小山II	1	パシフィック・ディベ ロップメント アンド マネージメント 株式会社	41	40	1,073.59	1,050.13	-	-	-	-	97.4	97.3	100.0	100.0	100.0	97.8	
住居-79	エステイメゾン 中野	1	パシフィック・ディベ ロップメント アンド マネージメント 株式会社	62	61	2,023.72	2,002.16	-	-	-	-	96.6	94.8	92.1	98.9	95.2	98.9	
住居-80	エステイメゾン 新中野	1	パシフィック・ディベ ロップメント アンド マネージメント 株式会社	41	37	1,107.57	1,018.31	-	-	-	-	97.8	95.7	96.2	98.0	98.0	91.9	
住居-81	エステイメゾン 中野富士見町	1	パシフィック・ディベ ロップメント アンド マネージメント 株式会社	38	33	1,299.60	1,130.69	-	-	-	-	84.6	97.7	100.0	87.4	90.8	87.0	
住居-82	エステイメゾン 哲学堂	1	パシフィック・ディベ ロップメント アンド マネージメント 株式会社	48	48	1,531.89	1,531.89	-	-	-	-	97.9	100.0	97.6	80.6	90.0	100.0	
住居-83	エステイメゾン 高円寺	1	パシフィック・ディベ ロップメント アンド マネージメント 株式会社	35	33	1,527.52	1,456.57	-	-	-	-	98.5	95.1	89.1	96.7	96.6	95.4	
住居-84	エステイメゾン 押上	1	パシフィック・ディベ ロップメント アンド マネージメント 株式会社	102	99	3,180.90	3,078.14	-	-	-	-	96.8	96.9	95.9	96.7	98.4	96.8	
住居-85	エステイメゾン 赤羽	1	パシフィック・ディベ ロップメント アンド マネージメント 株式会社	120	105	4,302.84	3,916.74	-	-	-	-	94.1	97.6	97.6	98.8	100.0	91.0	

物件 番号	物件名称	テナ ント 数 (注1)	マスターリース 会社	住居 賃貸 可能 戸数 (注2)	住居 賃貸 戸数 (注3)	総賃貸可能 面積 (㎡) (注4)	総賃貸面積 (㎡) (注5)	稼働率 (%) (注6)										
								第12 期末	第13 期末	第14 期末	第15 期末	第16 期末	第17 期末	第18 期末	第19 期末	第20 期末	第21 期末	
住居 86	エステイメゾン 王子	1	パシフィック・ディベ ロップメント アンド マネージメント 株式会社	68	66	2,289.44	2,208.32	-	-	-	-	95.5	96.6	94.4	94.0	94.4	96.5	
住居 87	プライムメゾン 早稲田	1	積和不動産	60	57	1,650.66	1,560.10	-	-	-	-	-	96.8	98.5	97.6	98.5	94.5	
住居 88	プライムメゾン 八丁堀	1	積和不動産	45	45	1,382.32	1,382.32	-	-	-	-	-	93.8	100.0	93.2	96.9	100.0	
住居 89	プライムメゾン 神保町	1	積和不動産	63	61	1,819.90	1,770.00	-	-	-	-	-	96.4	93.6	98.6	100.0	97.3	
住居 90	プライムメゾン 御殿山イースト	1	積和不動産	22	21	2,512.91	2,405.56	-	-	-	-	-	95.7	100.0	92.2	95.3	95.7	
住居 91	マストライフ 秋葉原(注9)	1	積和不動産	22	22	803.36	803.36	-	-	-	-	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
住居 92	エステイメゾン 葵	1	積和不動産中部	72	68	4,809.68	4,601.18	-	-	-	-	-	88.7	94.8	94.5	93.1	95.7	
住居 93	エステイメゾン 薬院	1	株式会社三好不動産	168	164	5,213.51	5,079.74	-	-	-	-	-	92.2	94.0	96.7	96.9	97.4	
住居 94	エステイメゾン 錦糸町Ⅱ	1	株式会社 長谷工ライブネット	294	288	9,469.65	9,223.57	-	-	-	-	-	-	94.1	95.2	96.5	97.4	
住居 95	エステイメゾン 大島	1	株式会社 長谷工ライブネット	313	302	9,905.97	9,528.25	-	-	-	-	-	-	94.9	98.8	98.9	96.2	
住居 96	プライムメゾン 富士見台	1	積和不動産中部	66	63	5,704.63	5,447.96	-	-	-	-	-	-	92.2	88.7	92.4	95.5	
住居 97	エステイメゾン 鶴舞(注9)	1	積和不動産中部	183	183	13,812.40	13,812.40	-	-	-	-	-	-	100.0	100.0	100.0	100.0	
住居 98	プライムメゾン 森下	1	積和不動産	86	85	2,180.78	2,155.77	-	-	-	-	-	-	-	97.7	97.7	98.9	
住居 99	プライムメゾン 品川	1	積和不動産	49	47	2,107.88	2,042.03	-	-	-	-	-	-	-	97.3	96.0	96.9	
住居 100	プライムメゾン 大通公園	1	積和不動産	125	115	7,360.37	6,638.99	-	-	-	-	-	-	-	94.1	90.9	90.2	
住居 101	プライムメゾン 南2条	1	積和不動産	117	116	6,019.09	5,967.42	-	-	-	-	-	-	-	98.3	100.0	99.1	
住居 102	プライムメゾン 鴨々川	1	積和不動産	96	94	4,102.08	4,027.20	-	-	-	-	-	-	-	98.0	97.4	98.2	
住居 103	プライムメゾン セントラル パーク	1	積和不動産九州	136	132	10,268.74	9,993.13	-	-	-	-	-	-	-	91.4	94.3	97.3	
住居 104	マストライフ 八広(注9)	1	積和不動産	102	102	3,409.16	3,409.16	-	-	-	-	-	-	-	100.0	100.0	100.0	
住居 105	プライムメゾン 恵比寿	1	積和不動産	98	93	3,010.66	2,866.19	-	-	-	-	-	-	-	99.0	99.2	95.2	
住居 106	エステイメゾン 芝浦	1	積和不動産	69	65	3,795.82	3,581.62	-	-	-	-	-	-	-	95.8	91.6	94.4	
住居 107	グランマスト 金沢西泉 (注9)	1	積和不動産中部	60	60	4,634.50	4,634.50	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	100.0	
住居 108	グランマスト 鶴の森(注9)	1	積和不動産中部	76	76	2,280.00	2,280.00	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	100.0	
住居 109	エステイメゾン つじヶ丘	1	積和不動産	28	26	1,849.70	1,739.70	-	-	-	-	-	-	-	-	92.3	94.1	
住居 110	エステイメゾン 港北綱島 (注9)	1	株式会社 コスモスイニシア	149	149	6,867.48	6,867.48	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	100.0	
住居 111	マストライフ 日野	1	積和不動産	72	69	2,827.55	2,707.73	-	-	-	-	-	-	-	-	-	95.8	
住居 112	プライムメゾン 横濱日本大通	1	積和不動産	126	117	5,461.13	5,158.24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	94.5	
住居 113	神戸女子学生 会館(注9)	1	積和管理関西 株式会社	770	770	15,341.68	15,341.68	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	
住居小計		106		9,038	8,769	353,735.54	343,261.92	96.8	97.1	96.4	96.8	96.1	96.6	96.3	96.7	96.0	97.0	

物件 番号	物件名称	テナ ント 数 (注1)	マスターリース 会社	住居 賃貸 可能 戸数 (注2)	住居 賃貸 戸数 (注3)	総賃貸可能 面積 (㎡) (注4)	総賃貸面積 (㎡) (注5)	稼働率 (%) (注6)										
								第12 期末	第13 期末	第14 期末	第15 期末	第16 期末	第17 期末	第18 期末	第19 期末	第20 期末	第21 期末	
商業 1	浜松プラザ (注10)	4	—	0	0	14,117.13	14,117.13	96.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
商業 4	b-town南青山	1	アール・エー・アセツ ト・マネジメント 株式会社	3	3	769.93	769.93	73.3	92.3	100.0	100.0	100.0	100.0	92.3	100.0	100.0	100.0	100.0
その他信託不動産 (商業施設) 小計		5		3	3	14,887.06	14,887.06	97.8	99.8	99.7	99.6	99.6	99.8	99.9	100.0	100.0	100.0	100.0
合計		111		9,041	8,772	368,622.60	358,148.98	97.3	98.3	97.7	97.7	97.1	97.5	97.1	97.4	96.7	97.2	97.2

(注1) 「テナント数」については、平成28年3月末日現在、各保有資産について信託受託者との間で直接の賃貸借契約関係にある賃借人の数を記載しています。但し、各保有資産に係る信託受託者とマスターリース会社との間でマスターリース契約を締結している場合、マスターリース会社が賃借人となることの同意を全てのエンドテナントより取得したものと仮定して、マスターリース会社の数を記載しています。また、特定のテナントが複数物件にわたって貸室を賃借している場合については、「住居小計」、「その他信託不動産(商業施設)小計」及び「合計」欄の記載は、かかるテナントを各物件ごとに別のテナントとして計算しています。本書において、「マスターリース会社」とは、本書の日付現在、マスターリース契約を本投資法人又は信託受託者との間で締結している賃借人をいい、「マスターリース契約」とは、本書の日付現在、マスターリース会社との間で第三者に転貸することを目的として締結されている建物全体の賃貸借契約をいいます。また、「エンドテナント」とは、マスターリース会社からの転借人及び本投資法人又は信託受託者との間で直接の賃貸借契約関係にある賃借人(マスターリース会社を除きます。)を総称するものとします。

(注2) 「住居賃貸可能戸数」には、平成28年3月末日現在、各保有資産について住居を用途として賃貸可能な戸数を記載しています。

(注3) 「住居賃貸戸数」には、平成28年3月末日現在、各保有資産について実際に住居を用途とする賃貸借契約が締結され、エンドテナントに対して賃貸している戸数を記載しています。但し、マスト博多、プライムメゾン百道浜、プライムメゾン照葉、エスティメゾン東白壁、マストライフ秋葉原、エスティメゾン鶴舞、マストライフ八広、グランマスト金沢西泉、グランマスト鶴の森、エスティメゾン港北綱島及び神戸女子学生会館に関しては、下記(注9)をご参照下さい。

(注4) 「総賃貸可能面積」は、各保有資産について賃貸が可能な面積(住宅、店舗、事務所等の用に供される面積に限り、駐車場の面積は含みません。)を意味し、平成28年3月末日現在の情報をもとに記載しています。但し、浜松プラザに関しては、下記(注10)をご参照下さい。

(注5) 「総賃貸面積」は、各保有資産について実際に賃貸借契約が締結され、エンドテナントに対して賃貸している面積を意味し、平成28年3月末日現在の情報をもとに記載しています。但し、住居、店舗、事務所等の用に供されている面積に限り、駐車場の面積を含まないものとします。なお、賃貸面積は、登記簿上の表示ではなく、賃貸借契約に表示されている賃貸面積の合計を記載しています。但し、賃貸借契約の表示に明白な誤謬がある場合は、竣工図面等をもとに記載しています。なお、マスト博多、プライムメゾン百道浜、プライムメゾン照葉、エスティメゾン東白壁、マストライフ秋葉原、エスティメゾン鶴舞、マストライフ八広、グランマスト金沢西泉、グランマスト鶴の森、エスティメゾン港北綱島及び神戸女子学生会館に関しては下記(注9)を、浜松プラザに関しては下記(注10)をご参照下さい。

(注6) 「稼働率」には、各期末現在の各保有資産の総賃貸可能面積に占める総賃貸面積の割合を記載しています。また、「住居小計」、「その他信託不動産(商業施設)小計」及び「合計」欄における稼働率は、それぞれの区分に属する保有資産について、その総賃貸可能面積の合計に占める総賃貸面積の合計の割合を記載しています。また、割合は、小数第二位を四捨五入して記載しています。

(注7) エスティメゾン巣鴨及びエスティメゾン四谷坂町のマスターリース会社である三井不動産住宅リース株式会社は、平成28年4月1日付で「三井不動産レジデンシャルリース株式会社」に社名を改称しています。

(注8) エスティメゾン南堀江、エスティメゾン城東、エスティメゾン塚本、エスティメゾン西中島、プライムメゾンタ陽ヶ丘、プライムメゾン北田辺、エスティメゾン瓦町及びエスティメゾン西天満のマスターリース会社は、積和不動産関西の業務体制の見直しに伴い、平成28年5月1日付で積和管理関西株式会社(以下「積和管理関西」といいます。)へ変更しています。なお、積和管理関西は積和不動産関西の100%子会社です。

(注9) マスト博多、プライムメゾン百道浜、プライムメゾン照葉、エスティメゾン東白壁、マストライフ秋葉原、グランマスト金沢西泉、グランマスト鶴の森及びエスティメゾン港北綱島は、マスターリース会社との間でマスターリース契約・賃料保証型の賃貸借契約を締結しているため、エンドテナントとの賃貸借契約の有無にかかわらず、「住居賃貸戸数」及び「総賃貸面積」には住居賃貸可能戸数及び総賃貸可能面積をそれぞれ記載しています。また、エスティメゾン鶴舞、マストライフ八広及び神戸女子学生会館は、マスターリース会社との間で、店舗部分又は郵便集配所についてマスターリース契約・パスル型、住居部分についてはマスターリース契約・賃料保証型の賃貸借契約を締結しているため、エンドテナントとの賃貸借契約の有無にかかわらず、「住居賃貸戸数」には住居賃貸可能戸数を、「総賃貸面積」には店舗部分又は郵便集配所に係るエンドテナントの賃貸面積と住居部分の賃貸可能面積と合算した数値を、それぞれ記載しています。なお、「マスターリース契約・賃料保証型」とは、マスターリース会社とその契約期間中固定賃料を支払うこととされているマスターリース契約を、「マスターリース契約・パスル型」とは、マスターリース会社が、エンドテナント等のマスターリース会社から物件を賃借するものから受領する賃料と同額の賃料を支払うこととされているマスターリース契約をいいます。

(注10) 前記「(イ) 信託不動産の価格及び投資比率」の(注6)に記載のとおり、本投資法人は、浜松プラザについて、浜松プラザイーストのゼビオ棟その他部分に係る不動産信託受益権の準共有持分49%のみを保有しているため、「総賃貸可能面積」及び「総賃貸面積」については、浜松プラザイーストのゼビオ棟その他部分全体の賃貸可能面積及び賃貸面積にそれぞれ持分割合を乗じ、小数第三位を切り上げて算出しています。

## B. 主要なテナントの概要

平成28年3月末日（第21期末）現在の保有資産にかかる信託不動産における主要なテナントは、以下のとおりです。

ここでいう「主要なテナント」とは、以下のいずれかの条件に該当するテナントをいいます。

- (i) ポートフォリオの賃貸面積の合計に対する賃貸面積（マスターリース会社とのマスターリース契約に基づく賃貸面積を含みます。）の割合が10%以上を占めるテナント（マスターリース会社を含みます。）
- (ii) 上記(i)以外で、利害関係者であるテナント（マスターリース会社から転賃を受けている場合を含みます。）

テナント名称	業種	賃貸物件数	契約満了日 及び 契約更改の 方法	年間賃料 (百万円) (注1) (注2)	比率 (%) (注3)	敷金・ 保証金 (百万円) (注2)	賃貸面積 (㎡) (注4)
積和不動産	不動産販売 及び賃貸業	50物件	(注5)	5,711	46.7	785	130,453.54
積和不動産中部	不動産販売 及び賃貸業	11物件	(注6)	1,158	9.5	251	48,126.80
積和不動産関西	不動産販売 及び賃貸業	8物件	(注7)	624	5.1	52	19,297.65
積和不動産九州	不動産販売 及び賃貸業	4物件	(注8)	548	4.5	59	33,850.89
積和管理関西	不動産管理業	1物件	(注9)	438	3.6	33	15,341.68
主要なテナントの合計				8,481	69.4	1,182	247,070.56
ポートフォリオの合計				12,226	100.0	2,016	358,148.98

(注1) 「年間賃料」は、平成28年3月末日現在の各保有資産にかかる賃貸借契約に基づく平成28年3月の月額賃料（但し、住居、店舗及び事務所等の用に供されている賃料（共益費を含みます。）に限り、賃貸借契約において明確に定められている駐車場やトランクルーム等の付属設備に係る使用料は除きます。）を、12倍して得られた金額を記載しています。なお、信託受託者とマスターリース会社との間でマスターリース契約・パススルー型の賃貸借契約を締結している保有資産については、マスターリース会社が支払うマスターリース賃料とエンドテナントからマスターリース会社に対して支払われる賃料が同額となっているため、エンドテナントとの間の賃貸借契約に基づく月額賃料をもとに算出しています。また、積和不動産をマスターリース会社とするマストライフ秋葉原及びマストライフ八広（店舗を除きます。）、積和不動産中部をマスターリース会社とするエステメゾン東白壁、エステメゾン鶴舞（店舗を除きます。）、グランマスト金沢西泉及びグランマスト鶴の森、積和不動産九州をマスターリース会社とするマスト博多、プライムメゾン百道浜及びプライムメゾン照葉、積和管理関西をマスターリース会社とする神戸女子学生会館（郵便集配所を除きます。）については、信託受託者とマスターリース会社との間でマスターリース契約・賃料保証型の賃貸借契約を締結しているため、賃貸借契約に表示されている月額賃料をもとに算出しています。かかる計算にあたっては、各社がマスターリース契約を締結する不動産等については、各社が賃貸人となることの同意を全てのエンドテナントより取得したものと仮定しています（下記（注2）及び（注4）において同様です。）。

(注2) 「年間賃料」及び「敷金・保証金」については、百万円未満を切り捨てて記載しています。なお、「敷金・保証金」は、平成28年3月末日現在の保有資産にかかる賃貸借契約に基づきます。

(注3) 「比率」については、ポートフォリオの年間賃料の合計に対する各主要なテナントの年間賃料の割合を記載しています。なお、小数第二位を四捨五入しています。

(注4) 「賃貸面積」は、平成28年3月末日現在の各保有資産について、実際に賃貸借契約が締結され、エンドテナントに対して賃貸している面積（住居、店舗及び事務所等の用に供されている面積に限り、駐車場の面積を含まないものとします。）を記載しています。但し、賃貸面積は、登記簿上の表示ではなく、賃貸借契約に表示されている賃貸面積の合計を記載し、賃貸借契約の表示に明白な誤謬がある場合は、竣工図面等をもとに記載しています。なお、積和不動産をマスターリース会社とするマストライフ秋葉原及びマストライフ八広（店舗を除きます。）、積和不動産中部をマスターリース会社とするエステメゾン東白壁、エステメゾン鶴舞（店舗を除きます。）、グランマスト金沢西泉及びグランマスト鶴の森、積和不動産九州をマスターリース会社とするマスト博多、プライムメゾン百道浜及びプライムメゾン照葉、積和管理関西をマスターリース会社とする神戸女子学生会館（郵便集配所を除きます。）については、信託受託者とマスターリース会社との間でマスターリース契約・賃料保証型の賃貸借契約を締結しているため、エンドテナントとの賃貸借契約の有無に関わらず、各物件の総賃貸可能面積を賃貸面積としています。

(注5) 積和不動産をマスターリース会社とする賃貸物件の契約満了日及び契約更改の方法は、以下のとおりです。

契約満了日	賃貸物件	契約更改の方法
平成28年7月31日	エステイメゾン銀座、エステイメゾン麻布永坂、 エステイメゾン恵比寿Ⅱ、エステイメゾン恵比寿、 エステイメゾン神田、エステイメゾン北新宿、 エステイメゾン浅草駒形、エステイメゾン町田、 エステイメゾン川崎	期間満了6か月前までに意思表示がなされなければ1年間自動更新
平成28年9月13日	エステイメゾン五反田、エステイメゾン大井仙台坂、 エステイメゾン品川シーサイド	
平成28年10月22日	エステイメゾン南麻布	
平成29年1月30日	エステイメゾン亀戸	
平成29年1月31日	エステイメゾン目黒	
平成29年2月27日	エステイメゾン横浜	
平成29年3月22日	エステイメゾン八王子みなみ野	
平成29年3月27日	エステイメゾン川崎Ⅱ	
平成29年3月31日	エステイメゾン目黒本町	
平成29年4月2日	エステイメゾン白楽	
平成29年5月10日	エステイメゾン麻布十番	
平成29年8月20日	エステイメゾン板橋本町、エステイメゾン大泉学園	
平成29年10月31日	エステイメゾン板橋区役所前	
平成30年1月28日	プライムメゾン横濱日本大通	
平成30年6月29日	エステイメゾン東品川	
平成30年12月14日	エステイメゾン三軒茶屋	
平成31年1月20日	マストライフ秋葉原	
平成31年11月3日	マストライフ八広	期間満了6か月前までに意思表示がなされなければ1年間自動更新
平成32年9月30日	プライムメゾン武蔵野の杜	
平成33年6月10日	エステイメゾン板橋C6	
平成33年7月31日	エステイメゾン三軒茶屋Ⅱ	
平成34年1月31日	エステイメゾン錦糸町	
平成34年3月31日	エステイメゾン武蔵小金井	
平成34年6月30日	エステイメゾン秋葉原	
平成34年9月30日	エステイメゾン笹塚、プライムメゾン銀座イースト	
平成35年9月30日	プライムメゾン早稲田、プライムメゾン八丁堀、 プライムメゾン神保町、プライムメゾン御殿山イースト	
平成36年11月30日	プライムメゾン森下、プライムメゾン品川、 プライムメゾン大通公園、プライムメゾン南2条、 プライムメゾン鴨々川	
平成37年1月31日	プライムメゾン恵比寿	
平成37年3月31日	エステイメゾン芝浦	
平成37年5月31日	エステイメゾンつつじヶ丘	
平成37年10月31日	マストライフ日野	



(注6) 積和不動産中部をマスターリース会社とする賃貸物件の契約満了日及び契約更改の方法は、以下のとおりです。

契約満了日	賃貸物件	契約更改の方法
平成29年9月30日	エステイメゾン東白壁	定期建物賃貸借契約のため期間満了にて終了
平成31年4月30日	エステイメゾン鶴舞	
平成32年3月31日	グランマスト金沢西泉、グランマスト鶴の森	
平成32年9月30日	プライムメゾン東桜、プライムメゾン萱場公園	期間満了6か月前までに意思表示がなされなければ1年間自動更新
平成34年3月31日	プライムメゾン御器所	
平成34年9月30日	プライムメゾン高見、プライムメゾン矢田南	
平成36年1月31日	エステイメゾン葵	
平成36年4月30日	プライムメゾン富士見台	

(注7) 積和不動産関西をマスターリース会社とする賃貸物件の契約満了日及び契約更改の方法は、平成28年3月末日時点において、以下のとおりですが、前記「A. 賃貸借状況の概要」の(注8)に記載のとおり、積和不動産関西の業務体制の見直しに伴い、下記8物件のマスターリース契約は、平成28年5月1日付で積和管理関西へ承継されています。

契約満了日	賃貸物件	契約更改の方法
平成28年8月31日	エステイメゾン塚本	期間満了6か月前までに意思表示がなされなければ1年間自動更新
平成28年11月14日	エステイメゾン城東	
平成29年3月8日	エステイメゾン南堀江	
平成29年7月30日	エステイメゾン西中島	
平成34年3月31日	プライムメゾン夕陽ヶ丘、プライムメゾン北田辺	
平成35年2月28日	エステイメゾン瓦町、エステイメゾン西天満	

(注8) 積和不動産九州をマスターリース会社とする賃貸物件の契約満了日及び契約更改の方法は、以下のとおりです。

契約満了日	賃貸物件	契約更改の方法
平成29年1月31日	マスト博多	定期建物賃貸借契約のため期間満了にて終了
平成29年3月31日	プライムメゾン百道浜	
平成29年9月30日	プライムメゾン照葉	
平成36年11月30日	プライムメゾンセントラルパーク	期間満了6か月前までに意思表示がなされなければ1年間自動更新

(注9) 積和管理関西をマスターリース会社とする賃貸物件の契約満了日及び契約更改の方法は、以下のとおりです。

契約満了日	賃貸物件	契約更改の方法
平成38年3月31日	神戸女子学生会館	定期建物賃貸借契約のため期間満了にて終了

C. 上位10テナント

平成28年3月末日（第21期末）現在の保有資産にかかる信託不動産について、主要なテナントを含む賃貸面積ベースの上位10社は、以下のとおりです。

テナント名	賃貸物件	契約満了日	賃貸面積（㎡） （注1）	比率（%） （注2）	
1. 積和不動産	（注3）		130,453.54	36.4	
2. 積和不動産中部	（注4）		48,126.80	13.4	
3. 株式会社長谷工ライブネット	エステイメゾン八千代緑が丘	平成29年1月31日	34,128.44	9.5	
	エステイメゾン京橋	平成29年3月31日			
	エステイメゾン武蔵小山	平成29年11月29日			
	エステイメゾン千駄木	平成30年2月5日			
	エステイメゾン四条西洞院、 エステイメゾン上呉服	平成30年4月24日			
	エステイメゾン錦糸町Ⅱ、 エステイメゾン大島	平成36年4月30日			
4. 積和不動産九州	（注5）		33,850.89	9.5	
5. パシフィック・ディベロップメント アンド マネージメント株式会社	エステイメゾン千石、 エステイメゾン代沢、 エステイメゾン戸越	平成35年2月28日	25,150.13	7.0	
	エステイメゾン元麻布、 エステイメゾン都立大学、 エステイメゾン武蔵小山Ⅱ、 エステイメゾン中野、 エステイメゾン新中野、 エステイメゾン中野富士見町、 エステイメゾン哲学堂、 エステイメゾン高円寺、 エステイメゾン押上、 エステイメゾン赤羽、 エステイメゾン王子	平成35年4月30日			
6. 積和不動産関西	（注6）		19,297.65	5.4	
7. 株式会社三好不動産	エステイメゾン天神東Ⅰ、 エステイメゾン天神東Ⅱ	平成29年9月30日	16,785.36	4.7	
	エステイメゾン博多東	平成30年3月25日			
	エステイメゾン薬院	平成36年3月31日			
8. 積和管理関西	（注7）		15,341.68	4.3	
9. 大和リース株式会社	浜松プラザ	平成46年11月18日	8,621.12	2.4	
10. 株式会社コスモスイニシア	エステイメゾン港北綱島	イースト	平成30年3月31日	6,867.48	1.9
		ウエスト	平成28年10月22日		
		アネックス	平成28年9月18日		
上位10テナントの合計			338,623.09	94.5	
ポートフォリオの合計			358,148.98	100.0	

（注1）前記「B. 主要なテナントの概要」の（注4）をご参照下さい。なお、株式会社コスモスイニシアをマスターリース会社とするエステイメゾン港北綱島については、信託受託者とマスターリース会社との間でマスターリース契約・賃料保証型の賃貸借契約を締結しているため、エンドテナントとの賃貸借契約の有無に関わらず、総賃貸可能面積を賃貸面積としています。また、浜松プラザのテナントである大和リース株式会社の賃貸面積については、前記「（イ）信託不動産の価格及び投資比率」の（注6）に記載のとおり、本投資法人は、浜松プラザについて、浜松プラザイーストのゼビオ棟その他部分に係る不動産信託受益権の準共有持分49%のみを保有しているため、賃貸借契約に表示されている賃貸面積に持分割合を乗じ、小数第三位を切り上げて算出しています。

（注2）ポートフォリオの賃貸面積合計に対する各上位10テナントの賃貸面積の割合については、小数第二位を四捨五入しています。

- (注3) 前記「B. 主要なテナントの概要」の(注5)をご参照下さい。
- (注4) 前記「B. 主要なテナントの概要」の(注6)をご参照下さい。
- (注5) 前記「B. 主要なテナントの概要」の(注8)をご参照下さい。
- (注6) 前記「B. 主要なテナントの概要」の(注7)をご参照下さい。
- (注7) 前記「B. 主要なテナントの概要」の(注9)をご参照下さい。

(ホ) ポートフォリオ分散の概要

平成28年3月末日（第21期末）現在の保有資産の用途別、地域別（住居のみ）及び築年数別のポートフォリオ分散状況並びに用途別平均築年数の概要は、以下のとおりです。なお、取得価格については、百万円未満を切り捨てており、また、投資比率については、小数第二位を四捨五入しています。従って、下記に記載の各投資比率の合計が100%とならない場合があります。また、築年数については、平成28年3月末日現在における築年数を基準としています。

A. 用途別分散状況

用途	取得価格（百万円）	投資比率（%）
住居	188,539	97.2
その他信託不動産（商業施設）	5,350	2.8
ポートフォリオ合計	193,890	100.0

B. 地域別分散状況（住居のみ）

地域	取得価格（百万円）	投資比率（%）
東京圏主要都市部 （重点投資エリア）	126,727	67.2
東京圏その他都市部	7,430	3.9
全国主要都市	54,382	28.8
ポートフォリオ合計	188,539	100.0

（注）ポートフォリオ全体では、東京圏主要都市部（重点投資エリア）、東京圏その他都市部及び全国主要都市への投資比率は、それぞれ66.1%、3.8%及び30.0%となっています。

C. 築年数別分散状況

築年数	取得価格（百万円）	投資比率（%）
5年未満	15,335	7.9
5年以上10年未満	105,845	54.6
10年以上	72,710	37.5
ポートフォリオ合計	193,890	100.0

D. 用途別平均築年数

用途	平均築年数（注）
住居	9.1年
その他信託不動産（商業施設）	13.8年
ポートフォリオ全体	9.2年

（注）平均築年数は取得価格に基づき算出される投資比率で加重平均して算出し、小数第二位以下を切り捨てて記載しています。

(へ) 個別信託不動産の概要

平成28年3月末日(第21期末)現在の保有資産にかかる信託不動産の個別の概要は、以下のとおりです。

A. 「特定資産(信託受益権)の概要」欄に関する説明

- (i) 「所在地(住所)」欄には、住居表示を、住居表示が未実施の物件については建物の登記簿(登記記録を含みます。以下同じです。)上表示されている建物の所在欄の内容を記載しています。また、「所在地(地番)」欄には、登記簿上表示されている地番(複数ある場合にはそのうち1筆の地番)を、それぞれ記載しています。
- (ii) 土地及び建物の「所有形態」欄には、信託不動産に関して不動産信託の受託者が保有する権利の種類を記載しています。
- (iii) 土地の「用途地域」欄には、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域の種類を記載しています。
- (iv) 土地の「面積」欄には、登記簿上表示されている地積(複数ある場合にはその合計)を記載しています。
- (v) 土地の「容積率」欄には、建築基準法第52条に定める、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合であって、用途地域等に応じて都市計画で定められる数値を記載しています。
- (vi) 土地の「建蔽率」欄には、建築基準法第53条に定める、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合であって、用途地域等に応じて都市計画で定められる数値を記載しています。
- (vii) 建物の「用途」欄には、登記簿上表示されている種類のうち、主要なものを記載しています。
- (viii) 建物の「延床面積」欄には、登記簿上表示されている主たる建物の床面積の合計を記載しています。
- (ix) 建物の「構造・階数」欄には、登記簿上表示されている構造及び階数を記載しています。なお、「構造・階数」欄に記載の略称は、それぞれ以下を表します。  
RC：鉄筋コンクリート造、SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造、S：鉄骨造、F：階数、B：地下
- (x) 建物の「建築時期」欄には、登記簿上表示されている当初新築時点を記載しています。
  - (x i) 「取得価格」は、百万円未満の金額を切り捨てて記載しています。
  - (x ii) 「前所有者」欄には、保有資産である信託受益権の売主を記載しています。
  - (x iii) 「前々所有者」欄には、保有資産である信託受益権の売主の前所有者を記載しています。
  - (x iv) 「前所有者」欄及び「前々所有者」欄に記載の以下の会社は、いずれも物件取得時に利害関係人等であった株式会社ジョイント・コーポレーション、株式会社エルカクエイ(現 株式会社ジョイント・レジデンシャル不動産)又は株式会社ジョイント・アセットマネジメント(現 株式会社リオ・アセットマネジメント)が資産の運用の委託を受けている、又は出資、匿名組合出資若しくは貸付を行っている若しくは行っていた特別目的会社です。  
有限会社セジテリアス・プロパティ  
有限会社アリエル・キャピタル・パートナーズ  
有限会社エウロパ・キャピタル・パートナーズ  
有限会社ウラヌス・キャピタル・パートナーズ  
有限会社アース・キャピタル・パートナーズ
- (x v) 「信託受託者」欄には、本投資法人が取得した信託受益権にかかる平成28年3月末日現在の信託受託者を記載しています。
- (x vi) 「PM会社」欄には、平成28年3月末日現在において、各信託不動産についてプロパティ・マネジメント業務を委託しているプロパティ・マネジメント会社を記載しています。
- (x vii) 「賃借人」欄には、平成28年3月末日現在において、信託受託者との間で直接の賃貸借関係にあるテナント(マスターリース会社を含みます。)を記載しています。

- (x viii) 「賃貸方式」欄には、賃借人が信託受託者との間で締結している賃貸借スキーム（直接賃貸する方式、転貸人に賃貸する方式等）を記載しています。なお、「マスターリース契約」とは、マスターリース会社との間で第三者に転貸することを目的として締結された建物全体の賃貸借契約をいいます。また、「マスターリース契約・パススルー型」とは、マスターリース会社が、エンドテナント等マスターリース会社から物件を賃借する者から受領する賃料と同額の賃料を支払うこととされているマスターリース契約をいい、「マスターリース契約・賃料保証型」とは、マスターリース会社が固定賃料を支払うこととされているマスターリース契約をいいます。

B. 「特記事項」欄に関する説明

「特記事項」欄の記載については、以下の事項を含む、保有資産の権利関係や利用等に関連して重要と考えられる事項の他、保有資産の評価額、収益性、処分性への影響度を考慮して重要と考えられる事項を記載しています。

- (i) 法令諸規則上の制限又は規制の主なもの
- (ii) 権利関係等にかかる負担又は制限の主なもの
- (iii) 信託不動産と隣接地との境界を越えた構築物等がある場合や境界確認等に問題がある場合の主なものとその協定等
- (iv) 共有者又は区分所有者との間でなされた合意事項又は協定等の主なもの

C. 「地域・物件特性」欄に関する説明

「地域・物件特性」欄の記載は、原則として各信託不動産にかかる鑑定機関の鑑定評価書又は調査報告書における記載を抜粋、要約又は参照して作成しています。

[住居-1] 物件名称：エステイメゾン銀座

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都中央区銀座三丁目11番19号 (地番) 東京都中央区銀座三丁目201番5				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅、店舗
	面積 (㎡)	636.36		延床面積 (㎡)	7,836.57
	容積率 (用途地域指定)	800%		構造・階数	SRC、16F/B1F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成17年2月7日
取得価格 (百万円)	5,290				
前所有者	株式会社ジョイント・コーポレーション		前々所有者	-	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産	
賃借人	積和不動産		賃貸方式	マスターリース契約・パススルー型	
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地については、中央区の「街並み誘導型地区計画」「用途別容積型地区計画」の適用区域に該当するため、当該地区計画による容積率緩和(1,000%)を受け、信託不動産にかかる建物は、かかる容積率に準拠して建築されています。その後、平成15年7月に地区計画の内容が変更され、容積率の緩和条件が厳しくなったため、現在においては既存不適格建築物の状態となっています。また、建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
地域・物件特性					
東京メトロ日比谷線「東銀座」駅徒歩約3分、都営地下鉄浅草線「東銀座」駅徒歩約1分に位置し、主に中高層の店舗兼事務所の他、マンション等が建ち並ぶ商住混在地域に立地しています。周辺には百貨店や芸術文化スポット等が点在しています。都心接近性や交通利便性を有するため、都心通勤者である若年単身者等を中心とした需要者層が見込まれる他、都心や臨海部立地の企業による法人契約等も期待できるため、幅広い需要が見込まれます。					

[住居-3] 物件名称：エステイメゾン麻布永坂

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都港区六本木五丁目13番12号 (地番) 東京都港区六本木五丁目362番11 他9筆				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	近隣商業地域、 第二種中高層住居専用地域		用途	共同住宅、店舗
	面積 (㎡)	677.45		延床面積 (㎡)	2,317.87
	容積率 (用途地域指定)	近隣商業地域：400% 第二種中高層住居専用地域 ：300%		構造・階数	SRC・RC、 15F／B1F
	建蔽率 (用途地域指定)	近隣商業地域：80% 第二種中高層住居専用地域 ：60%		建築時期	平成16年1月16日
取得価格 (百万円)	1,730				
前所有者	有限会社セジテリアス・ プロパティアー		前々所有者	株式会社ジョイント・ コーポレーション	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産	
賃借人	積和不動産		賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型	
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は、本来近隣商業地域については80%、第二種中高層住居専用地域については60%ですが、防火地域内の耐火建築物による緩和及び角地による加算により、それぞれ100%、80%となっています。 2. 信託不動産にかかる土地の容積率と建蔽率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均を算出すると、それぞれ362.29%、92.45%となります。					
地域・物件特性					
都営地下鉄大江戸線・東京メトロ南北線「麻布十番」駅徒歩約4分の、都道高輪麻布線沿いの高層の事務所・マンションが建ち並ぶ路線商業地域に立地しています。当該地域は、「麻布」エリアと、「六本木」エリアの間に位置し、都心接近性・利便性を志向する若年単身者、外資系企業社員や外国人などに人気のある地域で、これらのテナントからの需要が見込まれます。また、繁華街や公園にも近いことから、生活利便性、自然環境が良好です。					



【住居－4】物件名称：エステイメゾン恵比寿Ⅱ

特定資産（信託受益権）の概要			
所在地	(住所) 東京都渋谷区東四丁目13番1号 (地番) 東京都渋谷区東四丁目16番1		
土地	所有形態	所有権	建物
	用途地域	第二種住居地域	用途
	面積 (㎡)	561.58	延床面積 (㎡)
	容積率 (用途地域指定)	400%	構造・階数
	建蔽率 (用途地域指定)	60%	建築時期
取得価格 (百万円)	1,960		
前所有者	有限会社セジテリアス・プロパティ	前々所有者	株式会社ジョイント・コーポレーション
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産
賃借人	積和不動産	賃貸方式	マスターリース契約・パススルー型
特記事項			
1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来60%ですが、角地による加算及び第二種住居地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により80%となっています。			
地域・物件特性			
J R山手線・埼京線、東京メトロ日比谷線「恵比寿」駅徒歩約13分に位置し、中高層マンションの他に店舗、事務所などが混在する地域に立地しています。「恵比寿」・「広尾」エリアは東京23区内の高級住宅地の一つで、当該地周辺には著名な飲食店や物販店などが多いため生活利便性も高く、都心接近性・知名度を志向する単身者・都心通勤者・DINKS等を中心とした需要が見込まれます。			

[住居-5] 物件名称：エステイメゾン恵比寿

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都渋谷区広尾一丁目13番4号 (地番) 東京都渋谷区広尾一丁目17番3				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	169.00		延床面積 (㎡)	871.90
	容積率 (用途地域指定)	500%		構造・階数	SRC、10F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成16年10月20日
取得価格 (百万円)	700				
前所有者	有限会社アリエル・ キャピタル・パートナーズ	前々所有者	株式会社ジョイント・ コーポレーション		
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産		
賃借人	積和不動産	賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型		
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
地域・物件特性					
JR山手線・埼京線、東京メトロ日比谷線「恵比寿」駅徒歩約5分の、明治通り沿いに立地しています。周囲はマンション・店舗・オフィスビルが連たんしており、明治通りと駒沢通りの交差点に近く、代官山・渋谷・広尾エリアへのアクセスも良好です。「恵比寿」エリアは東京23区内の高級住宅地の一つであり、当該地周辺には著名な飲食店や物販店などが多いため、都心接近性・生活利便性を志向する、若年単身者・DINKS等による需要が見込まれます。					

[住居-6] 物件名称：エステイメゾン神田

特定資産（信託受益権）の概要			
所在地	(住所) 東京都千代田区神田多町二丁目3番4号 (地番) 東京都千代田区神田多町二丁目3番14 他3筆		
土地	所有形態	所有権	建物
	用途地域	商業地域	
	面積 (㎡)	307.69	
	容積率 (用途地域指定)	600%	
	建蔽率 (用途地域指定)	80%	
	所有形態	所有権	
	用途	共同住宅	
	延床面積 (㎡)	2,028.19	
	構造・階数	SRC、12F	
	建築時期	平成16年2月20日	
取得価格 (百万円)	1,360		
前所有者	有限会社セジテリアス・プロパティ	前々所有者	株式会社ジョイント・コーポレーション
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産
賃借人	積和不動産	賃貸方式	マスターリース契約・パススルー型
特記事項			
1. 信託不動産にかかる土地の容積率は本来600%ですが、千代田区の中神田中央地区地区計画による容積率緩和(660%)を受け、信託不動産にかかる建物は、かかる容積率に準拠して建築されています。その後、平成16年8月の地区計画の内容が変更され、容積率の緩和条件が厳しくなったため、現在においては既存不適格建築物の状態となっています。また、建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。			
地域・物件特性			
JR山手線・中央線・京浜東北線、東京メトロ銀座線「神田」駅徒歩約3分に位置し、中高層の事務所ビル及び中高層マンションが建ち並ぶ商住混在地域に立地しています。「丸の内」・「大手町」・「日本橋」エリアに近いため都心通勤者、若年単身者に加え、周辺に大学、専門学校が多く点在するため学生にも人気の高いエリアです。付近には商店街があり、買い物等の生活利便性も良好です。			

[住居-8] 物件名称：エステイメゾン北新宿

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都新宿区北新宿一丁目28番17号 (地番) 東京都新宿区北新宿一丁目932番 1				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	近隣商業地域、 第一種中高層住居専用地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	504.41		延床面積 (㎡)	2,204.07
	容積率 (用途地域指定)	近隣商業地域：400% 第一種中高層住居専用地域 ：300%		構造・階数	RC、10F
	建蔽率 (用途地域指定)	近隣商業地域：80% 第一種中高層住居専用地域 ：60%		建築時期	平成16年8月6日
取得価格 (百万円)	1,290				
前所有者	株式会社ジョイント・ コーポレーション		前々所有者	-	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産	
賃借人	積和不動産		賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型	
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の容積率及び建蔽率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均を算出すると、それぞれ395.02%、79.00%となります。					
地域・物件特性					
JR総武線「大久保」駅徒歩約5分、山手線「新大久保」駅徒歩約9分に位置し、中高層マンション、店舗、小規模ビル等の混在する商業地域に立地しています。大久保通り及び小滝橋通り等の道路交通条件が整っている他、新宿駅まで一駅の距離に位置する利便性を有しており、都心通勤者を中心とする若年単身者向けの需要が見込まれます。					

[住居-10] 物件名称：エステイメゾン浅草駒形

特定資産（信託受益権）の概要			
所在地	(住所) 東京都台東区駒形一丁目10番9号 (地番) 東京都台東区駒形一丁目8番3 他1筆		
土地	所有形態	所有権	建物
	用途地域	商業地域	
	面積 (㎡)	663.54	
	容積率 (用途地域指定)	700%	
	建蔽率 (用途地域指定)	80%	
	所有形態	所有権	
	用途	共同住宅	
	延床面積 (㎡)	3,406.10	
	構造・階数	SRC、13F	
	建築時期	平成16年7月28日	
取得価格 (百万円)	1,870		
前所有者	有限会社エウロパ・キャピタル・パートナーズ	前々所有者	株式会社エルカクエイ (現 株式会社ジョイント・レジデンシャル不動産)
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産
賃借人	積和不動産	賃貸方式	マスターリース契約・パススルー型
特記事項			
1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。			
地域・物件特性			
東京メトロ銀座線「浅草」駅徒歩約3分、都営地下鉄浅草線「浅草」駅徒歩約2分に位置し、店舗・事務所が建ち並ぶなか、マンション等もみられる地域に立地しています。「浅草」エリアは観光客で賑わうエリアでもあり、浅草寺「雷門」をはじめ、商店街や遊園地などショッピングやアミューズメントも充実しています。また都心部への交通アクセスも良好なため、近年では都心型マンション等の建築も見られます。単身者・DINKS等の需要が見込まれます。			

[住居-11] 物件名称：エステイメゾン町田

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都町田市原町田二丁目1番17号 (地番) 東京都町田市原町田二丁目1272番6 他3筆				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	587.48		延床面積 (㎡)	4,033.59
	容積率 (用途地域指定)	600%		構造・階数	SRC、15F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成16年2月23日
取得価格 (百万円)	1,360				
前所有者	有限会社セジテリアス・プロパティ	前々所有者	株式会社ジョイント・コーポレーション		
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産		
賃借人	積和不動産	賃貸方式	マスターリース契約・パススルー型		
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
地域・物件特性					
JR横浜線「町田」駅徒歩約7分、小田急小田原線「町田」駅徒歩約9分に位置し、中層のマンション等も多くみられる商住混在地域に立地しています。「新宿」・「横浜」エリアへの交通利便性と、駅前に百貨店等の大規模商業施設の他、飲食店・小売店舗等が集積していることによる生活利便性により、都心通勤者・若年単身者・DINKS等の需要が見込まれます。					

[住居-12] 物件名称：エステイメゾン川崎

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 神奈川県川崎市川崎区小川町14番24号 (地番) 神奈川県川崎市川崎区小川町14番24 他2筆				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	683.69		延床面積 (㎡)	4,656.10
	容積率 (用途地域指定)	800%		構造・階数	RC、13F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成16年7月15日
取得価格 (百万円)	2,130				
前所有者	有限会社エウロパ・ キャピタル・パートナーズ	前々所有者	株式会社ジョイント・ コーポレーション		
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産		
賃借人	積和不動産	賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型		
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の容積率は本来800%ですが、建築基準法に基づく前面道路の幅員による制限及び特定道路にかかる緩和により593.10%となっています。また、建蔽率は商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
地域・物件特性					
JR東海道線・京浜東北線・南武線「川崎」駅徒歩約7分、京浜急行本線・大師線「京急川崎」駅徒歩約7分に位置し、都心部及び「横浜」エリアへの交通アクセスは良好です。駅前には商業施設が集積し、生活利便性にも優れるため、若年単身者等の需要が見込まれます。					

[住居-14] 物件名称：エステイメゾン新川崎

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 神奈川県川崎市幸区古市場一丁目4番 (地番) 神奈川県川崎市幸区古市場一丁目4番1				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	第一種中高層住居専用地域 第一種住居地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	1,992.09		延床面積 (㎡)	3,737.47
	容積率 (用途地域指定)	200%		構造・階数	R C、5 F
	建蔽率 (用途地域指定)	60%		建築時期	平成11年3月5日
取得価格 (百万円)	1,018				
前所有者	富士ライフ株式会社 (現 富士オフィス& ライフサービス株式会社)		前々所有者	-	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	-	
賃借人	富士オフィス& ライフサービス株式会社		賃貸方式	直接契約	
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来60%ですが、角地による加算により70%となっています。					
地域・物件特性					
J R南武線「鹿島田」駅徒歩約17分、J R横須賀線・湘南新宿ライン「新川崎」駅徒歩約19分の多摩川沿いに立地するファミリー向け賃貸マンションです。最寄駅からやや距離はあるものの、近くに小学校・商店街等があり生活利便性に優れ、また、道路を隔てた多摩川河川敷には緑地やグラウンドがあるなど開放感があり、居住環境は良好です。住戸は全室南東向きのバルコニーを配し日照に優れ、駐車場も全戸数分を確保しています。					



[住居-15] 物件名称：エスティメゾン横浜

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町三丁目33番1号 (地番) 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町三丁目33番1				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅、店舗
	面積 (㎡)	611.41		延床面積 (㎡)	3,076.45
	容積率 (用途地域指定)	500%		構造・階数	RC、11F／B1F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成19年1月23日
取得価格 (百万円)	2,090				
前所有者	ダイドー住販株式会社	前々所有者	-		
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産		
賃借人	積和不動産	賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型		
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
地域・物件特性					
JR「横浜」駅徒歩約7分の、幹線道路である横浜駅泉町線沿いに位置する賃貸マンションです。近隣には、オフィスビル、共同住宅、一般住宅等があり、幹線道路の背後は、共同住宅を中心とする住宅地域となっています。当該地域は、各種商業施設が集積し各方面へのアクセスが良好なJR「横浜」駅への接近性に優れ、高い生活利便性を享受し得ることから、利便性を重視する単身者等を中心とした需要が見込まれます。					

[住居-16] 物件名称：エステイメゾン亀戸

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都江東区亀戸六丁目57番11号 (地番) 東京都江東区亀戸六丁目57番2 他1筆				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅、店舗
	面積 (㎡)	438.43		延床面積 (㎡)	2,899.67
	容積率 (用途地域指定)	600%		構造・階数	SRC、11F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成17年11月30日
取得価格 (百万円)	1,650				
前所有者	株式会社エルカクエイ (現 株式会社ジョイント・レジデンシャル不動産)	前々所有者	-		
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産		
賃借人	積和不動産	賃貸方式	マスターリース契約・パススルー型		
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
地域・物件特性					
JR総武線、東武亀戸線「亀戸」駅東口から徒歩約2分の、京葉道路(国道14号)沿いに位置する賃貸マンションです。近隣は低層階に小売・飲食店舗を有する共同住宅、事務所ビル等が建ち並ぶ地域です。当該地域は商業施設が集積し、都心中心部へのアクセスが良好なことから、利便性を重視する単身者等を中心とした需要が見込まれます。					

[住居-17] 物件名称：エステイメゾン目黒

特定資産（信託受益権）の概要			
所在地	(住所) 東京都目黒区三田二丁目10番12号 (地番) 東京都目黒区三田二丁目36番1		
土地	所有形態	所有権	所有形態
	用途地域	第一種中高層住居専用地域	用途
	面積 (㎡)	578.01	延床面積 (㎡)
	容積率 (用途地域指定)	200%	構造・階数
	建蔽率 (用途地域指定)	60%	建築時期
取得価格 (百万円)	887		
前所有者	有限会社ウラヌス・ キャピタル・パートナーズ	前々所有者	—
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産
賃借人	積和不動産	賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型
特記事項			
1. 信託不動産にかかる土地の容積率は本来200%ですが、前面道路の幅員規制により196%となっています。			
地域・物件特性			
JR山手線「目黒」駅西口から北へ徒歩約10分のところに位置する賃貸マンションです。JR「目黒」駅は平成12年9月に東急目黒線・都営地下鉄三田線・東京メトロ南北線が相互運転を開始したことにより、ターミナル駅としての性格を帯び、利便性が大幅に向上しています。周辺地域は、4～5階建て程度の中高層共同住宅が建ち並び、一部に戸建住宅が点在する閑静な住宅地です。目黒駅周辺の利便性の大幅な向上に伴い、都心へのアクセスを重視する単身者向けの住宅として堅調な賃貸需要が見込まれます。			

[住居-18] 物件名称：エステイメゾン八千代緑が丘

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 千葉県八千代市緑が丘一丁目2番8号 (地番) 千葉県八千代市緑が丘一丁目2番36				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅、事務所、店舗
	面積 (㎡)	1,289.14		延床面積 (㎡)	5,420.53
	容積率 (用途地域指定)	500%		構造・階数	SRC、13F/B1F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成10年1月10日
取得価格 (百万円)	1,348				
前所有者	個人		前々所有者	-	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	株式会社 長谷工ライブネット	
賃借人	株式会社 長谷工ライブネット		賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型	
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
地域・物件特性					
東葉高速鉄道「八千代緑が丘」駅北口から北へ徒歩約3分のところに位置するファミリー向け賃貸マンションです。東葉高速鉄道が、平成8年4月の開通以来、東京メトロ東西線と相互乗入をしたことにより、都心へのアクセスは良好です。周辺は、中高層共同住宅が建ち並び、また、複数の大規模商業施設が立地するなど、新興住宅地として生活利便性が高く、背後には戸建住宅が広がり、居住環境に恵まれた地域です。					

[住居-19] 物件名称：エスティメゾン巣鴨

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都豊島区巣鴨四丁目14番15号 (地番) 東京都豊島区巣鴨四丁目7番1				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	第一種中高層住居専用地域、近隣商業地域		用途	共同住宅、店舗
	面積 (㎡)	965.70		延床面積 (㎡)	2,785.83
	容積率 (用途地域指定)	第一種中高層住居専用地域 :300% 近隣商業地域:400%		構造・階数	RC、8F/B1F
	建蔽率 (用途地域指定)	第一種中高層住居専用地域 :60% 近隣商業地域:80%		建築時期	平成19年2月22日
取得価格 (百万円)	1,510				
前所有者	セントラル総合開発株式会社		前々所有者	-	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	三井不動産住宅リース株式会社 (注)	
賃借人	三井不動産住宅リース株式会社 (注)		賃貸方式	マスターリース契約・パススルー型	
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の容積率と建蔽率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均を算出すると、それぞれ325.86%、77.76%となります。					
地域・物件特性					
商店街に面した店舗付賃貸マンションです。JR山手線「巣鴨」駅から徒歩約12分、都電荒川線「庚申塚」駅から徒歩約4分のところに位置し、「巣鴨」駅は都営地下鉄三田線も接続しており、都心接近性は良好です。すべての住戸は日照・通風に優れた南東向きに配置されており、居住の快適性に優れ、日常の買い物や通勤・通学の利便性に優れていることから、ファミリー向けに堅調な需要が見込まれます。また、商店街の中心からやや離れているものの、店舗として一定の需要も期待できます。					

(注) 三井不動産住宅リース株式会社は、平成28年4月1日付で「三井不動産レジデンシャルリース株式会社」に商号を変更しています。

[住居-20] 物件名称：エステイメゾン京橋

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 大阪府大阪市都島区東野田町二丁目7番10号 (地番) 大阪府大阪市都島区東野田町二丁目7番2				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅、店舗
	面積 (㎡)	799.68		延床面積 (㎡)	5,995.82
	容積率 (用途地域指定)	600%		構造・階数	RC、15F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成18年3月2日
取得価格 (百万円)	2,774				
前所有者	有限会社 キャピタル・エッジ		前々所有者	-	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	株式会社 長谷エライブネット	
賃借人	株式会社 長谷エライブネット		賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型	
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
地域・物件特性					
大阪市営地下鉄長堀鶴見緑地線「京橋」駅の北方に近接し、同駅から徒歩約1分のところに位置しており、また、京阪本線「京橋」駅から徒歩約2分に位置する地上15階建の店舗付賃貸マンションです。大阪市都島区の南部を東西に走る国道1号の南側背後地にあり、周辺は事務所ビルや中小飲食店舗・小売店舗等が建ち並び、一般住宅も混在する地域です。「京橋」駅北側周辺では、住宅需要の都心回帰傾向等により、商業系用途から住居系用途への転用がみられ、マンション需要が増加傾向にあり、「梅田」、「淀屋橋」、「心齋橋」へのアクセス利便性の高い地域であることから、単身者等を中心に堅調な需要が見込まれます。					

[住居-21] 物件名称：エステイメゾン目黒本町

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都目黒区目黒本町四丁目8番21号 (地番) 東京都目黒区目黒本町四丁目170番22 他1筆				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	第一種中高層住居専用地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	865.22		延床面積 (㎡)	1,975.84
	容積率 (用途地域指定)	200%		構造・階数	RC、3F/B1F
	建蔽率 (用途地域指定)	60%		建築時期	平成18年2月22日
取得価格 (百万円)	1,220				
前所有者	株式会社 ジョイント・ランド (現 株式会社ジョイント・ レジデンシャル不動産)		前々所有者	-	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産	
借借人	積和不動産		賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型	
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来60%ですが、角地による加算により70%となっています。					
地域・物件特性					
東急目黒線「西小山」駅より徒歩約12分に位置し、中小規模一般住宅が建ち並ぶ中に、中低層の共同住宅もみられる地域に立地しています。目黒通り、26号線通り等の幹線道路からも距離があることから、車通りも少なく、閑静な住宅街を形成しています。付近には公園等があり、また、「西小山」駅や「武蔵小山」駅前には旧来からの商店街がみられる等、居住環境及び生活利便性は良好です。利便性及び住居の快適性を重視するシングル、DINKS等の少人数世帯の需要が見込まれます。					

[住居-22] 物件名称：エステイメゾン白楽

特定資産（信託受益権）の概要						
所在地	(住所) 神奈川県横浜市神奈川区六角橋一丁目18番19号 (地番) 神奈川県横浜市神奈川区六角橋一丁目121番 1					
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権
	用途地域	近隣商業地域			用途	共同住宅
	面積 (㎡)	457.54			延床面積 (㎡)	1,593.68
	容積率 (用途地域指定)	300%			構造・階数	RC、7F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%			建築時期	平成18年2月2日
取得価格 (百万円)	844					
前所有者	株式会社ジョイント・コーポレーション		前々所有者	—		
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産		
借借人	積和不動産		賃貸方式	マスターリース契約・パススルー型		
特記事項						
1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来80%ですが、角地による加算により90%となっています。						
地域・物件特性						
東急東横線「白楽」駅徒歩約4分に位置し、中低層の共同住宅、小売店舗等の建ち並ぶ商業地域に立地しています。近隣及び周辺は「白楽」駅から続く商店街となっており、小売・飲食店舗等があり、生活利便性は良好です。東京都心部及び横浜市中心部への通勤圏内にあり、交通利便性も良好であることから、単身者等を中心に需要が見込まれます。						



[住居-23] 物件名称：エステイメゾン南堀江

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 大阪府大阪市西区南堀江二丁目12番10 (地番) 大阪府大阪市西区南堀江二丁目12番1 他1筆				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅、店舗
	面積 (㎡)	475.06		延床面積 (㎡)	1,994.14
	容積率 (用途地域指定)	400%		構造・階数	RC、11F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成19年2月19日
取得価格 (百万円)	1,055				
前所有者	日本リアルネット株式会社		前々所有者	—	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産関西 (注)	
賃借人	積和不動産関西 (注)		賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型	
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
地域・物件特性					
大阪市営地下鉄長堀鶴見緑地線「西大橋」駅より徒歩約7分に位置する、地上11階建ての賃貸マンションです。近隣は事務所、営業所、マンション等が建ち並ぶ商業地域で、近年は「心齋橋」エリアに近接する立地条件や人気ショップ出店の影響もあって、注目度の高い地域になっています。また、駅や商業施設などへの接近性から生活利便性も高く、単身者等を中心に堅調な需要が見込まれます。					

(注) 平成28年5月1日付で、積和不動産関西の業務体制の見直しに伴い、PM会社及び賃貸人を積和不動産関西から積和管理関西へ変更しています。なお、積和管理関西は積和不動産関西の100%子会社です。

[住居-24] 物件名称：エステイメゾン五反田

特定資産（信託受益権）の概要						
所在地	(住所) 東京都品川区西五反田七丁目7番2号 (地番) 東京都品川区西五反田七丁目7番1、他2筆					
土地	所有形態	所有権（共有）（注1）		建物	所有形態	区分所有権
	用途地域	商業地域			用途	共同住宅、事務所
	面積（㎡） （注1）	593.32			延床面積（㎡） （注2）	5,590.34
	容積率 （用途地域指定）	800%/700%			構造・階数	SRC、14F/B1F
	建蔽率 （用途地域指定）	80%			建築時期	平成18年3月2日
取得価格（百万円）	3,043					
前所有者	株式会社ジョイント・コーポレーション		前々所有者	—		
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産		
賃借人	積和不動産		賃貸方式	マスターリース契約・パススルー型		
特記事項						
<p>1. 信託不動産にかかる土地の容積率は北東側接面都道より30m以内は800%、30m超は700%となっており、その対象面積による加重平均を算出すると792.89%となります。また、建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。</p> <p>2. 当該資産にかかる土地に地中埋設物が存在しますが、土地建物の遵法性、安全性及び現状の使用収益に特段影響を及ぼすものではありません。</p>						
地域・物件特性						
<p>JR山手線・都営地下鉄浅草線・東急池上線「五反田」駅徒歩約6分、東急目黒線「不動前」駅徒歩約10分、東急池上線「大崎広小路」駅徒歩約4分に位置しています。当該地域は、山手通り沿いに、中高層の店舗付事務所ビル、共同住宅等が建ち並ぶ商業地域です。3駅4路線の利用が可能のため、交通利便性も良好です。また、「五反田」駅前には商業地となっており、生活利便性も良好なため、利便性及び居住の快適性を重視するシングル、DINKSを中心に需要が見込まれます。</p>						

(注1) 敷地権（所有権の共有持分）の割合は426,933分の387,036ですが、面積は敷地全体の面積を記載しています。

(注2) 建物全体の延床面積を記載しています。本投資法人が保有している専有部分の延床面積は、3,637.18㎡です。

[住居-25] 物件名称：エステイメゾン大井仙台坂

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都品川区東大井五丁目9番10号 (地番) 東京都品川区東大井五丁目500番7				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅、店舗
	面積 (㎡)	558.39		延床面積 (㎡)	3,440.73
	容積率 (用途地域指定)	600%/500%		構造・階数	SRC、15F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成18年8月10日
取得価格 (百万円)	2,440				
前所有者	株式会社ジョイント・コーポレーション	前々所有者	—		
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産		
借借人	積和不動産	賃貸方式	マスターリース契約・パススルー型		
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の容積率は南東側接面都道及び南方都道より20m以内は600%、20m超は500%となっており、その対象面積による加重平均を算出すると582.89%となります。また、建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
地域・物件特性					
JR京浜東北線・根岸線・東急大井町線・東京臨海高速鉄道りんかい線「大井町」駅徒歩約5分に位置し、中高層店舗付共同住宅、小売店舗等が建ち並ぶ地域に立地しています。最寄駅の「大井町」駅付近には商店街もあり、生活利便性は良好です。また、主要ビジネス街への接近性も良好で、「羽田空港」まで約30分の距離にあることから、「羽田空港」へのアクセスを選好する社会人等の需要も見込まれる立地となっています。利便性及び居住の快適性を重視するシングル、DINKSを中心に需要が見込まれます。					

[住居-26] 物件名称：エステイメゾン品川シーサイド

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都品川区東品川三丁目25番20号 他 (地番) 東京都品川区東品川三丁目100番1 他2筆				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	準工業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	1,049.00		延床面積 (㎡)	3,127.48
	容積率 (用途地域指定)	300%		構造・階数 (注)	I、II : RC、7F III : RC、9F
	建蔽率 (用途地域指定)	60%		建築時期	平成18年6月23日
取得価格 (百万円)	2,200				
前所有者	株式会社エルカクエイ (現 株式会社ジョイント・ レジデンシャル不動産)	前々所有者	-		
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産		
借借人	積和不動産	賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型		
特記事項					
1. 信託不動産（エステイメゾン品川シーサイドI）にかかる土地の建蔽率は本来60%ですが、角地による加算により70%となっています。					
地域・物件特性					
京浜急行本線「青物横丁」駅徒歩約6分、東京臨海高速鉄道りんかい線「品川シーサイド」駅から徒歩約7分に位置する賃貸マンションです。「青物横丁」駅周辺においては、日用品の販売等を行う店舗や飲食店が数多く、「品川シーサイド」駅に隣接するスーパーマーケットも存し、生活利便性は良好です。都心への交通利便性も高く、企業が集積している「品川」や「川崎」及び「羽田空港」に近いことから、職住近接を希望する個人需要だけでなく、社宅として利用する法人需要が見込まれます。					

(注) エステイメゾン品川シーサイドは、I、II、IIIの合計3棟の建物から構成されています。

[住居-27] 物件名称：エステイメゾン南麻布

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都港区南麻布一丁目10番8号 (地番) 東京都港区南麻布一丁目2番40				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	準工業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	487.27		延床面積 (㎡)	1,479.61
	容積率 (用途地域指定)	400%		構造・階数	RC、7F
	建蔽率 (用途地域指定)	60%		建築時期	平成18年8月23日
取得価格 (百万円)	1,300				
前所有者	株式会社エルカクエイ (現 株式会社ジョイント・レジデンシャル不動産)	前々所有者	—		
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産		
賃借人	積和不動産	賃貸方式	マスターリース契約・パススルー型		
特記事項					
<p>1. 信託不動産にかかる土地の容積率は本来400%ですが、建築基準法第52条第1項及び第2項により247.20%となっています。</p> <p>2. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来60%ですが、建築基準法第53条第3項の緩和措置により80%となっています。</p>					
地域・物件特性					
<p>東京メトロ南北線及び都営地下鉄大江戸線「麻布十番」駅徒歩約8分、東京メトロ南北線及び都営地下鉄三田線「白金高輪」駅徒歩約12分に位置する賃貸マンションであり、都心接近性は良好です。「麻布十番」駅付近に商店街があり、物販・飲食店舗が数多くあります。都心接近性、最寄駅や勤務地への接近性等の立地条件を重視する社会人等を中心とした需要が見込まれます。</p>					

[住居-28] 物件名称：エステイメゾン城東

特定資産（信託受益権）の概要						
所在地	(住所) 大阪府大阪市城東区野江二丁目11番8号 (地番) 大阪府大阪市城東区野江二丁目59番					
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権
	用途地域	第一種住居地域			用途	共同住宅
	面積 (㎡)	740.49			延床面積 (㎡)	2,232.26
	容積率 (用途地域指定)	300%			構造・階数	RC、9F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%			建築時期	平成18年8月31日
取得価格 (百万円)	1,075					
前所有者	株式会社ジョイント・コーポレーション		前々所有者	信和建設株式会社		
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産関西 (注)		
賃借人	積和不動産関西 (注)		賃貸方式	マスターリース契約・パススルー型		
特記事項						
該当事項はありません。						
地域・物件特性						
大阪市営地下鉄谷町線「野江内代」駅及び京阪本線「野江」駅徒歩約9分に位置し、中高層の共同住宅、一般住宅のほか事業所等がみられる住宅地域に立地するやや広めのワンルームマンションです。大阪市都心部の「梅田」地区・「淀屋橋」地区へ10分程度で結ばれ、都心接近性・利便性を志向する単身者等の需要が見込まれます。						

(注) 平成28年5月1日付で、積和不動産関西の業務体制の見直しに伴い、PM会社及び賃貸人を積和不動産関西から積和管理関西へ変更しています。なお、積和管理関西は積和不動産関西の100%子会社です。

[住居-29] 物件名称：エスティメゾン塚本

特定資産（信託受益権）の概要			
所在地	(住所) 大阪府大阪市淀川区塚本二丁目13番5号 (地番) 大阪府大阪市淀川区塚本二丁目15番3		
土地	所有形態	所有権	所有形態
	用途地域	第一種住居地域、 準住居地域	用途
	面積 (㎡)	808.54	延床面積 (㎡)
	容積率 (用途地域指定)	300%	構造・階数
	建蔽率 (用途地域指定)	80%	建築時期
取得価格 (百万円)	1,250	建物	共同住宅
前所有者	株式会社ジョイント・ コーポレーション	前々所有者	東昌建設株式会社
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産関西 (注)
賃借人	積和不動産関西 (注)	賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型
特記事項			
該当事項はありません。			
地域・物件特性			
JR東海道本線「塚本」駅徒歩約5分に位置し、中高層の共同住宅（店舗付き含む）、一般住宅、事業所等が建ち並ぶ住宅地域に立地する賃貸マンションです。最寄駅から「大阪」駅まで1駅（約3分）であり、さらに「京都」・「神戸」方面とのアクセスにも恵まれ、都心接近性・利便性は良好です。利便性の高いワンルームマンションであり、若年単身者等の需要が見込まれます。			

(注) 平成28年5月1日付で、積和不動産関西の業務体制の見直しに伴い、PM会社及び賃貸人を積和不動産関西から積和管理関西へ変更しています。なお、積和管理関西は積和不動産関西の100%子会社です。

[住居-30] 物件名称：エステイメゾン川崎Ⅱ

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 神奈川県川崎市川崎区小川町12番4号 (地番) 神奈川県川崎市川崎区小川町12番4				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	601.38		延床面積 (㎡)	3,193.14
	容積率 (用途地域指定)	500%		構造・階数	RC、14F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成19年2月27日
取得価格 (百万円)	1,900				
前所有者	株式会社ジョイント・コーポレーション	前々所有者	—		
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産		
借借人	積和不動産	賃貸方式	マスターリース契約・パススルー型		
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
地域・物件特性					
J R東海道本線・京浜東北線・南武線「川崎」駅徒歩約9分、京浜急行本線「京急川崎」駅徒歩約10分に位置し、飲食店舗や共同住宅等が建ち並ぶ商住混在地域です。近隣地域の背後にはシネマコンプレックスやショップ、レストラン等で構成される複合商業施設があり、また、駅前地下街、デパート、スーパーにもほど近く、最寄駅への接近性、生活利便性は良好です。最寄駅や勤務地への接近性等の立地条件を重視する社会人等を中心とした需要が見込まれます。					



[住居-31] 物件名称：エステイメゾン麻布十番

特定資産（信託受益権）の概要						
所在地	(住所) 東京都港区麻布十番一丁目11番1号 (地番) 東京都港区麻布十番一丁目11番8					
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域			用途	共同住宅、店舗
	面積 (㎡)	380.26			延床面積 (㎡)	2,097.45
	容積率 (用途地域指定)	500%			構造・階数	RC、12F / B1F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%			建築時期	平成19年2月22日
取得価格 (百万円)	2,700					
前所有者	株式会社ジョイント・コーポレーション		前々所有者	—		
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産		
賃借人	積和不動産		賃貸方式	マスターリース契約・パススルー型		
特記事項						
1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。						
地域・物件特性						
都営地下鉄大江戸線・東京メトロ南北線「麻布十番」駅徒歩約1分に位置し、住宅と店舗が建ち並ぶ商住混在地域に立地しています。麻布十番は住宅としても商業エリアとしても地域の名声が高く、商住両面において高い需要を有するエリアです。当該物件は麻布十番大通りの背後に位置し、駅接近性に優れており、生活利便性は良好です。最寄駅への接近性等の立地条件を重視する社会人等を中心に需要が見込まれます。						

[住居-33] 物件名称：エステイメゾン板橋本町

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都板橋区大和町14番14号 (地番) 東京都板橋区大和町14番27 他2筆				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅、診療所
	面積 (㎡)	220.85		延床面積 (㎡)	1,446.78
	容積率 (用途地域指定)	600%		構造・階数	RC、12F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成19年2月27日
取得価格 (百万円)	1,000				
前所有者	株式会社エルカクエイ (現 株式会社ジョイント・レジデンシャル不動産)		前々所有者	双日株式会社	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産	
借借人	積和不動産		賃貸方式	マスターリース契約・パススルー型	
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
地域・物件特性					
都営地下鉄三田線「板橋本町」駅約10mに位置し、高層事務所ビルや共同住宅が建ち並ぶ商住混在地域に立地するワンルームタイプの賃貸マンションです。最寄駅からの接近性が極めて良好であり、また、大和町交差点周辺にはコンビニエンスストア、飲食店、銀行等があり利便性が良好であることから、立地条件を重視する学生、社会人等の需要が見込まれます。					

[住居-34] 物件名称：エステイメゾン大泉学園

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都練馬区東大泉二丁目12番15号 (地番) 東京都練馬区東大泉二丁目979番16 他1筆				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	準工業地域、近隣商業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	618.00		延床面積 (㎡)	1,542.16
	容積率 (用途地域指定)	準工業地域：200% 近隣商業地域：300%		構造・階数	RC、6F
	建蔽率 (用途地域指定)	準工業地域：60% 近隣商業地域：80%		建築時期	平成19年2月22日
取得価格 (百万円)	871				
前所有者	株式会社エルカクエイ (現 株式会社ジョイント・レジデンシャル不動産)		前々所有者	—	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産	
賃借人	積和不動産		賃貸方式	マスターリース契約・パススルー型	
特記事項					
<p>1. 信託不動産にかかる土地の容積率と建蔽率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均を算出すると、それぞれ241.50%、82.45%となります。</p> <p>2. 本件土地の東側道路は幅員約5.8mの主要生活道路です。練馬区まちづくり条例が施行されたことにより、再建築する際には、セットバック（道路中心から3m）が必要となります。</p>					
地域・物件特性					
<p>西武池袋線「大泉学園」駅徒歩約13分に位置するワンルームタイプの賃貸マンションです。当該地域は、生活利便性及び生活環境も良好で、練馬区の中でも住宅需要の高い地域であることから、戸建住宅や共同住宅が多く見受けられます。周辺には、複合商業施設や複合アミューズメント施設があり、生活利便性も良好です。立地条件を重視する学生、社会人等の需要が見込まれます。</p>					

[住居-35] 物件名称：エステイメゾン天神東 I

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 福岡県福岡市博多区須崎町 4 番 3 (地番) 福岡県福岡市博多区須崎町53番				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	239.18		延床面積 (㎡)	1,158.70
	容積率 (用途地域指定)	500%		構造・階数	SRC、15F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成19年 1 月31日
取得価格 (百万円)	445				
前所有者	合同会社 エム・ティー・ファースト		前々所有者	株式会社 コンダクト地域再生グループ (現 コンダクト株式会社)	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社		PM会社	株式会社三好不動産	
賃借人	株式会社三好不動産		賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型	
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の容積率は本来500%ですが、前面道路の幅員規制により477%となっています。また、建蔽率は本来80%ですが、角地による加算により90%となっています。					
地域・物件特性					
福岡市地下鉄空港線、箱崎線「中洲川端」駅徒歩約5分の中高層の共同住宅、中小規模小売店舗、事務所等が建ち並び商住混在地域に立地する賃貸マンションです。駅前には商店街も見受けられ、福岡の商業・ビジネスの中心である「天神」・「博多」エリアや福岡空港へのアクセスも容易であるなど、交通利便性及び生活利便性は良好です。都心居住の利便性を重視する単身者等を中心に需要が見込まれます。					

[住居-36] 物件名称：エステイメゾン天神東Ⅱ

特定資産（信託受益権）の概要			
所在地	(住所) 福岡県福岡市博多区須崎町6番12 (地番) 福岡県福岡市博多区須崎町109番1		
土地	所有形態	所有権	建物
	用途地域	商業地域	
	面積 (㎡)	514.89	
	容積率 (用途地域指定)	400%	
	建蔽率 (用途地域指定)	80%	
	所有形態	所有権	
	用途	共同住宅	
	延床面積 (㎡)	2,108.69	
	構造・階数	SRC、13F	
	建築時期	平成19年5月23日	
取得価格 (百万円)	840		
前所有者	合同会社 エム・ティー・ファースト	前々所有者	株式会社えん
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	PM会社	株式会社三好不動産
賃借人	株式会社三好不動産	賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型
特記事項			
該当事項はありません。			
地域・物件特性			
福岡市地下鉄空港線、箱崎線「中洲川端」駅徒歩約7分の中高層の共同住宅、中小規模小売店舗、事務所等が建ち並ぶ商住混在地域に立地する賃貸マンションです。駅前には商店街も見受けられ、福岡の商業・ビジネスの中心である「天神」・「博多」エリアや福岡空港へのアクセスも容易であるなど、交通利便性及び生活利便性は良好です。都心居住の利便性を重視する単身者等を中心に需要が見込まれます。			

[住居-37] 物件名称：エステイメゾン四条西洞院

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 京都府京都市下京区西洞院通四条下る妙伝寺町697番地 (地番) 京都府京都市下京区西洞院通四条下る妙伝寺町697番				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	400.59		延床面積 (㎡)	3,374.74
	容積率 (用途地域指定)	700%		構造・階数	R C、12F / B 1 F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成20年4月8日
取得価格 (百万円)	1,420				
前所有者	倶蘭堂ビル株式会社		前々所有者	-	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社		PM会社	株式会社 長谷工ライブネット	
賃借人	株式会社 長谷工ライブネット		賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型	
特記事項					
1. 平成19年9月1日より施行された京都市の新たな景観政策に関する条例等により、本件土地上の建物の高さは31mまでに制限されています（本件建物の高さは36mであり、将来、建物を建て替える場合には、同等の高さの建物が建設できない可能性があります。）。また、本件建物の意匠については、同条例等に定めるデザイン基準により、将来同様の建物を再建築できないおそれがあります。					
地域・物件特性					
京都市営地下鉄烏丸線「四条」駅、阪急京都線「烏丸」駅からそれぞれ徒歩約5分に位置し、中高層共同住宅、ビジネスホテル等が混在する地域に立地する単身者向けの賃貸マンションです。周辺には、スーパーや総合病院等の生活利便施設も揃っており、市中心部にありながら生活環境面での優位性も認められることから、勤務地への接近性を重視する単身者等の需要が見込まれます。					

[住居-39] 物件名称：エステイメゾン東品川

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都品川区東品川一丁目10番1号 (地番) 東京都品川区東品川一丁目51番1				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	準工業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	1,028.92		延床面積 (㎡)	3,338.12
	容積率 (用途地域指定)	300%		構造・階数	RC、8F
	建蔽率 (用途地域指定)	60%		建築時期	平成20年5月23日
取得価格 (百万円)	2,610				
前所有者	小田急不動産株式会社		前々所有者	—	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産	
賃借人	積和不動産		賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型	
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来60%ですが、角地による加算により70%となっています。					
地域・物件特性					
京浜急行本線「北品川」駅徒歩約8分、りんかい線・東京モノレール「天王洲アイル」駅より徒歩約11分に位置し、新幹線の利用が可能な「品川」駅や羽田空港へのアクセスも良好であるなど交通利便性に優れています。近隣は、中高層マンションの中に倉庫、事業所等が介在する住宅地域であり、幹線道路から一筋入った比較的閑静な環境です。生活環境も概ね良好であることから、主として都心への交通利便性を重視する単身者又は少人数世帯の需要が見込まれます。					

[住居-40] 物件名称：エステイメゾン八王子みなみ野

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都八王子市西片倉三丁目2番8号 (地番) 東京都八王子市西片倉三丁目2番6 他4筆				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	第一種住居地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	1,134.50		延床面積 (㎡)	2,243.06
	容積率 (用途地域指定)	200%		構造・階数	RC、5F
	建蔽率 (用途地域指定)	60%		建築時期	平成19年3月6日
取得価格 (百万円)	1,000				
前所有者	株式会社ジョイント・コーポレーション	前々所有者	株式会社イーカム		
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産		
賃借人	積和不動産	賃貸方式	マスターリース契約・パススルー型		
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来60%ですが、角地による加算により70%となっています。					
地域・物件特性					
JR横浜線「八王子みなみ野」駅から徒歩約7分に位置し、中低層の共同住宅、店舗等の建ち並ぶ住宅地域に立地しています。「八王子みなみ野」駅周辺は、独立行政法人都市再生機構の開発する「八王子みなみ野シティ」が広がっており、戸建住宅、共同住宅、商業施設が整然と配置され、計画的な街づくりが進められています。街づくりの進行に伴って、商業施設及び中低層の共同住宅、戸建分譲住宅等の供給が進行しており、単身社会人向けの広めのワンルームマンションの供給も増えてきています。駅周辺の商業施設は充実しており、近隣の居住環境も良好であることから、共同住宅の需要が見込まれる地域です。					



[住居-41] 物件名称：エステイメゾン西中島

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 大阪府大阪市東淀川区東中島二丁目 8 番21 (地番) 大阪府大阪市東淀川区東中島二丁目 8 番10 他 6 筆				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	969.02		延床面積 (㎡)	3,947.24
	容積率 (用途地域指定)	400%		構造・階数	RC、14F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成19年 4 月18日
取得価格 (百万円)	2,250				
前所有者	株式会社ジョイント・コーポレーション	前々所有者	株式会社ベイシス		
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産関西 (注)		
賃借人	積和不動産関西 (注)	賃貸方式	マスターリース契約・パススルー型		
特記事項					
該当事項はありません。					
地域・物件特性					
大阪市営地下鉄御堂筋線「西中島南方」駅及び阪急電鉄京都線「南方」駅徒歩約9分に位置し、戸建住宅、中高層の共同住宅、駐車場等が混在する地域に立地する単身者向けの賃貸マンションです。交通機関の分岐点としての機能を持つJR・大阪市営地下鉄御堂筋線「新大阪」駅にも接近性が優れ、交通利便性が良好であることから、マンション等の高層共同住宅を主とした住宅地域としての性格が強まっている地域です。幹線道路の背後に位置していますが、幹線道路沿いの高層マンションによって当該道路からの騒音はある程度遮断されており、住環境の点においても優れ、今後とも十分な競争力を維持すると予想されます。					

(注) 平成28年5月1日付で、積和不動産関西の業務体制の見直しに伴い、PM会社及び賃借人を積和不動産関西から積和管理関西へ変更しています。なお、積和管理関西は積和不動産関西の100%子会社です。

[住居-42] 物件名称：エステイメゾン板橋区役所前

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都板橋区板橋二丁目46番11号 (地番) 東京都板橋区板橋二丁目46番16				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域、第二種住居地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	731.71		延床面積 (㎡)	4,322.19
	容積率 (用途地域指定)	商業地域：600% 第二種住居地域：300%		構造・階数	R C、14F
	建蔽率 (用途地域指定)	商業地域：80% 第二種住居地域：60%		建築時期	平成19年4月22日
取得価格 (百万円)	2,700				
前所有者	株式会社グランメール	前々所有者	株式会社松下産業		
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産		
賃借人	積和不動産	賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型		
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率（商業地域）は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。また、容積率と建蔽率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均を算出すると、それぞれ566.49%、95.53%となります。					
地域・物件特性					
都営地下鉄三田線「板橋区役所前」駅徒歩約5分に位置し、共同住宅及び低層店舗兼住宅等が建ち並ぶ商住混在地域に立地しています。最寄駅である「板橋区役所前」駅は「大手町」駅まで直通であり、また、近隣には「板橋区役所」や「板橋郵便局」、多数の商店が建ち並ぶ商店街が存し、生活利便性に優れています。立地条件を重視する社会人等の需要が見込まれます。					

[住居-43] 物件名称：エステイメゾン武蔵小山

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都品川区荏原三丁目1番7号 (地番) 東京都品川区荏原三丁目193番3				
土地	所有形態	所有権（共有）（注1）	建物	所有形態	区分所有権
	用途地域	第一種住居地域		用途	共同住宅
	面積（㎡） （注1）	512.62		延床面積（㎡） （注2）	1,616.87
	容積率 （用途地域指定）	300%		構造・階数	R C、7 F
	建蔽率 （用途地域指定）	60%		建築時期	平成19年11月5日
取得価格（百万円）	1,012				
前所有者	株式会社フィンチ	前々所有者	-		
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	株式会社 長谷工ライブネット		
賃借人	株式会社 長谷工ライブネット	賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型		
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来60%ですが、角地による加算により70%となっています。					
地域・物件特性					
東急目黒線「武蔵小山」駅徒歩約6分に位置し、マンションや店舗付共同住宅、戸建住宅等が混在する商住混在地域に立地している賃貸マンションです。また、駅を中心に商店街が形成されており、住環境は概ね良好です。最寄駅からの接近性も比較的良好で都心への接近性も概ね良好であることから、立地条件を重視する社会人等の需要が見込まれます。					

(注1) 敷地権（所有権の共有持分）の割合は127,609分の117,678ですが、面積は敷地全体の面積を記載しています。

(注2) 建物全体の延床面積を記載しています。本投資法人が保有している専有部分の延床面積は、1,148.58㎡です。

[住居-44] 物件名称：エステイメゾン千駄木

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都文京区千駄木三丁目49番1 (地番) 東京都文京区千駄木三丁目238番16				
土地	所有形態	所有権（共有）（注1）		所有形態	区分所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅、店舗
	面積（㎡） （注1）	250.44		延床面積（㎡） （注2）	1,239.10
	容積率 （用途地域指定）	500%		構造・階数	RC・S、15F
	建蔽率 （用途地域指定）	80%		建築時期	平成20年1月9日
取得価格（百万円）	757				
前所有者	株式会社フィンチ		前々所有者	-	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	株式会社 長谷エライブネット	
賃借人	株式会社 長谷エライブネット		賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型	
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
地域・物件特性					
東京メトロ千代田線「千駄木」駅、JR山手線・京浜東北線「西日暮里」駅徒歩約6分に位置し、高層共同住宅のほか低層店舗兼住宅が混在する地域に立地する単身者向けの賃貸マンションです。複数駅、複数路線を利用でき、「東京」駅や「大手町」等のビジネス街への接近性が概ね良好であることから、立地条件を重視する社会人等の需要が見込まれます。					

(注1) 敷地権（所有権の共有持分）の割合は103,842分の89,730ですが、面積は敷地全体の面積を記載しています。

(注2) 建物全体の延床面積を記載しています。本投資法人が保有している専有部分の延床面積は、867.27㎡です。

[住居-45] 物件名称：エスティメゾン四谷坂町

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都新宿区四谷坂町6番20号 (地番) 東京都新宿区坂町15番1 他1筆				
土地	所有形態	所有権（共有）（注1）		所有形態	区分所有権
	用途地域	第一種住居地域、 第一種中高層住居専用地域		用途	共同住宅、店舗
	面積（㎡） （注1）	905.08		延床面積（㎡） （注2）	3,675.01
	容積率 （用途地域指定）	第一種住居地域： 400%/300% 第一種中高層住居専用地域： 300%		構造・階数	RC、7F
	建蔽率 （用途地域指定）	第一種住居地域：60% 第一種中高層住居専用地域： 60%		建築時期	平成20年3月29日
取得価格（百万円）	2,300				
前所有者	株式会社アドミラル コーポレーション		前々所有者	-	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	三井不動産住宅リース 株式会社（注3）	
賃借人	三井不動産住宅リース 株式会社（注3）		賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型	
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の容積率は西側区道（津の守坂通り）より20m以内は400%（第一種住居地域）、20m超は300%（第一種中高層住居専用地域）となっています。また、北側区道より20m以内は300%（第一種住居地域）、20m超は300%（第一種中高層住居専用地域）となっており、その対象面積による加重平均を算出すると367.8%となります。なお、建蔽率は建築基準法第53条第3項の緩和措置によりいずれの地域についても80%となっています。					
地域・物件特性					
都営新宿線「曙橋」駅徒歩約3分、東京メトロ丸ノ内線「四谷三丁目」駅徒歩約8分に位置し、中高層の共同住宅、店舗兼共同住宅等が建ち並ぶ商住混在地域に立地する単身者及びDINKS向けの賃貸マンションです。背後は中高層の共同住宅を中心とした住宅地域が広がっており、都心に近い住商混合地域としては繁華性が特別高いわけでもなく、住環境としては概ね良好です。立地条件を重視する社会人等の需要が見込まれます。					

(注1) 敷地権（所有権の共有持分）の割合は329,739分の245,317ですが、面積は敷地全体の面積を記載しています。

(注2) 建物全体の面積を記載しています。本投資法人が保有している専有部分の延床面積は、2,253.07㎡です。

(注3) 三井不動産住宅リース株式会社は、平成28年4月1日付で「三井不動産レジデンシャルリース株式会社」に商号を変更しています。

[住居-46] 物件名称：エステイメゾン博多東

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 福岡県福岡市博多区吉塚七丁目2番80 (地番) 福岡県福岡市博多区吉塚七丁目91番1 他7筆				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	準工業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	4,590.91		延床面積 (㎡)	9,465.09
	容積率 (用途地域指定)	200%		構造・階数	RC、9F
	建蔽率 (用途地域指定)	60%		建築時期	平成19年11月21日
取得価格 (百万円)	2,250				
前所有者	合同会社 エム・ティー・ファースト	前々所有者	-		
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	PM会社	株式会社三好不動産		
賃借人	株式会社三好不動産	賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型		
特記事項					
該当事項はありません。					
地域・物件特性					
JR鹿兒島本線・篠栗線「吉塚」駅徒歩約10分に位置し、共同住宅、事業所、倉庫、店舗等が混在する地域に立地する間取り1LDKから3LDKのマンションです。「博多」駅等へのアクセスも良好であり、駅周辺には官公庁、病院等の公共施設が多く存しています。					

[住居-47] 物件名称：エステイメゾン上呉服

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 福岡県福岡市博多区上呉服町13番3 (地番) 福岡県福岡市博多区上呉服町468番 他5筆				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	593.55		延床面積 (㎡)	2,523.71
	容積率 (用途地域指定)	400%		構造・階数	RC、14F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成20年3月14日
取得価格 (百万円)	900				
前所有者	オフィスネットワーク株式会社	前々所有者	-		
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	PM会社	株式会社 長谷エライブネット		
賃借人	株式会社 長谷エライブネット	賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型		
特記事項					
該当事項はありません。					
地域・物件特性					
当該地域は、旧来から戸建住宅が集積する地域であり、「天神」地区及び「博多駅前」地区の商業集積・ビジネスゾーンを至近に臨むため、その都心接近性、交通利便性から近年では共同住宅が頻繁に開発されている地域です。本物件は、福岡市地下鉄箱崎線「呉服町」駅徒歩約5分と交通至便な立地に位置し、戸建住宅、共同住宅が建ち並ぶ地域に存する賃貸マンションで、前面道路による容積制限を受けないため眺望等による高い住居環境が期待できます。					

[住居-48] 物件名称：エステイメゾン三軒茶屋

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都世田谷区三軒茶屋二丁目16番9 (地番) 東京都世田谷区三軒茶屋二丁目174番17				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	153.83		延床面積 (㎡)	954.94
	容積率 (用途地域指定)	600%		構造・階数	RC、13F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成20年1月22日
取得価格 (百万円)	871				
前所有者	株式会社星和ホームズ	前々所有者	-		
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産		
賃借人	積和不動産	賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型		
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
地域・物件特性					
東急田園都市線・世田谷線「三軒茶屋」駅徒歩約4分に位置し、店舗・事務所ビル、マンションが存する駅前の住商混在地域に立地しています。最寄駅までの交通接近条件に優れていることから、比較的良好な住環境が形成されています。最寄駅周辺には、多くの飲食店・生活用品店等が存し、居住の利便性に優れた人気の高いエリアです。都心への接近性に優れていることから、都心部へ通勤する単身者又は周辺の大学へ通学する学生等を中心に需要が見込まれます。					



[住居-50] 物件名称：プライムメゾン武蔵野の杜

特定資産（信託受益権）の概要			
所在地	(住所) 東京都小平市上水本町五丁目15番3号 (地番) 東京都小平市上水本町五丁目1496番2		
土地	所有形態	所有権	所有形態
	用途地域	第一種低層住居専用地域	用途
	面積 (㎡)	5,116.62	延床面積 (㎡)
	容積率 (用途地域指定)	80%	構造・階数
	建蔽率 (用途地域指定)	40%	建築時期
取得価格 (百万円)	1,560		
前所有者	積水ハウス	前々所有者	—
信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産
賃借人	積和不動産	賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型
特記事項			
該当事項はありません。			
地域・物件特性			
本物件は、JR中央本線「国分寺」駅徒歩約19分に位置し、主に低層の共同住宅や戸建住宅等が立ち並ぶ閑静な住宅地域（第一種低層住居専用地域）に立地しています。本物件周辺は、公園や学校などの公共施設が充実しており落ち着いた住環境が形成されています。最寄駅である「国分寺」駅からやや距離はあるものの、都心接近性と住環境の両方を重視する都心通勤者やファミリー層を中心とした賃貸需要が見込まれます。			

[住居-51] 物件名称：プライムメゾン東桜

特定資産（信託受益権）の概要				
所在地	(住所) 愛知県名古屋市東区東桜二丁目10番14号 (地番) 愛知県名古屋市東区東桜二丁目1006番			
土地	所有形態	所有権	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域	用途	共同住宅
	面積 (㎡)	846.05	延床面積 (㎡)	3,517.62
	容積率 (用途地域指定)	400%	構造・階数	SRC、14F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%	建築時期	平成20年2月15日
取得価格 (百万円)	1,140			
前所有者	積水ハウス	前々所有者	-	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産中部	
賃借人	積和不動産中部	賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型	
特記事項				
1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来80%ですが、角地による加算により90%となっています。				
地域・物件特性				
本物件は、名古屋市営地下鉄桜通線「高岳」駅徒歩約3分に位置し、名古屋市内有数の商業集積地である「栄」エリアに隣接しており、都心接近性に恵まれ生活利便性に優れています。都心接近性及び利便性を志向する単身者・DINKS等を中心とした賃貸需要が見込まれます。				

[住居-52] 物件名称：プライムメゾン萱場公園

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 愛知県名古屋市千種区萱場二丁目7番13号 (地番) 愛知県名古屋市千種区萱場二丁目703番				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	第一種住居地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	1, 129. 02		延床面積 (㎡)	2, 301. 42
	容積率 (用途地域指定)	200%		構造・階数	R C、10F
	建蔽率 (用途地域指定)	60%		建築時期	平成18年11月7日
取得価格 (百万円)	640				
前所有者	積水ハウス	前々所有者	-		
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産中部		
賃借人	積和不動産中部	賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型		
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来60%ですが、角地による加算により70%となっています。 2. 本物件の所在地は、平成20年10月31日付で31m高度地区に指定されていますが、建物の高さが31.38mあるため、 現在においては既存不適格建築物の状態となっています。					
地域・物件特性					
本物件は、名古屋市営地下鉄名城線「ナゴヤドーム前矢田」駅徒歩約12分に位置し、最寄駅から名古屋市都心の「栄」駅まで約15分と都心接近性は良好です。本物件周辺には、大型ショッピングモールがあり、本物件の所在する地域の南方エリアは文教施設が集積しています。また、本物件南側対面は公園となっており、南面採光が確保されているなど、本物件は生活利便性・住環境に恵まれていることから、都心外延の住宅ゾーンとしてファミリー層を中心とした賃貸需要が見込まれます。					

[住居-53] 物件名称：エステイメゾン三軒茶屋Ⅱ

特定資産（信託受益権）の概要			
所在地	(住所) 東京都世田谷区下馬三丁目11番6 (地番) 東京都世田谷区下馬三丁目46番13		
土地	所有形態	所有権	所有形態
	用途地域	第一種中高層住居専用地域	用途
	面積 (㎡)	473.85	延床面積 (㎡)
	容積率 (用途地域指定)	200%	構造・階数
	建蔽率 (用途地域指定)	60%	建築時期
取得価格 (百万円)	714		
前所有者	合同会社DAF	前々所有者	三菱商事株式会社
信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産
賃借人	積和不動産	賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型
特記事項			
1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来60%ですが、角地による加算により70%となっています。 2. 西側接面道路は、都市計画道路（計画決定により拡幅予定）です。			
地域・物件特性			
本物件は、東急田園都市線「三軒茶屋」駅徒歩約16分に位置し、中低層の賃貸マンション、戸建住宅等が建ち並ぶ良好な住環境が形成される住宅地域に立地しています。最寄駅からやや距離はあるものの、バス便も充実していることから、交通利便性は良好であり、また本物件が所在する「三軒茶屋」エリアは、飲食・物販店舗等が集積し、商業繁華性も比較的高いことから、本物件は、特に都心接近性、生活利便性に加え住環境を重視する若年単身者やDINKS層を中心とした賃貸需要が見込まれます。			

[住居-54] 物件名称：エスティメゾン板橋C6

特定資産（信託受益権）の概要			
所在地	(住所) 東京都板橋区大山東町32番16 (地番) 東京都板橋区大山東町32番2 他10筆		
土地	所有形態	所有権	建物
	用途地域	商業地域、第二種住居地域	用途
	面積 (㎡)	773.48	延床面積 (㎡)
	容積率 (用途地域指定)	商業地域：600% 第二種住居地域：300%	構造・階数
	建蔽率 (用途地域指定)	商業地域：80% 第二種住居地域：60%	建築時期
取得価格 (百万円)	2,260		
前所有者	東西ミテツア合同会社	前々所有者	オリックス不動産株式会社
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産
賃借人	積和不動産	賃貸方式	マスターリース契約・パススルー型
特記事項			
1. 信託不動産にかかる土地の容積率と建蔽率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均を算出すると、それぞれ582.37%、98.23%となります。なお、信託不動産にかかる土地の建蔽率は、本来商業地域については80%、第二種住居地域については60%ですが、防火地域内の耐火建築物による緩和により、それぞれ100%、70%となっています。			
地域・物件特性			
本物件は、都営地下鉄三田線「板橋区役所前」駅徒歩約3分、東武東上線「大山」駅徒歩約10分に位置し、中高層の店舗付共同住宅等が建ち並ぶ商住混在地域に立地するシングルタイプを中心とした賃貸マンションです。自転車メンテナンススペースや花粉除去装置に加えて、各階の共用部分に自転車置き場を備えている等、一般の賃貸マンションと差別化が図られています。また、近隣には充実した商店街もみられ、都心主要部へのアクセスも良好であることから、生活利便性及び通勤通学利便性を重視する健康志向の高い単身者やDINKS層を中心とした賃貸需要が見込まれます。			

[住居-55] 物件名称：マスト博多

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 福岡県福岡市博多区博多駅前四丁目22番25 (地番) 福岡県福岡市博多区博多駅前四丁目299番2 他1筆				
土地	所有形態	一般定期借地権		所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	2,457.01		延床面積 (㎡)	11,621.67
	容積率 (用途地域指定)	400%		構造・階数	SRC、14F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成17年1月15日
取得価格 (百万円)	1,920				
前所有者	積和不動産九州		前々所有者	-	
信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産九州	
賃借人	積和不動産九州		賃貸方式	マスターリース契約・賃料保証型	
特記事項					
<p>1. 信託不動産の容積率は、本来400%ですが、公開空を適切に維持管理すること等を条件として、建築基準法第59条の2に基づく容積率の緩和を受け、437.65%となっています。</p> <p>2. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来80%ですが、角地による加算により90%となっています。</p> <p>3. 独立行政法人都市再生機構を土地所有者とし、借地期間を平成14年12月1日から50年間とする一般定期借地権です。</p> <p>4. 定期借地権を譲渡するときは予め土地所有者に対し譲渡契約の詳細を書面にて通知の上、土地所有者の書面による承諾を受けることが必要となります。また、対象建物について所有権の移転及び質権、抵当権その他の担保を目的とする権利を設定しようとするとき、並びに建物を再築し若しくは増改築し又は建物等にその他の工作をしようとするとき等にも土地所有者の書面による承諾が必要となります。</p> <p>5. 定期借地契約締結後30年を経過した日から定期借地期間の満了する日の1年前までの間に、借地権者及び土地所有者は、相互に対象土地の譲渡を申し出ることができ、相手方がこの申出を承諾したときは、土地所有者は、借地権者に対して1年以内に対象土地を譲り渡すものとされています。なお、その譲渡価格その他の譲渡条件については、土地所有者の定めるところによるものとされています。</p>					
地域・物件特性					
<p>本物件は、JR鹿児島本線及び福岡市地下鉄空港線「博多」駅から徒歩約11分に位置し、最寄駅まで徒歩圏内にあることから交通利便性に優れており、また、「博多」駅から福岡市最大の繁華街である「天神」駅までは福岡市地下鉄空港線を利用して約5分と、福岡市の中心部に立地しています。</p>					

[住居-56] 物件名称：エステイメゾン錦糸町

特定資産（信託受益権）の概要			
所在地	(住所) 東京都墨田区錦糸一丁目1番8 (地番) 東京都墨田区錦糸一丁目4番3 他1筆		
土地	所有形態	所有権	建物
	用途地域	商業地域	用途
	面積 (㎡)	338.57	延床面積 (㎡)
	容積率 (用途地域指定)	500%	構造・階数
	建蔽率 (用途地域指定)	80%	建築時期
取得価格 (百万円)	1,050		
前所有者	— (注)	前々所有者	— (注)
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産
賃借人	積和不動産	賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型
特記事項			
該当事項はありません。			
地域・物件特性			
本物件は、JR総武本線「錦糸町」駅徒歩約7分、東京メトロ半蔵門線「錦糸町」駅徒歩約8分に位置し、背後は「大横川親水公園」となっています。「錦糸町」エリアは駅周辺の再開発により年々商業施設が充実してきており、都心へのアクセスも良好であることから、都心通勤者等による賃貸需要も根強く、また、平成24年5月には「東京スカイツリー」が開業しており、周辺エリアの利便性等の向上が期待され、今後も賃貸需要が堅調に推移することが見込まれます。			

(注) 前所有者及び前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、当該取得先は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

[住居-57] 物件名称：エステイメゾン武蔵小金井

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都小金井市本町二丁目6番5 (地番) 東京都小金井市本町二丁目1912番7 他2筆				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅、店舗
	面積 (㎡)	520.25		延床面積 (㎡)	2,676.36
	容積率 (用途地域指定)	500%		構造・階数	SRC・RC、 13F/B1F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成17年2月2日
取得価格 (百万円)	1,450				
前所有者	ケッペル・プロパティーズ 合同会社	前々所有者	— (注)		
信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産		
賃借人	積和不動産	賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型		
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
地域・物件特性					
本物件は、JR中央本線「武蔵小金井」駅徒歩約2分に位置するシングルタイプの賃貸マンションです。最寄駅への接近性に優れ、駅前には大型商業施設が立地しており、高い商業利便性を有しています。また、周辺には大学・各種専門学校等の教育機関が多く、公共・公益的施設も充実しているため、社会人や学生からの需要が見込まれます。					

(注) 前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。



[住居-58] 物件名称：プライムメゾン御器所

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 愛知県名古屋市中昭和区阿由知通二丁目17番地2 (地番) 愛知県名古屋市中昭和区阿由知通二丁目17番2 他5筆				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	近隣商業地域 第一種住居地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	1,429.67		延床面積 (㎡)	4,691.72
	容積率 (用途地域指定)	近隣商業地域：400% 第一種住居地域：200%		構造・階数	SRC、14F
	建蔽率 (用途地域指定)	近隣商業地域：80% 第一種住居地域：60%		建築時期	平成20年10月28日
取得価格 (百万円)	1,640				
前所有者	積水ハウス		前々所有者	-	
信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産中部	
賃借人	積和不動産中部		賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型	
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の容積率と建蔽率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均を算出すると、それぞれ341.96%及び94.19%となります。なお、信託不動産に係る土地の建蔽率は、本来、近隣商業地域については80%、第一種住居地域については60%ですが、防火地域内の耐火建築物及び角地による緩和により、それぞれ100%、80%となっています。					
地域・物件特性					
本物件は、名古屋市営地下鉄鶴舞線・桜通線「御器所」駅徒歩約4分に位置し、御器所駅を中心にマンションやロードサイド店舗が多い商住混在地域に立地しています。当該物件の所在する昭和区は閑静な住宅地エリアを中心とする区であり、良好な住宅地域となっています。また、最寄駅から「名古屋」駅までは約15分と公共交通の接近性にも恵まれています。更に、当該物件は、床暖房付リビング等分譲マンション水準の仕様となっていることから、快適性・利便性を志向するファミリー層を主たる需要層としています。					

[住居-59] 物件名称：プライムメゾン夕陽ヶ丘

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 大阪府大阪市天王寺区上汐五丁目4番13 (地番) 大阪府大阪市天王寺区上汐五丁目4番15				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	第二種住居地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	547.15		延床面積 (㎡)	2,336.49
	容積率 (用途地域指定)	400%		構造・階数	RC、14F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成19年2月16日
取得価格 (百万円)	810				
前所有者	積水ハウス		前々所有者	-	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産関西 (注)	
賃借人	積和不動産関西 (注)		賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型	
特記事項					
該当事項はありません。					
地域・物件特性					
本物件は、大阪市営地下鉄谷町線「四天王寺前夕陽ヶ丘」駅から徒歩約3分に位置し、周辺には共同住宅、事務所、寺院等が混在する地域に位置する高層賃貸マンションです。また、当該物件の所在する「天王寺区」は、ファミリー向けの住宅地域としての選好性が強く、その利便性の高さから人口・世帯数ともに安定的に増加傾向が続いています。当該物件は、大阪中心部へのアクセスが良好であり、大阪中心部への接近性を重視するファミリー向け賃貸マンションとなっています。					

(注) 平成28年5月1日付で、積和不動産関西の業務体制の見直しに伴い、PM会社及び賃借人を積和不動産関西から積和管理関西へ変更しています。なお、積和管理関西は積和不動産関西の100%子会社です。

[住居-60] 物件名称：プライムメゾン北田辺

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 大阪府大阪市東住吉区北田辺四丁目9番17 (地番) 大阪府大阪市東住吉区北田辺四丁目25番				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	近隣商業地域 第一種住居地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	640.92		延床面積 (㎡)	2,112.46
	容積率 (用途地域指定)	近隣商業地域：300% 第一種住居地域：300%		構造・階数	R C、10F
	建蔽率 (用途地域指定)	近隣商業地域：80% 第一種住居地域：80%		建築時期	平成18年6月13日
取得価格 (百万円)	540				
前所有者	積水ハウス	前々所有者	—		
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産関西 (注)		
賃借人	積和不動産関西 (注)	賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型		
特記事項					
該当事項はありません。					
地域・物件特性					
本物件は、近畿日本鉄道南大阪線「北田辺」駅から徒歩約2分に位置する高層賃貸マンションです。当該物件は最寄駅から近く、最寄駅から「梅田」駅までは約20分と大阪市中心部への接近性に優れています。また、当該物件周辺には生活利便施設が揃っているなど、住環境も比較的良好であることから、当該物件は、大阪市中心部へのアクセスを重視するファミリー向けの賃貸マンションとなっています。					

(注) 平成28年5月1日付で、積和不動産関西の業務体制の見直しに伴い、PM会社及び賃貸人を積和不動産関西から積和管理関西へ変更しています。なお、積和管理関西は積和不動産関西の100%子会社です。

[住居-61] 物件名称：プライムメゾン百道浜

特定資産（信託受益権）の概要			
所在地	(住所) 福岡県福岡市早良区百道浜三丁目9番1 (地番) 福岡県福岡市早良区百道浜三丁目901番81 他1筆		
土地	所有形態	所有権	所有形態
	用途地域	商業地域	用途
	面積 (㎡)	4,069.42	延床面積 (㎡)
	容積率 (用途地域指定)	400%	構造・階数
	建蔽率 (用途地域指定)	80%	建築時期
取得価格 (百万円)	1,810		
前所有者	積水ハウス	前々所有者	— (注)
信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産九州
賃借人	積和不動産九州	賃貸方式	マスターリース契約・ 賃料保証型
特記事項			
該当事項はありません。			
地域・物件特性			
本物件は、福岡市地下鉄空港線「西新」駅から徒歩約13分に位置し、福岡市内でも有数の優良住宅地域である「百道浜3丁目」地区に立地しています。周辺には、スーパー、小学校だけでなく、図書館をはじめ、博物館、医療センターなどの公共施設も多くみられ、優れた住環境・生活利便性を有しています。また、文教地区として学区選好性も高いことから、当該物件は、ファミリー層を中心とした賃貸マンションとなっています。			

(注) 前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

[住居-62] 物件名称：エステイメゾン秋葉原

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都台東区上野三丁目4番2 (地番) 東京都台東区上野三丁目45番1				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	458.32		延床面積 (㎡)	2,821.47
	容積率 (用途地域指定)	600%		構造・階数	RC、12F / B1F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成18年2月24日
取得価格 (百万円)	1,560				
前所有者	東西セレクト・ツー 有限公司	前々所有者	— (注)		
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産		
賃借人	積和不動産	賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型		
特記事項					
<p>1. 信託不動産の容積率の限度は、指定容積率600%のところ、前面道路の幅員 (8.82m) による容積率の制限を受けています。また、特定道路までの距離による前面道路幅員の加算 (建築基準法第52条第9項) により558.60%となっています。</p> <p>2. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。</p>					
地域・物件特性					
<p>本物件は、東京メトロ銀座線「末広町」駅徒歩約3分、JR山手線・京浜東北線「御徒町」駅徒歩約5分、JR山手線・中央・総武線・京浜東北線等「秋葉原」駅徒歩約8分に位置するシングルタイプの賃貸マンションです。当該物件の近隣地域は、南方の秋葉原駅周辺が、世界有数の電気街及びサブカルチャーの発信地として著名であり、当該物件北方の御徒町駅周辺には、通称「アメ横」として著名な商店街があります。更に当該物件から「東京」駅へのアクセスは、各路線から10分程度とアクセスにも優れています。</p>					

(注) 前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

[住居-63] 物件名称：エステイメゾン笹塚

特定資産（信託受益権）の概要			
所在地	(住所) 東京都渋谷区笹塚一丁目61番17 (地番) 東京都渋谷区笹塚一丁目61番7 他1筆		
土地	所有形態	所有権	建物
	用途地域	商業地域	
	面積 (㎡)	909.33	
	容積率 (用途地域指定)	500%/400%	
	建蔽率 (用途地域指定)	80%	
	所有形態	所有権	
	用途	共同住宅	
	延床面積 (㎡)	4,263.10	
	構造・階数	RC、10F	
	建築時期	平成16年9月7日	
取得価格 (百万円)	2,830		
前所有者	ケーエージー・エイト・インベストメント特定目的会社	前々所有者	ニューシティ・レジデンス投資法人(注)
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産
借借人	積和不動産	賃貸方式	マスターリース契約・パススルー型
特記事項			
1. 信託不動産に係る土地の容積率は、北側国道境界より30mまでの範囲は500%、北側国道境界より30m超の範囲は400%となっており、その対象面積による加重平均を算出すると、445.18%となります。 2. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。 3. 建築基準法第42条第2項により39.28㎡の私道負担があります。			
地域・物件特性			
本物件は、京王線「笹塚」駅徒歩約5分に位置し、中高層店舗兼共同住宅が多い商住混在地域に立地するシングル・コンパクトタイプの賃貸マンションです。当該物件の最寄駅からターミナル駅である「新宿」駅へのアクセスは約5分、「東京」駅まで約30分程度と都心部及び都内主要地域へのアクセスは良好です。また、最寄駅周辺には商店街が形成され、小売店舗等の商業施設が存するほか、当該物件の近隣には「新宿」、「下北沢」、「明大前」の各駅を中心に多種多様な商業施設が集積する地域があり、生活利便性も良好です。更に、建物については、設計、品質等について良好であり、設備面についてもテナントの要求する水準を十分満たすものとなっていることから、当該物件の主な需要層として各種利便性を志向する単身者等が考えられます。			

(注) 前所有者が前々所有者から本物件に設定されていた不動産信託（以下「旧不動産信託」といいます。）に係る信託受益権を取得した後、旧不動産信託は終了しており、本投資法人は、前所有者が新たに設定した不動産信託の受益権を取得しています。前々所有者には、旧不動産信託に係る信託受益権の売主を記載しています。

[住居-64] 物件名称：プライムメゾン銀座イースト

特定資産（信託受益権）の概要						
所在地	(住所) 東京都中央区築地一丁目2番1号 (地番) 東京都中央区築地一丁目226番1 他2筆					
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域			用途	共同住宅、店舗
	面積 (㎡)	969.10			延床面積 (㎡)	8,724.48
	容積率 (用途地域指定)	600%			構造・階数	RC、14F / B1F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%			建築時期	平成18年2月28日
取得価格 (百万円)	5,205					
前所有者	積水ハウス		前々所有者	-(注)		
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産		
賃借人	積和不動産		賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型		
特記事項						
<p>1. 信託不動産に係る土地の容積率は本来600%ですが、中央区の築地地区地区計画による容積率緩和（700.05%）を受け、信託不動産に係る建物は、かかる容積率に準拠して建築されています。その後、平成18年4月1日に地区計画の内容が変更され、容積率の緩和条件が厳しくなったため、現在においては既存不適格建築物の状態となっています。また、信託不動産には地下鉄出入口となるエレベーターが設置されているため、建築基準法に基づき、当該エレベーター部分に関し、容積率の限度を超えることについての許可を得ています。</p> <p>2. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物の緩和により100%となっています。</p> <p>3. 信託不動産に係る土地の一部に、東京地下鉄株式会社を地上権者とし、地下鉄道敷設を目的とする地上権が設定されています。このため、地下鉄道の運行の障害となる建物及び工作物等の設置に制限があり、また、木造以外の建物及び工作物等を築造する場合に、予め設計及び工法等について地上権者の書面による同意を得ることが必要となります。</p>						
地域・物件特性						
<p>本物件は、東京メトロ有楽町線「新富町」駅に直結（エレベーターにてコンコースに連絡）し、中央区役所に近接する店舗付高層賃貸マンションです。高度商業地である「銀座」地区の南東方に位置しており、高層オフィスビルや店舗付高層マンション等が立ち並ぶ商住混在地域に立地していることから、当該物件は、賃貸マンションとして東京都心部にあって交通利便性は良好であるといえます。</p>						

(注) 前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

[住居-65] 物件名称：プライムメゾン高見

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 愛知県名古屋市中千種区高見二丁目6番7号 (地番) 愛知県名古屋市中千種区高見二丁目604番				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	第二種中高層住居専用地域、 近隣商業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	1,129.17		延床面積 (㎡)	2,354.34
	容積率 (用途地域指定)	第二種中高層住居専用地域： 200% 近隣商業地域：200%		構造・階数	RC、12F
	建蔽率 (用途地域指定)	第二種中高層住居専用地域： 60% 近隣商業地域：80%		建築時期	平成20年8月27日
取得価格 (百万円)	905				
前所有者	積水ハウス	前々所有者	-		
信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産中部		
賃借人	積和不動産中部	賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型		
特記事項					
1. 本物件の所在地のうち近隣商業地域については、平成20年10月31日付で絶対高31m高度地区に指定されていますが、当該地域における建物の高さが38.42mあるため、現在においては既存不適格建築物の状態となっています。 2. 信託不動産に係る土地の建蔽率は、本来、第二種中高層住居専用地域については60%、近隣商業地域については80%ですが、角地による緩和により、それぞれ70%、90%となっており、その対象面積による加重平均を算出すると、80.14%となります。					
地域・物件特性					
本物件は、名古屋市営地下鉄東山線「池下」駅徒歩約3分に位置し、近隣に高級商業施設と分譲マンションが併設する「ナゴヤセントラルガーデン」が開発されるなど商住混在地域に立地しています。当該物件の所在する千種区は、比較的高級住宅の多い良好な住宅地域であり、百貨店やショッピングモールがあるなど、生活利便性は市内でも特に優れています。また、最寄駅から名古屋中心地の「栄」駅及び「名古屋」駅に直接通じ交通利便性を有しています。また、床暖房付リビング等分譲マンション水準の仕様であることから、当該物件は、快適性・利便性を志向するファミリー層を主たる需要層とした賃貸マンションとなっています。					



[住居-66] 物件名称：プライムメゾン矢田南

特定資産（信託受益権）の概要				
所在地	(住所) 愛知県名古屋市東区矢田南三丁目11番7号 (地番) 愛知県名古屋市東区矢田南三丁目1103番			
土地	所有形態	所有権	所有形態	所有権
	用途地域	準工業地域	用途	共同住宅
	面積 (㎡)	1,148.53	延床面積 (㎡)	2,430.23
	容積率 (用途地域指定)	200%	構造・階数	RC・SRC、12F
	建蔽率 (用途地域指定)	60%	建築時期	平成19年7月18日
取得価格 (百万円)	715			
前所有者	積水ハウス	前々所有者	—	
信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産中部	
賃借人	積和不動産中部	賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型	
特記事項				
1. 本物件の所在地は、平成20年10月31日付で絶対高31m高度地区に指定されていますが、建物の高さが38.87mあるため、現在においては既存不適格建築物の状態となっています。				
地域・物件特性				
本物件は、名古屋市営地下鉄名城線「ナゴヤドーム前矢田」駅から徒歩約8分に位置し、周辺には、大型ショッピングモールがある等、生活利便性の高いエリアに立地しています。また、最寄駅から名古屋中心地の「栄」駅まで約15分と都心接近性も優れています。近年賃貸マンションに要求される防犯機能を備えており、更に床暖房付リビング、リモコン式チェーンゲート等の生活利便機能を備えていることなどから、当該物件は、快適性・利便性を志向するファミリー層を主たる需要層とした賃貸マンションとなっています。				

[住居-67] 物件名称：プライムメゾン照葉

特定資産（信託受益権）の概要			
所在地	(住所) 福岡県福岡市東区香椎照葉一丁目3番7号 (地番) 福岡県福岡市東区香椎照葉一丁目24番9 他1筆		
土地	所有形態	所有権	建物
	用途地域	第二種中高層住居専用地域	用途
	面積 (㎡)	4,130.59	延床面積 (㎡)
	容積率 (用途地域指定)	200%	構造・階数
	建蔽率 (用途地域指定)	60%	建築時期
取得価格 (百万円)	1,110		
前所有者	積水ハウス	前々所有者	—
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産九州
賃借人	積和不動産九州	賃貸方式	マスターリース契約・賃料保証型
特記事項			
該当事項はありません。			
地域・物件特性			
本物件は、福岡市「アイランドシティ」に立地するファミリータイプの賃貸マンションです。当該物件の最寄駅であるJR鹿児島本線「香椎」駅からは徒歩約25分と距離はあるものの（約2.0km（道路距離））、西鉄バス「アイランドシティ中央公園前」バス停からは徒歩約6分に位置し、当該バス停の利用により、福岡の商業・ビジネスの中心である「天神」・「博多」エリアへのアクセスが容易である等、都心部への接近性は良好です。周辺にはショッピングモールをはじめ、スーパー及び各種専門店が集積し、生活利便性も良好です。更に周辺には大規模な公園が配置されているほか、緑地も多く設けられている等、自然環境に配慮した街づくりがなされており、居住環境も良好です。また、「アイランドシティ」は、福岡市初の公立の小中連携校が設けられるなど、先進的な教育環境の整備された地域でもあり、子育て世代からの関心の高い地域です。			

[住居-68] 物件名称：エステイメゾン東白壁

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 愛知県名古屋市東区芳野三丁目9番36号 (地番) 愛知県名古屋市東区芳野三丁目906番2				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	商業地域、第一種住居地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	1,959.76		延床面積 (㎡)	4,232.39
	容積率 (用途地域指定)	商業地域：500% 第一種住居地域：200%		構造・階数	SRC、15F
	建蔽率 (用途地域指定)	商業地域：80% 第一種住居地域：60%		建築時期	平成18年2月27日
取得価格 (百万円)	1,350				
前所有者	積和不動産中部		前々所有者	-(注)	
信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産中部	
賃借人	積和不動産中部		賃貸方式	マスターリース契約・賃料保証型	
特記事項					
<p>1. 本物件の所在地のうち第一種住居地域については、平成20年10月31日付で31m高度地区に指定されていますが、当該地域における建物の高さが43.65mあるため、現在においては既存不適格建築物の状態となっています。</p> <p>2. 信託不動産に係る土地の容積率は、用途地域により異なりますが、その対象面積による加重平均を算出すると、213.23%となります。</p> <p>3. 信託不動産に係る土地の建蔽率は、用途地域により異なりますが、その対象面積による加重平均を算出すると、61.65%となります。</p>					
地域・物件特性					
<p>本物件は、名古屋鉄道瀬戸線「森下」駅徒歩約5分に位置し、市内でも高級住宅地として名高い「白壁」エリア等に近接しています。また、名古屋市内随一の商業集積エリアである「栄」駅まで約7分と交通利便性を有しています。当該物件は、防犯・生活利便機能を備えており、床暖房付リビング等分譲マンション水準の仕様であることから、主たる需要層としては、快適性及び利便性を志向するファミリー層があげられます。</p>					

(注) 前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

[住居-69] 物件名称：エステイメゾン千石

特定資産（信託受益権）の概要						
所在地	(住所) 東京都文京区千石四丁目6番17 (地番) 東京都文京区千石四丁目218番					
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権
	用途地域	第一種住居地域			用途	共同住宅
	面積 (㎡)	1,002.14			延床面積 (㎡)	2,068.21
	容積率 (用途地域指定)	300%			構造・階数	RC、5F
	建蔽率 (用途地域指定)	60%			建築時期	平成21年8月6日
取得価格 (百万円)	1,075					
前所有者	合同会社AQUA1		前々所有者	-(注)		
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	パシフィック・ディベロップメント アンド マネージメント株式会社		
賃借人	パシフィック・ディベロップメント アンド マネージメント株式会社		賃貸方式	マスターリース契約・パススルー型		
特記事項						
1. 信託不動産に係る土地の容積率は本来300%ですが、前面道路の幅員規制により160%となっています。 2. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来60%ですが、角地による緩和により70%となっています。 3. 建築基準法第42条第2項により約16㎡の私道負担があります。						
地域・物件特性						
本物件は、都営三田線「千石」駅徒歩約7分、JR山手線・都営三田線「巣鴨」駅徒歩約9分の距離に位置するシングルタイプを中心とした賃貸マンションです。最寄駅である「千石」駅から「大手町」駅まで約10分であり、都心部及び都内主要地域へのアクセスも良好です。また、居住環境としては、古くからの閑静な住宅地域であり、周辺にはスーパーやコンビニ等もあることから居住の快適性のみならず生活利便性にも優れています。これらのことから、本物件の主な需要層としては、都心接近性及び生活利便性を志向する単身者やDINKS等が考えられます。						

(注) 前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

[住居-70] 物件名称：エステイメゾン代沢

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都世田谷区代沢二丁目39番13 (地番) 東京都世田谷区代沢二丁目38番1 他3筆				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	第一種低層住居専用地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	1,901.36		延床面積 (㎡)	2,948.98
	容積率 (用途地域指定)	150%		構造・階数	RC、3F
	建蔽率 (用途地域指定)	50%		建築時期	平成22年2月18日
取得価格 (百万円)	1,870				
前所有者	合同会社AQUA1		前々所有者	-(注)	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	パシフィック・ディベロップメント アンド マネージメント株式会社	
賃借人	パシフィック・ディベロップメント アンド マネージメント株式会社		賃貸方式	マスターリース契約・パススルー型	
特記事項					
1. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来50%ですが、角地による緩和により60%となっています。 2. 建築基準法第42条第2項により77.21㎡の私道負担があります。					
地域・物件特性					
本物件は、京王井の頭線「池ノ上」駅徒歩約3分と駅接近性に優れるシングルタイプを中心とした賃貸マンションです。最寄駅である「池ノ上」駅から「渋谷」駅まで約5分と都心部及び都内主要地域へのアクセスも良好でありながら、閑静な街並みを形成する住宅地域にあり、また、飲食やファッション等の商業施設や劇場等が集積する「下北沢」エリアにも近接していることから居住の快適性のみならず生活利便性にも優れています。これらのことから、本物件の主な需要層としては、各種利便性を志向する単身者やDINKS等が考えられます。					

(注) 前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

[住居-71] 物件名称：エステイメゾン戸越

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都品川区戸越一丁目25番5 (地番) 東京都品川区戸越一丁目916番1				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	近隣商業地域 第一種住居地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	679.82		延床面積 (㎡)	2,545.90
	容積率 (用途地域指定)	近隣商業地域：300% 第一種住居地域：200%		構造・階数	R C、7 F
	建蔽率 (用途地域指定)	近隣商業地域：80% 第一種住居地域：60%		建築時期	平成21年6月25日
取得価格 (百万円)	1,370				
前所有者	合同会社AQUA1		前々所有者	-(注)	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	パシフィック・ディベロップメント アンド マネージメント株式会社	
賃借人	パシフィック・ディベロップメント アンド マネージメント株式会社		賃貸方式	マスターリース契約・パススルー型	
特記事項					
1. 信託不動産に係る土地の容積率及び建蔽率は、それぞれ北側道路境界線より20m以内の範囲（近隣商業地域）は300%・80%、北側道路境界線より20m超の範囲（第一種住居地域）は200%・60%となっており、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均を算出すると、それぞれ295.63%及び79.12%となります。					
地域・物件特性					
本物件は、都営地下鉄浅草線「戸越」駅徒歩約9分、東急池上線「戸越銀座」駅徒歩約10分、JR山手線他「大崎」駅徒歩約11分に位置するシングルタイプを中心とした賃貸マンションです。当該物件周辺には、日本有数の商店街として広く認知され、日用品等を扱う商店が多数出店している商店街があり生活利便性は良好です。また、「品川」・「大崎」・「五反田」等の企業が集積しているエリアに隣接しており、都心接近性にも優れています。これらのことから、本物件の主な需要層としては、生活利便性及び都心接近性を志向する都心通勤者等が考えられます。					

(注) 前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 大阪府大阪市中央区瓦町三丁目2番10 (地番) 大阪府大阪市中央区瓦町三丁目17番2				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅、事務所
	面積 (㎡)	655.89		延床面積 (㎡)	4,580.48
	容積率 (用途地域指定)	600%		構造・階数	RC、14F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成18年10月17日
取得価格 (百万円)	1,640				
前所有者	- (注1)		前々所有者	- (注1)	
信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産関西 (注2)		
賃借人	積和不動産関西 (注2)	賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型		
特記事項					
<p>1. 信託不動産に係る土地の北側道路は、船場建築線の指定を受けており、北側道路中心線から6m後退した線が建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路境界線とみなされています。当該後退部分の面積 (33.29㎡) は、建蔽率及び容積率の計算上の敷地面積には算入されません。なお、船場建築線の指定区域内は、指定容積率が600%の地区を対象に、住宅を含む計画で一定の要件を満たし、大阪市長が認定した場合には、最高800%までの容積率の割増が可能となります。</p> <p>2. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。</p>					
地域・物件特性					
<p>本物件は、大阪市営地下鉄御堂筋線・中央線「本町」駅徒歩約5分の距離に位置するシングル・コンパクトタイプを中心とした賃貸マンションです。本物件は、大阪市内における中心的なオフィスエリアである「本町」に所在し、更に、関西有数の繁華街である「梅田」や「心斎橋」、「なんば」等の各エリアへのアクセスも良好であることから、都心接近性及び生活利便性に優れています。また、立地特性を生かし、多様なニーズに対応可能な幅広い間取りの住戸タイプが用意されています。</p>					

(注1) 前所有者及び前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

(注2) 平成28年5月1日付で、積和不動産関西の業務体制の見直しに伴い、PM会社及び賃貸人を積和不動産関西から積和管理関西へ変更しています。なお、積和管理関西は積和不動産関西の100%子会社です。

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 大阪府大阪市北区西天満五丁目15番3 (地番) 大阪府大阪市北区西天満五丁目51番2 他1筆				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	519.65		延床面積 (㎡)	4,514.05
	容積率 (用途地域指定)	800%/400%		構造・階数	RC、23F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成19年11月30日
取得価格 (百万円)	1,440				
前所有者	-(注1)		前々所有者	-(注1)	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産関西(注2)	
賃借人	積和不動産関西(注2)		賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型	
特記事項					
<p>1. 信託不動産に係る土地の容積率は、西側市道境界より40mまでの範囲は800%、西側市道境界より40m超の範囲は400%となっておりますが、前面道路が特定道路に接続することによる容積率の制限の緩和を受け、その対象面積による加重平均を算出すると655.66%となります。</p> <p>2. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっております。</p>					
地域・物件特性					
<p>本物件は、大阪市営地下鉄堺筋線・谷町線「南森町」駅徒歩約6分の距離に位置するシングル・コンパクトタイプを中心とした賃貸型の免震タワーマンションです。本物件の各住戸は南東から南西向きに配置されており、十分な日当たり・眺望が確保されていることから居住快適性に優れています。また、本物件は「梅田」エリアに近接し、中心商業地まで徒歩圏に位置するほか、「淀屋橋」・「堂島」といったオフィスエリアにも近接しているなど、幅広い層の需要が見込まれるエリアに立地しています。</p>					

(注1) 前所有者及び前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

(注2) 平成28年5月1日付で、積和不動産関西の業務体制の見直しに伴い、PM会社及び賃貸人を積和不動産関西から積和管理関西へ変更しています。なお、積和管理関西は積和不動産関西の100%子会社です。



[住居-74] 物件名称：エステイメゾン白金台

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都品川区上大崎一丁目1番4 (地番) 東京都品川区上大崎一丁目537番5 他4筆				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	第一種住居地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	1,279.67		延床面積 (㎡)	2,797.66
	容積率 (用途地域指定)	300%		構造・階数	RC、7F/B1F
	建蔽率 (用途地域指定)	60%		建築時期	平成15年9月16日
取得価格 (百万円)	1,900				
前所有者	－(注)		前々所有者	－(注)	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社		PM会社	アール・エー・アセット・マネジメント株式会社	
賃借人	アール・エー・アセット・マネジメント株式会社		賃貸方式	マスターリース契約・パススルー型	
特記事項					
1. 信託不動産に係る土地の容積率は本来300%ですが、前面道路の幅員規制により200%となっています。					
地域・物件特性					
本物件は、JR山手線、東急目黒線、都営地下鉄三田線、東京メトロ南北線「目黒」駅徒歩約7分の距離に位置するファミリータイプを中心にシングルタイプ等の幅広い住戸タイプを取り揃えた賃貸マンションです。最寄駅である「目黒」駅から「東京」駅まで約18分であり、都心部及び都内主要地域へのアクセスも良好です。また、居住環境としては、周辺にはスーパー・郵便局等の各種生活利便施設も充実している一方、幹線道路の背後に位置し、閑静な居住環境を有しています。また、本物件の所在する地域の周辺においては、「白金台」や「池田山」等の高級住宅エリアが存しており、当該地域における地域的選好性は比較的強いものと考えられます。					

(注) 前所有者及び前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

[住居-75] 物件名称：エスティメゾン東新宿

特定資産（信託受益権）の概要			
所在地	(住所) 東京都新宿区新宿六丁目22番 5 (地番) 東京都新宿区新宿六丁目322番 1		
土地	所有形態	所有権	所有形態
	用途地域	第二種住居地域	用途
	面積 (㎡)	704.82	延床面積 (㎡)
	容積率 (用途地域指定)	400%	構造・階数
	建蔽率 (用途地域指定)	60%	建築時期
取得価格 (百万円)	1,370		
前所有者	合同会社AQUA1	前々所有者	— (注)
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	東急住宅リース株式会社
賃借人	東急住宅リース株式会社	賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型
特記事項			
1. 信託不動産に係る土地の容積率は本来400%ですが、前面道路の幅員規制により366%となっています。 2. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来60%ですが、防火地域内の耐火建築物による緩和により70%となっています。			
地域・物件特性			
本物件は、東京メトロ副都心線・都営地下鉄大江戸線「東新宿」駅徒歩約5分、東京メトロ丸ノ内線及び副都心線・都営地下鉄新宿線「新宿三丁目」駅徒歩約10分の距離に位置するシングル・コンパクトタイプを中心とした賃貸マンションです。商業施設やオフィスビルが高度に集積する「新宿」駅まで徒歩圏内であるほか、上記各路線利用により都内主要中心部へのアクセスも良好です。また、本物件の存するエリアは、幹線道路背後で比較的静かな地域ですが、徒歩約5分圏内にスーパーや飲食店舗等が存し、生活利便性も良好です。これらのことから、本物件の主たる需要層としては、都心接近性・交通利便性、生活利便性等を志向する単身者・DINKS層等が考えられます。			

(注) 前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

[住居-76] 物件名称：エステイメゾン元麻布

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都港区元麻布三丁目6番6 (地番) 東京都港区元麻布三丁目242番37 他2筆				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	第一種中高層住居専用地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	755.99		延床面積 (㎡)	1,699.44
	容積率 (用途地域指定)	300%		構造・階数	RC、5F
	建蔽率 (用途地域指定)	60%		建築時期	平成21年11月9日
取得価格 (百万円)	1,170				
前所有者	合同会社AQUA1		前々所有者	-(注)	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	パシフィック・ディベロップメント アンド マネージメント株式会社	
借借人	パシフィック・ディベロップメント アンド マネージメント株式会社		賃貸方式	マスターリース契約・パススルー型	
特記事項					
1. 信託不動産に係る土地の容積率は本来300%ですが、前面道路の幅員規制により213.6%となっています。					
地域・物件特性					
本物件は、東京メトロ南北線・都営地下鉄大江戸線「麻布十番」駅徒歩約10分、東京メトロ日比谷線・都営地下鉄大江戸線「六本木」駅徒歩約11分の距離に位置する概ね90㎡から230㎡の居室で構成される富裕層向けの高級賃貸マンションです。本物件は、設備グレード・設備面等で、主に富裕層・外国人をターゲットとした付加価値の高いものとなっています。また、本物件の属する「麻布」エリアは、古くから高級住宅地として名声が高く、大使館・大使公邸の主要外交施設が立地する国際色豊かな地域であり、良好な住環境が形成されています。					

(注) 前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

[住居-77] 物件名称：エスティメゾン都立大学

特定資産（信託受益権）の概要			
所在地	(住所) 東京都目黒区平町二丁目7番17 (地番) 東京都目黒区平町二丁目105番1		
土地	所有形態	所有権	所有形態
	用途地域	第一種低層住居専用地域	用途
	面積 (㎡)	766.84	延床面積 (㎡)
	容積率 (用途地域指定)	150%	構造・階数
	建蔽率 (用途地域指定)	60%	建築時期
取得価格 (百万円)	729		所有権
前所有者	合同会社AQUA1	前々所有者	-(注)
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	パシフィック・ディベロップメント アンド マネージメント株式会社
賃借人	パシフィック・ディベロップメント アンド マネージメント株式会社	賃貸方式	マスターリース契約・パススルー型
特記事項			
1. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来60%ですが、角地による緩和により70%となっています。 2. 建築基準法第42条第2項により17.03㎡の私道負担があります。			
地域・物件特性			
本物件は、東急東横線「都立大学」駅徒歩約10分、東急目黒線・大井町線「大岡山」駅徒歩約13分の距離に位置するシングル・コンパクトタイプを中心とした賃貸マンションです。平成25年3月には東京メトロ副都心線と東急東横線の相互直通運転が始まり、交通利便性が更に向上しています。また、最寄駅である「都立大学」駅周辺には、日常生活品を取り扱っているスーパー等が充実しており、生活環境における利便性にも優れています。これらのことから、本物件の主たる需要層としては、都心接近性・交通利便性、生活利便性を志向する単身者・DINKS層等が考えられます。			

(注) 前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

[住居-78] 物件名称：エステイメゾン武蔵小山Ⅱ

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都品川区小山三丁目11番4 (地番) 東京都品川区小山三丁目110番7 他1筆				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	第一種住居地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	609.81		延床面積 (㎡)	1,436.58
	容積率 (用途地域指定)	300%		構造・階数	RC、5F
	建蔽率 (用途地域指定)	60%		建築時期	平成21年5月25日
取得価格 (百万円)	844				
前所有者	合同会社AQUA1		前々所有者	-(注)	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	パシフィック・ディベロップメント アンド マネージメント株式会社	
賃借人	パシフィック・ディベロップメント アンド マネージメント株式会社		賃貸方式	マスターリース契約・パススルー型	
特記事項					
1. 信託不動産に係る土地の容積率は本来300%ですが、前面道路の幅員規制により215.6%となっています。					
地域・物件特性					
本物件は、東急目黒線「武蔵小山」駅徒歩約4分の距離に位置するシングルタイプを中心とした賃貸マンションです。また、「武蔵小山」駅は急行停車駅であり、同線「目黒」駅経由で、都心各主要エリアへのアクセスも良好であることから、都心接近性にも優れています。更に、居住環境としては、本物件から徒歩約3分の位置に日用品店、飲食店等が建ち並ぶ商店街があり、生活利便性にも優れた立地となっています。これらのことから、本物件の主たる需要層としては、各種利便性を志向する単身者等が考えられます。					

(注) 前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

[住居-79] 物件名称：エステイメゾン中野

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都中野区中央五丁目48番2 (地番) 東京都中野区中央五丁目97番2				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	近隣商業地域		用途	共同住宅、店舗
	面積 (㎡)	687.47		延床面積 (㎡)	2,608.04
	容積率 (用途地域指定)	400%		構造・階数	RC、10F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成21年6月24日
取得価格 (百万円)	1,540				
前所有者	合同会社AQUA1		前々所有者	-(注)	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	パシフィック・ディベロップメント アンド マネージメント株式会社	
賃借人	パシフィック・ディベロップメント アンド マネージメント株式会社		賃貸方式	マスターリース契約・パススルー型	
特記事項					
1. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来80%ですが、近隣商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
地域・物件特性					
本物件は、JR中央・総武線及び東京メトロ東西線「中野」駅徒歩約6分の距離に位置するシングル・コンパクトタイプを中心とした店舗付賃貸マンションです。最寄駅である「中野」駅から「新宿」、「東京」等の主要都心部へのアクセスに優れ、交通利便性は良好です。また、本物件の周辺地域には、「中野」駅を中心にスーパーやドラッグストア、コンビニエンスストア等の各種小売店舗が存することから生活利便性にも優れています。これらのことから、本物件の主な需要層としては、都心部への接近性や都心生活の利便性を志向する単身者、DINKS、学生等の他、同エリアに事務所・営業所等を構える企業の従業員の社宅としての利用が考えられます。					

(注) 前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

[住居-80] 物件名称：エステイメゾン新中野

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都中野区本町六丁目10番7 (地番) 東京都中野区本町六丁目19番3 他6筆				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	第一種中高層住居専用地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	747.64		延床面積 (㎡)	1,508.07
	容積率 (用途地域指定)	200%		構造・階数	RC、4F
	建蔽率 (用途地域指定)	60%		建築時期	平成21年10月22日
取得価格 (百万円)	847				
前所有者	合同会社AQUA1		前々所有者	-(注)	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	パシフィック・ディベロップメント アンド マネージメント株式会社	
賃借人	パシフィック・ディベロップメント アンド マネージメント株式会社		賃貸方式	マスターリース契約・パススルー型	
特記事項					
1. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来60%ですが、角地による緩和により70%となっています。 2. 建築基準法第42条第2項により63.01㎡の私道負担があります。					
地域・物件特性					
本物件は、東京メトロ丸ノ内線「新中野」駅徒歩約4分の距離に位置するシングルタイプを中心とした賃貸マンションです。本物件の最寄駅である「新中野」駅から「新宿」、「東京」等の都心各主要エリアへのアクセスにも優れていることから、都心接近性に優れています。また、居住環境としては、徒歩約5分圏内の位置に物販・飲食・金融機関等の店舗が建ち並ぶ商店街があり、生活利便性にも優れています。これらのことから、本物件の主な需要層としては、各種利便性を志向する単身者、DINKS層等の他、都心立地の企業による法人需要等が考えられます。					

(注) 前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

[住居-81] 物件名称：エスティメゾン中野富士見町

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都中野区弥生町五丁目13番1 (地番) 東京都中野区弥生町五丁目31番9				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	第一種低層住居専用地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	907.66		延床面積 (㎡)	1,531.56
	容積率 (用途地域指定)	150%		構造・階数	RC、3F
	建蔽率 (用途地域指定)	60%		建築時期	平成21年2月16日
取得価格 (百万円)	863				
前所有者	合同会社AQUA1		前々所有者	-(注)	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	パシフィック・ディベロップメント アンド マネージメント株式会社	
賃借人	パシフィック・ディベロップメント アンド マネージメント株式会社		賃貸方式	マスターリース契約・パススルー型	
特記事項					
1. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来60%ですが、角地による緩和により70%となっています。 2. 信託不動産に係る土地の東側には、建築基準法第42条第2項により約9.9㎡の私道負担があります。 3. 信託不動産に係る土地の南東側の一部を道路として中野区に提供しており、本道路部分については中野区で管理を行っています。					
地域・物件特性					
本物件は、東京メトロ丸ノ内線「中野富士見町」駅徒歩約6分に位置するシングル・コンパクトタイプを中心とした賃貸マンションです。本物件の最寄駅である「中野富士見町」駅から「新宿」、「東京」等の主要ビジネスエリアへのアクセスに優れています。更に、付近を走る「中野通り」、「方南通り」等の幹線道路を、JR「中野」駅及びJR「新宿」駅等を起点とする路線バスが運行しており、都心部へのアクセスにも優れています。これらのことから、本物件の主な需要層としては、都心接近性を志向する単身者、DINKS層が考えられます。					

(注) 前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。



[住居-82] 物件名称：エスティメゾン哲学堂

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都中野区松が丘二丁目12番15 (地番) 東京都中野区松が丘二丁目2255番 2				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	第一種住居地域、 第一種低層住居専用地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	686.93		延床面積 (㎡)	1,858.00
	容積率 (用途地域指定)	第一種住居地域：300% 第一種低層住居専用地域： 150%		構造・階数	R C、8 F
	建蔽率 (用途地域指定)	第一種住居地域：60% 第一種低層住居専用地域： 60%		建築時期	平成21年10月21日
取得価格 (百万円)	954				
前所有者	合同会社AQUA1		前々所有者	-(注)	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	パシフィック・ディベロップメント アンド マネージメント株式会社	
賃借人	パシフィック・ディベロップメント アンド マネージメント株式会社		賃貸方式	マスターリース契約・パススルー型	
特記事項					
1. 信託不動産に係る土地の容積率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均を算出すると、298.18%となります。					
地域・物件特性					
本物件は、西武新宿線「新井薬師前」駅徒歩約9分に位置するシングル・コンパクトタイプを中心とした賃貸マンションです。本物件の最寄駅である「新井薬師前」駅から「新宿」駅まで約10分であるほか、バス便も比較的充実し、JR「中野」駅も利用可能範囲内に存することから、都心部及び都内主要地域へのアクセスは良好です。また、居住環境としては、閑静な住宅地域であり、近くに公園も見られ都心に近接した地域でありながら、落ち着いた街並みが形成されています。これらのことから、本物件の主な需要層としては、各種利便性を志向する単身者やDINKS、社宅利用等が考えられます。					

(注) 前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

[住居-83] 物件名称：エステイメゾン高円寺

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都杉並区高円寺南五丁目25番26 (地番) 東京都杉並区高円寺南五丁目557番7 他2筆				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	第一種低層住居専用地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	1,100.15		延床面積 (㎡)	1,977.24
	容積率 (用途地域指定)	150%		構造・階数	R C、3 F
	建蔽率 (用途地域指定)	60%		建築時期	平成21年3月10日
取得価格 (百万円)	958				
前所有者	合同会社AQUA1		前々所有者	-(注)	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	パシフィック・ディベロップメント アンド マネージメント株式会社	
賃借人	パシフィック・ディベロップメント アンド マネージメント株式会社		賃貸方式	マスターリース契約・パススルー型	
特記事項					
1. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来60%ですが、角地による緩和により70%となっています。 2. 建築基準法第42条第2項により43.94㎡の私道負担があります。 3. 南側道路の一部を道路として杉並区に提供しており、本道路部分については、杉並区が無償で使用する旨の取決めがなされています。 4. 西側隣地との境界上に西側隣地所有者と共有のコンクリートブロック塀が存在します。かかるコンクリートブロック塀は、建築基準法施行令第62条の8に定める要件を満たしていませんが、鉄骨による補強がなされており、本投資法人は、設計事務所による報告書を踏まえ、同条但し書に定める構造耐力上の安全性には問題がないと判断しています。					
地域・物件特性					
本物件は、東京メトロ丸ノ内線「東高円寺」駅徒歩約9分、JR中央・総武線及び東京メトロ東西線「中野」駅徒歩約10分に位置するシングル・コンパクトタイプを中心とした賃貸マンションです。本物件の最寄駅である「東高円寺」駅及び「中野」駅は、いずれも「新宿」、「東京」等の主要ビジネスエリアへのアクセスに優れています。また、立地面としては、本物件の存する地域は、第一種低層住居専用地域に囲まれた閑静な住宅地域にありながら、JR「中野」駅が利用可能であることから、生活利便性にも優れています。これらのことから、本物件の主な需要層としては、都心接近性・生活利便性を志向するシングル、DINKS等が考えられます。					

(注) 前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

[住居-84] 物件名称：エステイメゾン押上

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都墨田区業平五丁目11番5 (地番) 東京都墨田区業平五丁目2番3				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	近隣商業地域、準工業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	1,134.70		延床面積 (㎡)	4,344.84
	容積率 (用途地域指定)	近隣商業地域：300% 準工業地域：300%		構造・階数	RC、7F
	建蔽率 (用途地域指定)	近隣商業地域：80% 準工業地域：60%		建築時期	平成22年4月23日
取得価格 (百万円)	1,950				
前所有者	合同会社AQUA1		前々所有者	-(注)	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	パシフィック・ディベロップメント アンド マネージメント株式会社	
賃借人	パシフィック・ディベロップメント アンド マネージメント株式会社		賃貸方式	マスターリース契約・パススルー型	
特記事項					
1. 信託不動産に係る土地の建蔽率は、本来、近隣商業地域については80%、準工業地域については60%ですが、防火地域内の耐火建築物による緩和により、それぞれ100%、70%となっており、その対象面積による加重平均を算出すると、86.36%となります。					
地域・物件特性					
本物件は、東京メトロ半蔵門線・東武伊勢崎線・都営浅草線・京成押上線「押上」駅徒歩約3分に位置するシングルタイプを中心とした賃貸マンションです。本物件の最寄駅である「押上」駅への駅接近性に加え、上記各路線の利用により「新橋」、「大手町」等の都内主要都市部へのアクセスが可能であり、良好な都心接近性を有しています。また、平成24年には「押上」駅周辺で、電波塔「東京スカイツリー」及び大型商業施設「東京ソラマチ」等で構成される複合施設「東京スカイツリータウン」が開業しました。					

(注) 前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

[住居-85] 物件名称：エステイメゾン赤羽

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都北区赤羽二丁目39番5 (地番) 東京都北区赤羽二丁目255番				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	近隣商業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	1,157.02		延床面積 (㎡)	5,675.18
	容積率 (用途地域指定)	400%		構造・階数	SRC、13F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成21年11月25日
取得価格 (百万円)	2,730				
前所有者	合同会社AQUA1		前々所有者	-(注)	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	パシフィック・ディベロップメント アンド マネージメント株式会社	
賃借人	パシフィック・ディベロップメント アンド マネージメント株式会社		賃貸方式	マスターリース契約・パススルー型	
特記事項					
1. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来80%ですが、近隣商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
地域・物件特性					
本物件は、東京メトロ南北線「赤羽岩淵」駅徒歩約5分、JR京浜東北線、埼京線他「赤羽」駅徒歩約8分に位置するシングル・コンパクトタイプを中心とした賃貸マンションです。本物件の最寄駅である「赤羽岩淵」駅又は「赤羽」駅から「永田町」駅又は「新宿」駅、「東京」駅等の都心部へのアクセスは良好です。また、本物件周辺には、「赤羽」駅東口の駅前商業地域から東西に連なるアーケード商店街を始めとする商業施設が多数立地し、生活利便施設への接近性にも優れています。これらのことから、本物件の主な需要層としては、各種利便性を志向する単身者、DINKSが考えられます。					

(注) 前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

[住居-86] 物件名称：エステイメゾン王子

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都北区王子二丁目25番8 (地番) 東京都北区王子二丁目25番2				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	518.87		延床面積 (㎡)	2,939.76
	容積率 (用途地域指定)	500%		構造・階数	RC、16F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成22年7月6日
取得価格 (百万円)	1,380				
前所有者	合同会社AQUA1		前々所有者	-(注)	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	パシフィック・ディベロップメント アンド マネージメント株式会社	
賃借人	パシフィック・ディベロップメント アンド マネージメント株式会社		賃貸方式	マスターリース契約・パススルー型	
特記事項					
<p>1. 信託不動産の容積率の限度は、指定容積率500%のところ、前面道路の幅員 (7.99m) による容積率の制限を受けていますが、特定道路までの距離による前面道路幅員の加算 (建築基準法第52条第9項) により500%となっています。</p> <p>2. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。</p>					
地域・物件特性					
<p>本物件は、東京メトロ南北線「王子」駅徒歩約5分、JR京浜東北線「王子」駅徒歩約9分に位置するシングルタイプを中心とした賃貸マンションです。最寄駅である「王子」駅から「東京」駅まで約19分であり、都心部及び都内主要地域へのアクセスも良好です。また、本物件周辺には、スーパーやコンビニ等の店舗が存し、生活利便性にも優れています。これらのことから、本物件の主な需要層としては、各種利便性を志向する単身者やDINKS等が考えられます。</p>					

(注) 前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

[住居-87] 物件名称：プライムメゾン早稲田

特定資産（信託受益権）の概要			
所在地	(住所) 東京都新宿区早稲田鶴巻町544番地11 (地番) 東京都新宿区早稲田鶴巻町544番11		
土地	所有形態	所有権	所有形態
	用途地域	商業地域、準工業地域	用途
	面積 (㎡)	358.54	延床面積 (㎡)
	容積率 (用途地域指定)	商業地域：500% 準工業地域：400%	構造・階数
	建蔽率 (用途地域指定)	商業地域：80% 準工業地域：60%	建築時期
取得価格 (百万円)	1,280	建物	共同住宅
前所有者	積水ハウス	前々所有者	—
信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産
賃借人	積和不動産	賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型
特記事項			
1. 信託不動産に係る土地の容積率と建蔽率は、それぞれ西側道路境界より20m以内の範囲（商業地域）は500%・80%、西側道路境界線より20m超の範囲（準工業地域）は400%・60%となっており、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均を算出すると、それぞれ496.60%及び99.32%となります。なお、信託不動産に係る土地の建蔽率は、本来、商業地域については80%、準工業地域については60%ですが、防火地域内の耐火建築物及び角地による緩和により、それぞれ100%と80%となっています。			
地域・物件特性			
本物件は、東京メトロ東西線「早稲田」駅、同有楽町線「江戸川橋」駅、各々から徒歩約8分に位置するシングル・コンパクトタイプを中心とした賃貸マンションです。本物件の最寄駅である「早稲田」駅から「大手町」駅まで約10分と都心へのアクセスに優れ、交通利便性・都心接近性は良好です。また、本物件の周辺にはスーパー・郵便局・病院等の各種利便施設等も充実しており生活利便性・快適性にも優れています。そのため、本物件の主たる需要層としては、都心への交通利便性を重視する単身者やDINKS等が考えられます。			

[住居-88] 物件名称：プライムメゾン八丁堀

特定資産（信託受益権）の概要			
所在地	(住所) 東京都中央区八丁堀四丁目11番9 (地番) 東京都中央区八丁堀四丁目3番12		
土地	所有形態	所有権	所有形態
	用途地域	商業地域	用途
	面積 (㎡)	302.07	延床面積 (㎡)
	容積率 (用途地域指定)	500%	構造・階数
	建蔽率 (用途地域指定)	80%	建築時期
取得価格 (百万円)	1,160		
前所有者	積水ハウス	前々所有者	—
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産
賃借人	積和不動産	賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型
特記事項			
1. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。 2. 信託不動産に係る土地の容積率の限度は、指定容積率500%のところ、前面道路の幅員による容積率の制限（約480%）を受けていますが、特定道路までの距離による緩和（建築基準法第52条第9項）により約492%となっています。			
地域・物件特性			
本物件は、東京メトロ日比谷線、JR京葉線「八丁堀」駅至近に位置し、最寄駅から徒歩約1分と、交通利便性が良好であり、コンビニエンスストア・郵便局等の各種利便施設も比較的充実していることから、良好な住環境を有しています。本物件の所在する地域は、高層共同住宅、高層店舗付事務所等が混在する商業地域であり、加えて「東京」駅や「銀座」エリアといった都心中心部への接近性にも優れており、当該地域における地域的選好性は比較的強いといえます。また、建物に関しては、エントランスや内廊下等の内装もグレード感のあるつくりとなっています。本物件はシングル・コンパクトタイプを中心とした賃貸マンションであり、主な需要層として都心への交通利便性を重視する単身者又はDINKSが挙げられます。			

[住居-89] 物件名称：プライムメゾン神保町

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都千代田区神田神保町一丁目50番地9 (地番) 東京都千代田区神田神保町一丁目50番9				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	389.48		延床面積 (㎡)	2,341.30
	容積率 (用途地域指定)	500%		構造・階数	R C、14F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成25年3月1日
取得価格 (百万円)	1,640				
前所有者	積水ハウス	前々所有者	-		
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産		
賃借人	積和不動産	賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型		
特記事項					
1. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。 2. 信託不動産に係る土地の容積率の限度は、指定容積率500%のところ、前面道路の幅員による容積率の制限(480%)を受けていますが、特定道路までの距離による緩和(建築基準法第52条第9項)により、500%となっています。					
地域・物件特性					
本物件は、東京メトロ半蔵門線、都営地下鉄新宿・三田線「神保町」駅から徒歩約4分、JR総武線「水道橋」駅から徒歩約7分と複数駅が利用可能な良好な立地にある、シングル・コンパクトタイプを中心とした賃貸マンションです。中小規模の事務所ビルのほか、高層マンション等がみられる商業地域に建ち、都心中心部にあり主要駅へのアクセスが良好であるため、「丸の内」、「大手町」等へ通勤する社会人を中心にマンション需要も堅調な地域となります。また、大学等の教育関連施設も多い周辺環境から、賃貸マンションの主な需要者は単身者及びDINKSが中心となるものと考えられます。また、飲食店舗等も充実している等、生活利便性も良好な環境となっています。					



[住居-90] 物件名称：プライムメゾン御殿山イースト

特定資産（信託受益権）の概要			
所在地	(住所) 東京都品川区北品川六丁目 6 番33 (地番) 東京都品川区北品川六丁目342番 1		
土地	所有形態	所有権	所有形態
	用途地域	第一種低層住居専用地域	用途
	面積 (㎡)	2, 167. 60	延床面積 (㎡)
	容積率 (用途地域指定)	150%	構造・階数
	建蔽率 (用途地域指定)	60%	建築時期
取得価格 (百万円)	2, 120		
前所有者	積水ハウス	前々所有者	—
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産
賃借人	積和不動産	賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型
特記事項			
該当事項はありません。			
地域・物件特性			
<p>本物件は、京浜急行本線「北品川」駅から徒歩約10分、JR各線「品川」駅から徒歩約12分に位置する、高台の閑静な高級住宅地域に所在する、高額所得者向けの賃貸マンションであり、コンシェルジュのサービスに加え、建物スペック・設備等もハイグレードな仕様になっています。本物件の近隣地域周辺は、品川区と港区の区界付近に位置する丘陵地であり、高台には通称「御殿山」及び「島津山」と呼ばれる著名な高級住宅地が形成され、隣接する「高輪」地区には、大使館等が所在し、緑も多い環境となっています。また、南向きの丘陵地に位置するため、日照、通風は良好です。本物件は概ね89㎡～169㎡の住戸から成り、富裕層のファミリーやDINKSを中心に需要があると考えられます。更に、徒歩圏内にあるJR「品川」駅は、新幹線・空港・大型シティホテル等の利用も便利であり、ビジネスパーソンやその家族からの人気も高いエリアとなっています。</p>			

[住居-91] 物件名称：マストライフ秋葉原

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都千代田区神田佐久間河岸50番地 6 (地番) 東京都千代田区神田佐久間河岸50番 6				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	151.48		延床面積 (㎡)	939.79
	容積率 (用途地域指定)	500%		構造・階数	RC、12F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成18年10月3日
取得価格 (百万円)	480				
前所有者	積和不動産		前々所有者	-	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産	
賃借人	積和不動産		賃貸方式	マスターリース契約・賃料保証型	
特記事項					
<p>1. 信託不動産に係る土地の容積率は本来500%ですが、千代田区の神田佐久間町地区地区計画における認定申請により容積率の緩和 (580%) を受けています。</p> <p>2. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。</p>					
地域・物件特性					
<p>本物件は、東京メトロ日比谷線「秋葉原」駅から徒歩約3分、JR山手線・総武線・京浜東北線、つくばエクスプレス「秋葉原」駅から徒歩約4分に位置するシングル・コンパクトタイプの賃貸マンションです。本物件の最寄駅である「秋葉原」駅から「東京」駅や「新宿」駅等の都心ビジネス街への交通接近性は極めて良好であるとともに、住環境については、駅前周辺に金融機関、コンビニエンスストア、物販店舗、飲食店舗等が集積しており生活利便性にも優れています。これらのことから、本物件の主たる需要層としては、都心に通勤・通学する社会人や学生等が考えられます。</p>					

[住居-92] 物件名称：エステイメゾン葵

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 愛知県名古屋市中区葵一丁目14番20号 (地番) 愛知県名古屋市中区葵一丁目1402番 他3筆				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	近隣商業地域、商業地域		用途	共同住宅、店舗
	面積 (㎡)	906.67		延床面積 (㎡)	5,107.47
	容積率 (用途地域指定)	近隣商業地域：400% 商業地域：600%		構造・階数	RC、14F
	建蔽率 (用途地域指定)	近隣商業地域：80% 商業地域：80%		建築時期	平成19年10月3日
取得価格 (百万円)	2,160				
前所有者	- (注)		前々所有者	- (注)	
信託受託者	株式会社りそな銀行		PM会社	積和不動産中部	
賃借人	積和不動産中部		賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型	
特記事項					
<p>1. 信託不動産に係る土地の容積率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均を算出すると584.43%となります。</p> <p>2. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来80%ですが、近隣商業地域及び商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。</p>					
地域・物件特性					
<p>本物件は、名古屋市営地下鉄東山線「新栄町」駅徒歩約3分に位置するファミリータイプを中心にシングル・コンパクトタイプ等の幅広い住戸タイプを取り揃えた店舗付賃貸マンションです。名古屋市内有数の商業集積地である「栄」エリアに近接する等、都心部への接近性に優れています。また、徒歩圏内には、スーパー、コンビニ等の各種利便施設等も充実しており生活利便性にも優れています。本物件は、デザイン性を重視した都心型賃貸マンションとして選好性の高い物件であり、近年賃貸マンションに要求される防犯機能及びグレードを備えていることから、市場競争力は比較的高位であると考えられます。</p>					

(注) 前所有者及び前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前所有者及び前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

[住居-93] 物件名称：エステイメゾン薬院

特定資産（信託受益権）の概要			
所在地	(住所) 福岡県福岡市中央区平尾一丁目13番8号 (地番) 福岡県福岡市中央区平尾一丁目224番4		
土地	所有形態	所有権	所有形態
	用途地域	商業地域	用途
	面積 (㎡)	1,342.00	延床面積 (㎡)
	容積率 (用途地域指定)	400%	構造・階数
	建蔽率 (用途地域指定)	80%	建築時期
取得価格 (百万円)	2,008		
前所有者	－ (注)	前々所有者	－ (注)
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	PM会社	株式会社三好不動産
賃借人	株式会社三好不動産	賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型
特記事項			
該当事項はありません。			
地域・物件特性			
<p>本物件は、西鉄天神大牟田線及び福岡市地下鉄七隈線「薬院」駅徒歩約6分の距離に位置する高層店舗付賃貸マンションです。本物件が存する薬院エリアは、「西鉄福岡（天神）」駅まで1駅約3分の距離にあるほか、「天神」及び「博多」駅の両ターミナルへ自転車で通勤可能である等、都心接近性に優れています。また、平成24年6月に福岡市地下鉄七隈線の延伸が認可されたことにより、今後「薬院」駅から「博多」駅まで乗り換えなしにアクセス可能となり、利便性の更なる向上が見込まれます。本物件の周辺にはスーパーマーケット、各種飲食店舗等も充実していることから居住選好性が高く、主たる需要層としては職住近接を志向する単身者、DINKS等が考えられます。</p>			

(注) 前所有者及び前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前所有者及び前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

[住居-94] 物件名称：エステイメゾン錦糸町Ⅱ

特定資産（信託受益権）の概要						
所在地	(住所) 東京都墨田区江東橋三丁目5番19 (地番) 東京都墨田区江東橋三丁目10番1 他1筆					
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域			用途	共同住宅、店舗
	面積 (㎡)	1,679.75			延床面積 (㎡)	11,160.19
	容積率 (用途地域指定)	600%			構造・階数	RC、15F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%			建築時期	平成20年1月17日
取得価格 (百万円)	6,720					
前所有者	合同会社AQUA2		前々所有者	-(注)		
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	株式会社 長谷工ライブネット		
賃借人	株式会社 長谷工ライブネット		賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型		
特記事項						
該当事項はありません。						
地域・物件特性						
<p>本物件は、JR総武線・東京メトロ半蔵門線「錦糸町」駅徒歩約5分の距離に位置するシングル・コンパクトタイプを中心にファミリータイプまで幅広い住戸タイプを取り揃えた総住戸数294戸からなる大規模な店舗付賃貸マンションです。本物件の最寄駅である「錦糸町」駅から「東京」駅までJR総武線快速利用で約8分、「大手町」駅まで東京メトロ半蔵門線利用で約13分と都心への接近性に優れ、本物件周辺には複合商業施設が周辺の徒歩圏に存しており、生活利便性にも優れています。これらのことから、本物件の主たる需要層としては利便性を志向する単身者又は少数人数世帯が考えられます。</p>						

(注) 前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

[住居-95] 物件名称：エステイメゾン大島

特定資産（信託受益権）の概要			
所在地	(住所) 東京都江東区大島五丁目32番5 (地番) 東京都江東区大島五丁目446番1		
土地	所有形態	所有権	所有形態
	用途地域	準工業地域	用途
	面積 (㎡)	3,003.87	延床面積 (㎡)
	容積率 (用途地域指定)	400%/300%	構造・階数
	建蔽率 (用途地域指定)	60%/60%	建築時期
取得価格 (百万円)	7,120		
前所有者	合同会社AQUA2	前々所有者	-(注)
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	株式会社 長谷工ライブネット
賃借人	株式会社 長谷工ライブネット	賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型
特記事項			
<p>1. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来60%ですが、角地による緩和により70%となっています。</p> <p>2. 信託不動産に係る土地の容積率は、東側道路境界線から30m以内は400%、30m超は300%となっており、その対象面積による加重平均を算出すると350.78%となります。</p>			
地域・物件特性			
<p>本物件は、都営地下鉄新宿線「大島」駅徒歩約2分の距離に位置するシングルタイプを中心にコンパクトタイプを備えた総住戸数313戸からなる大規模な店舗付賃貸マンションです。本物件の周辺には各種教育施設、各種医療施設、官公庁施設、公園等が立地しており、最寄駅周辺にはスーパーマーケットや商店街等日常生活に必要な商業施設等も多数営業していることから生活利便性にも優れています。また、都心の「大手町」エリアまでは電車で20分程度であることから、単身者又は少人数世帯にとって非常に恵まれた環境といえます。</p>			

(注) 前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

[住居-96] 物件名称：プライムメゾン富士見台

特定資産（信託受益権）の概要			
所在地	(住所) 愛知県名古屋市千種区富士見台一丁目25番地 (地番) 愛知県名古屋市千種区富士見台一丁目25番		
土地	所有形態	所有権	所有形態
	用途地域	第一種低層住居専用地域	用途
	面積 (㎡)	4,882.14	延床面積 (㎡)
	容積率 (用途地域指定)	100%	構造・階数
	建蔽率 (用途地域指定)	40%	建築時期
取得価格 (百万円)	1,755		
前所有者	積水ハウス	前々所有者	—
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産中部
賃借人	積和不動産中部	賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型
特記事項			
1. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来40%ですが、角地による緩和により50%となっています。			
地域・物件特性			
本物件は、名古屋市営地下鉄名城線「茶屋ヶ坂」駅及び「自由ヶ丘」駅からいずれも徒歩約11分の距離に位置し、主に中低層の共同住宅や一般住宅等が立ち並ぶ閑静な住宅地域（第一種低層住居専用地域）に立地するファミリータイプを中心とした賃貸マンションです。本物件の最寄駅から都心部へのアクセスは比較的良好であるとともに、徒歩圏にショッピングセンターやスーパー等の商業施設や小中学校、公園等の公共施設が存し、生活利便性にも優れています。また、居住環境としては、日照・眺望に恵まれた立地であり、設備面においても温水循環式床暖房等を備えている等、本物件の主たる需要層であるファミリー層の賃貸ニーズを捉えた賃貸マンションとなっています。			

[住居-97] 物件名称：エステイメゾン鶴舞

特定資産（信託受益権）の概要			
所在地	(住所) 愛知県名古屋市中区千代田二丁目20番1号 (地番) 愛知県名古屋市中区千代田二丁目2001番 他2筆		
土地	所有形態	所有権	所有形態
	用途地域	商業地域	用途
	面積 (㎡)	3,470.05	延床面積 (㎡)
	容積率 (用途地域指定)	500%	構造・階数
	建蔽率 (用途地域指定)	80%	建築時期
取得価格 (百万円)	3,760		
前所有者	積和不動産中部	前々所有者	- (注1)
信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産中部
賃借人	積和不動産中部	賃貸方式	マスターリース契約・賃料保証型 (注2)
特記事項			
1. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来80%ですが、角地による緩和により90%となっています。			
地域・物件特性			
本物件は、名古屋市営地下鉄鶴舞線「鶴舞」駅徒歩約5分、名古屋市営地下鉄名城線・鶴舞線「上前津」駅徒歩約6分、JR中央本線「鶴舞」駅徒歩約7分の距離に位置するファミリータイプを中心に、コンパクトタイプまで幅広い住戸タイプを取り揃えた総住戸数183戸からなる大規模な店舗付賃貸マンションです。前記のとおり3路線3駅が利用可能であり、最寄駅の一つである「上前津」駅から名古屋市内有数の中心部である「栄」駅までは2駅であり都心接近性にも優れています。また、本物件の周辺に小売店舗等の生活利便施設が存し、本物件の1階にはスーパーが入居する等、生活利便性にも優れています。これらのことから、主な需要層としては交通利便性・生活利便性を志向する単身者から家族世帯まで幅広い層が考えられます。			

(注1) 前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

(注2) 本物件の店舗部分を除く住居部分にかかる賃貸方式を記載しています。なお、店舗部分に関してはマスターリース契約・パススルー型の賃貸方式となります。



[住居-98] 物件名称：プライムメゾン森下

特定資産（信託受益権）の概要			
所在地	(住所) 東京都江東区森下三丁目6番4 (地番) 東京都江東区森下三丁目19番5		
土地	所有形態	所有権	所有形態
	用途地域	商業地域	用途
	面積 (㎡)	461.60	延床面積 (㎡)
	容積率 (用途地域指定)	500%	構造・階数
	建蔽率 (用途地域指定)	80%	建築時期
取得価格 (百万円)	1,720		
前所有者	積水ハウス	前々所有者	—
信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産
賃借人	積和不動産	賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型
特記事項			
1. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。			
地域・物件特性			
<p>本物件は、都営地下鉄新宿線・大江戸線「森下」駅から徒歩約4分、都営地下鉄新宿線「菊川」駅から徒歩約5分、東京メトロ半蔵門線「清澄白河」駅から徒歩約10分の距離に位置するシングルタイプを中心とする賃貸マンションです。本物件の所在する森下エリアは平成12年の都営地下鉄大江戸線開通による都心部アクセスの向上等もあり、職住近接を志向する都心通勤者や若年単身者等を中心とする賃貸住宅需要が強まっているエリアです。また、当該エリアは、地下鉄3路線が利用可能で、「森下」駅から「大手町」駅まで約14分と都心接近性に優れているほか、徒歩圏に小売店舗等が複数所在していることから、生活利便性にも優れており、住環境は良好な状況にあります。これら良好な都心接近性と生活利便性を背景に、今後も都心通勤者を中心とした堅調な需要が期待できるものと考えられます。</p>			

[住居-99] 物件名称：プライムメゾン品川

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都品川区北品川一丁目3番16号 (地番) 東京都品川区北品川一丁目12番1				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	近隣商業地域 第一種住居地域		用途	共同住宅、店舗
	面積 (㎡)	972.94		延床面積 (㎡)	2,693.31
	容積率 (用途地域指定)	近隣商業地域：400% 第一種住居地域：300%		構造・階数	R C、6 F
	建蔽率 (用途地域指定)	近隣商業地域：80% 第一種住居地域：60%		建築時期	平成26年2月18日
取得価格 (百万円)	1,680				
前所有者	積水ハウス	前々所有者	-		
信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産		
賃借人	積和不動産	賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型		
特記事項					
1. 信託不動産に係る土地の容積率及び建蔽率は、それぞれ西側道路境界より20m以内の範囲（近隣商業地域）は400%・80%、西側道路境界線より20m超の範囲（第一種住居地域）は300%・60%ですが、このうち第一種住居地域に係る容積率は、前面道路幅員による容積率の制限を受け295.20%となっています。また、建蔽率については、防火地域内の耐火建築物による緩和及び角地による緩和により、近隣商業地域は100%、第一種住居地域は80%となっています。このように信託不動産に係る土地の容積率及び建蔽率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均を算出すると、それぞれ313.01%及び83.40%となります。					
地域・物件特性					
本物件は、京浜急行本線「北品川」駅から徒歩約3分、JR各線及び京浜急行本線「品川」駅から徒歩約10分とターミナル駅である「品川」駅にも近接する、ワンルームタイプから2LDKタイプまでの住戸タイプを取り揃えた店舗付賃貸マンションです。「品川」駅からは「羽田空港」への接続も容易であるなど、都内各所及び地方都市へのアクセス性にも優れるため、交通利便性は良好です。更に、本物件西側至近の区道沿いとそれにつながる路地には多くの日用品店、飲食店等が立ち並ぶ商店街が存し、「品川」駅には複数の商業施設があるなど、生活利便性にも優れています。これらのことから、主な需要層としては交通利便性・生活利便性を志向する単身者、夫婦共働き世帯を中心とし、安定的な需要が見込まれます。					

[住居-100] 物件名称：プライムメゾン大通公園

特定資産（信託受益権）の概要			
所在地	(住所) 北海道札幌市中央区大通西六丁目5番地2 (地番) 北海道札幌市中央区大通西六丁目5番2 他3筆		
土地	所有形態	所有権	建物
	用途地域	商業地域	
	面積 (㎡)	1,007.42	
	容積率 (用途地域指定)	800%	
	建蔽率 (用途地域指定)	80%	
取得価格 (百万円)	2,660		
前所有者	積水ハウス	前々所有者	—
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産
賃借人	積和不動産	賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型
特記事項			
1. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。			
地域・物件特性			
本物件は、札幌市営地下鉄東西線「大通」駅から徒歩約2分に位置する、ファミリータイプを中心にコンパクトタイプまで幅広い住戸タイプを取り揃えた店舗付高層賃貸マンションです。下層階を中心に家具付きの住戸が配され、上層階3層はプレミアム仕様となっているなど、ハイクラスな賃貸マンションとなっています。また、本物件の存するエリアは、札幌市中心部という立地でありながら、大通公園に沿接する等住宅用地としての需要が強まりつつあり、交通利便性と良好な生活環境を兼ね備えたエリアとなっています。これらのことから、主として都心への交通利便性を重視する転勤層の単身者又は少人数世帯向けの需要が考えられます。			

[住居-101] 物件名称：プライムメゾン南2条

特定資産（信託受益権）の概要			
所在地	(住所) 北海道札幌市中央区南二条西九丁目1番地1 (地番) 北海道札幌市中央区南二条西九丁目1番1 他2筆		
土地	所有形態	所有権	所有形態
	用途地域	商業地域	用途
	面積 (㎡)	1,085.66	延床面積 (㎡)
	容積率 (用途地域指定)	600%	構造・階数
	建蔽率 (用途地域指定)	80%	建築時期
取得価格 (百万円)	1,470		
前所有者	積水ハウス	前々所有者	—
信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産
賃借人	積和不動産	賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型
特記事項			
1. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。			
地域・物件特性			
本物件は、札幌市営地下鉄東西線「西11丁目」駅から徒歩約6分に位置する1LDKタイプを中心とする店舗付賃貸マンションです。最寄駅から札幌市営地下鉄南北線「さっぽろ」駅まで「大通」駅を経由して約7分と札幌市内中心部への接近性にも優れています。また、本物件の1階にはコンビニエンスストアが入居し、周辺には小売・飲食店舗等が充実するなど生活利便性にも優れています。これらのことから、主な入居者層としては交通利便性を重視する単身者や少人数世帯が考えられます。			

特定資産（信託受益権）の概要			
所在地	(住所) 北海道札幌市中央区南七条西一丁目6番地1 (地番) 北海道札幌市中央区南七条西一丁目6番1 他1筆		
土地	所有形態	所有権	所有形態
	用途地域	商業地域	用途
	面積 (㎡)	754.61	延床面積 (㎡)
	容積率 (用途地域指定)	600%	構造・階数
	建蔽率 (用途地域指定)	80%	建築時期
取得価格 (百万円)	970		
前所有者	積水ハウス	前々所有者	—
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産
賃借人	積和不動産	賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型
特記事項			
1. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。			
地域・物件特性			
本物件は、札幌市営地下鉄東豊線「豊水すすきの」駅から徒歩約2分、札幌市営地下鉄南北線「中島公園」駅から徒歩約8分に位置するワンルーム又は1LDKタイプを間取りとする高層賃貸マンションです。本物件は、2路線2駅が利用可能であり、最寄駅の一つである「豊水すすきの」駅から「さっぽろ」駅まで2駅、「大通」駅まで1駅であり札幌市中心部への接近性及び生活利便性に優れています。また、敷地周辺には鴨々川が流れ緑豊かな景観が形成されており、住宅地として利便性と居住性を兼ね備えています。これらのことから、主な需要層としては、札幌市中央部への交通利便性を重視する単身者又は少人数世帯が考えられます。			

特定資産（信託受益権）の概要			
所在地	(住所) 福岡県福岡市東区香椎照葉四丁目2番5 (地番) 福岡県福岡市東区香椎照葉四丁目23番30 他1筆		
土地	所有形態	所有権	所有形態
	用途地域	第二種住居地域	用途
	面積 (㎡)	5,000.02	延床面積 (㎡)
	容積率 (用途地域指定)	300%	構造・階数
	建蔽率 (用途地域指定)	60%	建築時期
取得価格 (百万円)	2,230		
前所有者	積水ハウス、 福岡商事株式会社	前々所有者	—
信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産九州
賃借人	積和不動産九州	賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型
特記事項			
1. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来60%ですが、角地緩和及び建築基準法第86条に規定する一団地認定により56%となっています。			
地域・物件特性			
本物件は、福岡市「アイランドシティ」のほぼ中央に立地し、JR鹿児島本線「千早」駅までバス利用で約10分の距離に位置するファミリータイプの賃貸マンションです。最寄駅まで徒歩圏外ではあるものの、西鉄バス「照葉小中学校前」停留所まで徒歩約2分で、当該バス停からのバス利用で福岡の商業・ビジネスの中心である「博多」や「天神」エリアへのアクセスは容易であり、交通利便性は確保されています。また、本物件の存するエリアはデザイナーズマンションが建ち並ぶ新しい街並みが形成されており、小中連携教育校である「照葉小中学校」や保育園等も所在し、良好な住環境を志向するファミリー層を中心に堅調な需要が見込まれます。更に、大型ショッピングセンターに近接し生活利便性も良好であるほか、アイランドシティ内において平成26年11月に「福岡市立こども病院」が移転・開院しています。また、高度・多機能型リハビリテーション施設である「福岡みらい病院」、並びに、九州最大級の温泉施設「TERIHA SPA RESORT」が開業され、今後更に当該地域の商業集積が増していくことが期待されます。			

[住居-104] 物件名称：マストライフ八広

特定資産（信託受益権）の概要			
所在地	(住所) 東京都墨田区八広五丁目30番10号 (地番) 東京都墨田区八広五丁目54番		
土地	所有形態	所有権	所有形態
	用途地域	商業地域、準工業地域	用途
	面積 (㎡)	1,296.64	延床面積 (㎡)
	容積率 (用途地域指定)	商業地域：400% 準工業地域：200%/200%	構造・階数
	建蔽率 (用途地域指定)	商業地域：80% 準工業地域：80%	建築時期
取得価格 (百万円)	1,670		
前所有者	積和不動産	前々所有者	－ (注1)
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産
賃借人	積和不動産	賃貸方式	マスターリース契約・賃料保証型 (注2)
特記事項			
1. 信託不動産に係る土地の容積率及び建蔽率は、南東側区道との道路境界線より20m以内（商業地域）は400%・80%、20m超30m以内（準工業地域）は200%・80%、30m超（準工業地域）は200%・80%となっており、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均を算出するとそれぞれ、288.91%・80%となっています。			
地域・物件特性			
本物件は、京成電鉄押上線「八広」駅から徒歩約3分の距離に位置するシングル（1K）タイプを中心とする店舗付賃貸マンションです。最寄駅である「八広」駅からは都営地下鉄浅草線・京浜急行本線への乗入れにより、ターミナル駅である「品川」駅や「羽田空港」駅へもアクセスが容易であるなど、交通利便性は概ね良好です。また、駅前周辺には物販店舗が点在するほか、本物件の1階にはコンビニエンスストアが入居しています。これらを背景に、本物件の主な需要層としては都心居住の利便性を好む単身者や、駅接近性やゆったりした専有スペースを求める世帯の需要が考えられます。			

(注1) 本物件の土地に係る前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお前々所有者は本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。また、建物は前所有者により建設されています。

(注2) 本物件の店舗部分を除く住居部分にかかる賃貸方式を記載しています。なお、店舗部分に関してはマスターリース契約・パススルー型の賃貸方式となります。

[住居-105] 物件名称：プライムメゾン恵比寿

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都渋谷区恵比寿一丁目22番19号 (地番) 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番1 他5筆				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅、店舗
	面積 (㎡)	587.16		延床面積 (㎡)	3,798.12
	容積率 (用途地域指定)	500%		構造・階数	RC、12F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成26年6月5日
取得価格 (百万円)	3,585				
前所有者	積水ハウス	前々所有者	-		
信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産		
賃借人	積和不動産	賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型		
特記事項					
1. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
地域・物件特性					
本物件は、JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン「恵比寿」駅から徒歩約4分、東京メトロ日比谷線「恵比寿」駅から徒歩約7分の「恵比寿通り」沿いに立地する単身者又は少人数世帯向けの店舗付賃貸マンションです。本物件の最寄駅である「恵比寿」駅は複数の路線が利用可能であり、ターミナル駅である「渋谷」、「新宿」、「品川」までそれぞれ約2分、約7分、約10分でアクセスが可能であり、交通利便性にも優れています。また、本物件の存する「恵比寿」エリアは東京23区内の高級住宅地の一つで周辺には著名な飲食店や物販店等が多いため、生活利便性も高いエリアとなっています。これらのことから、都心接近性・知名度を志向する単身者、都心通勤者又はDINKSが主な需要者として考えられます。					



[住居-106] 物件名称：エステイメゾン芝浦

特定資産（信託受益権）の概要			
所在地	(住所) 東京都港区芝浦二丁目8番3号 (地番) 東京都港区芝浦二丁目1番68 他3筆		
土地	所有形態	所有権	建物
	用途地域	準工業地域	用途
	面積 (㎡)	1,217.25	延床面積 (㎡)
	容積率 (用途地域指定)	400%	構造・階数
	建蔽率 (用途地域指定)	60%	建築時期
取得価格 (百万円)	2,730		
前所有者	— (注)	前々所有者	— (注)
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産
賃借人	積和不動産	賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型
特記事項			
1. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来60%ですが、防火地域内の耐火建築物及び角地による緩和により、80%となっています。			
地域・物件特性			
本物件は、ゆりかもめ「芝浦ふ頭」駅から徒歩約8分、JR山手線・JR京浜東北線「田町」駅から徒歩約10分の距離に位置する1LDKタイプから2LDKタイプを間取りとする賃貸マンションです。本物件は、3路線2駅が利用可能であり、最寄駅の一つである「田町」駅から「東京」駅まで4駅、「品川」駅まで1駅であり交通利便性に優れています。また、本物件の存する「芝浦」エリアはデザイン性の高いマンションが建ち並ぶ新しい街並みが形成されており、スーパーマーケットにも近接し生活利便性も良好です。これらのことから、交通利便性・生活利便性を志向する都心通勤者、DINKSが主な需要者として考えられます。			

(注) 前所有者及び前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前所有者及び前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

[住居-107] 物件名称：グランマスト金沢西泉

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 石川県金沢市西泉二丁目155番地 1 (地番) 石川県金沢市西泉二丁目155番 1				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	商業地域 第一種住居地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	1,633.40		延床面積 (㎡)	5,181.40
	容積率 (用途地域指定)	商業地域：400% 第一種住居地域：200%		構造・階数	R C、14F
	建蔽率 (用途地域指定)	商業地域：80% 第一種住居地域：60%		建築時期	平成19年9月14日
取得価格 (百万円)	1,005				
前所有者	積和不動産中部		前々所有者	-	
信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産中部	
賃借人	積和不動産中部		賃貸方式	マスターリース契約・ 賃料保証型	
特記事項					
1. 信託不動産に係る土地の容積率及び建蔽率は、それぞれ西側道路境界より20m以内の範囲（商業地域）は400%・80%、西側道路境界線より20m超の範囲（第一種住居地域）は200%・60%です。また、建蔽率については、角地による緩和により、商業地域は90%、第一種住居地域は70%となっています。このように信託不動産に係る土地の容積率及び建蔽率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均を算出すると、それぞれ306.14%及び80.61%となります。 2. 本物件の所在地のうち商業地域については、平成21年4月1日付で31m高度地区に指定されていますが、建物の高さが43.59mあるため、現在においては既存不適格建築物の状態となっています。					
地域・物件特性					
本物件は、JR北陸新幹線・北陸本線「金沢」駅の南西方約3.7kmに位置し、1LDKから3LDKのファミリータイプが中心の、コンシェルジュサービスなどの共用サービスが充実している賃貸マンションです。本物件が所在する金沢市は、石川県の県庁所在地であり、石川県のみならず隣接する富山県及び福井県等を含む北陸経済の中心地で、加賀百万石の城下町として長年の都市文化に裏打ちされた歴史的情緒のある街並みを色濃く残しながらも、旧城下町を中心に住宅都市としての発展がみられるエリアです。これに加えて、平成27年3月14日の北陸新幹線・東京～金沢間の開通により、大阪、名古屋方面のほか首都圏からも最速2時間30分程度でのアクセスが可能になり、これをきっかけとし、当該物件が所在する金沢市を中心として北陸経済の更なる発展が期待されます。そのなかで、本物件の周辺エリアは、「金沢」駅までは徒歩圏外ではあるものの、本物件から徒歩約8分に位置する北陸鉄道石川線「西泉」駅を最寄駅として利用可能であり、主たる移動手段が自家用車であることやバス利用が容易であることから、金沢市の商業・ビジネスの中心である「金沢」駅周辺、「香林坊・片町」地区へのアクセスは良好です。また、本物件周辺には日用品物販店や飲食店も多くみられるなど、生活利便性も良好です。これらのことから、主な需要層としては、金沢市中心部への交通利便性、生活利便性を志向するDINKS及びファミリー層が中心になるものと考えられ、堅調な需要が見込まれます。					

[住居-108] 物件名称：グランマスト鶴の森

特定資産（信託受益権）の概要			
所在地	(住所) 三重県四日市市鶴の森一丁目6番7号 (地番) 三重県四日市市鶴の森一丁目119番		
土地	所有形態	所有権	所有形態
	用途地域	近隣商業地域	用途
	面積 (㎡)	790.45	延床面積 (㎡)
	容積率 (用途地域指定)	300%	構造・階数
	建蔽率 (用途地域指定)	80%	建築時期
取得価格 (百万円)	745		
前所有者	積和不動産中部	前々所有者	— (注)
信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産中部
賃借人	積和不動産中部	賃貸方式	マスターリース契約・賃料保証型
特記事項			
1. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来80%ですが、角地による緩和により、90%となっています。			
地域・物件特性			
本物件は、近畿日本鉄道名古屋線「近鉄四日市」駅徒歩約7分の距離に位置するシングルタイプを中心とする賃貸マンションです。本物件が所在する四日市市は、県庁所在地である津市を上回る人口及び経済規模を擁する三重県を代表する商業都市であり、かつ、中京工業地帯を代表する工業地域としても知られています。また、本物件の最寄駅である「近鉄四日市」駅周辺エリアは、四日市市内でも特に商業・業務集積度が高く、四日市市内随一の繁華街が形成されています。更に「近鉄四日市」駅は、三重県最大の利用客数を誇るターミナル駅であり、「近鉄四日市」駅から「近鉄名古屋」駅までの所要時間は、特急利用で約30分、急行利用で約35分と名古屋市中心部へのアクセスにも優れています。そのなかで、本物件の周辺エリアは、「近鉄四日市」駅徒歩圏内にあり、その「近鉄四日市」駅前には、百貨店や複合型商業施設が存するほか、駅東側には古くからの商店街が広がっていることから、四日市市中心部への接近性及び生活利便性も良好です。これに加えて、本物件の周辺エリアは「中央通り」及び「西浦通り」といった大通りの背後に位置し、近隣には茶室など日本の文化に触れられる「鶴の森公園」が存していることから、比較的静かで良好な住環境を形成しています。これらのことから、主な需要層としては、四日市市中心部への接近性、名古屋市中心部への交通利便性、良質な居住環境及び生活利便性を志向する単身者や、四日市市周辺に存する企業の借上げ社宅の需要が考えられます。			

(注) 前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

[住居-109] 物件名称：エスティメゾンつつじヶ丘

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都調布市西つつじヶ丘一丁目14番地19 他 (地番) 東京都調布市西つつじヶ丘一丁目14番19 他2筆				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	第一種中高層 住居専用地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	1,503.25		延床面積 (㎡)	2,456.48
	容積率 (用途地域指定)	200%		構造・階数	RC、5F/B1F
	建蔽率 (用途地域指定)	60%		建築時期	平成14年3月9日
取得価格 (百万円)	871				
前所有者	－ (注)		前々所有者	－ (注)	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産	
賃借人	積和不動産		賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型	
特記事項					
1. 土地の「面積」欄には、建築基準法第42条1項2号による道路 (298㎡/私道) を含んでいます。					
地域・物件特性					
<p>本物件は、京王電鉄京王線「つつじヶ丘」駅から徒歩約11分の距離に位置するファミリータイプの賃貸マンションです。本物件の最寄駅である「つつじヶ丘」駅は、急行停車駅であり、それぞれ急行を利用することでターミナル駅である「新宿」駅へのアクセスは約17分、「東京」駅まで約32分と都内中心部への接近性及び交通利便性は良好です。また、「つつじヶ丘」駅周辺には、複合型商業施設、スーパーマーケット、商店街等が存することから生活利便性も良好です。これに加えて本物件の所在するエリアは、都内有数の緑地帯「国分寺崖線」に沿う高台で、樹林や湧水などの自然を身近に感じられる住環境を有しており、閑静な住宅街が広がっています。これらのことから、主な需要層としては、都内中心部への接近性、交通利便性、生活利便性及び良好な住環境を志向する都心通勤者、ファミリー層が主な需要者として考えられます。</p>					

(注) 前所有者及び前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前所有者及び前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

特定資産（信託受益権）の概要			
所在地	(住所) 神奈川県横浜市港北区新吉田東八丁目45番25号 他 (地番) 神奈川県横浜市港北区新吉田東八丁目2852番1 他7筆		
土地	所有形態	所有権	所有形態
	用途地域	準工業地域	用途
	面積 (㎡)	5,632.35	延床面積 (㎡)
	容積率 (用途地域指定)	200%	構造・階数
	建蔽率 (用途地域指定)	60%	建築時期
取得価格 (百万円)	2,680	建物	共同住宅
前所有者	東京建物不動産販売株式会社	前々所有者	— (注2)
信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	PM会社	—
賃借人	株式会社コスモスイニシア	賃貸方式	マスターリース契約・ 賃料保証型
特記事項			
該当事項はありません。			
地域・物件特性			
<p>本物件は、横浜市営地下鉄ブルーライン「新羽」駅から徒歩約10分の距離に位置し、ファミリー向けのイースト、DINKS又はファミリー向けのウエスト及び単身者向けのアネックスの3棟から構成されている賃貸マンションです。本物件の最寄駅の「新羽」駅から「横浜」駅まで約15分、JR東海道・山陽新幹線の利用が可能な「新横浜」駅まで2駅とアクセスに優れています。また、最寄のバス停から、東急東横線の「綱島」駅へもバスを利用して約12分でアクセスが可能であるほか、「渋谷」や「品川」、「東京」駅等都心の主要駅への通勤も可能なエリアであり交通利便性に優れています。また、本物件周辺には大規模商業施設やコンビニエンスストアが近接し生活利便性も良好です。これらのことから、主な需要層としては、横浜市中心部・都心への交通利便性及び生活利便性を志向する単身者、DINKS及びファミリー層が考えられます。</p>			

(注1) エスティメゾン港北綱島は、イースト、ウエスト、アネックスの合計3棟の建物から構成されています。それぞれの建築時期は次のとおりです。なお、3棟の建物の構造・階数は全て同じです。

各建物の名称	建築時期
イースト	平成14年3月11日
ウエスト	平成14年10月23日
アネックス	平成14年9月19日

(注2) 前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

[住居-111] 物件名称：マストライフ日野

特定資産（信託受益権）の概要			
所在地	(住所) 東京都日野市新町一丁目19番地3 (地番) 東京都日野市新町一丁目19番3		
土地	所有形態	所有権	建物
	用途地域	商業地域	用途
	面積 (㎡)	600.20	延床面積 (㎡)
	容積率 (用途地域指定)	500%	構造・階数
	建蔽率 (用途地域指定)	80%	建築時期
取得価格 (百万円)	1,290		
前所有者	積和不動産	前々所有者	—
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産
賃借人	積和不動産	賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型
特記事項			
1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。			
地域・物件特性			
本物件は、JR中央本線「日野」駅徒歩約2分の距離に位置するシングル及びコンパクトタイプの賃貸マンションです。最寄駅への接近性に優れ、ターミナル駅である「新宿」駅及び「東京」駅まで乗り換えなしでアクセスが可能なうえ、同線中央特別快速を利用することで、所要時間はそれぞれ約30分及び約45分と、都心部への交通利便性は良好です。また、本物件周辺には店舗付共同住宅や日用品店舗、飲食店等が建ち並ぶ住商混在地域が形成され、生活利便性にも優れています。さらに、本物件は荷物の発送を行うコンシェルジュサービスに加え、各戸にホームセキュリティーが設置されているなど、生活利便機能及び防犯機能も備えています。また、「立川」駅及び「八王子」駅へは最寄駅からそれぞれ1駅及び2駅と百貨店や複合型商業施設等が多数存するエリアへのアクセスも良好です。これらのことから、主な需要層としては、交通利便性及び生活利便性を志向する単身者及びDINKS層が考えられます。			

特定資産（信託受益権）の概要			
所在地	(住所) 神奈川県横浜市中区本町一丁目4番地 他 (地番) 神奈川県横浜市中区本町一丁目4番 他1筆		
土地	所有形態	所有権	建物
	用途地域	商業地域	
	面積 (㎡)	887.06	
	容積率 (用途地域指定)	800%	
	建蔽率 (用途地域指定)	80%	
所有形態	所有権	用途	事務所、店舗、共同住宅
延床面積 (㎡)	8,196.14	構造・階数	R C、13F / B 1 F
建築時期	平成26年6月27日		
取得価格 (百万円)	4,270		
前所有者	積水ハウス	前々所有者	—
信託受託者	みずほ信託託銀行株式会社	PM会社	積和不動産
賃借人	積和不動産	賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型
特記事項			
1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。			
地域・物件特性			
本物件は、横浜高速鉄道みなとみらい線「日本大通り」駅徒歩約2分の距離に位置するシングル・コンパクトタイプからなる事務所・店舗付賃貸マンションです。最寄駅への接近性に優れ、「横浜」駅まで約6分のほか東急東横線との直通運転で「渋谷」駅まで約40分、さらに副都心線を経由して「池袋」駅まで往来が可能です。また、本物件からJR根岸線及び横浜市営地下鉄ブルーライン「関内」駅まで徒歩約10分、「関内」駅から「東京」駅までは約40分であり、複数路線が利用可能な交通利便性の高い立地です。また、スーパーマーケットや日用品店舗が出店する商業施設、郵便局やクリニック、銀行等の利便施設が概ね徒歩10分圏内に整っており生活利便性に優れています。また、周辺地域は、神奈川県庁をはじめ裁判所、検察庁等の行政機関を中心に各種社団法人や財団法人、金融機関等が建ち並ぶ地域であり、その他、横浜公園、山下公園等の公共施設、博物館や劇場といった文化施設も多く見られます。これらのことから、主な需要層としては、都心接近性、最寄駅や勤務地への接近性等の利便性を志向する単身者及びDIINKS等が考えられます。			

[住居-113] 物件名称：神戸女子学生会館

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 兵庫県神戸市東灘区向洋町中七丁目1番地6 (地番) 兵庫県神戸市東灘区向洋町中七丁目1番6				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	4,494.55		延床面積 (㎡)	23,773.26
	容積率 (用途地域指定)	400%		構造・階数	SRC、19F/B1F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成14年2月28日
取得価格 (百万円)	5,700				
前所有者	－ (注)		前々所有者	－	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社		PM会社	積和管理関西	
賃借人	積和管理関西		賃貸方式	住居部分：マスターリース契約・賃料保証型 郵便集配所：マスターリース契約・パススルー型	
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来80%ですが、角地による緩和により90%となっています。					
地域・物件特性					
<p>本物件は、神戸新交通六甲アイランド線「アイランドセンター」駅徒歩約4分の距離に位置し、主な居住者を神戸市内の大学に通学する女子学生とした学生寮です。最寄駅である「アイランドセンター」駅から都心部である「三ノ宮」駅まで乗り換え時間を含め約18分でアクセスが可能です。また、コンビニエンスストア、ドラッグストア、食品スーパー、銀行や郵便局なども近隣にあり、生活利便性に優れています。居室部分は一人部屋専用であり、ベッド、机、椅子、冷蔵庫及び姿見付クローゼット等が備え付けられ、浴室、トイレ及び洗濯機置き場を各戸に有しています。また、共用部には、ロビー、パーティールーム等、入居者同士がコミュニケーションを図るのに適した設備や朝食・夕食を提供するレストランが設置されています。さらに、管理室には男女各1名以上が24時間常駐するなど防犯体制も整っています。そのほか、無料の通学送迎バス及び無料で利用可能な近隣のフィットネスセンター等の生活支援サービスが整っています。</p>					

(注) 前所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。



[商業-1] 物件名称：浜松プラザ

特定資産（信託受益権（準共有））の概要			
所在地	(住所) 静岡県浜松市東区上西町1020番1 他 (地番) 静岡県浜松市東区上西町字堂光1020番1 他8筆、原島町字中ノ坪550番1 他2筆、宮竹町字中島500番		
土地	所有形態	所有権(注1)	所有形態
	用途地域	工業地域	用途
	面積(m <sup>2</sup> ) (注3)	73,937.28	延床面積(m <sup>2</sup> ) (注3)
	容積率 (用途地域指定)	200%	構造・階数
	建蔽率 (用途地域指定)	60%	建築時期
取得価格(百万円)(注3)	3,820		
前所有者	有限会社アース・ キャピタル・パートナーズ	前々所有者	株式会社ティーエム プロパティーズ
信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	PM会社	株式会社 ザイマックスアルファ
賃借人	株式会社赤ちゃん本舗、 ゼビオ株式会社、 大和リース株式会社 他	賃貸方式	直接契約
特記事項			
<p>1. 信託不動産の一部(土地17,594.12m<sup>2</sup>)につき賃借権設定仮登記(権利者:大和リース株式会社)がされています。</p> <p>2. 浜松プラザイーストのゼビオ棟其他部分の雨水排水のために旧イトーヨーカ堂棟地下貯水槽等を使用していましたが、当期においてゼビオ棟其他部分の敷地内に雨水排水のための調整池及び排水経路設置工事を行っています。</p>			
地域・物件特性			
JR東海道本線「天竜川」駅より約2.4kmに位置し、また「浜松」駅からも約4.0kmの距離に位置しています。			

(注1) 本投資法人が保有する信託受益権の準共有持分の割合は49%です。

(注2) 浜松プラザは、複合型商業施設であり、建物については以下のような構成となっています。

棟番号	各建物の名称	所有形態	用途	延床面積 (m <sup>2</sup> ) (注3)	構造・階数	建築時期
①	赤ちゃん本舗棟	所有権(注1)	店舗	4,409.49	S、1F	平成12年11月9日
②	ゼビオ棟	所有権(注1)	店舗	6,661.32	S、2F	平成12年11月9日
③	ハマプラ・フレスポ棟(注4)	—	—	—	—	—
④	管理棟	所有権(注1)	事務所	158.98	S、2F	平成12年11月7日

(注3) 浜松プラザは、前記「(イ) 信託不動産の価格及び投資比率」の(注6)に記載のとおり、本投資法人は、浜松プラザイーストのゼビオ棟其他部分に係る不動産信託受益権の準共有持分49%のみ保有しています。「土地」の面積及び「建物」の延床面積については、浜松プラザイーストのゼビオ棟其他部分全体の面積を記載しています。

(注4) ハマプラ・フレスポ棟につき本投資法人が保有している不動産信託受益権にかかる信託不動産は土地のみであり、建物は含まれません。

[商業-4] 物件名称：b-town南青山

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都港区南青山三丁目6番7号 (地番) 東京都港区南青山三丁目87番10 他1筆				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	第二種中高層住居専用地域		用途	店舗、共同住宅
	面積 (㎡)	385.32		延床面積 (㎡)	797.63
	容積率 (用途地域指定)	300%		構造・階数	RC、3F/B1F
	建蔽率 (用途地域指定)	60%		建築時期	平成18年2月28日
取得価格 (百万円)	1,530				
前所有者	株式会社エルカクエイ (現 株式会社ジョイント・レジデンシャル不動産)		前々所有者	-	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	アール・エー・アセット・マネジメント株式会社	
賃借人	アール・エー・アセット・マネジメント株式会社		賃貸方式	マスターリース契約・パススルー型	
主なエンドテナントの業態	アパレル、美容室、飲食店				
特記事項					
<p>1. 信託不動産にかかる土地の容積率は本来300%ですが、前面道路の幅員規制により268%となっています。また、建蔽率については本来60%ですが、角地による加算により70%となっています。</p> <p>2. 建築基準法第42条第2項により70.57㎡の私道負担があります。</p>					
地域・物件特性					
東京メトロ千代田線・銀座線・半蔵門線「表参道」駅より徒歩約6分に位置しています。					

(ト) 個別信託不動産の収益状況

個別信託不動産の収益状況は、以下のとおりです。

「信託不動産の収益状況」欄に関する説明

- A. 損益情報における金額は、「運用期間」欄に記載の各信託不動産の運用期間にかかる数値を記載しています。なお、物件に直接帰属しない収支については含めていません。
- B. 金額は、千円未満を切り捨てています。従って、記載されている金額を足し合わせても合計値は必ずしも一致しません。
- C. 収支金額は、発生主義にて計上しています。
- D. 「賃貸料収入」欄には、賃料、共益費、駐車場使用料及び地代等の合計額を記載しています。
- E. 「その他賃貸事業収入」欄には、礼金、更新料、水道光熱費収入及び自動販売機収入等、賃貸料収入以外の収入の合計額を記載しています。
- F. 「管理業務費」欄には、賃貸管理報酬、建物管理報酬及び仲介手数料等の合計額を記載しています。
- G. 「修繕費」欄は、年度による差異が大きいこと及び定期的に発生する金額でないこと等から、対象期間における修繕費は本投資法人が保有資産を長期にわたり継続して保有する場合の修繕費と大きく異なる可能性があります。
- H. 「固定資産税等」欄には、信託不動産にかかる固定資産税、都市計画税及び償却資産税等を記載しています。但し、取得時における前所有者との間で精算された固定資産税、都市計画税及び償却資産税相当額は附随費用の一部として不動産等の取得原価に算入されており、賃貸事業費用としては計上されていません。
- I. 「その他賃貸事業費用」欄には、町内会費、有線放送使用料、消耗品費及びリース料等が含まれていません。

(単位：千円)

物件番号	住居-1	住居-3	住居-4	住居-5	住居-6
物件名称	エステイメゾン 銀座	エステイメゾン 麻布永坂	エステイメゾン 恵比寿Ⅱ	エステイメゾン 恵比寿	エステイメゾン 神田
運用期間 (自)	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日
(至)	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日
損益情報					
(A) 賃貸事業収入 小計	168,495	50,216	54,718	23,455	45,845
賃貸料収入	163,022	48,413	51,835	22,324	42,655
その他賃貸事業収入	5,473	1,803	2,882	1,131	3,190
(B) 賃貸事業費用 小計	35,458	11,130	15,237	7,620	11,409
管理業務費	14,874	4,371	5,391	2,832	4,523
水道光熱費	1,279	685	600	344	719
保険料	160	51	49	19	42
修繕費	5,059	1,014	1,985	1,265	2,174
固定資産税等	9,477	2,873	2,626	990	1,975
信託報酬	412	412	412	412	412
その他賃貸事業費用	4,193	1,722	4,172	1,756	1,562
(C) 賃貸事業収支 = (A) - (B)	133,036	39,086	39,480	15,834	34,436
(D) 減価償却費	30,869	9,532	9,163	3,574	7,678
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	102,166	29,554	30,317	12,260	26,757
(F) 資本的支出	5,391	360	892	156	1,276
(G) NCF = (C) - (F)	127,644	38,725	38,588	15,677	33,159

(単位：千円)

物件番号	住居-8	住居-10	住居-11	住居-12	住居-13
物件名称	エステイメゾン 北新宿	エステイメゾン 浅草駒形	エステイメゾン 町田	エステイメゾン 川崎	エステイメゾン 今池
運用期間 (自)	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日
(至)	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年1月27日
損益情報					
(A) 賃貸事業収入 小計	45,866	65,774	52,707	75,310	9,482
賃貸料収入	44,050	63,100	51,511	72,132	9,059
その他賃貸事業収入	1,816	2,674	1,196	3,178	423
(B) 賃貸事業費用 小計	11,959	17,345	16,333	21,701	6,018
管理業務費	5,471	7,029	5,896	7,865	1,430
水道光熱費	564	618	917	1,469	548
保険料	39	72	79	80	27
修繕費	1,528	3,263	2,608	4,375	890
固定資産税等	2,055	3,667	4,060	3,367	1,411
信託報酬	412	412	412	412	948
その他賃貸事業費用	1,888	2,281	2,358	4,130	762
(C) 賃貸事業収支 = (A) - (B)	33,907	48,429	36,374	53,609	3,463
(D) 減価償却費	7,061	12,444	15,036	16,242	1,442
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	26,845	35,984	21,338	37,367	2,021
(F) 資本的支出	695	68,415	228	1,900	-
(G) NCF = (C) - (F)	33,211	△19,985	36,146	51,709	3,463

(単位：千円)

物件番号	住居-14	住居-15	住居-16	住居-17	住居-18
物件名称	エステイメゾン 新川崎	エステイメゾン 横浜	エステイメゾン 亀戸	エステイメゾン 目黒	エステイメゾン 八千代緑が丘
運用期間 (自)	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日
(至)	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日
損益情報					
(A) 賃貸事業収入 小計	32,030	74,479	52,175	31,395	43,267
賃貸料収入	31,998	65,732	49,911	29,810	39,921
その他賃貸事業収入	32	8,746	2,263	1,585	3,345
(B) 賃貸事業費用 小計	4,137	14,186	14,132	7,075	14,229
管理業務費	-	8,305	6,318	3,200	5,112
水道光熱費	-	752	580	249	1,391
保険料	63	72	56	24	82
修繕費	83	348	1,122	601	2,067
固定資産税等	3,224	3,270	2,902	1,513	3,502
信託報酬	406	420	420	406	420
その他賃貸事業費用	360	1,016	2,731	1,078	1,653
(C) 賃貸事業収支 = (A) - (B)	27,892	60,292	38,042	24,320	29,037
(D) 減価償却費	5,356	17,192	13,768	5,471	9,239
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	22,535	43,100	24,273	18,848	19,798
(F) 資本的支出	-	269	1,170	-	4,555
(G) NCF = (C) - (F)	27,892	60,022	36,871	24,320	24,482

(単位：千円)

物件番号	住居-19	住居-20	住居-21	住居-22	住居-23
物件名称	エステイメゾン 巣鴨	エステイメゾン 京橋	エステイメゾン 目黒本町	エステイメゾン 白楽	エステイメゾン 南堀江
運用期間 (自)	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日
(至)	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日
損益情報					
(A) 賃貸事業収入 小計	46,174	90,342	32,980	31,263	34,486
賃貸料収入	45,325	83,533	30,941	28,716	33,147
その他賃貸事業収入	849	6,809	2,039	2,547	1,339
(B) 賃貸事業費用 小計	13,030	20,534	9,167	9,067	9,904
管理業務費	4,784	5,862	3,707	4,278	4,019
水道光熱費	502	2,438	345	552	530
保険料	47	95	34	36	38
修繕費	1,349	2,244	736	747	1,045
固定資産税等	2,609	4,711	1,775	1,506	1,883
信託報酬	420	420	414	406	420
その他賃貸事業費用	3,315	4,761	2,151	1,539	1,966
(C) 賃貸事業収支 = (A) - (B)	33,144	69,807	23,813	22,196	24,582
(D) 減価償却費	8,208	31,600	6,725	7,734	7,754
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	24,936	38,207	17,088	14,462	16,828
(F) 資本的支出	162	-	1,508	568	-
(G) NCF = (C) - (F)	32,981	69,807	22,304	21,627	24,582

(単位：千円)

物件番号	住居-24	住居-25	住居-26	住居-27	住居-28
物件名称	エステイメゾン 五反田	エステイメゾン 大井仙台坂	エステイメゾン 品川シーサイド	エステイメゾン 南麻布	エステイメゾン 城東
運用期間 (自)	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日
(至)	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日
損益情報					
(A) 賃貸事業収入 小計	91,434	78,703	60,525	35,679	32,558
賃貸料収入	88,141	75,363	58,695	33,850	30,901
その他賃貸事業収入	3,292	3,339	1,830	1,829	1,656
(B) 賃貸事業費用 小計	19,738	18,098	18,359	9,638	9,513
管理業務費	5,439	8,086	7,239	4,546	2,852
水道光熱費	6	509	892	274	939
保険料	82	67	64	27	37
修繕費	1,829	2,695	2,086	1,377	1,297
固定資産税等	5,610	3,650	3,703	1,619	1,725
信託報酬	620	420	420	420	420
その他賃貸事業費用	6,149	2,668	3,952	1,373	2,240
(C) 賃貸事業収支 = (A) - (B)	71,695	60,605	42,165	26,040	23,044
(D) 減価償却費	17,447	12,794	14,417	6,765	7,092
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	54,247	47,811	27,748	19,275	15,952
(F) 資本的支出	118	495	476	-	356
(G) NCF = (C) - (F)	71,576	60,109	41,689	26,040	22,687

(単位：千円)

物件番号	住居-29	住居-30	住居-31	住居-33	住居-34
物件名称	エステイメゾン 塚本	エステイメゾン 川崎II	エステイメゾン 麻布十番	エステイメゾン 板橋本町	エステイメゾン 大泉学園
運用期間 (自)	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日
(至)	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日
損益情報					
(A) 賃貸事業収入 小計	39,139	61,062	63,355	28,001	26,412
賃貸料収入	37,495	59,666	61,215	26,752	25,557
その他賃貸事業収入	1,644	1,395	2,139	1,249	855
(B) 賃貸事業費用 小計	10,932	16,127	15,160	11,684	8,002
管理業務費	3,355	6,259	6,323	4,085	2,846
水道光熱費	1,279	712	647	390	444
保険料	46	62	44	31	30
修繕費	1,079	2,493	2,090	2,242	918
固定資産税等	2,129	3,184	2,408	1,539	1,648
信託報酬	420	420	451	452	452
その他賃貸事業費用	2,621	2,995	3,193	2,943	1,660
(C) 賃貸事業収支 = (A) - (B)	28,206	44,935	48,194	16,316	18,409
(D) 減価償却費	8,651	12,132	7,533	6,120	5,947
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	19,555	32,802	40,661	10,196	12,462
(F) 資本的支出	171	248	997	-	261
(G) NCF = (C) - (F)	28,035	44,686	47,197	16,316	18,148

(単位：千円)

物件番号	住居-35	住居-36	住居-37	住居-39	住居-40
物件名称	エステイメゾン 天神東Ⅰ	エステイメゾン 天神東Ⅱ	エステイメゾン 四条西洞院	エステイメゾン 東品川	エステイメゾン 八王子みなみ野
運用期間 (自)	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日
(至)	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日
損益情報					
(A) 賃貸事業収入 小計	15,457	28,098	40,854	69,277	32,854
賃貸料収入	15,000	27,131	38,757	67,492	31,623
その他賃貸事業収入	456	967	2,097	1,785	1,231
(B) 賃貸事業費用 小計	5,035	8,480	12,536	14,091	8,795
管理業務費	1,508	2,579	3,401	5,209	3,716
水道光熱費	466	499	1,437	351	388
保険料	29	46	74	57	38
修繕費	537	1,567	1,160	1,024	1,029
固定資産税等	1,025	1,873	2,744	3,403	1,853
信託報酬	750	750	750	750	420
その他賃貸事業費用	718	1,164	2,968	3,294	1,347
(C) 賃貸事業収支 = (A) - (B)	10,422	19,617	28,317	55,186	24,059
(D) 減価償却費	5,149	9,595	12,683	16,485	8,390
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	5,272	10,022	15,633	38,701	15,669
(F) 資本的支出	-	-	-	-	-
(G) NCF = (C) - (F)	10,422	19,617	28,317	55,186	24,059

(単位：千円)

物件番号	住居-41	住居-42	住居-43	住居-44	住居-45
物件名称	エステイメゾン 西中島	エステイメゾン 板橋区役所前	エステイメゾン 武蔵小山	エステイメゾン 千駄木	エステイメゾン 四谷坂町
運用期間 (自)	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日
(至)	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日
損益情報					
(A) 賃貸事業収入 小計	64,154	76,663	31,986	23,513	58,198
賃貸料収入	60,947	72,117	29,569	21,437	57,153
その他賃貸事業収入	3,207	4,546	2,417	2,076	1,045
(B) 賃貸事業費用 小計	18,316	26,694	7,387	5,801	12,300
管理業務費	4,620	8,457	2,334	1,611	3,420
水道光熱費	1,794	563	-	-	18
保険料	77	86	22	24	53
修繕費	3,151	5,974	807	23	1,142
固定資産税等	3,222	3,557	1,631	1,127	2,879
信託報酬	452	452	452	452	452
その他賃貸事業費用	4,998	7,601	2,139	2,561	4,334
(C) 賃貸事業収支 = (A) - (B)	45,838	49,969	24,599	17,712	45,898
(D) 減価償却費	24,464	17,595	7,673	5,700	15,425
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	21,373	32,374	16,925	12,011	30,473
(F) 資本的支出	212	888	-	-	-
(G) NCF = (C) - (F)	45,626	49,080	24,599	17,712	45,898

(単位：千円)

物件番号	住居-46	住居-47	住居-48	住居-50	住居-51
物件名称	エステイメゾン 博多東	エステイメゾン 上呉服	エステイメゾン 三軒茶屋	プライムメゾン 武蔵野の杜	プライムメゾン 東桜
運用期間 (自)	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日
(至)	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日
損益情報					
(A) 賃貸事業収入 小計	84,455	28,398	24,540	63,559	52,402
賃貸料収入	81,925	27,923	23,423	59,299	51,526
その他賃貸事業収入	2,530	475	1,117	4,259	875
(B) 賃貸事業費用 小計	17,628	7,732	7,924	17,068	12,799
管理業務費	6,761	2,582	3,054	7,757	6,278
水道光熱費	756	585	298	544	436
保険料	124	57	21	77	69
修繕費	2,686	644	1,346	2,644	399
固定資産税等	4,885	1,964	960	3,952	3,834
信託報酬	750	750	452	325	325
その他賃貸事業費用	1,665	1,147	1,791	1,767	1,456
(C) 賃貸事業収支 = (A) - (B)	66,827	20,666	16,615	46,490	39,602
(D) 減価償却費	21,409	9,780	6,281	9,471	12,361
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	45,417	10,885	10,334	37,019	27,240
(F) 資本的支出	-	-	-	139	-
(G) NCF = (C) - (F)	66,827	20,666	16,615	46,351	39,602

(単位：千円)

物件番号	住居-52	住居-53	住居-54	住居-55	住居-56
物件名称	プライムメゾン 萱場公園	エステイメゾン 三軒茶屋II	エステイメゾン 板橋C 6	マスト博多	エステイメゾン 錦糸町
運用期間 (自)	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日
(至)	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日
損益情報					
(A) 賃貸事業収入 小計	28,370	23,841	76,723	93,887	35,263
賃貸料収入	27,850	23,540	73,391	93,779	34,189
その他賃貸事業収入	520	301	3,332	107	1,073
(B) 賃貸事業費用 小計	7,382	5,742	23,659	28,139	9,098
管理業務費	2,891	2,009	7,912	3,174	3,339
水道光熱費	291	171	901	647	552
保険料	41	21	97	140	28
修繕費	898	484	4,337	3,063	1,093
固定資産税等	2,232	1,123	4,896	7,644	1,605
信託報酬	325	350	400	350	400
その他賃貸事業費用	702	1,582	5,114	13,118	2,080
(C) 賃貸事業収支 = (A) - (B)	20,988	18,098	53,064	65,747	26,164
(D) 減価償却費	5,864	6,237	21,816	27,696	10,988
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	15,123	11,860	31,247	38,051	15,176
(F) 資本的支出	-	-	1,773	1,372	-
(G) NCF = (C) - (F)	20,988	18,098	51,290	64,375	26,164



(単位：千円)

物件番号	住居-57	住居-58	住居-59	住居-60	住居-61
物件名称	エステイメゾン 武蔵小金井	プライムメゾン 御器所	プライムメゾン 夕陽ヶ丘	プライムメゾン 北田辺	プライムメゾン 百道浜
運用期間 (自)	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日
(至)	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日
損益情報					
(A) 賃貸事業収入 小計	53,084	65,219	30,832	21,174	69,438
賃貸料収入	50,702	63,789	29,801	19,692	69,379
その他賃貸事業収入	2,381	1,429	1,031	1,481	58
(B) 賃貸事業費用 小計	15,398	13,374	8,201	8,899	14,455
管理業務費	6,161	5,235	3,006	2,805	3,452
水道光熱費	958	669	311	720	1,136
保険料	44	89	42	35	140
修繕費	2,295	1,051	1,343	1,400	2,195
固定資産税等	2,572	4,958	2,037	1,732	6,874
信託報酬	350	350	400	400	350
その他賃貸事業費用	3,015	1,019	1,061	1,805	306
(C) 賃貸事業収支 = (A) - (B)	37,686	51,844	22,630	12,275	54,982
(D) 減価償却費	11,480	18,349	9,137	6,436	10,850
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	26,205	33,495	13,493	5,838	44,132
(F) 資本的支出	3,739	117	179	-	5,006
(G) NCF = (C) - (F)	33,946	51,727	22,451	12,275	49,976

(単位：千円)

物件番号	住居-62	住居-63	住居-64	住居-65	住居-66
物件名称	エステイメゾン 秋葉原	エステイメゾン 笹塚	プライムメゾン 銀座イースト	プライムメゾン 高見	プライムメゾン 矢田南
運用期間 (自)	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日
(至)	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日
損益情報					
(A) 賃貸事業収入 小計	57,010	86,223	164,411	31,850	28,875
賃貸料収入	54,437	81,886	158,735	31,038	28,677
その他賃貸事業収入	2,573	4,337	5,676	812	197
(B) 賃貸事業費用 小計	13,991	28,943	37,219	8,996	6,716
管理業務費	6,278	9,972	15,933	3,527	2,524
水道光熱費	622	814	1,456	538	403
保険料	55	67	146	44	40
修繕費	1,303	6,916	3,844	537	523
固定資産税等	2,584	4,411	8,230	2,475	2,258
信託報酬	400	400	400	350	350
その他賃貸事業費用	2,748	6,359	7,206	1,522	616
(C) 賃貸事業収支 = (A) - (B)	43,018	57,280	127,192	22,854	22,158
(D) 減価償却費	17,205	15,700	43,739	8,988	7,781
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	25,812	41,579	83,452	13,865	14,377
(F) 資本的支出	808	3,673	4,481	-	-
(G) NCF = (C) - (F)	42,210	53,606	122,710	22,854	22,158

(単位：千円)

物件番号	住居-67	住居-68	住居-69	住居-70	住居-71
物件名称	プライムメゾン 照葉	エステイメゾン 東白壁	エステイメゾン 千石	エステイメゾン 代沢	エステイメゾン 戸越
運用期間 (自)	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日
(至)	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日
損益情報					
(A) 賃貸事業収入 小計	51,873	47,918	36,776	57,595	49,417
賃貸料収入	51,842	47,834	35,700	56,320	46,669
その他賃貸事業収入	31	84	1,076	1,275	2,748
(B) 賃貸事業費用 小計	15,841	9,722	10,058	11,382	11,937
管理業務費	4,959	2,459	4,937	5,077	5,436
水道光熱費	1,116	750	391	443	559
保険料	107	70	35	50	44
修繕費	2,861	1,864	753	872	1,574
固定資産税等	6,014	3,618	2,323	3,092	2,883
信託報酬	400	350	400	400	400
その他賃貸事業費用	382	609	1,215	1,445	1,039
(C) 賃貸事業収支 = (A) - (B)	36,032	38,195	26,718	46,212	37,480
(D) 減価償却費	15,008	16,190	6,569	9,879	10,158
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	21,024	22,004	20,148	36,333	27,322
(F) 資本的支出	6,419	1,274	355	-	-
(G) NCF = (C) - (F)	29,612	36,920	26,362	46,212	37,480

(単位：千円)

物件番号	住居-72	住居-73	住居-74	住居-75	住居-76
物件名称	エステイメゾン 瓦町	エステイメゾン 西天満	エステイメゾン 白金台	エステイメゾン 東新宿	エステイメゾン 元麻布
運用期間 (自)	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日
(至)	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日
損益情報					
(A) 賃貸事業収入 小計	59,547	52,507	63,484	46,374	41,820
賃貸料収入	58,985	49,677	62,124	44,895	41,820
その他賃貸事業収入	562	2,830	1,360	1,478	-
(B) 賃貸事業費用 小計	14,315	14,709	17,589	11,111	7,096
管理業務費	5,974	4,791	6,605	5,187	2,958
水道光熱費	671	1,626	707	421	373
保険料	88	72	55	44	39
修繕費	1,132	1,663	2,681	1,379	353
固定資産税等	3,712	3,762	3,176	2,544	2,543
信託報酬	350	400	400	400	400
その他賃貸事業費用	2,386	2,392	3,963	1,134	427
(C) 賃貸事業収支 = (A) - (B)	45,231	37,798	45,895	35,263	34,723
(D) 減価償却費	18,965	16,033	10,903	12,281	7,081
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	26,266	21,764	34,991	22,981	27,641
(F) 資本的支出	614	1,061	1,263	251	253
(G) NCF = (C) - (F)	44,617	36,736	44,631	35,011	34,469

(単位：千円)

物件番号	住居-77	住居-78	住居-79	住居-80	住居-81
物件名称	エステイメゾン 都立大学	エステイメゾン 武蔵小山Ⅱ	エステイメゾン 中野	エステイメゾン 新中野	エステイメゾン 中野富士見町
運用期間 (自)	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日
(至)	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日
損益情報					
(A) 賃貸事業収入 小計	24,377	29,056	51,913	29,936	27,546
賃貸料収入	22,776	28,611	49,834	27,336	26,591
その他賃貸事業収入	1,601	445	2,079	2,600	955
(B) 賃貸事業費用 小計	6,868	5,689	11,158	7,349	9,448
管理業務費	2,948	2,828	5,831	3,915	3,693
水道光熱費	445	359	496	266	462
保険料	23	27	45	27	28
修繕費	342	91	494	403	1,435
固定資産税等	1,615	1,597	2,693	1,611	1,857
信託報酬	400	400	400	400	400
その他賃貸事業費用	1,092	385	1,197	724	1,570
(C) 賃貸事業収支 = (A) - (B)	17,508	23,366	40,755	22,586	18,097
(D) 減価償却費	4,541	6,696	12,173	6,662	6,181
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	12,966	16,669	28,582	15,924	11,915
(F) 資本的支出	-	-	-	-	225
(G) NCF = (C) - (F)	17,508	23,366	40,755	22,586	17,872

(単位：千円)

物件番号	住居-82	住居-83	住居-84	住居-85	住居-86
物件名称	エステイメゾン 哲学堂	エステイメゾン 高円寺	エステイメゾン 押上	エステイメゾン 赤羽	エステイメゾン 王子
運用期間 (自)	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日
(至)	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日
損益情報					
(A) 賃貸事業収入 小計	32,989	31,170	68,356	91,698	46,490
賃貸料収入	31,449	30,466	66,820	89,037	44,766
その他賃貸事業収入	1,540	704	1,536	2,661	1,724
(B) 賃貸事業費用 小計	8,554	8,332	15,063	20,937	11,173
管理業務費	3,932	3,621	7,336	8,597	4,886
水道光熱費	577	442	623	751	563
保険料	35	33	76	97	51
修繕費	284	895	1,659	3,104	1,243
固定資産税等	1,837	1,968	3,174	5,620	2,373
信託報酬	400	400	400	400	400
その他賃貸事業費用	1,486	971	1,792	2,365	1,654
(C) 賃貸事業収支 = (A) - (B)	24,435	22,837	53,292	70,760	35,316
(D) 減価償却費	8,589	6,309	17,474	28,994	14,286
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	15,845	16,528	35,817	41,765	21,030
(F) 資本的支出	-	-	-	1,042	-
(G) NCF = (C) - (F)	24,435	22,837	53,292	69,717	35,316

(単位：千円)

物件番号	住居-87	住居-88	住居-89	住居-90	住居-91
物件名称	プライムメゾン 早稲田	プライムメゾン 八丁堀	プライムメゾン 神保町	プライムメゾン 御殿山イースト	マストライフ 秋葉原
運用期間 (自)	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日
(至)	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日
損益情報					
(A) 賃貸事業収入 小計	42,662	39,319	51,560	73,945	15,153
賃貸料収入	41,722	37,663	50,139	73,840	15,153
その他賃貸事業収入	940	1,656	1,421	105	-
(B) 賃貸事業費用 小計	11,246	7,637	10,298	21,304	3,634
管理業務費	5,219	3,719	5,144	10,732	1,348
水道光熱費	394	383	558	990	291
保険料	40	33	44	89	16
修繕費	612	63	251	1,960	339
固定資産税等	2,137	1,612	2,455	5,108	928
信託報酬	350	400	400	400	300
その他賃貸事業費用	2,492	1,424	1,443	2,023	410
(C) 賃貸事業収支 = (A) - (B)	31,415	31,682	41,262	52,640	11,518
(D) 減価償却費	11,144	11,082	12,966	10,675	3,781
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	20,270	20,599	28,295	41,964	7,737
(F) 資本的支出	-	-	449	-	249
(G) NCF = (C) - (F)	31,415	31,682	40,812	52,640	11,269

(単位：千円)

物件番号	住居-92	住居-93	住居-94	住居-95	住居-96
物件名称	エステイメゾン 葵	エステイメゾン 薬院	エステイメゾン 錦糸町II	エステイメゾン 大島	プライムメゾン 富士見台
運用期間 (自)	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日
(至)	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日
損益情報					
(A) 賃貸事業収入 小計	75,988	74,519	217,984	236,448	69,998
賃貸料収入	74,649	70,933	212,834	227,938	69,909
その他賃貸事業収入	1,338	3,586	5,150	8,509	89
(B) 賃貸事業費用 小計	19,205	19,233	37,566	45,689	17,388
管理業務費	8,482	5,191	13,178	19,245	6,553
水道光熱費	570	2,753	2,142	3,909	658
保険料	81	88	194	214	123
修繕費	831	2,929	4,666	7,864	1,761
固定資産税等	4,840	4,778	9,879	10,966	5,823
信託報酬	400	400	400	400	300
その他賃貸事業費用	3,999	3,092	7,104	3,088	2,168
(C) 賃貸事業収支 = (A) - (B)	56,782	55,285	180,418	190,759	52,609
(D) 減価償却費	24,754	20,613	65,146	64,545	16,267
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	32,027	34,672	115,271	126,213	36,342
(F) 資本的支出	-	3,286	153	1,148	174
(G) NCF = (C) - (F)	56,782	51,999	180,265	189,611	52,435

(単位：千円)

物件番号	住居-97	住居-98	住居-99	住居-100	住居-101
物件名称	エスティメゾン 鶴舞	プライムメゾン 森下	プライムメゾン 品川	プライムメゾン 大通公園	プライムメゾン 南2条
運用期間 (自)	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日
(至)	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日
損益情報					
(A) 賃貸事業収入 小計	155,107	61,079	56,374	109,981	67,114
賃貸料収入	155,093	55,925	50,429	108,733	64,906
その他賃貸事業収入	14	5,154	5,944	1,248	2,207
(B) 賃貸事業費用 小計	38,102	13,971	12,476	36,598	19,693
管理業務費	13,928	7,610	4,919	17,002	7,081
水道光熱費	2,580	512	3,192	4,226	2,632
保険料	264	58	48	147	121
修繕費	6,216	275	188	1,305	390
固定資産税等	14,398	2,998	2,232	10,558	8,037
信託報酬	300	300	300	250	300
その他賃貸事業費用	414	2,216	1,595	3,108	1,131
(C) 賃貸事業収支 = (A) - (B)	117,004	47,107	43,897	73,383	47,420
(D) 減価償却費	42,793	12,538	9,230	19,804	14,061
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	74,210	34,568	34,666	53,578	33,358
(F) 資本的支出	22,609	2,035	-	871	3,738
(G) NCF = (C) - (F)	94,395	45,072	43,897	72,511	43,682

(単位：千円)

物件番号	住居-102	住居-103	住居-104	住居-105	住居-106
物件名称	プライムメゾン 鴨々川	プライムメゾン セントラルパーク	マストライフ 八広	プライムメゾン 恵比寿	エスティメゾン 芝浦
運用期間 (自)	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日
(至)	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日
損益情報					
(A) 賃貸事業収入 小計	45,446	84,332	56,268	106,896	79,797
賃貸料収入	44,257	81,481	56,268	105,611	77,553
その他賃貸事業収入	1,188	2,851	-	1,285	2,243
(B) 賃貸事業費用 小計	15,214	23,776	10,029	14,176	19,299
管理業務費	5,435	7,582	4,137	9,001	9,305
水道光熱費	1,698	1,016	638	840	1,044
保険料	82	153	70	77	78
修繕費	652	3,368	1,160	775	5,204
固定資産税等	5,903	6,077	3,305	-	-
信託報酬	300	240	300	300	300
その他賃貸事業費用	1,141	5,338	417	3,182	3,366
(C) 賃貸事業収支 = (A) - (B)	30,231	60,556	46,238	92,719	60,498
(D) 減価償却費	9,876	16,939	11,239	12,813	13,286
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	20,355	43,616	34,998	79,906	47,211
(F) 資本的支出	4,316	5,060	835	115	59,438
(G) NCF = (C) - (F)	25,915	55,495	45,402	92,604	1,059

(単位：千円)

物件番号	住居-107	住居-108	住居-109	住居-110	住居-111
物件名称	グランマスト 金沢西泉	グランマスト 鵜の森	エステメゾン つつじヶ丘	エステメゾン 港北綱島	マストライフ 日野
運用期間 (自)	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日
(至)	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成28年3月31日
損益情報					
(A) 賃貸事業収入 小計	41,130	26,712	29,196	79,577	49,724
賃貸料収入	40,950	26,712	27,208	79,577	46,027
その他賃貸事業収入	180	-	1,988	-	3,697
(B) 賃貸事業費用 小計	9,326	3,518	9,241	3,440	9,670
管理業務費	5,838	1,425	4,218	-	7,988
水道光熱費	849	331	464	-	280
保険料	83	40	41	148	57
修繕費	1,183	786	1,914	2,307	723
固定資産税等	-	-	-	-	11
信託報酬	290	290	250	290	290
その他賃貸事業費用	1,080	643	2,352	694	319
(C) 賃貸事業収支 = (A) - (B)	31,803	23,193	19,955	76,136	40,054
(D) 減価償却費	10,926	7,811	6,923	14,593	10,812
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	20,877	15,382	13,032	61,543	29,241
(F) 資本的支出	117	299	1,913	628	-
(G) NCF = (C) - (F)	31,685	22,894	18,042	75,508	40,054

(単位：千円)

物件番号	住居-112	住居-113
物件名称	プライムメゾン 横濱日本大通	神戸女子学生会館
運用期間 (自)	平成28年1月29日	平成28年3月1日
(至)	平成28年3月31日	平成28年3月31日
損益情報		
(A) 賃貸事業収入 小計	46,880	36,880
賃貸料収入	46,546	36,838
その他賃貸事業収入	334	41
(B) 賃貸事業費用 小計	5,596	8,888
管理業務費	4,816	3,936
水道光熱費	52	242
保険料	46	40
修繕費	6	4,563
固定資産税等	21	20
信託報酬	82	40
その他賃貸事業費用	570	44
(C) 賃貸事業収支 = (A) - (B)	41,284	27,991
(D) 減価償却費	15,141	13,615
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	26,143	14,375
(F) 資本的支出	-	127
(G) NCF = (C) - (F)	41,284	27,864

(単位：千円)

物件番号	商業-1	商業-3	商業-4	商業-5	商業-8
物件名称	浜松プラザ	りんくう 羽倉崎プラザ	b-town南青山	コジマ×ビックカメラ 上福岡店	ジョイスクエア 湯河原
運用期間 (自)	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日	平成27年10月1日
(至)	平成28年3月31日	平成27年11月29日	平成28年3月31日	平成27年11月29日	平成27年11月29日
損益情報					
(A) 賃貸事業収入 小計	84,455	49,880	33,240	13,373	25,133
賃貸料収入	84,455	49,880	31,344	13,373	21,833
その他賃貸事業収入	-	-	1,895	-	3,299
(B) 賃貸事業費用 小計	23,505	41,089	8,325	5,480	12,199
管理業務費	5,518	240	2,735	200	3,614
水道光熱費	544	-	1,851	-	3,411
保険料	59	-	15	33	52
修繕費	7,251	31,700	168	633	352
固定資産税等	8,760	6,910	2,660	3,921	4,218
信託報酬	857	230	418	178	181
その他賃貸事業費用	512	2,009	476	513	368
(C) 賃貸事業収支 = (A) - (B)	60,949	8,790	24,915	7,892	12,933
(D) 減価償却費	11,169	-	3,581	974	3,463
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	49,780	8,790	21,333	6,917	9,470
(F) 資本的支出	59,056	-	524	697	-
(G) NCF = (C) - (F)	1,893	8,790	24,390	7,195	12,933

(単位：千円)

物件番号	商業-9	合 計
物件名称	ベルプラザ ショッピングセンター	
運用期間 (自)	平成27年10月1日	平成27年10月1日
(至)	平成27年11月29日	平成28年3月31日
損益情報		
(A) 賃貸事業収入 小計	17,715	6,332,700
賃貸料収入	16,122	6,120,483
その他賃貸事業収入	1,593	212,216
(B) 賃貸事業費用 小計	12,577	1,597,502
管理業務費	4,886	604,056
水道光熱費	1,466	92,107
保険料	61	7,334
修繕費	340	225,891
固定資産税等	3,841	371,609
信託報酬	181	45,297
その他賃貸事業費用	1,800	251,204
(C) 賃貸事業収支 = (A) - (B)	5,137	4,735,197
(D) 減価償却費	1,099	1,468,403
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	4,038	3,266,794
(F) 資本的支出	166	293,845
(G) NCF = (C) - (F)	4,971	4,441,351

(3) 【運用実績】

① 【純資産等の推移】

本投資法人の下記計算期間末日における総資産額、純資産総額及び1口当たりの純資産額は以下のとおりです。なお、総資産額、純資産総額及び1口当たりの純資産額について、期中では正確に把握できないため、各月末における推移は記載していません。

年月日	総資産額 (百万円)	純資産総額 (百万円)	1口当たり純資産額 (円)
平成25年9月30日 (第16期)	148,871 (147,189)	69,976 (68,294)	87,686 (注2) (85,579)
平成26年3月31日 (第17期)	156,878 (155,112)	70,059 (68,294)	87,791 (注2) (85,579)
平成26年9月30日 (第18期)	176,892 (174,942)	81,010 (79,060)	88,512 (注2) (86,381)
平成27年3月31日 (第19期)	194,035 (191,811)	91,227 (89,003)	89,605 (注2) (87,420)
平成27年9月30日 (第20期)	195,280 (193,120)	91,213 (89,052)	89,590 (注2) (87,468)
平成28年3月31日 (第21期)	198,290 (196,126)	91,263 (89,099)	89,639 (注2) (87,514)

(注1) ( ) 内の数値は、分配落ち後の金額です。

(注2) 平成26年4月1日を効力発生日として、投資口1口につき5口の割合による投資口の分割を行っています。1口当たり純資産額については、第16期期首に当該投資口の分割が行われたと仮定して算定しています。

本投資証券は、東京証券取引所に上場されており、同取引所における近時の市場相場（取引値）は以下のとおりです。

事業年度別 最高・最低投資口 価格	期	第16期	第17期 (権利落前)	第17期 (権利落後) (注)	第18期	第19期	第20期	第21期
	決算年月	平成25年 9月	平成26年 3月		平成26年 9月	平成27年 3月	平成27年 9月	平成28年 3月
	最 高	553,000円	542,000円	111,000円	113,100円	150,900円	139,500円	121,000円
	最 低	420,500円	471,000円	102,500円	94,800円	99,600円	98,000円	93,100円

(注) 平成26年4月1日を効力発生日とする投資口1口につき5口の割合での投資口分割に伴い、平成26年3月27日より権利落後の投資口価格にて取引されています。

月別最高・最低 投資口価格及び 売買高	月 別	平成27年 4月	平成27年 5月	平成27年 6月	平成27年 7月	平成27年 8月	平成27年 9月
	最 高	137,700円	139,500円	135,400円	129,900円	123,500円	106,400円
	最 低	125,600円	129,000円	125,000円	108,300円	103,100円	98,000円
	売 買 高	59,237口	38,206口	38,835口	47,716口	39,920口	69,007口

月別最高・最低 投資口価格及び 売買高	月 別	平成27年 10月	平成27年 11月	平成27年 12月	平成28年 1月	平成28年 2月	平成28年 3月
	最 高	112,600円	112,400円	111,000円	108,200円	121,000円	120,800円
	最 低	102,200円	107,400円	105,100円	93,100円	101,400円	111,800円
	売 買 高	57,941口	36,598口	39,037口	51,369口	113,326口	148,187口



②【分配の推移】

本投資法人の分配総額、1口当たりの分配の額は以下のとおりです。

計算期間		分配総額	1口当たりの 分配金
第16期	自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日	1,681百万円	10,537円
第17期	自 平成25年10月1日 至 平成26年3月31日	1,765百万円	11,062円
第18期	自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日	1,950百万円	(注) 2,131円
第19期	自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日	2,224百万円	(注) 2,185円
第20期	自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日	2,160百万円	(注) 2,122円
第21期	自 平成27年10月1日 至 平成28年3月31日	2,163百万円	(注) 2,125円

(注) 平成26年4月1日を効力発生日として、投資口1口につき5口の割合による投資口分割を行っています。

③【自己資本利益率（収益率）の推移】

本投資法人の自己資本利益率は以下のとおりです。

計算期間		自己資本利益率（注）	年換算値
第16期	自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日	2.6%	5.2%
第17期	自 平成25年10月1日 至 平成26年3月31日	2.5%	5.1%
第18期	自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日	2.6%	5.2%
第19期	自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日	2.7%	5.4%
第20期	自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日	2.4%	4.8%
第21期	自 平成27年10月1日 至 平成28年3月31日	2.4%	4.8%

(注) 自己資本利益率＝当期純利益／平均純資産額      平均純資産額＝（期首純資産額＋期末純資産額）÷2

## 第二部【投資法人の詳細情報】

### 第1【投資法人の追加情報】

#### 1【投資法人の沿革】

平成17年4月19日	設立企画人 株式会社ジョイント・キャピタル・パートナーズ（現 積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社）による投信法第69条に基づく設立にかかる届出
平成17年4月20日	投信法第166条に基づく設立の登記、本投資法人の成立
平成17年4月22日	投信法第188条に基づく登録の申請
平成17年5月19日	投信法第187条に基づく内閣総理大臣による登録の実施（登録番号 関東財務局長 第33号）
平成17年7月28日	東京証券取引所に上場
平成20年8月25日	投資口が保管振替機構において取り扱われることへの社債等の振替に関する法律（注）第13条第1項に基づく同意
平成22年6月30日	ジョイント・リート投資法人から積水ハウス・S I 投資法人へ商号変更
平成26年6月11日	積水ハウス・S I 投資法人から積水ハウス・S I レジデンシャル投資法人へ商号変更

（注）決済合理化法の施行により「社債等の振替に関する法律」がその題名を「社債、株式等の振替に関する法律」に改められた後の同法をいいます。

#### 2【役員状況】

（本書の日付現在）

役職名	氏名	主要略歴	所有投資口数
執行役員	南 修	昭和58年4月 積水ハウス株式会社入社 都市開発事業部 平成3年8月 同社 東京都市開発事業部 平成11年4月 同社 開発事業部 平成18年4月 同社 開発企画部長 平成22年2月 同社 東日本開発企画部長 平成22年5月 同社 東日本開発事業部長 平成24年5月 同社 開発事業部 部長 平成24年6月 日本郵政株式会社 出向 不動産企画部 部付部長 平成26年3月 積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社出向 顧問 平成26年3月 同社 代表取締役社長就任（現任） 平成26年4月 同社 転籍 平成26年6月 積水ハウス・S I レジデンシャル投資法人 執行役員 就任（現任）	0

(本書の日付現在)

役職名	氏名	主要略歴		所有 投資口数
監督役員	高松 薫	昭和53年4月 昭和63年9月 平成4年11月 平成14年8月 平成17年4月 平成25年6月 平成25年11月 平成27年5月	弁護士登録／第二東京弁護士会 日欧産業協力センター 講師(現任) 岡本・鈴木・高松法律事務所(現 隼あすか法律事務所) 設立 パートナー弁護士(現任) 産業能率大学 講師(現任) ジョイント・リート投資法人(現 積水ハウス・S I レジデンシャル投資法人) 監督役員就任(現任) 株式会社Resort & Medical Investment(現 株式会社リゾート&メディカル) 監査役就任(現任) 株式会社レスポートサック ジャパン 取締役就任(現任) 株式会社アンティテージ 取締役就任(現任)	0
監督役員	小谷野 幹雄	昭和60年4月 平成6年9月 平成11年4月 平成12年6月 平成12年7月 平成15年4月 平成15年6月 平成17年4月 平成17年6月 平成18年6月 平成20年6月 平成23年9月 平成24年2月 平成25年5月 平成25年11月 平成26年1月 平成27年5月	大和証券株式会社入社 小谷野公認会計士事務所 開業 所長就任(現任) 有限会社小谷野事務所(現 株式会社財経総合研究所) 設立 代表取締役就任(現任) ゼビオ株式会社(現 ゼビオホールディングス株式会社) 非常勤監査役就任(現任) 有限会社スリープ 取締役社長(現 株式会社パートナーズ 代表取締役) 就任(現任) 公益財団法人船井情報科学振興財団 監事就任(現任) 日本システムウェア株式会社 非常勤監査役就任 ジョイント・リート投資法人(現 積水ハウス・S I レジデンシャル投資法人) 監督役員就任(現任) 株式会社小谷野事務所(現 株式会社NBY・パートナーズ) 代表取締役就任(現任) 株式会社ヴィクトリア 非常勤監査役就任(現任) 日本システムウェア株式会社 非常勤取締役就任(現任) 一般財団法人UNITED SPORTS FOUNDATION 監事就任(現任) 東工株式会社 取締役就任(現任) 公益財団法人高齢者眼疾患研究財団 監事就任(現任) 株式会社レスポートサック ジャパン 取締役就任(現任) 株式会社小谷野事務所設立 代表取締役就任(現任) 株式会社アンティテージ 取締役就任(現任)	0

(注) 執行役員が法令に定める定員を欠くことになる場合に備え、本投資主総会において、本投資法人の資産運用会社の取締役副社長である佐藤信義が補欠執行役員として選任されています。

### 3 【その他】

#### (1) 役員の変更

執行役員及び監督役員は、法令に別段の定めがある場合を除き、投資主総会の決議によって選任されます（投信法第96条、規約第17条第1項）。

執行役員及び監督役員の任期は、就任後2年です（規約第17条第2項）。但し、投資主総会の決議によって、法令に定める限度において、その期間を延長又は短縮することを妨げません。また、補欠又は増員のために選任された執行役員又は監督役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とします（規約第17条第2項但書）。また、補欠の執行役員又は監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議がなされた投資主総会（当該投資主総会において執行役員又は監督役員が選任されなかった場合には、執行役員又は監督役員が選任された直近の投資主総会）において選任された執行役員又は監督役員の任期が終了する時までとします（規約第17条第3項）。但し、投資主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げません（規約第17条第3項但書）。

執行役員及び監督役員の解任には、投資主総会の決議が必要とされ、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の過半数をもってこれを行う必要があります（投信法第104条、第106条）。執行役員又は監督役員の職務の執行に関して不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があるにもかかわらず投資主総会において執行役員又は監督役員の解任が否決された場合には、発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を6ヶ月前から引き続き有する投資主は、当該投資主総会の日から30日以内に訴えをもって当該執行役員又は監督役員の解任を請求することができます（投信法第104条第3項、会社法第854条第1項第2号）。

#### (2) 規約の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

##### ① 規約等の重要事項の変更

本投資法人は、本投資主総会において、投資対象の追加等に加え、資産運用会社への支払報酬につき、投資する不動産関連資産の賃貸事業等における運用実績との連動性を重視した資産運用報酬体系に移行するとともに、特定資産を取得又は譲渡した場合における資産運用報酬の支払いに関する基準をより明確にするための変更等を含む規約の一部変更を行いました。なお、規約の変更手続については、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要（5）その他 ③ 規約の変更に関する手続」をご参照下さい。

##### ② 事業譲渡又は事業譲受

該当事項はありません。

##### ③ 出資の状況その他の重要事項

出資の状況については、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況（5）投資法人の出資総額」をご参照下さい。

本書の日付現在、その他の重要事項はありません。

#### (3) 訴訟事件その他投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

本書の日付現在、訴訟事件その他本投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

#### (4) 格付

① 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」といいます。）は、平成28年5月13日付で、本投資法人に関する発行体格付が「A+（安定的）」である旨公表しています。本書の日付現在、R&Iによる本投資法人に関する発行体格付及び格付の方向性に変更はありません。

R&Iの発行体格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力に対する評価であり、原則として全ての発行体に付与されるものです。

② 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」といいます。）は、平成27年2月27日付で、本投資法人に関する長期発行体格付が「AA-（安定的）」、平成25年2月22日付で、同月28日に発行した第1回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）及び第2回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）について、長期個別債務格付が「AA-」、平成26年2月18日付で、同月28日に発行した第3回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）及び第4回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）について、長期個別債務格付が「AA-」、平成26年8月8日付で、同月29日に発行した第5回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）について長期個別債務格付が「AA-」である旨公表しています。本書の日付現在、JCRによる本投資法人に関する長期発行体格付及びその格付の方向性並びに長期個別債務格付に変更はありません。

## 第2【手続等】

### 1【申込（販売）手続等】

該当事項はありません。

### 2【買戻し手続等】

本投資法人は、クローズド・エンド型であり、投資主の請求による投資口の払戻しを行いません（規約第5条第1項）。従って、該当事項はありません。

なお、本投資法人は投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができるものとされています（規約第5条第2項）。

本書の日付現在、本投資証券は東京証券取引所に上場されており、本投資証券を東京証券取引所を通じて売買することができます。また、東京証券取引所外で本投資証券を譲渡することもできます。

### 第3【管理及び運営】

#### 1【資産管理等の概要】

##### (1)【資産の評価】

##### ① 1口当たりの純資産額の算出

本投資法人が発行する投資口の1口当たりの純資産額は、後記「(4) 計算期間」記載の決算期毎に、以下の算式にて算出します。

$$1口当たりの純資産額 = (\text{総資産の資産評価額} - \text{負債総額}) \div \text{発行済投資口の総口数}$$

##### ② 資産評価の方法

本投資法人の資産評価の方法及び基準は、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含みます。）（以下「投資法人の計算に関する規則」といいます。）、投資信託協会制定の不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則、同協会が定めるその他の諸規則及び一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、以下のとおり運用資産の種類毎に定めます(規約第32条第1項)。

##### (イ) 不動産、不動産の賃借権及び地上権（規約第28条第1項に定めるもの）

取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって評価します。なお、減価償却額の算定方法は、建物部分及び設備等部分については定額法により算定します。但し、設備等については、正当な事由により定額法による算定が適当ではなくなった場合で、かつ投資者保護上問題ないと合理的に判断できる場合に限り、他の算定方法に変更することができるものとします。

##### (ロ) 不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（規約第28条第1項及び第2項①に定めるもの）

信託財産が上記（イ）に掲げる資産の場合は、上記（イ）に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額とします。

##### (ハ) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（規約第28条第2項②に定めるもの）

信託財産の構成資産が上記（イ）に掲げる資産の場合は、上記（イ）に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額とします。

##### (ニ) 不動産に関する匿名組合出資持分（規約第28条第2項③に定めるもの）

匿名組合出資持分の構成資産が上記（イ）ないし（ハ）に掲げる資産の場合は、それぞれに定める方法に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資持分の持分相当額を算定した価額とします。

##### (ホ) 不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（規約第28条第2項④に定めるもの）

信託財産である匿名組合出資持分について上記（ニ）に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託受益権の持分相当額を算定した価額とします。

##### (ヘ) 有価証券（規約第28条第2項⑤ないし⑧、⑩及び⑪に定めるもの）

当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（金融商品取引所における取引価格、証券業協会等が公表する価格又はこれらに準じて随時売買換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいいます。以下同じです。）とします。市場価格がない場合には、合理的な方法により算定された価額とします。また、付すべき市場価格又は合理的に算定された価額は、評価の精度を高める場合を除き、毎期同様な方法により入手するものとします。市場価格及び合理的に算定された価格のいずれも入手できない場合には、取得原価で評価することができるものとします。

##### (ト) 金銭債権（規約第28条第2項⑬に定めるもの）

取得価額から、貸倒引当金を控除した価格とします。但し、債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得金額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した価格とします。

(チ) 金銭の信託の受益権（規約第28条第2項⑭に定めるもの）

信託財産の構成資産が上記（ヘ）又は（ト）の場合は、それぞれに定める方法に従って評価し、それらの合計額をもって評価します。

(リ) デリバティブ取引にかかる権利（規約第28条第2項⑯に定めるもの）

A. 金融商品取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務

基準日における当該金融商品取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））に基づき算出した価額により評価します。なお、基準日において最終価格がない場合には、基準日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価します。

B. 金融商品取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務

市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額。なお、時価評価にあたっては、最善の見積り額を使用するものとしますが、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価します。

C. 一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行によりヘッジ取引と認められるものについてはヘッジ会計が適用できるものとします。

(ヌ) その他

上記に定めがない場合は、投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により付されるべき評価額をもって評価します。

③ 資産運用報告等に価格を記載する目的で、上記②と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとします（規約第32条第2項）。

(イ) 不動産、不動産の賃借権及び地上権

原則として、不動産鑑定士による鑑定評価に基づく評価額又は不動産鑑定士による調査価額

(ロ) 不動産、地上権又は不動産の賃借権を信託する信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分

信託財産又は匿名組合の構成資産が上記（イ）に掲げる資産の場合は上記（イ）に従った評価を、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資持分相当額又は信託受益権の持分相当額を算定した価額

④ 資産評価の基準日は、本投資法人の各決算期としますが、規約第28条第2項⑤ないし⑯に定める資産であつて、市場価格に基づく価額で評価できる資産については、毎月末とします（規約第32条第3項）。

⑤ 公表方法及び投資者による照会方法

1口当たりの純資産額については、計算書類の注記表に記載されることになっています（投資法人の計算に関する規則第58条、第68条）。貸借対照表を含む計算書類等は、営業期間毎に作成され（投信法第129条）、役員会により承認された場合には遅滞なく投資主に対してその旨が通知され、承認済みの計算書類等が会計監査報告とともに投資主に提供されます（投信法第131条）。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【存続期間】

規約に存続期間の定めはありません。

(4) 【計算期間】

本投資法人の営業期間は、毎年4月1日から9月末日まで及び10月1日から翌年3月末日までとし、各営業期間の末日をそれぞれ決算期とします（規約第33条）。

(5) 【その他】

① 増減資に関する制限

(イ) 投資口の追加発行

本投資法人の発行可能投資口総口数は、10,000,000口とします（規約第6条第1項）。本投資法人は、かかる発行可能投資口総口数の範囲内において、役員会の承認を得た上で、その発行する投資口を引き受ける者の募集をすることができます。募集投資口（当該募集に応じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資口をいいます。）1口と引換えに払い込む金銭の額は、執行役員が定め、本投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な金額として役員会の承認を受けた金額とします（規約第6条第3項）。

(ロ) 国内における募集

本投資法人の投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとします（規約第6条第2項）。

(ハ) 最低純資産額の変更

本投資法人は、5,000万円を純資産額の最低限度として常時保持します（規約第8条）。なお、投信法第67条第4項により、5,000万円を下回る額を最低純資産額とする規約変更はできません。

② 解散事由

本投資法人における解散事由は以下のとおりです（投信法第143条）。

(イ) 規約で定めた存続期間の満了又は解散の事由の発生（なお、規約において存続期間又は解散の事由の定めはありません。）

(ロ) 投資主総会の決議

(ハ) 合併（合併により本投資法人が消滅する場合に限ります。）

(ニ) 破産手続開始の決定

(ホ) 解散を命ずる裁判

(ヘ) 投資法第216条に基づく投信法第187条の登録の取消し

③ 規約の変更に関する手続

規約を変更するには、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、規約の変更に関する議案が可決される必要があります（投信法第140条、第93条の2第2項第3号）。但し、書面による議決権行使及び議決権の代理行使が認められていること、及び投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときに議案に賛成するものとみなされる場合があることにつき、後記「3 投資主・投資法人債権者の権利 (1) 投資主の権利 ① 投資主総会における議決権」をご参照下さい。

投資主総会において規約の変更が決議された場合には、東京証券取引所の有価証券上場規程に従ってその旨が開示される他、かかる規約の変更が、運用に関する基本方針、運用体制、投資制限又は金銭の分配方針等に関する重要な変更該当する場合には、原則として、金融商品取引法に基づいて遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。また、変更後の規約は金融商品取引法に基づいて本投資法人が提出する有価証券報告書の添付書類として開示されます。

本投資法人の登録申請書記載事項が変更された場合には、関東財務局長に対し変更内容の届出が行われます（投信法第191条）。

④ 関係法人との契約の更改等に関する手続

本投資法人と各関係法人との間で締結されている契約における当該契約の期間、更新、解約、変更等に関する規定の概要は、以下のとおりです。

(イ) 資産運用会社（積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社）との間の資産運用委託契約

A. 契約期間

資産運用委託契約は、本投資法人が投資法人として投信法第189条に基づき登録がなされた日に効力を生ずるものとし、その有効期間は効力発生の日から1年間とします。但し、期間満了の3ヶ月前までに双方いずれからも書面による別段の申出がないときは、さらに従前と同一条件にて自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。



B. 契約期間中の解約に関する事項

(i) 本投資法人又は資産運用会社は、相手方に対し、3ヶ月前までに書面をもって解約の予告をし、本投資法人は投資主総会の承認を得た上で、資産運用会社は本投資法人の同意を得た上で、当該契約を解約することができます。

(ii) 上記(i)の記載にかかわらず、本投資法人は、資産運用会社が次に定める事由の一つにでも該当する場合には、役員会の決議により当該契約を解約することができるものとします。

a. 資産運用会社が職務上の義務に反し、又は職務を怠ったとき

b. 上記a.に掲げる場合の他、資産の運用にかかる業務を引き続き委託することに堪えない重大な事由があるとき

(iii) 本投資法人は、資産運用会社が次に定める事由の一つにでも該当する場合、当該契約を解約しなければなりません。この場合、資産運用会社は当該契約の解約に同意するものとします。

a. 金融商品取引業者（金融商品取引法に定める投資運用業を行うものであり、かつ宅地建物取引業法第3条第1項の免許及び第50条の2第1項の認可を受けている者に限ります。）でなくなったとき

b. 投信法第200条各号のいずれかに該当することとなったとき

c. 解散したとき

C. 契約の内容の変更に関する事項

資産運用委託契約は、本投資法人及び資産運用会社の書面による合意により変更することができます。

D. 解約又は契約の変更の開示方法

資産運用委託契約の解約が決定し、又は解約され、資産運用会社の異動が決定した、又は異動があった場合には、原則として、金融商品取引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

また資産運用委託契約の概要が変更された場合には、関東財務局長に変更内容が届け出られます（投信法第191条）。

(ロ) 一般事務受託者（機関の運営に関する事務）（積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社）との間の機関運営事務委託契約

A. 契約期間

機関運営事務委託契約の有効期間は平成21年10月1日から1年間とします。但し、かかる有効期間の満了予定日の3ヶ月前までに、当事者いずれか一方からその相手方に対して、有効期間の満了予定日をもって当該契約を終了させる旨の書面による通知がなされなかったときは、当該契約の有効期間は自動的に当該満了予定日の翌日よりさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とします。なお、かかる当該契約終了の通知があったときは、現行の有効期間の満了をもって当該契約は終了します。

B. 契約期間中の解約に関する事項

(i) 当事者が、書面により当該契約の解除に合意した場合。この場合、当該契約は当事者が合意して指定した日に終了します。

(ii) 当事者のいずれか一方が当該契約に違反し、当該違反が当該契約の履行に重大な支障を及ぼすと認められるときに、相手方が書面にてその違反を通告してから30日以内に違反した当事者が同違反を是正しない場合。この場合、相手方は同30日の期間経過後に当該契約を解除することができます。

(iii) 当事者のいずれか一方に、解散原因の発生又は破産手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立その他これらに類似する倒産手続開始の申立があったとき。又は、当事者いずれか一方が、支払停止、手形交換所における取引停止処分、又は、差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは滞納処分を受けたとき。これらの場合、その相手方は当該契約を直ちに解除することができます。

C. 契約の内容の変更に関する事項

機関運営事務委託契約は、当事者が協議し合意の上、契約の各条項の定めを変更することができます。変更にあたっては関係法令を遵守するとともに、規約との整合性に配慮するものとし、書面をもって行うものとします。

D. 契約の変更の開示方法

機関運営事務委託契約の解約が決定し、又は解約され、一般事務受託者（機関の運営に関する事務）の異動が決定した、又は異動があった場合には、原則として、金融商品取引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

また、機関運営事務委託契約の概要が変更された場合には、関東財務局長に変更内容が届け出られます（投信法第191条）。

(ハ) 一般事務受託者（会計等に関する事務）（みずほ信託銀行株式会社）との間の一般事務委託契約

A. 契約期間

一般事務委託契約の有効期間は、平成30年9月30日までとします。但し、かかる有効期間の満了予定日の3ヶ月前までに、当事者のいずれか一方からその相手方に対して、有効期間の満了予定日をもって契約を解除する旨の書面による通知がなされなかったときは、当該契約の有効期間は自動的に期間満了の日の翌日よりさらに3年間延長されるものとし、以後も同様とします。なお、かかる契約解除の通知があったときは、現行の有効期間の満了をもって当該契約は終了します。

B. 契約期間中の解約に関する事項

(i) 当事者が、書面により契約解除に合意した場合。この場合、当該契約は当事者が合意して指定した日に終了します。

(ii) 当事者のいずれか一方が当該契約に違反し、当該契約の履行に重大な支障を及ぼすと認められるときに、相手方が書面にてその違反を通告してから30日以内に違反した当事者が同違反を是正しない場合。この場合、相手方は同30日の期間経過後に当該契約を解除することができます。

(iii) 当事者のいずれか一方に、解散原因の発生又は破産手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立その他これらに類似する倒産手続開始の申立があったとき。又は、当事者いずれか一方が、支払停止、手形交換所における取引停止処分、又は、差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは滞納処分を受けたとき。これらの場合、その相手方は当該契約を直ちに解除することができます。

C. 契約の内容の変更に関する事項

一般事務委託契約は、当事者が協議し合意の上、契約の各条項の定めを変更することができます。変更にあたっては関係法令を遵守するとともに、規約との整合性に配慮するものとし、書面をもって行うものとします。

D. 契約の変更の開示方法

一般事務委託契約の解約が決定し、又は解約され、一般事務受託者（会計等に関する事務）の異動が決定した、又は異動があった場合には、原則として、金融商品取引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

また、一般事務委託契約の概要が変更された場合には、関東財務局長に変更内容が届け出られます（投信法第191条）。

(ニ) 投資主名簿等管理人（みずほ信託銀行株式会社）との間の事務委託契約

A. 契約期間

事務委託契約（投資口事務受託契約）の有効期間は、平成21年1月1日より1年間とし、当事者のいずれかからも書面による契約解除の通知がない限り、さらに1年延長するものとし、その後も同様とします。なお、契約解除の通知があったときは、当該通知が相手方に到達した日から3ヶ月経過後最初に開催される本投資法人の投資主総会終結のときに、当該契約は終了します。

## B. 契約期間中の解約に関する事項

(i) 当事者が、書面により契約解除に合意した場合。この場合、当該契約は当事者が合意して指定した日に終了します。

(ii) 当事者のいずれか一方が当該契約に違反し、当該契約の履行に重大な支障を及ぼすと認められるときに、相手方が書面にてその違反を催告してから30日以内に違反した当事者が同違反を是正しない場合。この場合、相手方は同30日の期間経過後に当該契約を解除することができます。

(iii) 当事者のいずれか一方が、手形交換所の取引停止処分、支払停止又は破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始若しくは会社更生手続開始の申立等により信用状態が著しく不安定になり、当該契約の履行に重大な支障を及ぼすと認められる場合。これらの場合、その相手方は当該契約を直ちに解除することができます。

## C. 契約の内容の変更に関する事項

事務委託契約の内容については、本投資法人及び投資主名簿等管理人が互いに協議し合意の上、変更することができます。変更にあたっては関係法令を遵守するとともに規約との整合性に配慮するものとし、書面をもって行うものとします。

## D. 契約の変更の開示方法

事務委託契約の解約が決定し、又は解約され、投資主名簿等管理人の異動が決定した、又は異動があった場合には、原則として、金融商品取引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

また、事務委託契約の概要が変更された場合には、関東財務局長に変更内容が届け出られます（投信法第191条）。

## (ホ) 資産保管会社（みずほ信託銀行株式会社）との間の資産保管業務委託契約

### A. 契約期間

資産保管業務委託契約の有効期間は、平成30年9月30日までとします。但し、かかる有効期間の満了予定日の3ヶ月前までに、当事者のいずれか一方からその相手方に対して、有効期間の満了予定日をもって契約を解除する旨の書面による通知がなされなかったときは、当該契約の有効期間は自動的に期間満了の日の翌日よりさらに3年間延長されるものとし、以後も同様とします。なお、かかる契約解除の通知があったときは、現行の有効期間の満了をもって当該契約は終了します。

### B. 契約期間中の解約に関する事項

(i) 当事者が、書面により契約解除に合意した場合。この場合、当該契約は当事者が合意して指定した日に終了します。

(ii) 当事者のいずれか一方が当該契約に違反し、当該契約の履行に重大な支障を及ぼすと認められるときに、相手方が書面にてその違反を通告してから30日以内に違反した当事者が同違反を是正しない場合。この場合、相手方は同30日の期間経過後に当該契約を解除することができます。

(iii) 当事者のいずれか一方に、解散原因の発生又は破産手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立その他これらに類似する倒産手続開始の申立があったとき。又は、当事者いずれか一方が、支払停止、手形交換所における取引停止処分、又は、差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは滞納処分を受けたとき。これらの場合、その相手方は当該契約を直ちに解除することができます。

(iv) 当事者のいずれか一方について、当該契約に定める業務の遂行に著しく支障があると合理的に判断される場合。なお、この場合、その相手方は書面にてその判断を通知することにより当該契約を直ちに解除することができます。

### C. 契約の内容の変更に関する事項

当事者は、互いに協議し合意の上、契約の各条項の定めを変更することができます。変更にあたっては関係法令を遵守するとともに規約との整合性に配慮するものとし、書面をもって行うものとします。

D. 契約の変更の開示方法

資産保管業務委託契約の解約が決定し、又は解約され、資産保管会社の異動が決定した、又は異動があった場合には、原則として、金融商品取引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

また、関東財務局長に資産保管会社の変更が届け出られます（投信法第191条）。

(へ) 投資法人債に関する一般事務受託者（株式会社三菱東京UFJ銀行）との間の財務代理契約

A. 契約期間

契約期間の定めはありません。

B. 契約の内容の変更に関する事項

財務代理契約に定められた事項につき変更の必要が生じたときは、その都度これに関する協定をするものとします。

C. 契約の変更の開示方法

財務代理契約の概要が変更された場合には、関東財務局長に変更内容が届け出られます（投信法第191条）。

(ト) 特定関係法人（積水ハウス株式会社）との間の優先交渉権等に関する契約

A. 契約期間

優先交渉権等に関する契約の有効期間は、平成22年3月8日から1年間とします。当該契約は1年間の期間の満了日において更に1年間、同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とします。

B. 契約期間中の解約に関する事項

本投資法人と資産運用会社との平成17年4月21日付資産運用委託契約書（その後の変更を含みます。）が解除され若しくは終了した場合には、かかる資産運用委託契約書の解除若しくは終了と同時に終了します。

C. 契約の内容の変更に関する事項

当該契約の当事者のいずれかが重大な支障ないし特段の事由が存在すると判断する場合には、他の当事者に対し、当該契約の有効期限の満了日の3ヶ月前までに当該事由の内容を記載した書面を送付し、当事者間において当該契約の条件見直しのための誠実な協議を行うものとします。

D. 契約の変更の開示方法

特定関係法人の異動が決定した、又は異動があった場合には、原則として、金融商品取引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

(チ) 特定関係法人（積和不動産株式会社）との間の優先交渉権等に関する契約

A. 契約期間

優先交渉権等に関する契約の有効期間は、平成24年1月11日から1年間とします。当該契約は1年間の期間の満了日において更に1年間、同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とします。

B. 契約期間中の解約に関する事項

本投資法人と資産運用会社との平成17年4月21日付資産運用委託契約書（その後の変更を含みます。）が解除され若しくは終了した場合には、かかる資産運用委託契約書の解除若しくは終了と同時に終了します。

C. 契約の内容の変更に関する事項

当該契約の当事者のいずれかが重大な支障ないし特段の事由が存在すると判断する場合には、他の当事者に対し、当該契約の有効期限の満了日の3ヶ月前までに当該事由の内容を記載した書面を送付し、当事者間において当該契約の条件見直しのための誠実な協議を行うものとします。

#### D. 契約の変更の開示方法

特定関係法人の異動が決定した、又は異動があった場合には、原則として、金融商品取引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

#### (リ) 特定関係法人（積和不動産株式会社）との間のプロパティ・マネジメントに関する契約

積和不動産とのプロパティ・マネジメント契約は、物件毎の各契約に定める条件に従います。賃貸借契約の期間、更新等については、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況（2）投資資産 ③ その他投資資産の主要なもの（二）賃貸借状況の概要 B. 主要なテナントの概要」をご参照下さい。なお、特定関係法人の異動が決定した、又は異動があった場合には、原則として、金融商品取引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

#### ⑤ 会計監査人：新日本有限責任監査法人

本投資法人は、新日本有限責任監査法人を会計監査人とします。

会計監査人は、投資主総会の決議をもって選任します（規約第23条）。会計監査人の任期は、就任後1年経過後に最初に迎える決算期後に開催される最初の投資主総会の終結の時までとします（規約第24条第1項）。会計監査人は、上記の投資主総会において別段の決議がなされなかったときは、その投資主総会において再任されたものとみなします（規約第24条第2項）。

#### ⑥ 公告の方法

本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行います（規約第4条）。

## 2【利害関係人との取引制限】

### (1) 法令に基づく制限

#### ① 利害関係人等との取引

資産運用会社が登録投資法人の委託を受けて当該登録投資法人の資産の運用を行う場合において、当該登録投資法人と当該資産運用会社の利害関係人等との間で(i)有価証券の取得若しくは譲渡、(ii)有価証券の貸借、(iii)不動産の取得若しくは譲渡又は(iv)不動産の貸借が行われることとなるときは、当該資産運用会社は、当該登録投資法人の資産に及ぼす影響が軽微なものとして投信法施行規則で定める取引を除き、予め、当該登録投資法人の同意を得なければならないものとされており、執行役員は、かかる同意を与えるためには、役員会の承認を受けなければならないものとされています(投信法第201条の2)。

また、資産運用会社の行う取引については金融商品取引法の定めにより一定の制限が課せられています。かかる制限の中でも資産運用会社の利害関係人との取引に関する主な制限として以下のものが含まれます。

- (イ) 資産運用会社が自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(金融商品取引法第42条の2第1号)。但し、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして業府令第128条で定めるものを除きます。
- (ロ) 資産運用会社が特定の金融商品、金融指標又はオプションに関し、取引に基づく価格、指数、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は本投資法人以外の第三者の利益を図る目的をもって、正当な根拠を有しない取引を行うことを内容とした運用を行うこと(金融商品取引法第42条の2第3号)。
- (ハ) 資産運用会社が自己の監査役、役員に類する役職にある者又は使用人との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(業府令第128条各号に掲げる行為を除きます。)(金融商品取引法第42条の2第7号及び業府令第130条第1項第1号)。
- (ニ) 自己又は第三者の利益を図るため、本投資法人の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした運用を行うこと(金融商品取引法第42条の2第7号及び業府令第130条第1項第2号)。
- (ホ) 第三者(資産運用会社の親法人等及び子法人等を含みます。)の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる取引を行うことを内容とした運用を行うこと(金融商品取引法第44条の3第1項第3号に掲げる行為を除きます。)(金融商品取引法第42条の2第7号及び業府令第130条第1項第3号)。
- (ヘ) 他人から不当な取引の制限その他の拘束を受けて運用財産の運用を行うこと(金融商品取引法第42条の2第7号及び業府令第130条第1項第4号)。
- (ト) 有価証券の売買その他の取引等について、不当に取引高を増加させ、又は作為的な値付けをすることを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと(金融商品取引法第42条の2第7号及び業府令第130条第1項第5号)。
- (チ) 以下に掲げる者が有価証券の引受け等を行っている場合において、当該者に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該者が予定していた額に達しないと見込まれる状況のもとで、当該者の要請を受けて、当該有価証券を取得し、又は買い付けることを内容とした運用を行うこと(金融商品取引法第42条の2第7号及び業府令第130条第1項第9号)。
  - A. 資産運用会社の関係外国法人等
  - B. 直近2事業年度において業府令に定める行為を行った運用財産にかかる有価証券の合計額が当該2事業年度において発行された運用財産にかかる有価証券の額の100分の50を超える者

#### ② 利益相反のおそれがある場合の書面の交付

資産運用会社は、資産の運用を行う投資法人と自己又はその取締役若しくは執行役、資産の運用を行う他の投資法人、利害関係人等その他の投信法施行令で定める者との間における特定資産(投信法に定める指定資産及び投信法施行規則で定めるものを除きます。以下、本②において同じ意味で用います。)の売買その他の投信法施行令で定める取引が行われたときは、投信法施行規則で定めるところにより、当該取引にかかる事項を記載した書面を当該投資法人、資産の運用を行う他の投資法人(当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限りません。その他投信法施行令で定める者に対して交付しなければなりません(投信法第203条第2項)。但し、資産運用会社は、かかる書面の交付に代えて、投信法施行令で定めるところにより、資産の運用を行う投資法人、資産の運用を行う他の投資法人(当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限りません。その他投信法施行令で定める者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用

する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって投信法施行規則に定めるものにより提供することができます（投信法第203条第4項、第5条第2項）。

### ③ 資産の運用の制限

登録されている投資法人は、①当該投資法人の執行役員又は監督役員、②資産運用会社、③当該投資法人の執行役員又は監督役員の親族（配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限ります。）、④資産運用会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）、監査役若しくは執行役員若しくはこれらに類する役職にある者又は使用人との間で以下に掲げる行為（投資主の保護に欠けるおそれが少ないと認められる行為として投信法施行令で定める行為を除きます。）を行ってはなりません（投信法第195条、第193条、投信法施行令第116条ないし第118条）。

（イ）有価証券の取得又は譲渡

（ロ）有価証券の貸借

（ハ）不動産の取得又は譲渡

（ニ）不動産の貸借

（ホ）宅地の造成又は建物の建築を自ら行うことにかかる取引等以外の特定資産にかかる取引

なお、投信法施行令第117条において、投資主の保護に欠けるおそれが少ないと認められる行為として①資産運用会社に宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行わせること、②資産運用会社に不動産の管理を委託すること等が認められています。

## （2）本投資法人の資産運用にかかる自主ルール（利益相反対策ルール）

### ① 一般原則

資産運用会社は、利害関係者（①投信法にて定義される利害関係人等、②資産運用会社の株主、③上記①若しくは②が投資一任契約を締結している特別目的会社等又は④上記①及び②の出資の合計が過半となる特別目的会社等をいいます。）との取引に関しては、法令上の問題点がないのみならず、資産運用会社が本投資法人の資産の運用にかかる業務の受託者として当該取引においてその責務を果たすよう、資産運用会社の内規である利害関係者取引規程に下記②以下のような定めをおいています。

### ② 手続

資産運用会社は、利害関係者との取引等に関する投資方針の策定若しくは改定を行おうとする場合又は本投資法人が利害関係者との間で下記③記載の取引を行おうとする場合には、投資委員会での審議及び決定、コンプライアンス委員会での審議及び決定、並びに取締役会での審議及び決議に加えて、取締役会の決議の後に当該投資方針案又は取引案を本投資法人の役員会の審議に付議すべく必要な手続をとらなければならないものとし、役員会が当該投資方針案又は取引案を承認するか否かを決議するものとします。役員会が承認した場合、資産運用会社は本投資法人の執行役員から当該投資方針案又は取引案に同意する旨の書面を受領した上で、投資方針の策定若しくは改定し又は当該取引を実行するものとします。

### ③ 基準

利害関係者との以下の取引に関しては、それぞれの以下の基準に基づいて行うものとします。但し、かかる取引が実行された後に遅滞なく、資産運用会社は本投資法人に当該取引の内容等を報告するものとします。

（イ）利害関係者からの特定資産の取得

#### A. 不動産等の取得の場合

不動産等1物件あたりの取得価格（不動産等そのものの取得金額とし、不動産鑑定評価額の対象となっていない税金及び取得費用等の他、信託勘定内の積立金、信託収益、固定資産税等の期間按分の精算額を含まないものとします。）は、取得に際して採用した不動産鑑定士の不動産鑑定評価額等以下の金額とします。

#### B. その他の特定資産の取得の場合

市場における時価を把握できる場合、時価により取得するものとします。それ以外の場合、公正な第三者によって提示された適正な価格により取得するものとします。

(ロ) 利害関係者への特定資産の譲渡

A. 不動産等の譲渡の場合

不動産等1物件あたりの譲渡価格（不動産等そのものの譲渡価格とし、税金及び譲渡費用等の他、信託勘定内の積立金、信託収益、固定資産税等の期間按分の精算額を含まないものとします。）は、譲渡に際して採用した不動産鑑定士の不動産鑑定評価額以上の金額とします。

B. その他の特定資産の譲渡の場合

市場における時価を把握できる場合、時価により譲渡するものとします。それ以外の場合、公正な第三者によって提示された適正な価格により譲渡するものとします。

(ハ) 不動産等の取得、譲渡又は賃貸に係る利害関係者への媒介手数料の支払

A. 不動産等の取得に係る媒介の場合

支払うべき媒介手数料の金額は、宅地建物取引業法に規定する報酬の範囲内（信託受益権の場合にはその目的となっている宅地又は建物を基準とします。）とします。

B. 不動産等の譲渡に係る媒介の場合

支払うべき媒介手数料の金額は、宅地建物取引業法に規定する報酬の範囲内（信託受益権の場合にはその目的となっている宅地又は建物を基準とします。）とします。

C. 不動産等の賃貸に係る媒介の場合

支払うべき媒介手数料の金額は、宅地建物取引業法に規定する報酬の範囲内（信託受益権の場合にはその目的となっている宅地又は建物を基準とします。）とします。

(ニ) 利害関係者への不動産等の管理の委託

A. 利害関係者へ不動産等の管理等を委託する場合には、別途資産運用会社が策定する「プロパティ・マネジメント会社選定・管理基準」又は「建物管理会社選定・管理基準」に規定される諸条件を具備することを条件とします。

B. 本投資法人が不動産等を取得したときに、当該不動産等に利害関係者である管理業務等受託会社が存在する場合で、かつ、当該会社が、上記A. の「プロパティ・マネジメント会社選定・管理基準」又は「建物管理会社選定・管理基準」を満たす場合は、原則として当該会社に対して引き続き管理業務等を継続して委託するものとします。

C. 資産運用会社は、原則年1回、上記A. の基準に従い利害関係者の管理業務等の遂行状況について、利害関係を有しない独立した外部の評価機関による評価等を行い委託先としての適正性を検証します。その結果が一定水準に達しない場合には、当該利害関係者に対して、業務内容の変更及び改善の指示を行うこととし、相応の改善期間が経過した後も改善の傾向が見られない場合には、資産運用会社の判断で当該委託先の変更を行うこととします。

(ホ) 利害関係者との不動産等の賃貸借

本投資法人と利害関係者との間の賃貸借契約の内容は、市場実勢及び対象の不動産等の標準的な賃貸条件を勘案して、適正と判断される条件によります。

(ヘ) 利害関係者への不動産等に係る契約金額500万円以上の工事等の発注（但し、時間を要することで不動産等の損害及び被害が甚大になってしまうと判断される場合は除きます。）

利害関係者以外の第三者の見積価格・役務提供の内容等と比較検討した上で、役務提供の内容等に鑑み、見積価格が第三者の水準と著しく乖離していない場合に限り、利害関係者に対し同工事等を発注することができるものとします。



(3) 取得済資産及び取得予定資産にかかる資産運用会社の利害関係について

本投資法人は、取得済資産及び取得予定資産について、資産運用会社の利害関係人等である売主より取得する場合、その取得にかかる契約を締結するにあたり、前記「(2) 本投資法人の資産運用にかかる自主ルール（利益相反対策ルール）」に記載の自主ルールに従い、以下の審議及び決定又は決議を経ていきます。

- ① リスク管理・コンプライアンス室による事前審査及び承認
- ② 投資委員会による審議及び決定
- ③ コンプライアンス委員会による審議及び決定
- ④ 資産運用会社取締役会による審議及び決議
- ⑤ 本投資法人の役員会による審議及び承認

(4) 利害関係人等との取引状況

① 取引状況

当期に係る利害関係人等との取引状況は以下の通りです。

区 分	売買金額等	
	買付額等	売付額等
総 額	11,260,000千円	8,800,000千円
利害関係人等との取引の内訳		
積水ハウス	4,270,000千円(37.9%)	－千円(－%)
積和不動産	1,290,000千円(11.5%)	－千円(－%)
合 計	5,560,000千円(49.4%)	－千円(－%)

② 支払手数料等の金額

当期における利害関係人等（注）への支払手数料等は以下の通りです。

区 分	支払手数料等 総額 (A) (千円)	利害関係人等との取引の内訳		総額に対する割合 (B/A) (%)
		支払先	支払額 (B) (千円)	
管理委託料	448,409	積和不動産	224,816	50.1
		積和不動産中部	52,970	11.8
		積和不動産関西	25,220	5.6
		積和不動産九州	17,060	3.8
		積和管理関西	3,936	0.9
仲介手数料	154,821	積和不動産	91,480	59.1
		積和不動産中部	6,177	4.0
		積和不動産関西	6,204	4.0
		積和不動産九州	2,108	1.4

(注) 利害関係人等とは、本投資法人の資産運用会社の利害関係人等をいい、当期に取引実績又は支払手数料等の支払実績のある、積和不動産、積和不動産中部、積和不動産関西、積和不動産九州及び積和管理関西について、上記のとおり記載しています。

### 3 【投資主・投資法人債権者の権利】

#### (1) 投資主の権利

##### ① 投資主総会における議決権

投信法又は規約により定められる一定の事項は、投資主により構成される投資主総会で決議されます（投信法第77条第2項第3号）。投資主はその有する投資口1口につき1個の議決権を有します（投信法第94条第1項、会社法第308条第1項本文）。投資主総会においては、規約に別段の定めがある場合を除き発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の過半数をもって決議されますが（投信法第93条の2第1項）、規約の変更その他一定の重要事項に関しては、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した投資主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議されなければなりません（投信法第93条の2第2項）。

投資主総会において権利を行使すべき投資主は、役員会の決議を経て定め、法令に従い予め公告する基準日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主とします（投信法第77条の3第2項、規約第15条第2項）。なお、本投資法人が投資主総会を平成28年6月10日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年毎の6月10日及び同日以後遅滞なく招集する場合には、平成28年3月末日及び以後隔年ごとの3月末日における最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、かかる投資主総会において権利を行使することができる投資主とする旨の規約の変更がなされましたが、かかる変更は、改正投信法の施行日に効力を生じるものとされており。

投資主は、投資主総会に出席する代わりに書面によって議決権を行使することも可能です（投信法第90条の2第2項、第92条第1項、規約第12条第1項）。また、投資主は、本投資法人の承諾を得て、電磁的方法により議決権を行使することができます（投信法第92条の2）。さらに、投資主は、代理人により議決権を行使することができます。但し、投資主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は本投資法人の議決権を有する投資主1名に限られます（規約第11条第2項）。また、投資主又はその代理人は、投資主総会毎に代理権を証明する書面を本投資法人に提出しなければなりません（投信法第94条第1項、会社法第310条第1項、規約第11条第3項）。これらの方法にかかわらず、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなされます（投信法第93条第1項、規約第14条第1項）。

##### ② その他の共益権

###### (イ) 代表訴訟提起権（投信法第204条第3項、第116条、第119条、会社法第847条（第2項を除きます。））

6ヶ月前から引き続き投資口を有する投資主は、本投資法人に対して書面をもって、資産運用会社、一般事務受託者、執行役員又は監督役員の責任を追及する訴えの提起を請求することができ、本投資法人が請求の日から60日以内に訴えを提起しないときは、本投資法人のために自ら訴えを提起することができます。

###### (ロ) 投資主総会決議取消権等（投信法第94条第2項、会社法第830条、第831条）

投資主は、投資主総会につき、①招集の手続又は決議の方法が法令若しくは規約に違反し又は著しく不公正なとき、②決議の内容が規約に違反するとき、又は③決議につき特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって著しく不当な決議がなされたときには、当該決議の日から3ヶ月以内に、訴えをもって投資主総会の決議の取消しを請求することができます。また、投資主総会の決議が存在しない場合又は決議の内容が法令に違反する場合には、それぞれ投資主総会の決議の不存在又は無効を確認する訴えを提起することができます。

###### (ハ) 執行役員等の違法行為差止請求権（投信法第109条第5項、第153条の3第2項、会社法第360条第1項）

執行役員が本投資法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは規約に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本投資法人に回復することができない損害が発生するおそれがあるときには、6ヶ月前から引き続き投資口を有する投資主は、執行役員に対してその行為をやめることを請求することができます。本投資法人が清算手続に入った場合には清算執行人に対しても同様です。

###### (ニ) 新投資口発行の差止請求権（投信法第84条第1項、会社法第210条）

投資主は、新投資口の発行が法令若しくは規約に違反する場合又は著しく不公正な方法により行われる場合において、投資主が不利益を受けるおそれがあるときは、本投資法人に対し、新投資口の発行をやめることを請求することができます。

(ホ) 新投資口発行無効訴権（投信法第84条第2項、会社法第828条第1項第2号、第2項第2号）

投資主は、新投資口発行について重大な法令・規約違反があった場合には、新投資口の発行の効力が生じた日から6ヶ月以内に本投資法人に対して新投資口発行無効の訴えを提起することができます。

(ヘ) 投資口併合差止請求権（投信法第81条の2第2項、会社法第182条の3）

投資主は、投資口の併合が法令又は規約に違反する場合において、投資主が不利益を受けるおそれがあるときは、本投資法人に対し、投資口の併合をやめることを請求することができます。

(ト) 合併差止請求権（投信法第150条、会社法第784条の2、第796条の2、第805条の2）

投資主は、合併が法令又は規約に違反する場合等において、投資主が不利益を受けるおそれがあるときは、本投資法人に対し、合併をやめることを請求することができます。

(チ) 合併無効訴権（投信法第150条、会社法第828条第1項第7号、第8号、第2項第7号、第8号）

投資主は、合併手続に重大な瑕疵があった場合等には、本投資法人に対して合併の効力が生じた日から6ヶ月以内に合併無効の訴えを提起することができます。

(リ) 投資主提案権（投信法第94条第1項、会社法第303条第2項、会社法第305条第1項）

発行済投資口の100分の1以上の口数の投資口を6ヶ月前から引き続き有する投資主は、執行役員に対し、投資主総会の日の8週間前までに一定の事項を投資主総会の目的とすることを請求することができ、また、投資主総会の目的である事項につき当該投資主へ提出しようとする議案の要領を投資主総会の招集通知に記載し、又は記録することを請求することができます。

(ヌ) 投資主総会招集権（投信法第90条第3項、会社法第297条第1項、第4項）

発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を6ヶ月前から引き続き有する投資主は、執行役員に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、投資主総会の招集を請求することができ、遅滞なく投資主総会招集の手続がなされない場合又は請求があった日から8週間以内の日を投資主総会の日とする投資主総会招集の通知が発せられない場合には、監督官庁の許可を得て自ら招集することができます。

(ル) 検査役選任請求権（投信法第110条、第94条第1項、会社法第306条第1項）

発行済投資口の100分の1以上の口数の投資口を6ヶ月前から引き続き有する投資主は、投資主総会にかかる招集の手続及び決議の方法を調査させるため、投資主総会に先立って検査役の選任を監督官庁に請求することができます。また、発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を有する投資主は、本投資法人の業務及び財産の状況を調査させるため検査役の選任を監督官庁に申し立てることができます。

(ロ) 執行役員等解任請求権（投信法第104条第1項、第3項、会社法第854条第1項第2号）

役員及び監督役員は投資主総会の決議により解任することができますが、執行役員又は監督役員の職務の執行に関して不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があったにもかかわらず、投資主総会において当該執行役員又は監督役員を解任する旨の議案が否決された場合には、発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を6ヶ月前から引き続き有する投資主は、当該投資主総会の日から30日以内に訴えをもって当該執行役員又は監督役員の解任を請求することができます。

(ワ) 解散請求権（投信法第143条の3）

発行済投資口の10分の1以上の口数の投資口を有する投資主は、本投資法人が業務の執行において著しく困難な状況に至り、本投資法人に回復することができない損害が生じ、又は生じるおそれがあるときや、本投資法人の財産の管理又は処分が著しく失当で本投資法人の存立を危うくするときには、訴えをもって本投資法人の解散を請求することができます。

③ 分配請求権（投信法第77条第2項第1号、第137条第1項）

投資主は、投信法及び規約に定められた金銭の分配方針に従って作成された金銭の分配に係る計算書に従い、保有投資口数に応じて金銭の分配を受ける権利を有します。

なお、本振替投資口については、本投資法人が誤って本投資法人に対抗できないものとされた振替投資口について行った金銭の分配についても、本投資法人は当該分配に係る金額の返還を求められません。この場合、本投資法人は、当該分配に係る金額の限度において、投資主の振替機関等に対する損害賠償請求権を取得します（振替法第228条、第149条）。

④ 残余財産分配請求権（投信法第77条第2項第2号、第158条）

本投資法人が解散し、清算される場合、投資主は、保有投資口数に応じて残余財産の分配を受ける権利を有します。

⑤ 払戻請求権（規約第5条第1項）

投資主は、投資口の払戻請求権を有しません。

⑥ 投資口の処分権（投信法第78条第1項ないし第3項、振替法第226条第1項、第228条、第140条）

投資主は、投資口を自由に譲渡できます。なお、投信法上、投資口を譲渡するには投資証券を交付しなければならないこととされていますが、投資口の「電子化」により、振替口座簿の記録・記載により投資口の権利の帰属が定められることとなっています。

⑦ 投資証券交付請求権及び不所持請求権（投信法第85条第1項、第3項、会社法第217条）

投信法上、投資主は投資口を発行した日以後遅滞なく、当該投資口にかかる投資証券の交付を受けることができ、また、投資主は、投資証券の不所持を申出ることとされていますが、投資口の「電子化」により、振替投資口については保管振替機構が振替法第3条第1項の指定を取り消された場合若しくは当該指定が効力を失った場合であって当該振替機構の振替業を承継する者が存しないとき、又は投資口が保管振替機構によって取り扱われなくなったときに限られます。

⑧ 帳簿等閲覧請求権（投信法第128条の3）

投資主は、本投資法人の営業時間内はいつでも、請求の理由を明らかにして、会計帳簿又はこれに関連する資料の閲覧又は謄写を請求することができます。

⑨ 少数投資主権の行使手続（振替法第228条、第154条）

振替投資口に係る少数投資主権等の行使に際しては、投資主名簿の記載又は記録ではなく、振替口座簿の記載又は記録により判定されることとなります。従って、少数投資主権を行使しようとする投資主は、保管振替機構が個別投資主通知（保管振替機構が、本投資法人に対して行う、投資主の氏名又は名称、保有投資口数等の通知をいいます。以下同じです。）を行うよう、投資主の口座を開設している口座管理機関に対して申し出ることができます。投資主は、かかる個別投資主通知が本投資法人に対して行われた後4週間が経過する日までに限り、少数投資主権を行使することができます。

(2) 投資法人債権者の権利

投資法人債権者が投信法等により有する主な権利の内容は、次のとおりです。

① 元利金支払請求権

投資法人債権者は、投資法人債の要項に従い、元利金の支払いを受けることができます。

② 投資法人債の譲渡

投資法人債券を発行する旨の定めのある投資法人債の移転は、譲渡人及び譲受人間の意思表示及び投資法人債券を交付することにより行われます（投信法第139条の7、会社法第687条）。このうち、取得者が、記名式の投資法人債の譲渡を第三者に対抗するためには、投資法人債券を交付することが必要であり、投資法人に対抗するためには、取得者の氏名又は名称及び住所を投資法人債原簿に記載又は記録することが必要です（投信法第139条の7、会社法第688条第2項）。これに対し、取得者が、無記名式の投資法人債の譲渡を第三者及び投資法人に対抗するためには、投資法人債券を交付することが必要です（投信法第139条の7、会社法第688条第3項）。

投資法人債につき、本投資法人が振替法に基づく一般債振替制度において、保管振替機構が取り扱うことに同意し、振替法の適用を受けることを決定した振替投資法人債については、新規発行及び権利の移転は全て振替法に従い、振替口座簿への記録・記載によって行われることとなります。

③ 投資法人債権者集会における議決権

(イ) 投資法人債権者集会は、投信法に規定のある場合のほか、投資法人債権者の利害に関する事項について、決議を行うことができます（投信法第139条の10第2項、会社法第716条）。

投資法人債権者集会において、投資法人債権者は、その有する投資法人債の金額の合計額に応じて議決権を行使することができます（投信法第139条の10第2項、会社法第723条第1項）。投資法人債権者は、投資法人債権者集会に出席する代わりに書面によって議決権を行使することも可能です（投信法第139条の10第2項、会社法第726条）。

投資法人債権者集会における決議は、裁判所の認可によってその効力を生じます（投信法第139条の10第2項、会社法第734条）。

(ロ) 投資法人債権者集会の決議方法は、以下のとおりです（投信法第139条の10第2項、会社法第724条）。

A. 法令及び投資法人債の要項に別段の定めがある場合のほか、原則として、決議に出席した議決権者の議決権の総額の2分の1を超える議決権を有する者の同意をもって行われます（普通決議）。

B. 投資法人債権者集会の決議は、一定の重要な事項については、議決権者の議決権の総額の5分の1以上を有する議決権者が出席し、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意をもって行われます（特別決議）。

(ハ) 投資法人債総額（償還済みの額を除きます。）の10分の1以上に当たる投資法人債を保有する投資法人債権者は、本投資法人又は投資法人債管理者に対して、会議の目的たる事項及び招集の理由を示して、投資法人債権者集会の招集を請求することができます（投信法第139条の10第2項、会社法第718条第1項）。

かかる請求がなされた後、遅滞なく投資法人債権者集会の招集手続がなされない場合等には、かかる請求を行った投資法人債権者は、裁判所の許可を得て投資法人債権者集会の招集をすることができます（投信法第139条の10第2項、会社法第718条第3項）。

(ニ) 投資法人債権者は、本投資法人の営業時間内に、投資法人債権者集会の議事録の閲覧又は謄写を請求することができます（投信法第139条の10第2項、会社法第731条第3項）。

#### ④ 投資法人債管理者

本投資法人は、投資法人債を募集する場合には、投資法人債管理者を定め、投資法人債権者のために、弁済の受領、債権の保全その他の投資法人債の管理を行うことを委託しなければなりません。但し、各投資法人債の金額が1億円以上である場合については、この限りではありません（投信法第139条の8）。

## 第4【関係法人の状況】

### 1【資産運用会社の概況】

#### (1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

##### ① 名称

積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社

(英文ではSekisui House SI Asset Management, Ltd. と表示します。)

##### ② 資本金の額

2億円(本書の日付現在)

##### ③ 事業の内容

金融商品取引法第28条第4項に規定する投資運用業を行います。

#### (イ) 会社の沿革

年月日	事項
平成16年7月28日	会社設立
平成16年10月23日	宅地建物取引業者免許取得 (免許番号 東京都知事(1)第83732号)
平成17年1月27日	宅地建物取引業法上の取引一任代理等の認可取得 (認可番号 国土交通大臣認可第31号)
平成17年4月18日	投信法上の投資法人資産運用業の認可取得 (認可番号 内閣総理大臣第41号)
平成19年9月30日	金融商品取引法上の金融商品取引業者登録 (関東財務局長(金商)第337号)
平成22年3月8日	株式会社ジョイント・キャピタル・パートナーズから積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社へ商号変更

#### (ロ) 株式の総数及び資本金の額の増減

##### A. 発行可能株式総数(本書の日付現在)

16,000株

##### B. 発行済株式の総数(本書の日付現在)

4,000株

##### C. 最近5年間における資本金の額の増減

該当事項はありません。

#### (ハ) 経理の概況

資産運用会社の経理の概況は以下のとおりです。

##### A. 最近の事業年度における主な資産と負債の概況

	平成28年3月31日
総資産(千円)	1,102,434
総負債(千円)	190,946
純資産(千円)	911,487

B. 最近の事業年度における損益の概況

	第12期 自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月 31日
営業収益 (千円)	1, 132, 072
経常利益 (千円)	665, 484
当期純利益 (千円)	443, 848

(二) その他

A. 役員の変更

資産運用会社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成により選任されます。取締役の選任については、累積投票によりません。取締役の任期は、就任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までで、監査役の任期は、就任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。但し、補欠又は増員として選任された取締役の任期は、前任者又は現任者の残任期間と同一とし、補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とします。資産運用会社において取締役及び監査役の変更があった場合には、その日から2週間以内に、その旨を監督官庁に届け出ます（金融商品取引法第31条第1項、第29条の2第1項第3号）。また、資産運用会社の取締役又は執行役が他の会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は執行役に就任し又はこれらを退任した場合には、遅滞なく、その旨を監督官庁に届け出ます（金融商品取引法第31条の4第1項。他の会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は執行役が資産運用会社の取締役又は執行役を兼ねることとなった場合も同様です。）。

B. 訴訟事件その他資産運用会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

本書の日付現在、資産運用会社に関して、訴訟事件その他重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

(ホ) 関係業務の概要

本投資法人が、資産運用会社に委託する業務の内容は以下のとおりです。

A. 資産運用会社としての業務

- (i) 本投資法人の資産の運用にかかる業務
- (ii) 本投資法人が行う資金調達にかかる業務
- (iii) 本投資法人の資産の状況についての本投資法人への報告業務
- (iv) 本投資法人の資産にかかる運営計画の策定業務
- (v) その他本投資法人が随時委託する上記(i)ないし(iv)に付随し又は関連する業務

B. 一般事務受託者（機関の運営に関する事務）としての業務

- (i) 本投資法人の機関の運営に関する事務（投信法第117条第4号に規定する事務のうち、本投資法人が投資主名簿等管理人との間で締結した事務委託契約書（投資口事務受託契約書）において投資主名簿等管理人に委託された事務以外のもの。）。
- (ii) その他上記(i)に準ずる業務又は付随する業務で、機関運営事務細則に定めるもの。

(2) 【運用体制】

資産運用会社の運用体制については、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況 (4) 投資法人の機構 ③ 投資法人の運用体制」をご参照下さい。

(3) 【大株主の状況】

(本書の日付現在)

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%) (注)
積水ハウス株式会社	大阪府大阪市北区大淀中一丁目1番88号	3,000	75.0
株式会社 スプリング・インベストメント	東京都千代田区紀尾井町4番3号	1,000	25.0
合計		4,000	100.0

(注) 比率は、発行済株式総数に対する所有株式数の比率を表しています。



## (4) 【役員の状況】

(本書の日付現在)

役職名・ 常勤非常勤の別	氏名	主要略歴		所有 株式数
代表取締役社長	南 修	前記「第1 投資法人の追加情報 2 役員の状況」をご参照ください。		0
取締役副社長	佐藤 信義	平成6年4月 平成10年3月 平成14年3月 平成17年3月 平成19年4月  平成21年4月  平成21年4月 平成22年3月 平成26年3月	オリックス株式会社入社 不動産鑑定部 同社 大阪営業第二部 同社 プロジェクトファイナンス部 同社 ストラクチャードファイナンス部 ラサールインベストメントマネジメント株式会社 (現 ラサール不動産投資顧問株式会社) 入社 投資 営業部 アソシエイトディレクター 株式会社ジョイント・コーポレーション入社 株式会社ジョイント・キャピタル・パートナーズ (現 積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社) 出向 IR・財務部 担当部長 同社 IR・財務部長 同社 転籍 IR・財務部長 同社 取締役副社長就任 (現任)	0
専務取締役 (IR・財務部・ 不動産投資部・ 管理部担当)	坂本 光司	平成3年4月 平成11年1月 平成11年4月  平成15年4月 平成16年4月 平成17年4月 平成17年12月 平成18年6月 平成20年1月  平成22年6月  平成24年5月  平成26年3月	株式会社大京入社 株式会社ジョイント・コーポレーション入社 株式会社ジョイント・ランド (現 株式会社ジョイン ト・レジデンシャル不動産) 転籍 営業部課長  同社 業務部業務企画課長 同社 業務部次長 同社 経営企画室長代理 同社 経営企画室長 同社 取締役就任 株式会社ジョイント・キャピタル・パートナーズ (現 積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社) 代表取締役社長就任 積水ハウス・S I 投資法人 (現 積水ハウス・S I レジデンシャル投資法人) 執行役員就任 積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社 専 務取締役就任 (現任) 積水ハウス・S I 投資法人 (現 積水ハウス・S I レジデンシャル投資法人) 執行役員就任	0

役職名・ 常勤非常勤の別	氏名	主要略歴		所有 株式数
取締役 (不動産運用部 担当)	桂 正樹	昭和62年4月 平成16年4月 平成18年2月 平成18年11月 平成22年3月	大阪建物株式会社(現 ダイビル株式会社)入社 同社 業務開発課長 株式会社ニューシティコーポレーション入社 ファンドマネジメント部門 アセットマネージャー バブコック・アンド・ブラウン株式会社(現 株式会 社スプリング・インベストメント)入社 アキュイジション部門 ヴァイスプレジデント 積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社 取締役就任(現任)	0
取締役 (非常勤)	稲澤 良樹	昭和62年4月 昭和64年1月 平成18年4月 平成21年4月 平成22年3月 平成22年5月 平成23年2月	積水ハウス株式会社入社 経理部 同社 財務部 同社 経理財務部(財務グループ) 同社 経理財務部(財務グループ)部長 積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社 取締役就任(現任) 積水ハウス株式会社 経理財務部次長 同社 経理財務部部長(現職)	0
監査役 (非常勤)	河村 直樹	平成8年4月 平成14年8月 平成22年4月 平成26年3月	積水ハウス株式会社入社 総務部 同社 法務部 同社 法務部 課長(現職) 積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社 監査役就任(現任)	0

なお、資産運用会社の取締役及び監査役以外の重要な役職者は、以下のとおりです。

(本書の日付現在)

役職名	氏名	主要略歴	所有株式数
コンプライアンス・オフィサー兼 リスク管理・コンプライアンス室長	角森 吉洋	昭和62年4月 株式会社青木建設（現 青木あすなる建設株式会社）入社 管理本部経理部 平成2年12月 同社 香港支店事務部 平成8年3月 同社 東京支店事務部 平成13年7月 同社 東京支店事務部課長 平成15年5月 同社 管理本部経営企画部課長 平成16年10月 同社 営業本部営業統括部課長 平成17年4月 同社 営業推進本部企画営業部課長 平成19年3月 株式会社ジョイント・キャピタル・パートナーズ（現 積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社）入社 管理部次長 平成20年7月 同社 リスク管理・コンプライアンス室次長 平成21年6月 同社 リスク管理・コンプライアンス室副部長 平成23年6月 同社 リスク管理・コンプライアンス室シニアマネージャー 平成24年5月 同社 コンプライアンス・オフィサー兼リスク管理・コンプライアンス室長（現職）	0

(5) 【事業の内容及び営業の概況】

資産運用会社は、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として、投資運用業及び機関の運営にかかる一般事務受託者としての業務を行っています。

本書の日付現在、資産運用会社が資産の運用及び機関の運営にかかる一般事務受託者としての業務を行う投資法人は、本投資法人のみです。

## 2 【その他の関係法人の概況】

### A. 一般事務受託者(会計等に関する事務)、資産保管会社、投資主名簿等管理人

#### (1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】

##### ① 名称

みずほ信託銀行株式会社  
東京都中央区八重洲一丁目2番1号

##### ② 資本金の額

247,369百万円(平成28年3月31日現在)

##### ③ 事業の内容

銀行法(昭和56年法律第59号、その後の改正を含みます。)(以下「銀行法」といいます。)に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和18年法律第43号、その後の改正を含みます。)(以下「兼営法」といいます。)に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 【関係業務の概要】

一般事務受託者としての業務(機関の運営に関する事務を除きます。)、資産保管会社としての業務、投資主名簿等管理人としての業務

#### (3) 【資本関係】

平成28年3月31日現在、みずほ信託銀行株式会社は、本投資法人の投資口のうち7,247口(発行済投資口の総口数の0.71%(比率は、小数第三位を切捨ててにより表示))を所有しています。

### B. 投資法人債に係る一般事務受託者

#### (1) 名称、資本金の額及び事業の内容

##### ① 名称

株式会社三菱東京UFJ銀行  
東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

##### ② 資本金の額

1,711,958百万円(平成28年3月31日現在)

##### ③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

#### (2) 関係業務の概要

投資法人債に係る一般事務受託者としての業務

#### (3) 資本関係

平成28年3月31日現在、該当事項はありません。

### C. 特定関係法人

#### (1) 名称、資本金の額及び事業の内容

##### ① 名称

積水ハウス株式会社  
大阪府大阪市北区大淀中一丁目1番88号

##### ② 資本金の額

202,591百万円(平成28年1月31日現在)

##### ③ 事業の内容

工業化住宅の設計、施工及び請負並びに不動産の売買、仲介、賃貸借、管理及びそれらに関連する事業を営んでいます。

(2) 関係業務の概要

メインスポンサーとしての業務及びパイプラインサポート会社としての業務

(3) 資本関係

平成28年3月31日現在、積水ハウス株式会社は、本投資法人の投資口のうち39,000口（発行済投資口の総口数の3.83%（比率は、小数第三位を切捨てにより表示））を所有しています。

**D. 特定関係法人**

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

① 名称

積和不動産株式会社

東京都渋谷区代々木二丁目1番1号

② 資本金の額

1,758百万円（平成28年1月31日現在）

③ 事業の内容

不動産の売買、交換及び貸借の仲介及び代理、管理等の事業を営んでいます。

(2) 関係業務の概要

パイプラインサポート会社としての業務、プロパティ・マネジメント会社としての業務、マスターリース会社としての業務

(3) 資本関係

平成28年3月31日現在、該当事項はありません。

## 第5【投資法人の経理状況】

### 1. 財務諸表の作成方法について

本投資法人の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正を含みます。）（以下「財務諸表等規則」といいます。）及び同規則第2条の規定により、「投資法人の計算に関する規則」（平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含みます。）に基づいて作成しています。

なお、財務諸表に記載している金額は原則、千円単位で表示し、単位未満を切り捨てています。

### 2. 監査証明について

本投資法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期計算期間（平成27年10月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けています。

### 3. 連結財務諸表について

本投資法人は子会社がありませんので、連結財務諸表は作成していません。

# 1 【財務諸表】

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前期 (平成27年9月30日)	当期 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,141,338	3,428,890
信託現金及び信託預金	4,969,752	5,016,055
営業未収入金	131,308	153,167
前払費用	162,509	129,092
繰延税金資産	56	238
その他	2,272	10,882
貸倒引当金	△1,092	△4,503
流動資産合計	8,406,145	8,733,823
固定資産		
有形固定資産		
信託建物	94,630,254	101,392,020
減価償却累計額	△12,698,031	△13,697,199
信託建物（純額）	81,932,222	87,694,821
信託構築物	760,950	878,502
減価償却累計額	△181,940	△193,509
信託構築物（純額）	579,009	684,992
信託機械及び装置	1,769,631	1,926,908
減価償却累計額	△443,633	△506,550
信託機械及び装置（純額）	1,325,998	1,420,357
信託工具、器具及び備品	171,783	207,186
減価償却累計額	△62,591	△71,023
信託工具、器具及び備品（純額）	109,192	136,163
信託土地	101,906,410	98,617,010
有形固定資産合計	185,852,834	188,553,346
無形固定資産		
信託借地権	150,019	148,001
商標権	511	293
その他	201	162
無形固定資産合計	150,732	148,456
投資その他の資産		
差入敷金保証金	242,672	242,672
長期前払費用	370,621	367,336
その他	130,382	138,969
投資その他の資産合計	743,675	748,977
固定資産合計	186,747,242	189,450,780
繰延資産		
投資法人債発行費	74,833	67,286
投資口交付費	52,699	38,195
繰延資産合計	127,532	105,482
資産合計	195,280,920	198,290,085

(単位：千円)

	前期 (平成27年9月30日)	当期 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
営業未払金	256,505	336,786
短期借入金	4,650,000	7,200,000
1年内返済予定の長期借入金	6,350,000	12,300,000
未払金	562,861	638,446
未払費用	55,361	54,079
未払法人税等	1,476	3,798
未払消費税等	38,632	17,913
前受金	290,336	237,827
その他	5,851	12,322
流動負債合計	12,211,025	20,801,174
固定負債		
投資法人債	14,500,000	14,500,000
長期借入金	75,109,500	69,709,500
信託預り敷金及び保証金	2,247,305	2,016,256
固定負債合計	91,856,805	86,225,756
負債合計	104,067,831	107,026,930
純資産の部		
投資主資本		
出資総額	88,925,149	88,925,149
剰余金		
任意積立金		
圧縮積立金	77,988	127,423
任意積立金合計	77,988	127,423
当期未処分利益又は当期未処理損失(△)	2,209,951	2,210,581
剰余金合計	2,287,939	2,338,004
投資主資本合計	91,213,089	91,263,154
純資産合計	※1 91,213,089	※1 91,263,154
負債純資産合計	195,280,920	198,290,085



## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当期 (自 平成27年10月1日 至 平成28年3月31日)
営業収益		
貸貸事業収入	※1 6,330,724	※1 6,332,700
不動産等売却益	※2 81,031	※2 210,403
営業収益合計	6,411,756	6,543,103
営業費用		
貸貸事業費用	※1 2,975,490	※1 3,065,906
資産運用報酬	458,937	471,120
資産保管手数料	15,900	15,666
一般事務委託手数料	36,269	35,447
役員報酬	3,600	3,600
貸倒引当金繰入額	1,040	3,638
その他営業費用	176,719	205,900
営業費用合計	3,667,959	3,801,279
営業利益	2,743,797	2,741,823
営業外収益		
受取利息	760	830
未払分配金戻入	254	288
還付加算金	15	—
受取補償金	2,500	—
その他	31	—
営業外収益合計	3,562	1,119
営業外費用		
支払利息	389,721	382,821
投資法人債利息	56,677	56,269
投資法人債発行費償却	7,546	7,546
融資関連費用	67,364	67,453
投資口交付費償却	14,503	14,503
その他	109	108
営業外費用合計	535,922	528,703
経常利益	2,211,437	2,214,239
税引前当期純利益	2,211,437	2,214,239
法人税、住民税及び事業税	1,630	3,925
法人税等調整額	76	△181
法人税等合計	1,706	3,744
当期純利益	2,209,731	2,210,494
前期繰越利益	220	86
当期末処分利益又は当期末処理損失(△)	2,209,951	2,210,581

## (3) 【投資主資本等変動計算書】

前期(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

(単位：千円)

	投資主資本						純資産合計
	出資総額	剰余金			投資主資本 合計		
		任意積立金	当期未処分 利益又は当 期末処理損 失(△)	剰余金合計			
圧縮積立金	任意積立金 合計						
当期首残高	88,925,149	—	—	2,302,778	2,302,778	91,227,928	91,227,928
当期変動額							
圧縮積立金の積立		77,988	77,988	△77,988	—	—	—
剰余金の配当				△2,224,570	△2,224,570	△2,224,570	△2,224,570
当期純利益				2,209,731	2,209,731	2,209,731	2,209,731
当期変動額合計	—	77,988	77,988	△92,827	△14,839	△14,839	△14,839
当期末残高	88,925,149	77,988	77,988	2,209,951	2,287,939	91,213,089	91,213,089

当期(自 平成27年10月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	投資主資本						純資産合計
	出資総額	剰余金			投資主資本 合計		
		任意積立金	当期未処分 利益又は当 期末処理損 失(△)	剰余金合計			
圧縮積立金	任意積立金 合計						
当期首残高	88,925,149	77,988	77,988	2,209,951	2,287,939	91,213,089	91,213,089
当期変動額							
圧縮積立金の積立		49,435	49,435	△49,435	—	—	—
剰余金の配当				△2,160,429	△2,160,429	△2,160,429	△2,160,429
当期純利益				2,210,494	2,210,494	2,210,494	2,210,494
当期変動額合計	—	49,435	49,435	629	50,065	50,065	50,065
当期末残高	88,925,149	127,423	127,423	2,210,581	2,338,004	91,263,154	91,263,154

## (4) 【金銭の分配に係る計算書】

区分	前期 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月 30日)	当期 (自 平成27年10月 1日 至 平成28年 3月 31日)
I 当期末処分利益	2,209,951,548円	2,210,581,192円
II 分配金の額 (投資口1口当たり分配金の額)	2,160,429,420円 (2,122円)	2,163,483,750円 (2,125円)
III 任意積立金 圧縮積立金繰入額	49,435,695円	47,097,442円
IV 次期繰越利益	86,433円	0円
分配金の額の算出方法	<p>本投資法人の規約第34条第1項第2号に定める租税特別措置法第67条の15に規定される本投資法人の配当可能利益の額の100分の90に相当する金額を超えて分配する旨を基本方針としています。規約第34条第1項第4号に定める利益を超えた金銭の分配を行う場合、個人投資主が利益を超える分配額に対してその都度譲渡損益の算定を行うことが必要であることを踏まえ、かかる方針により、当期末処分利益から租税特別措置法第66条の2で定める圧縮積立金繰入額を控除し、投資口1口当たりの分配金が1円未満となる端数部分を除く当期末処分利益の全額である2,160,429,420円を利益分配金として分配しています。</p>	<p>本投資法人の規約第34条第1項第2号に定める租税特別措置法第67条の15に規定される本投資法人の配当可能利益の額の100分の90に相当する金額を超えて分配する旨を基本方針としています。規約第34条第1項第4号に定める利益を超えた金銭の分配を行う場合、個人投資主が利益を超える分配額に対してその都度譲渡損益の算定を行うことが必要であることを踏まえ、かかる方針により、当期末処分利益から租税特別措置法第66条の2で定める圧縮積立金繰入額を控除し、当期末処分利益の全額である2,163,483,750円を利益分配金として分配しています。</p>

## (5) 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当期 (自 平成27年10月1日 至 平成28年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	2,211,437	2,214,239
減価償却費	1,431,514	1,468,539
投資法人債発行費償却	7,546	7,546
投資口交付費償却	14,503	14,503
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△872	3,411
受取利息	△760	△830
支払利息	446,398	439,091
営業未収入金の増減額 (△は増加)	45,924	△21,858
前払費用の増減額 (△は増加)	△27,728	27,888
未収消費税等の増減額 (△は増加)	39,852	—
営業未払金の増減額 (△は減少)	△96,361	22,175
未払金の増減額 (△は減少)	49,596	17,026
未払消費税等の増減額 (△は減少)	38,632	△20,719
前受金の増減額 (△は減少)	3,657	△52,508
信託有形固定資産の売却による減少額	3,050,207	8,240,718
長期前払費用の増減額 (△は増加)	51,685	8,814
その他	△9,412	△2,429
小計	7,255,821	12,365,609
利息の受取額	760	830
利息の支払額	△449,127	△440,372
法人税等の支払額	△2,699	△1,603
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,804,754	11,924,463
投資活動によるキャッシュ・フロー		
信託有形固定資産の取得による支出	△5,888,720	△12,290,967
信託預り敷金及び保証金の受入による収入	175,051	225,239
信託預り敷金及び保証金の返還による支出	△313,570	△456,288
投資その他の資産の増減額 (△は増加)	△12,234	△8,587
投資活動によるキャッシュ・フロー	△6,039,473	△12,530,603
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	1,800,000	7,200,000
短期借入金の返済による支出	△1,000,000	△4,650,000
長期借入れによる収入	2,800,000	4,100,000
長期借入金の返済による支出	△2,100,000	△3,550,000
分配金の支払額	△2,223,959	△2,160,005
財務活動によるキャッシュ・フロー	△723,959	939,994
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	41,321	333,854
現金及び現金同等物の期首残高	8,069,769	8,111,090
現金及び現金同等物の期末残高	※1 8,111,090	※1 8,444,945

## (6) 【注記表】

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 固定資産の減価償却の方法	<p>① 有形固定資産 定額法を採用しています。 なお、主たる有形固定資産の耐用年数は以下のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>信託建物</td> <td>3～66年</td> </tr> <tr> <td>信託構築物</td> <td>3～50年</td> </tr> <tr> <td>信託機械及び装置</td> <td>3～29年</td> </tr> <tr> <td>信託工具、器具及び備品</td> <td>2～15年</td> </tr> </table> <p>② 無形固定資産 定額法を採用しています。また、信託借地権については、残存期間に基づく定額法を採用しています。</p>	信託建物	3～66年	信託構築物	3～50年	信託機械及び装置	3～29年	信託工具、器具及び備品	2～15年
信託建物	3～66年								
信託構築物	3～50年								
信託機械及び装置	3～29年								
信託工具、器具及び備品	2～15年								
2. 繰延資産の処理方法	<p>① 投資法人債発行費 償還期間にわたり定額法により償却しています。</p> <p>② 投資口交付費 定額法（3年）により償却しています。</p>								
3. 引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権について、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。</p>								
4. 収益及び費用の計上基準	<p>固定資産税等の処理方法 保有する不動産等にかかる固定資産税、都市計画税及び償却資産税等については、賦課決定された税額のうち当該会計期間に対応する額を賃貸事業費用として費用処理する方法を採用しています。 なお、不動産又は不動産を信託財産とする信託受益権の取得に伴い、本投資法人が負担すべき初年度の固定資産税等相当額については、費用に計上せず当該不動産等の取得原価に算入しています。不動産等の取得原価に算入した固定資産税等相当額は、前期25,707千円、当期29,241千円です。</p>								
5. ヘッジ会計の方法	<p>① ヘッジ会計の方法 金利スワップ取引について特例処理を採用しています。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段：金利スワップ取引 ヘッジ対象：借入金金利</p> <p>③ ヘッジ方針 リスク管理基本方針に基づき投資法人規約に規定するリスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を行っています。</p> <p>④ ヘッジの有効性の評価の方法 金利スワップは特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価は省略しています。</p>								
6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金及び信託現金、随時引き出し可能な預金及び信託預金並びに容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。</p>								
7. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項	<p>① 不動産等を信託財産とする信託受益権に関する会計処理方法 保有する不動産等を信託財産とする信託受益権につきましては、信託財産内の全ての資産及び負債勘定並びに信託財産に生じた全ての収益及び費用勘定について、貸借対照表及び損益計算書の該当勘定科目に計上しています。 なお、該当勘定科目に計上した信託財産のうち重要性がある下記の科目については、貸借対照表において区分掲記することとしています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 信託現金及び信託預金</li> <li>(2) 信託建物、信託構築物、信託機械及び装置、信託工具、器具及び備品、信託土地</li> <li>(3) 信託借地権</li> <li>(4) 信託預り敷金及び保証金</li> </ol> <p>② 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。なお、資産の取得に係る控除対象外消費税等は、各資産の取得原価に算入しています。</p>								

〔貸借対照表に関する注記〕

※1. 投資信託及び投資法人に関する法律第67条第4項に定める最低純資産額  
(単位：千円)

前 期 (平成27年 9月30日)	当 期 (平成28年 3月31日)
50,000	50,000

〔損益計算書に関する注記〕

※1. 不動産賃貸事業損益の内訳

	前 期 (自 平成27年 4月 1 日 至 平成27年 9月30日)	当 期 (自 平成27年10月 1 日 至 平成28年 3月31日)
(単位：千円)		
A. 不動産賃貸事業収益		
賃貸事業収入		
賃貸料収入	6,141,793	6,120,483
その他賃貸事業収入	188,931	212,216
不動産賃貸事業収益合計	6,330,724	6,332,700
B. 不動産賃貸事業費用		
賃貸事業費用		
管理業務費	572,913	604,056
水道光熱費	114,778	92,107
保険料	7,148	7,334
修繕費	171,157	225,891
固定資産税等	379,071	371,609
信託報酬	46,373	45,297
その他賃貸事業費用	253,043	251,204
減価償却費	1,431,003	1,468,403
不動産賃貸事業費用合計	2,975,490	3,065,906
C. 不動産賃貸事業損益 (A-B)	3,355,234	3,266,794

※2. 不動産等売却益の内訳

前期 (自 平成27年 4月 1 日 至 平成27年 9月30日)

(単位：千円)

りんくう羽倉崎プラザ (株式会社コジマ賃借部分)		
不動産等売却収入		1,150,000
不動産等売却原価	1,081,515	
その他売却費用	10,762	1,092,277
不動産等売却益		57,722
b-toss池袋		
不動産等売却収入		2,050,000
不動産等売却原価	1,968,522	
その他売却費用	58,168	2,026,691
不動産等売却益		23,308

当期（自 平成27年10月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

<hr/>		
エステイメゾン今池		
不動産等売却収入		300,000
不動産等売却原価	265,338	
その他売却費用	12,475	277,813
<hr/>		
不動産等売却益		22,186
<hr/>		
りんくう羽倉崎プラザ		
コジマ×ビックカメラ上福岡店		
ジョイスクエア湯河原		
ベルプラザショッピングセンター		
不動産等売却収入		8,500,000
不動産等売却原価	7,975,267	
その他売却費用	336,515	8,311,783
<hr/>		
不動産等売却益		188,216
<hr/>		

〔投資主資本等変動計算書に関する注記〕

	前 期 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 9 月30日)	当 期 (自 平成27年10月 1 日 至 平成28年 3 月31日)
発行可能投資口総口数及び 発行済投資口の総口数		
発行可能投資口総口数	10,000,000口	10,000,000口
発行済投資口の総口数	1,018,110口	1,018,110口

〔キャッシュ・フロー計算書に関する注記〕

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(単位：千円)

	前 期 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 9 月30日)	当 期 (自 平成27年10月 1 日 至 平成28年 3 月31日)
現金及び預金	3,141,338	3,428,890
信託現金及び信託預金	4,969,752	5,016,055
現金及び現金同等物	8,111,090	8,444,945

〔リース取引に関する注記〕

オペレーティング・リース取引（借主側）

未経過リース料

(単位：千円)

	前 期 (平成27年 9 月30日)	当 期 (平成28年 3 月31日)
1 年内	24,588	24,648
1 年超	889,266	879,112
合計	913,854	903,760

オペレーティング・リース取引（貸主側）

未経過リース料

(単位：千円)

	前 期 (平成27年 9 月30日)	当 期 (平成28年 3 月31日)
1 年内	1,592,239	1,875,009
1 年超	2,665,308	6,126,026
合計	4,257,547	8,001,035



〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

本投資法人は、資金調達計画・余資の運用計画に照らして、必要な資金（投資口の追加発行、借入れ及び投資法人債の発行）を調達しています。余資の運用については安全性及び流動性を重要視し、有利息の普通預金又は短期運用の定期預金とすることにより、市場リスクを極力回避しています。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業未収入金については、顧客の信用リスクに晒されています。本投資法人は、かかるリスクを低減するために、テナント信用力を勘案したテナント選定及び賃料支払状況等の管理体制の整備を行っています。

賃借物件における差入敷金保証金については、取引先企業の信用リスクに晒されています。本投資法人は、かかるリスクを低減するために、定期的に取り先企業の財務状況等を把握しています。

借入れ及び投資法人債の発行の可能性及び条件並びにその後の金利負担は、金利情勢その他の要因による影響を受けるため、本投資法人の希望する時期及び条件で借入れ及び投資法人債の発行を行うことができるという保証はなく、また、変動金利により調達した場合には、その後の金利変動により利払額が増加する可能性があります。また、金融機関の融資姿勢によっては、新たな借入れができなくなることや、金利、担保提供、財務制限条項等の点でより不利な条件での借入れを余儀なくされる可能性があります。

本投資法人では、上記借入れ及び投資法人債に係る市場リスク（金利等変動リスク）に対し、資産運用会社において、デリバティブ取引の取扱及びリスク管理規程を定め、当該規程に沿ってリスク低減を図ることとしています。

また、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理につきましては、資産運用会社の各部門からの報告に基づき担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、後記「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません。

前期（平成27年9月30日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,141,338	3,141,338	—
(2) 信託現金及び信託預金	4,969,752	4,969,752	—
(3) 営業未収入金	131,308	131,308	—
貸倒引当金	△1,092	△1,092	—
	130,216	130,216	—
資産計	8,241,307	8,241,307	—
(4) 営業未払金	256,505	256,505	—
(5) 短期借入金	4,650,000	4,650,000	—
(6) 1年内返済予定の長期借入金	6,350,000	6,360,009	10,009
(7) 投資法人債	14,500,000	14,394,622	△105,377
(8) 長期借入金	75,109,500	75,394,749	285,249
負債計	100,866,005	101,055,887	189,881
(9) デリバティブ取引	—	—	—

当期（平成28年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,428,890	3,428,890	—
(2) 信託現金及び信託預金	5,016,055	5,016,055	—
(3) 営業未収入金	153,167	153,167	—
貸倒引当金	△4,503	△4,503	—
	148,663	148,663	—
資産計	8,593,609	8,593,609	—
(4) 営業未払金	336,786	336,786	—
(5) 短期借入金	7,200,000	7,200,000	—
(6) 1年内返済予定の長期借入金	12,300,000	12,362,929	62,929
(7) 投資法人債	14,500,000	14,643,879	143,879
(8) 長期借入金	69,709,500	70,882,883	1,173,383
負債計	104,046,286	105,426,479	1,380,192
(9) デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 信託現金及び信託預金、(3) 営業未収入金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

なお、営業未収入金については、信用リスクを個別に把握することが困難なため、貸倒引当金を信用リスクとみなし、時価を算定しています。

(4) 営業未払金、(5) 短期借入金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6) 1年内返済予定の長期借入金、(8) 長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっています（但し、金利スワップの特例処理の対象とされた変動金利による長期借入金（後記「デリバティブ取引に関する注記」参照）は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入れを行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割引いて算定する方法によっています。）。固定金利によるものの現在価値の算定は、同様の借入れを行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割引いて算定する方法によっています。

(7) 投資法人債

本投資法人の投資法人債は店頭において相対での取引となっているため、市場価格での時価表示は困難となっています。現在価値の算定は、同様の資金調達を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割引いて算定する方法によっています。

(9) デリバティブ取引

後記「デリバティブ取引に関する注記」をご参照下さい。

(注2) 金銭債権の決済予定額

前期（平成27年9月30日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
(1) 現金及び預金	3,141,338	—	—	—	—	—
(2) 信託現金及び 信託預金	4,969,752	—	—	—	—	—
(3) 営業未収入金	131,308	—	—	—	—	—
資産計	8,242,399	—	—	—	—	—

当期（平成28年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
(1) 現金及び預金	3,428,890	—	—	—	—	—
(2) 信託現金及び 信託預金	5,016,055	—	—	—	—	—
(3) 営業未収入金	153,167	—	—	—	—	—
資産計	8,598,113	—	—	—	—	—

## (注3) 投資法人債及び借入金の返済予定額

前期 (平成27年9月30日)

(単位: 千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
(1) 短期借入金	4,650,000	—	—	—	—	—
(2) 投資法人債	—	—	4,000,000	2,500,000	2,000,000	6,000,000
(3) 長期借入金	6,350,000	12,205,000	4,600,000	8,382,000	12,292,500	37,630,000
負債計	11,000,000	12,205,000	8,600,000	10,882,000	14,292,500	43,630,000

当期 (平成28年3月31日)

(単位: 千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
(1) 短期借入金	7,200,000	—	—	—	—	—
(2) 投資法人債	—	4,000,000	2,500,000	2,000,000	—	6,000,000
(3) 長期借入金	12,300,000	4,805,000	10,882,000	6,792,500	15,400,000	31,830,000
負債計	19,500,000	8,805,000	13,382,000	8,792,500	15,400,000	37,830,000

## (注4) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位: 千円)

区分	前期 (平成27年9月30日)	当期 (平成28年3月31日)
(1) 差入敷金保証金	242,672	242,672
(2) 信託預り敷金及び保証金	2,247,305	2,016,256

## (1) 差入敷金保証金

差入敷金保証金に関しては市場価格がなく、かつ、実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

## (2) 信託預り敷金及び保証金

入居テナントから預託されている信託預り敷金及び保証金は、市場価格がなく、かつ、実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

〔有価証券に関する注記〕

前期（平成27年9月30日）

該当事項はありません。

当期（平成28年3月31日）

該当事項はありません。

〔デリバティブ取引に関する注記〕

① ヘッジ会計が適用されていないもの

前期（平成27年9月30日）

該当するものはありません。

当期（平成28年3月31日）

該当するものはありません。

② ヘッジ会計が適用されているもの

前期（平成27年9月30日）

ヘッジ会計の方法毎の決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は次のとおりです。

（単位：千円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等（注1）		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	71,609,500	71,609,500	（注2）	—

（注1）金利スワップ取引の契約額等は、想定元本に基づいて表示しています。

（注2）金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価を含めて記載しています（前記「金融商品に関する注記 2. 金融商品の時価等に関する事項（注1）（8）長期借入金」をご参照下さい。）。

当期（平成28年3月31日）

ヘッジ会計の方法毎の決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は次のとおりです。

（単位：千円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等（注1）		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	73,509,500	64,009,500	（注2）	—

（注1）金利スワップ取引の契約額等は、想定元本に基づいて表示しています。

（注2）金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価を含めて記載しています（前記「金融商品に関する注記 2. 金融商品の時価等に関する事項（注1）（8）長期借入金」をご参照下さい。）。

〔退職給付に関する注記〕

前期（平成27年9月30日）

退職給付制度がありませんので、該当事項はありません。

当期（平成28年3月31日）

退職給付制度がありませんので、該当事項はありません。

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前期 (平成27年9月30日)	当期 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
信託借地権償却額	4,781千円	5,338千円
貸倒引当金繰入超過額	352千円	1,429千円
未払事業税損金不算入額	56千円	238千円
繰延税金資産小計	5,191千円	7,005千円
評価性引当額	△5,134千円	△6,767千円
繰延税金資産合計	56千円	238千円
繰延税金資産の純額	56千円	238千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前期 (平成27年9月30日)	当期 (平成28年3月31日)
法定実効税率	32.31%	32.31%
(調整)		
支払分配金の損金算入額	△31.56%	△31.57%
圧縮積立金繰入額	△0.72%	△0.69%
その他	0.05%	0.12%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.08%	0.17%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成28年3月29日に国会で成立した「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第15号)により、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率が引き下げられることに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成28年9月期(第22期)において解消が見込まれる一時差異について、31.74%に変更されます。なお、この変更による、当期末の繰延税金資産及び繰延税金負債の金額に与える影響は軽微です。

〔持分法損益等に関する注記〕

前期(自平成27年4月1日至平成27年9月30日)

本投資法人には関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

当期(自平成27年10月1日至平成28年3月31日)

本投資法人には関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

〔資産除去債務に関する注記〕

前期(自平成27年4月1日至平成27年9月30日)

該当事項はありません。

当期(自平成27年10月1日至平成28年3月31日)

該当事項はありません。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

1. 親会社及び法人主要投資主等

前期（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

当期（自 平成27年10月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

2. 関連会社等

前期（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

当期（自 平成27年10月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

3. 兄弟会社等

前期（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

当期（自 平成27年10月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

4. 役員及び個人主要投資主等

前期（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

種類	氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親者	南 修	本投資法人執行役員兼 積水ハウス・S I アセ ットマネジメント株式 会社代表取締役	-	積水ハウス・S I アセット マネジメント株式会社への 資産運用報酬の支払 (注1)	519,950 (注2)	未払金	495,652
				積水ハウス・S I アセット マネジメント株式会社への 機関運営事務報酬の支払 (注3)	1,400	未払金	1,512

(注1) 南 修が第三者（積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社）の代表者として行った取引であり、報酬額は、本投資法人の規約で定められた条件によっています。

(注2) 個々の不動産等の帳簿価額に算入した物件取得に係る運用報酬35,412千円及びその他売却費用に計上した物件譲渡に係る運用報酬25,600千円が含まれています。

(注3) 南 修が第三者（積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社）の代表者として行った取引であり、報酬額は、機関運営事務委託契約に基づいています。

(注4) 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。

当期（自平成27年10月1日 至平成28年3月31日）

種類	氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親者	南 修	本投資法人執行役員兼 積水ハウス・S I アセ ットマネジメント株式 会社代表取締役	-	積水ハウス・S I アセット マネジメント株式会社への 資産運用報酬の支払 (注1)	609,360 (注2)	未払金	558,058
				積水ハウス・S I アセット マネジメント株式会社への 機関運営事務報酬の支払 (注3)	1,400	未払金	1,512

(注1) 南 修が第三者(積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社)の代表者として行った取引であり、報酬額は、本投資法人の規約で定められた条件によっています。

(注2) 個々の不動産等の帳簿価額に算入した物件取得に係る運用報酬67,840千円及びその他売却費用に計上した物件譲渡に係る運用報酬70,400千円が含まれています。

(注3) 南 修が第三者(積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社)の代表者として行った取引であり、報酬額は、機関運営事務委託契約に基づいています。

(注4) 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。



〔セグメント情報等の注記〕

(セグメント情報)

本投資法人は、不動産賃貸事業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

(関連情報)

前期（自平成27年4月1日 至平成27年9月30日）

1. 製品及びサービス毎の情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域毎の情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客毎の情報

単一の外部顧客への売上高は、すべて損益計算書の営業収益の10%未満であるため、記載を省略しています。

当期（自平成27年10月1日 至平成28年3月31日）

1. 製品及びサービス毎の情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域毎の情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客毎の情報

単一の外部顧客への売上高は、すべて損益計算書の営業収益の10%未満であるため、記載を省略しています。

[1口当たり情報に関する注記]

項目	期別 前期 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当期 (自平成27年10月1日 至平成28年3月31日)
1口当たり純資産額	89,590円	89,639円
1口当たり当期純利益	2,170円	2,171円

(注1) 潜在投資口調整後1口当たり当期純利益については、潜在投資口がないため記載していません。

(注2) 1口当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	期別 前期 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当期 (自平成27年10月1日 至平成28年3月31日)
当期純利益(千円)	2,209,731	2,210,494
普通投資主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通投資口に係る当期純利益(千円)	2,209,731	2,210,494
期中平均投資口数(口)	1,018,110	1,018,110

〔賃貸等不動産に関する注記〕

本投資法人の保有する資産にかかる信託受益権の信託財産である不動産は、賃貸住宅、賃貸商業施設等です。前期における当該賃貸等不動産に関する不動産賃貸事業損益は3,355,234千円です。当期における当該賃貸等不動産に関する不動産賃貸事業損益は3,266,794千円です。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりです。

(単位：千円)

	前 期 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 9 月 30 日)	当 期 (自 平成27年10月 1 日 至 平成28年 3 月 31 日)
貸借対照表計上額		
期首残高	184,681,786	186,002,975
期中増減額	1,321,189	2,698,486
期末残高	186,002,975	188,701,461
期末時価	200,694,200	207,565,700

(注1) 貸借対照表計上額は、減価償却後の帳簿価額を記載しています。

(注2) 期中増減額のうち、前期の主な増加額は、新規4物件取得(5,696,499千円)によるものであり、主な減少額は、りんくう羽倉崎プラザ(底地)の一部、b-toss池袋の売却(3,050,037千円)及び減価償却費(1,431,003千円)によるものです。当期の主な増加額は、新規3物件取得(12,113,113千円)によるものであり、主な減少額は、エステメゾン今池、りんくう羽倉崎プラザ、コジマ×ビックカメラ上福岡店、ジョイスクエア湯河原及びベルプラザショッピングセンターの売却(8,240,605千円)及び減価償却費(1,468,403千円)によるものです。

(注3) 期末時価は、投資法人規約に基づき、それぞれ平成27年9月30日、平成28年3月31日を価格時点とする不動産鑑定士による鑑定評価額又は調査価額を記載しています。

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

## (7) 【附属明細表】

## ① 有価証券明細表

該当事項はありません。

不動産信託受益権は、不動産等明細表のうち、総括表に含めて記載しています。

## ② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(単位：千円)

区 分	種 類	契約額等 (注1)		時 価 (注2)
			うち1年超	
市場取引以外の取引	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	73,509,500	64,009,500	—
合 計		73,509,500	64,009,500	

(注1) 金利スワップ取引の契約額等は、想定元本に基づいて表示しています。

(注2) 当該取引は、金融商品に関する会計基準上の特例処理の要件を満たしているため、時価の記載は省略しています。

## ③ 不動産等明細表のうち総括表

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減価償却累計額		差 引 当期末残高 (百万円)	摘 要
					又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)		
有形 固定 資産	信託建物	94,630	8,213	1,451	101,392	13,697	1,368	87,694 (注)
	信託構築物	760	149	31	878	193	21	684 (注)
	信託機械及び装置	1,769	158	1	1,926	506	63	1,420 (注)
	信託工具、 器具及び備品	171	44	8	207	71	13	136 (注)
	信託土地	101,906	3,842	7,132	98,617	—	—	98,617 (注)
	合 計	199,239	12,407	8,624	203,021	14,468	1,466	188,553
無形 固定 資産	信託借地権	164	—	—	164	16	2	148
	商標権	0	—	0	0	0	0	0 (注)
	その他	6	—	—	6	6	0	0
	合 計	172	—	0	171	23	2	148

(注) 当期増加額は、主にマストライフ日野、プライムメゾン横濱日本大通及び神戸女子学生会館を取得したことによるものです。当期減少額は、りんくう羽倉崎プラザ、コジマ×ビックカメラ上福岡店、ジョイスクエア湯河原、バルプラザショッピングセンター及びエステメゾン今池の売却によるものです。

## ④ その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

不動産信託受益権は、不動産等明細表のうち、総括表に含めて記載しています。

⑤ 投資法人債明細表

銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	償還期限	使途	担保
第1回無担保 投資法人債	平成25年2月28日	4,000	—	4,000	0.630	平成30年2月28日	(注1)	無担保
第2回無担保 投資法人債	平成25年2月28日	2,000	—	2,000	1.000	平成32年2月28日	(注1)	無担保
第3回無担保 投資法人債	平成26年2月28日	2,500	—	2,500	0.374	平成31年2月28日	(注2)	無担保
第4回無担保 投資法人債	平成26年2月28日	3,000	—	3,000	1.069	平成36年2月28日	(注2)	無担保
第5回無担保 投資法人債	平成26年8月29日	3,000	—	3,000	0.871	平成36年8月30日	(注2)	無担保
合計		14,500	—	14,500				

(注1) 資金使途は、既存借入金の返済及び不動産信託受益権の取得資金等です。

(注2) 資金使途は、既存借入金の返済資金等です。

(注3) 特定投資法人債間限定同順位特約が付されています。

(注4) 貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
—	4,000	2,500	2,000	—

⑥ 借入金明細表

区分	借入先	当期首 残高 (百万円)	当期 増加額 (百万円)	当期 減少額 (百万円)	当期末 残高 (百万円)	平均 利率 (注1)	返 済 期 限	返済 方法	使途	摘要
		短期 借入 金	株式会社みずほ銀行	950	—	950	—	0.30500%	平成28年2月29日 (注2)	期限 一括 (注4)
株式会社三井住友銀行	950	—	950	—						
株式会社三菱東京UFJ銀行	950	—	950	—						
株式会社みずほ銀行	600	—	600	—	0.30500%	平成28年2月29日 (注2)				
株式会社三井住友銀行	600	—	600	—						
株式会社三菱東京UFJ銀行	600	—	600	—						
株式会社みずほ銀行	—	400	—	400	0.29571%	平成28年8月31日				
株式会社三井住友銀行	—	400	—	400						
株式会社三菱東京UFJ銀行	—	400	—	400						
株式会社みずほ銀行	—	2,000	—	2,000	0.24955%	平成28年8月31日				
株式会社三井住友銀行	—	2,000	—	2,000						
株式会社三菱東京UFJ銀行	—	2,000	—	2,000						
小計		4,650	7,200	4,650	7,200					
長期 借入 金	株式会社日本政策投資銀行	2,000	—	2,000	—	1.57000%	平成28年2月29日 (注2)	期限 一括 (注5)	無担 保・ 無保 証	
株式会社みずほ銀行	425	—	425	—						
株式会社三井住友銀行	425	—	425	—						

区分	借入先	当期首	当期	当期	当期末	平均	返済	返済	用途	摘要
		残高	増加額	減少額	残高					
		(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(注1)	限			
長期借入金	株式会社あおぞら銀行	100	—	—	100	1.18975%	平成29年2月28日 (注3)	期限一括	(注4)	無担保・無保証
	信金中央金庫	100	—	—	100					
	株式会社みずほ銀行	200	—	—	200					
	みずほ信託銀行株式会社	200	—	—	200					
	株式会社三井住友銀行	200	—	—	200					
	三井住友信託銀行株式会社	100	—	—	100					
	株式会社三菱東京UFJ銀行	100	—	—	100					
	三菱UFJ信託銀行株式会社	300	—	—	300					
	株式会社りそな銀行	200	—	—	200					
	株式会社日本政策投資銀行	1,200	—	—	1,200	1.19475%	平成29年2月28日 (注3)	期限一括	(注6)	
	株式会社福岡銀行	500	—	—	500					
	株式会社みずほ銀行	400	—	—	400					
	株式会社三井住友銀行	1,100	—	—	1,100					
	株式会社三菱東京UFJ銀行	1,300	—	—	1,300					
	株式会社山口銀行	500	—	—	500					
	株式会社日本政策投資銀行	941	—	—	941	1.15475%	平成31年2月28日	期限一括	(注5)	
	株式会社みずほ銀行	1,470	—	—	1,470					
	株式会社三井住友銀行	1,470	—	—	1,470					
	農林中央金庫	2,352	—	—	2,352	0.95750%	平成29年8月31日	期限一括	(注5)	
	株式会社みずほ銀行	176	—	—	176					
	株式会社三井住友銀行	176	—	—	176					
	株式会社みずほ銀行	750	—	—	750	0.89900%	平成31年2月28日	期限一括	(注4)	
	みずほ信託銀行株式会社	2,250	—	—	2,250					
	株式会社三井住友銀行	750	—	—	750					
株式会社三菱東京UFJ銀行	750	—	—	750						
株式会社みずほ銀行	400	—	—	400	1.02225%	平成32年2月28日	期限一括	(注5)		
みずほ信託銀行株式会社	500	—	—	500						
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,700	—	—	1,700						
三菱UFJ信託銀行株式会社	2,142	—	—	2,142						
株式会社りそな銀行	500	—	—	500						

区分	借入先	当期首	当期	当期	当期末	平均	返済	返済	用途	摘要
		残高	増加額	減少額	残高					
		(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(注1)				
長期借入金	株式会社七十七銀行	500	—	—	500	0.75600%	平成30年2月28日	期限一括	(注5)	無担保・無保証
	株式会社広島銀行	500	—	—	500					
	株式会社みずほ銀行	100	—	—	100					
	株式会社三菱東京UFJ銀行	500	—	—	500					
	三菱UFJ信託銀行株式会社	500	—	—	500					
	株式会社あおぞら銀行	200	—	—	200	0.65475%	平成29年2月28日 (注3)		(注4)	
	信金中央金庫	200	—	—	200					
	株式会社みずほ銀行	300	—	—	300					
	みずほ信託銀行株式会社	400	—	—	400					
	株式会社三井住友銀行	300	—	—	300					
	三井住友信託銀行株式会社	200	—	—	200					
	株式会社三菱東京UFJ銀行	700	—	—	700					
	三菱UFJ信託銀行株式会社	500	—	—	500					
	株式会社りそな銀行	200	—	—	200	1.17200%	平成32年8月31日		(注5)	
	株式会社あおぞら銀行	1,000	—	—	1,000					
	株式会社みずほ銀行	500	—	—	500					
	みずほ信託銀行株式会社	200	—	—	200					
	三井住友信託銀行株式会社	2,500	—	—	2,500					
	株式会社三菱東京UFJ銀行	600	—	—	600					
	三菱UFJ信託銀行株式会社	200	—	—	200					
	株式会社りそな銀行	500	—	—	500					
	株式会社あおぞら銀行	500	—	—	500	0.55890%	平成30年8月31日		(注5)	
	株式会社みずほ銀行	200	—	—	200					
	みずほ信託銀行株式会社	200	—	—	200					
株式会社三井住友銀行	1,100	—	—	1,100						
三井住友信託銀行株式会社	500	—	—	500						
株式会社みずほ銀行	300	—	—	300	1.17350%	平成34年2月28日	(注4)			
株式会社三井住友銀行	300	—	—	300						
三井住友信託銀行株式会社	400	—	—	400						
株式会社三菱東京UFJ銀行	800	—	—	800						

区分	借入先	当期首	当期	当期	当期末	平均	返済	返済	用途	摘要
		残高	増加額	減少額	残高					
		(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(注1)				
長期借入金	株式会社みずほ銀行	400	—	—	400	1.11000%	平成34年2月28日	期限一括	(注5)	無担保・無保証
	みずほ信託銀行株式会社	980	—	—	980					
	株式会社三井住友銀行	500	—	—	500					
	三井住友信託銀行株式会社	1,500	—	—	1,500					
	三菱UFJ信託銀行株式会社	500	—	—	500					
	株式会社りそな銀行	800	—	—	800					
	株式会社池田泉州銀行	500	—	—	500	0.95225%	平成33年2月26日			
	株式会社みずほ銀行	400	—	—	400					
	みずほ信託銀行株式会社	500	—	—	500					
	株式会社三井住友銀行	500	—	—	500					
	三井住友信託銀行株式会社	500	—	—	500					
	三菱UFJ信託銀行株式会社	500	—	—	500					
	株式会社山口銀行	500	—	—	500	0.79614%	平成32年2月28日			
	株式会社りそな銀行	500	—	—	500					
	株式会社みずほ銀行	405	—	—	405	0.97300%	平成33年2月26日			
	株式会社三井住友銀行	1,145	—	—	1,145					
	株式会社静岡銀行	500	—	—	500	0.96475%	平成34年8月31日			
	信金中央金庫	500	—	—	500					
	株式会社福岡銀行	500	—	—	500					
	株式会社みずほ銀行	300	—	—	300					
	株式会社三井住友銀行	300	—	—	300	0.83600%	平成33年8月31日			
	株式会社みずほ銀行	2,500	—	—	2,500					
	株式会社三井住友銀行	2,000	—	—	2,000					
	株式会社三菱東京UFJ銀行	900	—	—	900	0.33000%	平成28年2月29日 (注2)			
株式会社みずほ銀行	2,450	—	—	2,450						
株式会社三井住友銀行	1,950	—	—	1,950						
株式会社みずほ銀行	200	—	200	—	0.33000%	平成28年2月29日 (注2)				
株式会社三井住友銀行	200	—	200	—						
株式会社三菱東京UFJ銀行	300	—	300	—						



区分	借入先	当期首	当期	当期	当期末	平均	返済	返済	使途	摘要
		残高	増加額	減少額	残高					
		(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(注1)	限			
長期借入金	株式会社あおぞら銀行	200	-	-	200	0.86650%	平成35年2月28日	期限一括	(注5)	無担保・無保証
	株式会社池田泉州銀行	200	-	-	200					
	株式会社静岡銀行	200	-	-	200					
	株式会社七十七銀行	200	-	-	200					
	信金中央金庫	200	-	-	200					
	農林中央金庫	500	-	-	500					
	株式会社広島銀行	200	-	-	200					
	株式会社福岡銀行	700	-	-	700					
	株式会社みずほ銀行	1,000	-	-	1,000					
	みずほ信託銀行株式会社	800	-	-	800					
	株式会社三井住友銀行	600	-	-	600					
	三井住友信託銀行株式会社	300	-	-	300					
	株式会社三菱東京UFJ銀行	800	-	-	800					
	三菱UFJ信託銀行株式会社	500	-	-	500					
	株式会社山口銀行	200	-	-	200					
	株式会社りそな銀行	500	-	-	500					
	株式会社日本政策投資銀行	1,000	-	-	1,000	0.85250%	平成35年2月28日			
	農林中央金庫	800	-	-	800	0.73975%	平成34年2月28日			
	株式会社福岡銀行	500	-	-	500					
	株式会社みずほ銀行	500	-	-	500					
	株式会社三井住友銀行	500	-	-	500					
	株式会社三菱東京UFJ銀行	300	-	-	300					
	株式会社りそな銀行	750	-	-	750					
	株式会社池田泉州銀行	500	-	-	500	0.62800%	平成33年2月26日			
	株式会社静岡銀行	500	-	-	500					
	株式会社七十七銀行	500	-	-	500					
	信金中央金庫	500	-	-	500					
	農林中央金庫	500	-	-	500					
株式会社広島銀行	500	-	-	500						
株式会社みずほ銀行	600	-	-	600						
株式会社三井住友銀行	300	-	-	300						

区分	借入先	当期首	当期	当期	当期末	平均	返済	返済	用途	摘要
		残高	増加額	減少額	残高					
		(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(注1)				
長期借入金	株式会社みずほ銀行	700	—	—	700	0.29576%	平成28年8月31日 (注3)	期限一括	(注4)	無担保・無保証
	株式会社三井住友銀行	700	—	—	700					
	株式会社三菱東京UFJ銀行	700	—	—	700					
	三菱UFJ信託銀行株式会社	700	—	—	700					
	株式会社みずほ銀行	—	450	—	450	0.68030%	平成35年8月31日			
	みずほ信託銀行株式会社	—	1,000	—	1,000					
	株式会社三井住友銀行	—	450	—	450					
	株式会社日本政策投資銀行	—	2,100	—	2,100	0.67400%	平成35年8月31日			
	株式会社みずほ銀行	—	100	—	100					
	小計	81,459	4,100	3,550	82,009					
合計	86,109	11,300	8,200	89,209						

(注1) 平均利率は、期中加重平均利率を記載しています。利率は、小数第六位を四捨五入しています。なお、金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行った借入金については、金利スワップの効果を勘案した利率を記載しています。

(注2) 平成27年12月7日付で、全額期限前返済しています。

(注3) 当期末において、貸借対照表上、1年内返済予定の長期借入金として流動負債に計上しています。

(注4) 資金用途は、不動産信託受益権の取得資金等です。

(注5) 資金用途は、既存借入金の返済です。

(注6) 資金用途は、平成19年3月に発行した第2回無担保投資法人債（投資法人債間限定同順位特約付及び適格機関投資家限定）の償還です。

(注7) 長期借入金の貸借対照表日後5年以内における1年毎の返済予定額の総額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
12,300	4,805	10,882	6,792	15,400

## 2 【投資法人の現況】

### 【純資産額計算書】

(平成28年3月末日現在)

I 資産総額	198,290,085千円
II 負債総額	107,026,930千円
III 純資産総額 (I - II)	91,263,154千円
IV 発行済数量	1,018,110口
V 1 単位当たり純資産額 (III / IV)	89,639円

## 第6【販売及び買戻しの実績】

計算期間	発行日	販売口数	買戻し口数	発行済投資口の総口数
第16期計算期間 自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日	平成25年4月22日	21,430口 (0口)	0口 (0口)	158,500口 (0口)
	平成25年5月23日	1,105口 (0口)	0口 (0口)	159,605口 (0口)
第17期計算期間 自 平成25年10月1日 至 平成26年3月31日	該当ありません			159,605口 (0口)
第18期計算期間 自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日	平成26年4月1日	638,420口 (0口)	0口 (0口)	798,025口 (0口)
	平成26年4月21日	111,600口 (0口)	0口 (0口)	909,625口 (0口)
	平成26年5月22日	5,615口 (0口)	0口 (0口)	915,240口 (0口)
第19期計算期間 自 平成26年10月1日 至 平成27年3月31日	平成26年10月22日	97,970口 (0口)	0口 (0口)	1,013,210口 (0口)
	平成26年11月18日	4,900口 (0口)	0口 (0口)	1,018,110口 (0口)
第20期計算期間 自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日	該当ありません			1,018,110口 (0口)
第21期計算期間 自 平成27年10月1日 至 平成28年3月31日	該当ありません			1,018,110口 (0口)

(注1) ( ) 内の数は、本邦外における販売口数、買戻し口数及び発行済投資口の総口数です。

(注2) 本投資法人による投資口の買戻しの実績はありません。

(注3) 平成26年4月1日を効力発生日として投資口1口につき5口の割合で投資口の分割を行っています。

## 第7【参考情報】

第21期計算期間の開始日から、本有価証券報告書提出日までの間に以下の書類を提出しました。

1. 有価証券報告書

第20期（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）有価証券報告書（添付書類を含みます。）を平成27年12月18日に関東財務局長に提出しました。

2. 訂正発行登録書

訂正発行登録書を平成27年12月18日に関東財務局長に提出しました。

3. 発行登録書

発行登録書（添付書類を含みます。）を平成28年2月5日に関東財務局長に提出しました。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年6月23日

積水ハウス・S I レジデンシャル投資法人  
役員会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 原田 昌平 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 仲下 寛司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「投資法人の経理状況」に掲げられている積水ハウス・S I レジデンシャル投資法人の平成27年10月1日から平成28年3月31日までの第21期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、金銭の分配に係る計算書、キャッシュ・フロー計算書、注記表及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、積水ハウス・S I レジデンシャル投資法人の平成28年3月31日現在の財産の状態並びに同日をもって終了する計算期間の損益及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

投資法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。